

大洲市地域防災計画

資 料 編

令和 6 年 6 月

大洲市防災会議

地域防災計画策定・修正履歴

[illegible]

目 次

【防災関係施設・組織】

○防災関係機関一覧.....	1
○防災会議委員等一覧.....	5
○連絡所一覧.....	6
○コミュニティセンター一覧.....	7
○自主防災組織一覧.....	8
○水道施設の現況.....	9
○大洲市指定給水工事業者一覧.....	12
○市内建設業協会会員一覧.....	16

【条例等】

○大洲市防災会議条例.....	17
○大洲市災害対策本部条例.....	18
○大洲市災害対策本部運営要領.....	19
○災害救助法による救助の程度、方法及び期間.....	36
○〇〇〇地区自主防災組織規約（例）.....	39
○鹿野川ダム操作規則.....	41
○米海兵隊岩国航空基地周辺地域航空事故に関する緊急措置要綱.....	44

【協定書等】

○消防活動・医療救護に関する協定.....	46
○応急業務に関する協定.....	123
○広域応援に関する協定.....	163
○情報・広報に関する協定.....	176
○物資・食糧・避難所に関する協定.....	194
○その他協定.....	229

【医療・救護・避難】

○医療機関一覧.....	240
○大洲市内喜多医師会所属医療機関一覧.....	241
○大洲市指定緊急避難場所一覧表.....	243

○大洲市指定避難所（一般避難所）一覧表	246
○大洲市指定避難所（福祉避難所）一覧表	249
○浸水想定区域、土砂災害（特別）警戒区域、高潮浸水想定区域、津波災害警戒区域内にある要配慮者利用施設にある要配慮者利用施設一覧	250
○救援物資集積場所一覧	253
○炊き出し可能施設一覧	254

【消防・水防】

○大洲地区広域消防事務組合の組織	255
○大洲市消防団本部及び分団の名称・団員定数並びに担当区域	256
○火薬類取扱所一覧	257
○液化石油ガス施設一覧	257
○石油タンク等危険物所在地一覧	258
○消防署・支署保有車両等一覧	262
○救助用機器材一覧	262
○消防団保有機械一覧	263
○消防力の整備指針と現有力	264
○公設消防水利一覧	264
○鹿野川ダムの洪水調節	265
○水防危険箇所一覧	266
○土砂災害（特別）警戒区域一覧	271

【情報】

○地震被害想定結果	297
○津波の想定結果	304
○松山地方気象台が発表する特別警報・警報・注意報の種類及び発表基準	305
○高齢者等避難、避難指示及び緊急安全確保の発令基準について	307
○地震・津波に関する情報の解説	312
○サイレン表	316
○水防サイレン信号表及び広報文	317
○地震発生時広報文例	318
○土砂災害の前兆現象	319
○震度階級表	321

【通信】

○大洲市防災行政無線等施設.....	323
○消防用無線通信設備状況一覧.....	324
○非常通信に利用できる市内無線局一覧.....	324
○災害時優先電話一覧.....	324
○愛媛県防災通信システム.....	326

【輸送】

○飛行場外臨時離着陸場及びヘリポート候補地一覧.....	327
○公用車車種別所有一覧.....	329
○市内運送業者一覧（愛媛県トラック協会会員）.....	330
○市内タクシー業者一覧（愛媛県ハイヤー・タクシー協会会員）.....	330
○緊急輸送道路一覧.....	331

【備蓄・資機材】

○備蓄物資保有状況一覧.....	332
○給水用資機材の現況.....	332
○水防資器材保有数一覧.....	333
○水防要覧.....	334
○消毒用器材一覧.....	334

【保健・衛生】

○ごみ・し尿処理施設一覧.....	335
○火葬場の状況.....	335

【原子力災害関係】

○原子力発電所から大洲市の距離.....	336
○原子力発電所からの距離別人口・世帯数.....	337
○避難場所及び屋内退避に適するコンクリート建物等.....	338
○港湾等整備状況.....	339
○輸送交通手段.....	341

【地区防災計画】

○地区防災計画一覧.....	342

【様式】

< 報告書関係 >

○災害発生報告	343
○中間報告・最終報告（共用）	344
○人的・建物被害発生報告書	346
○被害状況内訳表	347
○被害認定基準等	353
○人・住家被害速報	355
○被災状況調査表（兼台帳）	356
○水防情報	358
○災害救助法適用報告	360
○避難状況報告書	361
○道路通行制限報告（市道関係）	363
○参集者名簿	364

< 応援要請関係 >

○放送要請様式	365
○災害派遣要請書	366
○救急患者空輸要請書	366
○撤収要請書	367
○救急患者空輸撤収要請書	367

< 証明書関係 >

○緊急通行車両等確認証明申請書	368
○緊急通行車両確認証明書	369
○緊急通行車両の標章	369
○罹災証明書等	370

< 救助・医療・避難関係 >

○行方不明者届出受付簿	373
○行方不明者届出台帳	374
○医療券（助産券）	375
○被災者安否問い合わせ受付簿	376
○被災者安否問い合わせ台帳	377

< 災害救助法関係 >

○避難所物品受払簿	378
○避難状況・救護所開設状況	379

○応急仮設住宅台帳.....	380
○救助の種目別物資受払状況.....	381
○炊き出し給与状況.....	382
○飲料水の供給簿.....	383
○物資の給与状況.....	384
○救護班活動状況.....	385
○病院診療所医療実施状況.....	386
○助産台帳.....	387
○被災者救出状況記録簿.....	388
○住宅応急修理記録簿.....	389
○学用品の給与状況.....	390
○埋葬台帳.....	391
○死体搜索状況記録簿.....	392
○死体処理台帳.....	393
○障害物の除去状況.....	394
○輸送記録簿.....	395
○賃金職員等雇上台帳.....	396

【図 表】

○ I T V設備等位置図.....	397

【防災関係施設・組織】

○防災関係機関一覧

1 市

名 称	所 在 地	電話番号	F A X 番号
大洲市役所防災安全部危機管理課	大洲市大洲690－1	0893－24－1742	0893－24－2122
大洲市役所長浜支所	大洲市長浜甲480－3	0893－52－1111	0893－52－0637
大洲市役所肱川支所	大洲市肱川町山鳥坂74	0893－34－2311	0893－34－2454
大洲市役所河辺支所	大洲市河辺町植松548	0893－39－2111	0893－39－2115

2 県

名 称	所 在 地	電話番号	F A X 番号
愛媛県民環境部防災局 防災危機管理課	松山市一番町4－4－2	089－912－2335	089－941－2160
同局 消防防災安全課	松山市一番町4－4－2	089－912－2315	089－941－0119
同局 原子力安全対策課	松山市一番町4－4－2	089－912－2340	089－931－0988
南予地方局 八幡浜支局 総務県民室	八幡浜市北浜1－3－37	0894－24－5288	0894－24－6271
八幡浜保健所	八幡浜市北浜1－3－37	0894－22－4111	0894－22－0631
南予地方局 大洲土木事務所	大洲市田口甲425－1 (愛媛県大洲庁舎)	0893－24－5121	0893－24－7525

3 消防

名 称	所 在 地	電話番号	F A X 番号
大洲地区広域消防事務組合 消防本部（大洲消防署）	大洲市大洲1034－4	0893－24－0119	0893－24－4583
大洲地区広域消防事務組合 大洲消防署 長浜支署	大洲市長浜甲461－1	0893－52－0119	0893－52－0163
大洲地区広域消防事務組合 大洲消防署 川上支署	大洲市肱川町宇和川2992－1	0893－34－2851	0893－34－3560

4 警察

名 称	所 在 地	電話番号	F A X 番号
大洲警察署	大洲市東大洲1686－1	0893－25－1111	F A X 兼用
大洲警察署 中央交番	大洲市大洲636－1	0893－24－3498	
大洲警察署 菅田駐在所	大洲市菅田町菅田甲1972－4	0893－25－4000	
大洲警察署 新谷駐在所	大洲市新谷乙1403－5	0893－25－0710	
大洲警察署 八多喜駐在所	大洲市八多喜町甲64－2	0893－26－0101	
大洲警察署 平野駐在所	大洲市西大洲甲5－14	0893－24－2411	
大洲警察署 森山駐在所	大洲市森山甲1104－5	0893－27－0300	
大洲警察署 柳沢駐在所	大洲市柳沢甲751－1	0893－25－2811	
大洲警察署 櫛生駐在所	大洲市長浜町櫛生甲200	0893－53－0300	
大洲警察署 長浜交番	大洲市長浜甲1030－113	0893－52－1015	
大洲警察署 大和駐在所	大洲市長浜町下須戒甲1738－1	0893－52－2706	
大洲警察署 肱川駐在所	大洲市肱川町山鳥坂343－1	0893－34－2201	
大洲警察署 河辺駐在所	大洲市河辺町植松396	0893－39－2110	

5 自衛隊

名 称	所 在 地	電話番号	F A X 番号
陸上自衛隊松山駐屯地	松山市南梅本町乙115	089-975-0911	089-975-0099
海上自衛隊呉地方総監部	広島県呉市幸町 8-1	0823-22-5511	0823-22-5692
航空自衛隊西部航空方面隊司令部	福岡県春日市原町 3-1-1	092-581-4031	082-581-4031

6 指定地方行政機関

名 称	所 在 地	電話番号	F A X 番号
中国四国農政局松山地域センター	松山市宮田町188松山地方合同庁舎	089-932-1177	089-932-1872
四国地方整備局大洲河川国道事務所	大洲市中村210	0893-24-5185	0893-24-2059
四国地方整備局肱川緊急治水対策河川事務所	大洲市中村210	0893-57-6441	0893-57-6442
四国地方整備局大洲河川国道事務所肱川出張所	大洲市新谷甲980-1	0893-25-4649	0893-25-6360
四国地方整備局大洲河川国道事務所大洲国道出張所	大洲市北只164	0893-24-3253	0893-24-3824
四国地方整備局山鳥坂ダム工事事務所	大洲市肱川町予子林 6-4	0893-34-3000	0893-34-3358
四国運輸局愛媛運輸支局総務企画課	松山市森松町1070	089-956-9957	089-957-9035
松山地方気象台防災業務課	松山市北持田町102	089-933-3610	
松山海上保安部警備救難課	松山市海岸通2426-5	089-951-1197	

7 原子力関係

名 称	所 在 地	電話番号	F A X 番号
伊方町	西宇和郡伊方町湊浦1993-1	0894-38-0211	0894-38-1373
八幡浜市	八幡浜市北浜 1-1-1	0894-22-3111	0894-24-0610
西予市	西予市宇和町卯之町 3-434-1	0894-62-1111	0894-62-1968
四国電力㈱伊方発電所	西宇和郡伊方町九町 3-40-3	0894-39-0221	0894-39-0686

8 指定公共機関

名 称	所 在 地	電話番号	F A X 番号
大洲郵便局	大洲市大洲728-1	0893-24-6952	0893-23-4431
伊予長浜郵便局	大洲市長浜甲281-3	0893-52-0460	0893-52-2734
肱川郵便局	大洲市肱川町山鳥坂80-2	0893-34-2001	0893-34-2610
河辺郵便局	大洲市河辺町植松792	0893-39-2100	0893-39-2144
日本赤十字社愛媛県支部事務局	松山市岩崎町 2-3-40	089-921-8603	089-932-9160
日本放送協会松山放送局	松山市堀之内 5	089-921-1111	
西日本高速道路㈱四国支社愛媛高速道路事務所	松山市井門町804	089-905-0181	
四国旅客鉄道㈱伊予大洲駅	大洲市中村119	0893-24-2319	
四国旅客鉄道㈱伊予長浜駅	大洲市長浜甲1030	0893-52-0156	
日本貨物鉄道㈱松山営業所	松山市三番町 8-326	089-943-5003	089-943-5026
西日本電信電話㈱四国支店	松山市一番町 4-3	089-936-3570	
四国電力㈱大洲営業所	大洲市若宮535-2	0893-24-2135	
日本通運㈱西予支店	大洲市北只1503-7	0893-59-1800	
福山通運㈱（四国福山通運株式会社大洲営業所）	大洲市新谷乙325-1	0893-25-3700	
佐川急便㈱（大洲営業所）	大洲市徳森1344-1	0893-59-4360	

名 称	所 在 地	電話番号	F A X 番号
ヤマト運輸(株) (愛媛主管支店)	松山市大橋町466-1	089-903-2222	
(株)NTTドコモ四国愛媛支店	松山市宮西2-9-33	089-923-5050	
エヌ・ティ・ティ・コミュニケー ションズ(株)(四国支店)	高松市観光通1丁目8-2	0120-284-446	
KDDI (株)四国総支社	松山市大街道3-2-3	089-941-0077	
ソフトバンク(株)	東京都港区東新橋1-9-1	03-6888-8000	
四国がんセンター	松山市南梅本町甲160	089-999-1111	
愛媛医療センター	東温市横河原366	089-964-2411	

9 指定地方公共機関

名 称	所 在 地	電話番号	F A X 番号
伊予鉄南予バス(株)大洲営業所	大洲市西大洲甲577番地	0893-24-3148	
伊予鉄南予バス(株)長浜営業所	大洲市長浜甲594番地	0893-52-0403	
(一社)愛媛県医師会	松山市三番町4丁目5-3	089-943-7582	089-933-1465
(一社)愛媛県歯科医師会	松山市山越3丁目15番15号	089-989-7240	089-927-5048
(一社)愛媛県薬剤師会	松山市三番町7-6-9	089-941-4165	089-921-5353
(公社)愛媛県看護協会	松山市道後2丁目11-14	089-923-1287	089-926-7825
南海放送(株)	松山市本町1-1-1	089-915-3333	089-915-2370
(株)テレビ愛媛	松山市真砂町119	089-943-1111	
(株)エフエム愛媛	松山市竹原町1-10-7	089-945-1111	089-945-1179
(株)あいテレビ	松山市竹原町1-5-25	089-921-2121	089-921-5420
(株)媛朝日テレビ	松山市和泉北1-14-11	089-946-4600	
(株)ケーブルネットワーク西瀬戸	大洲市徳森248	0893-25-0212	0893-25-0217
株式会社愛媛新聞社	松山市大手町1丁目12-1	089-935-2111	089-941-8108
(一社)愛媛県トラック協会	松山市井門町1081番地1	089-957-1069	089-993-5501
(一社)愛媛県バス協会	松山市大手町一丁目7番地4	089-931-4094	089-931-5054
石崎汽船(株) (愛媛県旅客船協会)	松山市高浜町5丁目2259-1	089-951-0128	089-993-5501
社会福祉法人愛媛県社会福祉協議 会	松山市持田3丁目8-15	089-921-8344	089-921-8939

10 公共的団体

名 称	所 在 地	電話番号	F A X 番号
大洲市社会福祉協議会	大洲市東大洲270-1 (大洲市総合福祉センター内)	0893-23-0313	0893-23-0295
大洲市社会福祉協議会長浜支所	大洲市長浜甲489-1 (大洲市長浜体育館内)	0893-52-1194	0893-59-3800
大洲市社会福祉協議会肱川支所	大洲市肱川町山鳥坂74 (大洲市肱川支所内)	0893-34-2312	0893-34-2314
大洲市社会福祉協議会河辺支所	大洲市河辺町植松428 (大洲市河辺老人福祉センター内)	0893-39-2510	0893-39-2510
(一社)喜多医師会事務局	大洲市東大洲1563-1	0893-25-3090	0893-25-3390
大洲商工会議所	大洲市大洲694-1	0893-24-4111	0893-23-3774
長浜町商工会	大洲市長浜甲1030-3	0893-52-0312	0893-52-1526
川上商工会	大洲市肱川町山鳥坂32	0893-34-2531	0893-34-2871
大洲市観光協会	大洲市大洲649-1 (大洲まちの駅「あさもや」2F)	0893-24-2664	0893-24-2750
愛媛たいき農業協同組合 本所	大洲市東大洲198	0893-24-4181	0893-23-3843

名 称	所 在 地	電話番号	F A X 番号
愛媛たいき農業協同組合 長浜支所	大洲市長浜甲428－1	0893－52－1211	
愛媛たいき農業協同組合 肱川支所	大洲市肱川町宇和川3030 (道の駅清流の里ひじかわ内)	0893－34－2321	
愛媛たいき農業協同組合 河辺出張所	大洲市河辺町植松543	0893－39－2121	
長浜町漁業協同組合	大洲市長浜甲1021	0893－52－1146	0893－52－1147
肱川漁業協同組合	大洲市柚木1034－3	0893－24－2410	0893－24－2780
大洲市森林組合 本所・大洲支所	大洲市菅田町菅田甲1954－42	0893－25－4030	0893－25－2638
大洲市森林組合 長浜支所	大洲市長浜町下須戒甲305－1	0893－52－1255	
大洲市森林組合 肱川支所	大洲市肱川町山鳥坂57	0893－34－2121	0893－34－2123
大洲市森林組合 河辺支所	大洲市河辺町植松937－1	0893－39－2131	
大洲市管工事協同組合	大洲市五郎29－5	0893－23－3398	
宇和島自動車(株)大洲営業所	大洲市平野町野田3361－1	0893－24－2171	
肱南観光バス(株)	大洲市東大洲1134	0893－25－0045	0893－25－0200
愛媛警備	大洲市平野町野田乙708－20	0893－23－5451	
(有)大洲警備	大洲市中村348－5	0893－23－5474	
(有)セイバーズ	大洲市徳森2353－34	0893－25－2683	

○防災会議委員等一覧

1 会長

区 分	職 名
会 長	大洲市長

2 委員

区 分	職 名
第 1 号 委 員	国土交通省四国地方整備局大洲河川国道事務所長
第 2 号 委 員	愛媛県南予地方局八幡浜支局長
	愛媛県南予地方局大洲土木事務所長
第 3 号 委 員	大洲警察署長
第 4 号 委 員	大洲市副市長
	大洲市総合政策部長
	大洲市市民福祉部長
	大洲市環境商工部長
	大洲市農林水産部長
	大洲市建設部長
第 5 号 委 員	大洲市教育委員会教育長
第 6 号 委 員	大洲地区広域消防事務組合消防長
	大洲市消防団長
第 7 号 委 員	西日本電信電話株式会社 四国支店 設備部 災害対策室長
	四国旅客鉄道株式会社 八幡浜駅長
	日本通運株式会社 四国支店 松山営業課次長
	四国電力送配電株式会社 宇和島支社 大洲事業所長
	一般社団法人喜多医師会長
第 8 号 委 員	大洲市自主防災組織連絡協議会長
	大洲市連合婦人会長
	大洲市消防団女性分団長

○連絡所一覧

1 大洲地区

連絡所名	所在地	電話番号	FAX番号	所管区域
南久米連絡所	北只58番地1	24-2208	24-7904	北只、松尾、梅川、長谷、横野、北裏、稲積、野佐来、黒木
菅田連絡所	菅田町菅田甲740番地	25-2901	25-1248	菅田町菅田、菅田町宇津、菅田町大竹、富士、阿部
大川連絡所	森山乙437番地 7	27-0200	27-0828	森山、蔵川、成能、宇和川
柳沢連絡所	柳沢甲738番地1	25-2400	25-1251	柳沢、藤縄、田処
新谷連絡所	新谷乙1507番地 3	25-0024	25-1250	新谷町、新谷、喜多山、恋木、下新谷
三善連絡所	春賀甲950番地 2	26-0120	26-1878	春賀、東宇山、多田
八多喜連絡所	八多喜町甲63番地 2	26-0145	26-1877	八喜多町、手成、米津
上須戒連絡所	上須戒甲1277番地 1	26-0146	26-1876	上須戒

2 長浜地区

連絡所名	所在地	電話番号	FAX番号	所管区域
喜多灘連絡所	長浜町今坊甲2054番地	52-0423	52-0423	今坊（一部除く）
櫛生連絡所	長浜町櫛生甲196番地 3	53-0101	53-0101	櫛生、須沢
出海連絡所	長浜町出海甲1264番地 1	53-0013	53-0013	出海
大和連絡所	長浜町下須戒甲668番地 1	52-2831	52-2831	下須戒、上老松、穂積（一部除く）、大越（一部除く）
豊茂連絡所	豊茂甲532番地	57-0303	57-0023	豊茂、穂積（一部）
白滝連絡所	白滝甲31番地 1	54-0301	54-0301	白滝、柴、戒川、大越（一部）

3 肱川地区

連絡所名	所在地	電話番号	FAX番号	所管区域
正山自治センター	肱川町名荷谷1884番地 2	34-3116	59-8202	中居谷、嘉城、共栄、協生、山槌、道野尾
大谷自治センター	肱川町大谷2945番地 1	34-2133	59-8203	白石、影地、広常、久保、大平、大屋敷、森
岩谷自治センター	肱川町山鳥坂2592番地	34-2974	59-8204	下敷水、敷水、上敷水、菟野尾、上嵯峨谷、下嵯峨谷、橡の木瀬
予子林自治センター	肱川町予子林1860番地	34-2203	59-8205	柳、郷、市之畦、瓜生谷、町、藤野原、小倉、中津

○コミュニティセンター一覧

1 大洲地区

コミュニティセンター名	所在地	電話番号	FAX番号
肱南コミュニティセンター	大洲1番地甲ノ5	24-3161	24-3163
久米コミュニティセンター	阿蔵甲466番地2	23-3527	23-3527
肱北コミュニティセンター	中村618番地1	24-6302	24-6303
若宮コミュニティセンター	若宮351番地2	59-1256	
五郎コミュニティセンター	五郎甲2072番地	24-3563	
田口コミュニティセンター	田口2240番地	57-6290	
平コミュニティセンター	徳森2280番地2	25-1131	25-1131
平野コミュニティセンター	平野町平地25番地3	24-2431	24-7903
平野コミュニティセンター平地上分館	平野町平地3655番地		
南久米コミュニティセンター	北只58番地1	24-2208	24-7904
菅田コミュニティセンター	菅田町菅田甲740番地	25-2901	25-1248
大川コミュニティセンター	森山乙437番地7	27-0200	27-0828
大川コミュニティセンター蔵川分館	蔵川甲2236番地2	27-0522	
柳沢コミュニティセンター	柳沢甲738番地1	25-2400	25-1251
柳沢コミュニティセンター田処分館	田処甲213番地	25-1266	
新谷コミュニティセンター	新谷乙1507番地3	25-0024	25-1250
新谷コミュニティセンター喜多山分館	喜多山乙281番地2	25-0196	
三善コミュニティセンター	春賀甲950番地2	26-0120	26-1878
八多喜コミュニティセンター	八多喜町甲63番地2	26-0145	26-1877
上須戒コミュニティセンター	上須戒甲1277番地1	26-0146	26-1876

2 長浜地区

コミュニティセンター名	所在地	電話番号	FAX番号
長浜コミュニティセンター	長浜甲727番地2	52-1138	52-1207
沖浦コミュニティセンター	長浜町沖浦丙2192番地3	52-0530	52-0530
今坊コミュニティセンター	長浜町今坊甲2054番地	52-0423	52-0423
櫛生コミュニティセンター	長浜町櫛生甲196番地3	53-0101	53-0101
出海コミュニティセンター	長浜町出海甲1264番地1	53-0013	53-0013
大和コミュニティセンター	長浜町下須戒甲668番地1	52-2831	52-2831
豊茂コミュニティセンター	豊茂甲532番地	57-0303	57-0023
白滝コミュニティセンター	白滝甲31番地1	54-0301	54-0301
白滝コミュニティセンター戒川分館	戒川乙902番地6		
白滝コミュニティセンター柴分館	柴甲868番地2	54-0696	

3 肱川地区

コミュニティセンター名	所在地	電話番号	FAX番号
肱川中央コミュニティセンター	肱川町山鳥坂73番地	34-2307	34-2878
正山コミュニティセンター	肱川町名荷谷1884番地2	34-3116	59-8202
大谷コミュニティセンター	肱川町大谷2945番地1	34-2133	59-8203
岩谷コミュニティセンター	肱川町山鳥坂2592番地	34-2974	59-8204
予子林コミュニティセンター	肱川町予子林1860番地	34-2203	59-8205

4 河辺地区

コミュニティセンター名	所在地	電話番号	FAX番号
河辺コミュニティセンター	河辺町植松547番地1	39-2551	
河辺コミュニティセンター植松分館	河辺町植松381番地		
河辺コミュニティセンター坂本分館	河辺町横山2177番地1	39-2810	
河辺コミュニティセンター大伍分館	河辺町三嶋1912番地	39-2540	
河辺コミュニティセンター北平分館	河辺町北平1203番地	39-2812	

○自主防災組織一覧

(令和6年4月1日現在)

地区	組 織 名	結成年月日
大洲地区	肱南地区自主防災組織	平成18年 6月 7日
	久米地区自主防災組織	平成14年 1月20日
	肱北地区自主防災組織	平成18年12月 1日
	田口地区自主防災組織	平成16年 9月 3日
	五郎地区自主防災組織	平成13年 3月16日
	若宮地域自主防災組織	平成18年12月 1日
	平地区自主防災組織 令和6年4月1日たいら自治会へ統合	平成 8年 4月17日
	平野地区自主防災組織	平成17年12月20日
	南久米地区自主防災組織	平成18年 2月27日
	菅田地区自主防災組織	平成18年 7月21日
	大川地区自主防災組織	平成18年 1月20日
	柳沢地区自主防災組織	平成18年 1月18日
	新谷地区自主防災組織	平成17年 7月21日
	三善地区自主防災組織	平成18年 2月10日
	八多喜地区自主防災組織	平成17年11月17日
	上須戒地区自主防災組織	平成18年 2月25日
長浜地区	長浜自治区自主防災組織	平成19年 2月18日
	今坊地区自主防災組織	平成19年 2月20日
	沖浦地区自主防災組織	平成18年11月28日
	櫛生・須沢地区自主防災組織	平成19年 1月15日
	出海地区自主防災組織	平成19年 2月18日
	大和地区自主防災組織	平成18年 6月26日
	豊茂地区自主防災組織	平成18年12月 6日
	白滝地区自主防災組織	平成18年 5月30日
肱川地区	肱川中央地区自主防災組織	平成18年 3月28日
	正山地区自主防災組織	平成18年 3月30日
	大谷地区自主防災組織	平成18年 4月 7日
	岩谷地区自主防災組織	平成18年 4月 1日
	予子林地区自主防災組織	平成18年 4月 1日
河辺地区	河辺地区自主防災組織	令和 6年 4月 1日
	植松地区自主防災組織 令和6年4月1日河辺地区自主防災組織へ統合	平成18年12月20日
	坂本地区自主防災組織 令和6年4月1日河辺地区自主防災組織へ統合	平成18年 7月 8日
	大伍地区自主防災組織 令和6年4月1日河辺地区自主防災組織へ統合	平成18年11月17日
	北平地区自主防災組織 令和6年4月1日河辺地区自主防災組織へ統合	平成19年 1月 1日

○水道施設の現況

1 上水道事業

区 分	給 水 区 域	給水人口 (人)	1日最大 給水量 (m^3)
水道事業	(大洲地区) 大洲、柚木、西大洲、阿蔵、高山の一部、中村、常磐町、若宮、東若宮、五郎、田口、市木、徳森、東大洲の一部、平野町平地の一部、平野町野田の一部、北只の一部、松尾の一部、稲積の一部、野佐来の一部、黒木の一部、菅田町菅田の一部、菅田町宇津の一部、菅田町大竹の一部、森山の一部、蔵川の一部、成能、柳沢の一部、田処の一部、新谷町、新谷の一部、喜多山の一部、恋木、春賀、東宇山の一部、多田の一部、八多喜町の一部、米津の一部、上須戒の一部 (長浜地区) 長浜町仁久、長浜、長浜町青島、長浜町黒田、長浜町沖浦、長浜町今坊の一部、長浜町櫛生、長浜町須沢、長浜町出海、長浜町下須戒、長浜町穂積の一部、長浜町上老松、豊茂の一部、白滝、柴の一部、長浜町晴海、長浜町拓海、伊予市双海町串の一部 (肱川地区) 肱川町宇和川の一部、肱川町大谷、肱川町中居谷の一部、肱川町名荷谷、肱川町山鳥坂の一部、肱川町予子林 (河辺地区) 河辺町植松の一部、河辺町横山の一部、河辺町川崎の一部、河辺町河都の一部、河辺町北平の一部	38,000	21,000

2 飲料水供給事業（県条例水道施設・共同給水施設）

名 称	給 水 区 域	計画給水人口 (給水人口) (人)	1日最大給水量 (m^3)
舟原地区飲料水供給施設	舟原地区の一部	38 (13)	11.4
長谷地区飲料水供給施設	長谷地区の一部	90 (20)	35.2
日ノ浦飲料水供給施設	日ノ浦地区	92 (33)	13.8
本郷飲料水供給施設	本郷地区	98 (13)	14.7
檜谷飲料水供給施設	檜谷地区	57 (16)	8.6
橋立飲料水供給施設	橋立地区	74 (17)	14.8
大屋飲料水供給施設	大屋地区	99 (25)	19.8
朝日飲料水供給施設	朝日地区	83 (50)	12.5
敷水飲料水供給施設	敷水地区、上敷水地区	98 (67)	46.1
中大成飲料水供給施設	中大成、下大成地区	82 (27)	16.4
寺薮飲料水供給施設	寺薮、寺薮中地区	88 (24)	17.2
坂本飲料水供給施設	坂本地区	63 (11)	12.6
竹の瀬飲料水供給施設	栄、竹の瀬、旭地区	61 (20)	12.2
叶松共同給水施設	叶松地区	25 (7)	—
奥共同給水施設	奥地区	48 (47)	—
森共同給水施設	森、肱栄の一部	44 (29)	—
小倉共同給水施設	小倉地区	24 (6)	—
寺川共同給水施設	下嵯峨谷地区の一部	39 (8)	—

名 称	給 水 区 域	計画給水人口 (給水人口) (人)	1 日最大給水量 (m^3)
上嵯峨谷共同給水施設	上嵯峨谷地区の一部	2 1 (8)	—
中居谷共同給水施設	中居谷地区の一部	3 2 (2 2)	—
鴨谷共同給水施設	鴨谷地区	2 0 (4)	—
三久保共同給水施設	三久保地区	2 0 (6)	—
川崎共同給水施設	川崎の一部、露内地区	4 8 (3 0)	—
日除共同給水施設	日除地区	4 8 (2 0)	—
熊の坂共同給水施設	熊の坂地区	3 0 (9)	—
大中山共同給水施設	大中山地区	4 1 (1 0)	—
中居共同給水施設	中居地区	3 5 (6)	—
一の瀬共同給水施設	一の瀬地区	3 0 (1 3)	—
上大成共同給水施設	上大成地区	4 0 (1 6)	—
椽谷共同給水施設	椽谷地区	3 0 (1 9)	—
百合谷共同給水施設	百合谷地区	4 9 (2 3)	—
長崎共同給水施設	長崎地区	3 0 (1 2)	—
川上共同給水施設	川上地区	3 6 (1 6)	—
用の山共同給水施設	用の山地区	3 6 (1 2)	—
日其川共同給水施設	日其川地区	3 0 (1 0)	—
帯江共同給水施設	帯江地区	2 7 (1 0)	—
榎共同給水施設	榎地区	1 7 (6)	—

3 工業用水道事業

区 分	供 給 区 域	1 日最大給水量 (m^3)
大洲事業	東大洲、徳森の区域内	2, 0 0 0
長浜事業	長浜町晴海、長浜町拓海の区域内	6, 5 0 0

4 水源地の現況

〔上水道大洲事業〕

施 設 名	種 別	施設能力 (m^3 /日)	浄水処理方法	備考
五郎水源地	浅井戸（地下水）	6, 9 0 0	塩素処理	
菅田第 1（本村）水源地	〃	7, 6 5 0	〃	新水源整備中
菅田第 2（村島）水源地	〃			〃
菅田第 3 水源地	〃	4, 5 0 0	〃	廃止予定
小倉水源地	〃	6, 0 0 0	〃	
南久米水源地（予備）	〃	4 5 0	急速ろ過・塩素処理	除鉄・除マンガン
新谷水源地（予備）	〃	4 8 0	塩素処理	

〔上水道長浜事業〕

施 設 名	種 別	施設能力 (m^3 /日)	浄水処理方法	備考
柴第 1 水源地	深井戸（地下水）	2, 0 0 0	急速ろ過 塩素処理	除鉄・除マンガン
柴第 2 水源地	〃	2, 0 0 0	〃	〃

施 設 名	種 別	施設能力 (m ³ /日)	浄水処理方法	備考
柴第3水源地（未使用）	深井戸（地下水）	2, 0 0 0	〃	〃
柴第4水源地	浅井戸（地下水）	3, 8 0 0	〃	〃
柴第5水源地	深井戸（地下水）	2, 2 0 0	〃	〃

5 配水地の現況

〔上水道大洲地区〕

施 設 名 称	構 造	有効容量 (m ³)	緊急遮 断弁	備考
五郎配水池	プレストレストコンクリート製	4,980.0	有	
玉川配水池	〃	1,013.0	無	
平野配水池	鉄筋コンクリート製	504.0	有	
夜昼配水池	〃	320.0	無	
立岡配水池（未使用）	プレストレストコンクリート製	500.0	無	
正山配水池	〃	1,500.0	無	
能登配水池	〃	1,500.0	無	
二軒茶屋配水池	ステンレスパネル製	210.0	無	
和田配水池	鉄筋コンクリート製	191.0	無	
春賀配水池	プレストレストコンクリート製	905.0	無	
菅田配水池	鉄筋コンクリート製	672.0	無	
市木配水池	プレストレストコンクリート製	2,285.0	無	
小倉配水池	ステンレスパネル製	120.0	無	
亀山配水池	プレストレストコンクリート製	2,000.0	無	
北只配水池	鉄筋コンクリート製	255.0	無	
八尾配水池	プレストレストコンクリート製	500.0	無	
新谷配水池	鉄筋コンクリート製	120.0	無	
札掛配水池 1	〃	85.0	無	
札掛配水池 2	〃	105.0	無	
池田配水池	〃	75.0	無	

〔上水道長浜地区〕

施 設 名 称	構 造	有効容量 (m ³)	緊急遮 断弁	備考
下平配水池	プレストレストコンクリート製	4,000.0	有	
大久保配水池	鉄筋コンクリート製	52.0	無	
櫛生低区配水池	〃	125.0	無	
出海配水池 1	〃	59.0	無	
出海配水池 2	〃	63.0	無	
青島配水池	〃	54.4	無	
今坊配水池	ステンレスパネル製	150.0	無	

○大洲市指定給水工事業者一覧

(令和4年10月27日現在)

地区	登録 番号	工事店名	代表者名	所在地	電話番号
大洲	7	(有)三原設備	三原 智徳	大洲市大洲 880 番地 91	(0893) 24-3783
	38	中央建設(株)	松本 忠正	大洲市柚木 491 番地 1	(0893) 24-3556
	42	(株)四電工大洲営業所	高千穂 修	大洲市北只 62 番地 5	(0893) 24-4595
	118	タマル家電サービス	田丸 俊光	大洲市松尾 411 番地	(0893) 24-0518
	65	谷本建設工業(株)	谷本 益高	大洲市平野町平地 120 番地	(0893) 24-5161
	80	(有)大和開発	上甲 元子	大洲市菅田町大竹甲 1566 番地 1	(0893) 25-3776
	116	(株)矢野金物店	山崎 幸敏	大洲市中村 542 番地 1	(0893) 24-3043
	1	(有)いの水道設備	猪野 政敏	大洲市田口甲 1046 番地 2	(0893) 24-2216
	91	マスダ水道設備	増田 洋	大洲市市木 951 番地 36	(0893) 25-4178
	21	(有)南予水道住設	村上 賢一	大洲市若宮 1113 番地 1	(0893) 23-2352
	66	村上工業(株)	村上 聖	大洲市若宮 528 番地 1	(0893) 24-3141
	33	(有)菊地浄化槽センター	菊地 茂利	大洲市五郎字慶雲寺甲 1504 番地 3	(0893) 24-0013
	3	(有)丸電工業	増田 敬治	大洲市東大洲 73 番地 1	(0893) 24-5351
	11	(株)土居鉄工所	土居 孝之	大洲市東大洲 589 番地	(0893) 24-4519
	97	愛媛たいき農業協同組合	菊地 秀明	大洲市東大洲 198 番地	(0893) 24-4168
	122	(有)曾根プロパン販売所	曾根 拓朗	大洲市東大洲 207 番地	(0893) 24-3522
	8	(有)内田電気水道設備	岡 達也	大洲市徳森 2383 番地 6	(0893) 25-2858
	186	(株)城戸電業社	城戸 俊明	大洲市徳森 2245 番地 30	(0893) 25-2944
	35	(株)西田興産	西田 弘二	大洲市徳森 248 番地	(0893) 25-0211
	5	(有)オクダ設備	奥田 稔	大洲市柚木 336 番地 2	(0893) 24-3674
	64	(株)宮元建設	宮元 政司	大洲市新谷乙 1988 番地 1	(0893) 25-0242
	119	向成建設(株)	深見 克志	大洲市新谷乙 1182 番地 2	(0893) 25-3150
	14	神南設備	城戸 祥史	大洲市菅田町菅田甲 828 番地 1	(0893) 25-4684
	41	松浦建設(株)	松浦 弘義	大洲市菅田町菅田甲 2274 番地 1	(0893) 25-5335
	138	城戸設備工業	城戸 勝敏	大洲市菅田町菅田甲 917 番地 1	(0893) 25-1175
	107	久保建設(株)	久保 壽弘	大洲市蔵川甲 434 番地	(0893) 27-0757
	56	(有)佐々木鉄工	佐々木 博文	大洲市春賀甲 360 番地	(0893) 26-0875
	18	(有)星加水道設備	星加 隆三	大洲市八多喜町甲 220 番地 1	(0893) 26-0020
	22	久保鉄工所	久保 道則	大洲市八多喜町甲 170 番地 2	(0893) 26-0537
	79	好崎鉄工	好崎 英尊	大洲市米津甲 98 番地の 2	(0893) 26-0720
	146	樹設備	好崎 樹憲	大洲市多田甲 675 番地	(0893) 26-1255
	161	(有)長田産業	長田 敦	大洲市北只 559 番地 1	(0893) 23-5713
	167	(有)アサノ設備大洲支店	上田 義郎	大洲市北只 592 番地 1	(0893) 24-0783
	192	廣澤設備工業	廣澤 譲治	大洲市若宮 222 番地	(0893) 24-1104
	194	峯建設工業(株)	峯 利章	大洲市田口甲 34 番地 2	(0893) 24-5911
	195	芳我水道設備	芳我 治郎	大洲市大洲 288 番地 2	080-5742-2161
長浜	26	(有)住吉産業	東 智彦	大洲市長浜町上老松 3 番地 12	(0893) 52-1531
	28	ダイワ設備工業	荒木 徹	大洲市長浜町下須戒甲 487 番地	(0893) 52-1289
	120	河内設備商会	河内 義勝	大洲市長浜町下須戒甲 680 番地 2	(0893) 52-0503
	53	笹田水道	笹田 信之	大洲市長浜甲 1030 番地 33	(0893) 52-2891
	60	矢野ガス(株)	矢野 昭生	大洲市長浜町上老松 6 番地 1	(0893) 52-0420
	95	(有)池内石油店	湊 隼人	大洲市長浜甲 169 番地 1	(0893) 52-0448
	96	(有)鈴木ガス商会	鈴木 正一郎	大洲市長浜甲 641 番地の 1	(0893) 52-0358
	128	(有)満野大商店	満野 真	大洲市長浜甲 296 番地	(0893) 52-0013
	191	(株)佐々木組	佐々木 健	大洲市豊茂乙 310 番地	(0893) 57-0122

地区	登録 番号	工事店名	代表者名	所在地	電話番号
肱川	105	上田建設(株)	大野 彰一	大洲市肱川町宇和川 2995 番地 1	(0893) 34-2011
	106	三瀬建設(株)	三瀬 哲也	大洲市肱川町予子林 1281 番地	(0893) 34-2911
	112	鹿野川ガス販売所	亀田 博隆	大洲市肱川町山鳥坂 300 番地	(0893) 34-2701
	125	川上建設(有)	藤田 豊樹	大洲市肱川町名荷谷 2221 番地	(0893) 34-2101
	136	(株)ひじ建	久保田 敦	大洲市肱川町山鳥坂 346 番地	(0893) 34-2111
河辺	114	富永建設(株)	大野 拓也	大洲市河辺町植松 407 番地	(0893) 39-2011
その他市外	72	内山建材(有)	黒田 寛	喜多郡内子町内子 1077 番地	(0893) 44-2195
	103	(有)田丸電気水道設備	田丸 仁	喜多郡内子町内子甲 1526 番地	(0893) 44-2224
	140	(株)森本	森本 誌朗	喜多郡内子町内子 575 番地	(0893) 44-3105
	85	(有)稲月電気設備	稲月 康明	喜多郡内子町五十崎甲 1048 番地	(0893) 44-4104
	109	(有)富永	向井 吉香	喜多郡内子町五十崎甲 1195 番地	(0893) 44-2842
	101	(株)りくう	佐藤 史信	喜多郡内子町平岡甲 1294 番地 1	(0893) 44-3579
	58	三原設備(株)	三原 光孝	八幡浜市保内町喜木 1 番耕地 479	(0894) 36-0718
	32	(有)谷口水道工業所	谷口 元康	八幡浜市北浜一丁目 2 番 4 号	(0894) 22-0549
	74	菊池設備(有)	菊池 恭三	八幡浜市 1526 番地	(0894) 22-0539
	73	山下設備	山下 典久	八幡浜市 1328 番地 2	(0894) 23-1602
	63	(株)井上設備工業	井上 雅之	八幡浜市日土町六番耕地 184 番地	(0894) 26-0184
	44	(有)松見水道	松見 春雄	八幡浜市保内町川之石 1-236-85	(0894) 36-0027
	50	(有)八幡浜電工	橋岡 公正	八幡浜市保内町川之石 12 番耕地 471 番地	(0894) 36-0546
	77	(有)谷本工務店	谷本 耕一	八幡浜市広瀬一丁目 7 番 15 号	(0894) 22-3076
	39	(有)千葉設備	千葉 多喜雄	八幡浜市古町二丁目 2 番 29 号	(0894) 24-2819
	36	森川設備	森川 誠	八幡浜市川之内 2 番耕地 124 番地 4	(0894) 27-0233
	68	(有)村上水道工業所	村上 昇治	八幡浜市郷四番耕地 372 番地 6	(0894) 22-3890
	143	クボタ設備	久保田 恵治	八幡浜市布喜川甲 60 番地 7	(0894) 24-6335
	126	真穴水道設備(有)	石崎 久次	八幡浜市穴井四番耕地 163 番地	(0894) 29-7550
	29	(株)宇和水道	清家 英敏	西予市宇和町稻生 48 番地 3	(0894) 62-0275
	87	(株)南予都市開発	薬師神 有喜	西予市宇和町稻生 218 番地	(0894) 62-1481
	134	薬師寺興業(株)	薬師寺 慶多	西予市宇和町卯之町三丁目 196 番地	(0894) 62-2857
	133	大一ガス(株)(南予営業所)	稲葉 隆一	西予市宇和町下松葉 568-1	(0894) 62-1090
	52	井上水道	井上 徳男	西予市野村町阿下 8 号 314 番地	(0894) 72-2217
	111	(有)林建材水道	池内 嘉克	西予市野村町野村 3 号 3 番地	(0894) 72-0369
	152	久保田水道(有)	久保田 良	西予市三瓶町津布理 2845 番地 1	(0894) 33-3087
	160	山田水道設備	山田 博敬	西宇和郡伊方町二見乙 976	(0894) 38-2604
	176	(株)大塚組	大塚 敏昭	西予市宇和町伊延西 18 番地	(0894) 66-0155
	48	豊田冷機工業(株)	豊田 太一	宇和島市寿町一丁目 5 番 7 号	(0895) 22-4368
	78	(有)南予設備	中平 一清	宇和島市川内甲 1967 番地	(0895) 27-2223
	40	(株)明成	佐藤 隆史	宇和島市伊吹町甲 1323 番地 1	(0895) 24-0050
	135	(合)愛媛水道	藤井 憲生	宇和島市鶴島町 6 の 21	(0895) 22-2685
	110	兵頭設備	兵頭 隆行	宇和島市明倫町 4 丁目 7 番 3 号	(0895) 24-0993
	123	福井設備	福井 範夫	宇和島市小浜 2118 番地	(0895) 28-0514
	147	(株)藤川設備	藤川 武志	宇和島市保田甲 263 番地 1	(0895) 27-1773
	154	(有)旭電工	旭 和男	宇和島市吉田町裡町 55 番地	(0895) 52-0552
	169	(有)市村設備	松田 志乃	宇和島市高串 1 番耕地 534 番地 16	(0895) 25-8282
	174	岡崎設備	岡崎 恵一	宇和島市三間町北増穂 470 番地	(0895) 58-4380
	177	すいどう屋 愛幸	山下 幸二	宇和島市柿原甲 1929 番地 10	(0895) 49-2837
	185	魚崎設備	魚崎 義久	宇和島市津島町泥目水 216 番地 1	090-7624-8764
	88	(有)山口電気	山口 桂司	南宇和郡愛南町御荘平城 3628 番地 2	(0895) 72-3100
	141	藤岡工業(株)	藤岡 幸男	伊予市双海町上灘甲 4345 番地 1	(089) 986-0350

地区	登録 番号	工事店名	代表者名	所在地	電話番号
その他市外	141	藤岡工業(株)	藤岡 幸男	伊予市双海町上灘甲 4345 番地 1	(089) 986-0350
	156	ゆたか設備	宮脇 崇人	伊予郡松前町大字西高柳 104-2	(089) 984-9566
	23	(株)ホーム設備	門田 勲	松山市余戸中二丁目 2 番 1 号	(089) 973-6895
	127	(有)松岡水道工業所	山口 敏博	松山市藤原町 497 番地	(089) 921-8621
	89	(有)松山水道工業所	渡部 文夫	松山市和泉北二丁目 5 番 27 号	(089) 943-0643
	115	愛媛日化サービス(株)	原 宗之	松山市保免西二丁目 3 番 11 号	(089) 971-2230
	81	(有)和泉水道工業所	和泉 吉明	松山市竹原四丁目 9 番 13 号	(089) 945-1275
	57	(有)カワハラ	河原 卓	松山市木屋町二丁目 4 番地 7	(089) 924-4670
	51	(株)カトウ	加藤 正之	松山市桑原三丁目 15 番 11 号	(089) 933-7900
	90	(有)エムエムライフテック	若宮 三男	松山市桑原五丁目 10 番 25 号	(089) 921-5000
	86	(株)勝山水道工業所	吉岡 大	松山市三町三丁目 3 番 34 号	(089) 975-4477
	137	愛媛水道メンテナンス	大川 哲加郎	松山市南久米町 971-5 パラドール南久米 102	(0120) 93-1132
	82	(有)門屋設備	西村 好光	松山市居相六丁目 2 番 4 号	(089) 956-3713
	83	(株)大塚水道	大塚 武志	松山市中村四丁目 13 番 39 号	(089) 943-5111
	100	(有)八倉水道工業所	八倉 正和	松山市立花六丁目 4 番 23 号	(089) 945-8484
	142	宮内水道設計	宮内 百合子	松山市食場町乙 102 番地 92	(089) 977-7200
	92	(有)土居設備	土居 俊一	松山市森松町 461 番地 33	(089) 956-5237
	61	新崎住宅設備(株)	新崎 勉	松山市井門町 81 番地 5	(089) 957-5413
	76	(有)サン・ヨーゴ	森 東洋司	松山市井門町 54 番地 9	(089) 956-7767
	102	(株)エムテック	谷本 太志	松山市津吉町 1059 番地	(089) 960-8880
	132	(株)松本設備	松本 文彦	松山市東方町甲 2329 番地 1	(089) 963-5760
	129	重松兄弟設備(株)	清水 盛士郎	松山市谷町甲 78 番地 1	(089) 978-2011
	121	高月水道工業所	高月 完夫	松山市東長戸一丁目 10 番 41 号	(089) 922-1601
	108	藤田設備	藤田 兼市	松山市高岡町 733 番地 21	(089) 973-2295
	145	(有)エムライン	西山 雅也	松山市西垣生町 1225 番地	(089) 989-2216
	70	(有)アクアワークス	野本 聖児	松山市和気町二丁目 862 番地 15	(089) 979-1877
	144	こまつ設備	小松 賢胤	松山市馬木町 2037 番地 5	(089) 978-4846
	71	山本設備(株)	山口 浩子	松山市太山寺町 2289 番地 4	(089) 979-3460
	150	(株)みずき	高木 寛	松山市井門町 684 番地 4	(089) 907-7320
	151	(有)山陽商会	田中 章夫	松山市井門町 1475 番地 6	(089) 956-6107
	153	(有)石崎設備	石崎 久章	松山市北斎院町 1156 番地 15	(089) 972-7964
	162	みやまりビング(株)	山本 周亮	松山市三津 2 丁目 3 - 1 1	(089) 952-0380
	164	共友工業(株)	友澤 聰	松山市久万ノ台 941 番地 1	(089) 923-7078
	170	(有)大協設備商会	大西 雅俊	松山市小栗七丁目 13-22	(089) 943-0167
	171	(有)山内水道工業所	山内 敏夫	松山市別府町 489 番地 7	(089) 953-0580
	172	ホームソフナーサービス越智	越智 英樹	松山市東本 2 丁目 9-10	090-4033-2501
	175	(株)愛水松山支店	田村 哲朗	松山市南吉田町 370 番地 1	(089) 968-7122
	178	(株)藤本配管	藤本 喜彦	松山市南高井町 1752 番地 1	(089) 970-8287
	180	(株)大和設備	村上 祐太	松山市居相 1 丁目 3 番 3 号	(089) 956-8322
	181	(株)ヒロ配管設備	仙波 宏通	松山市水泥町 718-4	(089) 968-1461
	182	(株)ウォータークリエイト	鍋屋 敏彦	松山市古川南三丁目 1355 番 1	(089) 958-4876
	183	(株)アラウンド	小池 剛	松山市松ノ木 1 丁目 2-50	(089) 952-2244
	184	(株)イズミ設備	和泉 裕一	東温市則之内甲 2625 番地 6	(089) 904-2105
	179	水道サービス吉川	吉川 理宣	東温市横河原 181 番地 2	090-2895-1396
	131	(有)セイケ電設	清家 志郎	北宇和郡鬼北町大字生田 34 番地	(0895) 46-0006
	159	(株)きほく洗管	山久保 達生	北宇和郡鬼北町岩谷 149 番地 1	(0895) 47-0833
	148	(株)さくら工業	桜井 健吾	今治市喜田村 4 丁目 13 番 53 号	(0898) 48-2221
	166	(有)尾田水道	尾田 征司	新居浜市八幡一丁目 10 番 28 号	(0897) 33-8252

地区	登録 番号	工事店名	代表者名	所在地	電話番号
その他市外	124	植田住宅設備	植田 稔之	高知県高岡郡津野町白石甲 1562 番地 1	(0889) 56-3331
	163	(株)アクアライン	大垣内 剛	広島県広島市中区上八丁堀 8 番 8 号第 1 ウエノヤビル 6F	(082) 502-6644
	165	(株)MIZU SAPO	中村 信幸	広島県広島市鶴見町 8-57 4F	(082) 533-8080
	158	(株)イースマイル	島村 禮孝	大阪府大阪市中央区瓦屋町三丁目 7 番 3 号	(06) 6631-7449
	130	(株)クラシアン	鈴木 一也	神奈川県横浜市港北区新横浜 1-2-1	(045) 473-8181
	157	三菱電機システムサービス(株)	山本 雅之	東京都世田谷区太子堂四丁目 1 番 1 号	(03) 5431-7750
	187	(株)タナカ	田中 俊成	松山市古川西 3 丁目 13-5	(089) 916-9416
	188	(株)マルイ設備工業	越智 純也	西条市福武甲 1194 番地 2	(0897) 56-4205
	189	(株)ニッシン設備	日野 伸司	松山市北井門 2 丁目 14-7	(089) 907-2537
	190	室設備	室谷 周児	松山市北斎院町 1004 番地 6	(089) 989-5405
	193	(株)シュウセイ電気	後藤 武士	東温市樋口 1226 番地	(089) 964-5705
	196	松前土建(株)	和泉 健弥	伊予郡松前町大字筒井 1795 番地 1	(089) 984-1019
	197	(株)プラミング	源田 公判	松山市保免中 2 丁目 3 番 8 号	(089) 994-6952

○市内建設業協会会員一覧

(令和4年9月1日現在)

会 員 名	所 在 地	電 話	
		番 号	F A X
(有)旭建設	大洲市北只688	24-3749	23-3152
愛媛舗道(株)	大洲市中村231	24-2155	24-7787
(株)扇建設	大洲市新谷乙1823	25-2100	25-2274
香川建設(株)	大洲市田口甲1043番地 1	24-3095	24-7136
(株)木元組	大洲市東大洲55番地 1	24-2272	24-0229
久保建設(株)	大洲市蔵川甲434	27-0757	27-0251
向成建設(株)	大洲市新谷乙1182番地 2	25-3150	25-4360
菅野建設(株)	大洲市田口甲30の 2	24-2329	24-6955
谷本建設工業(株)	大洲市平野町平地120	24-5161	23-3451
谷本産業(株)	大洲市東大洲72の 2	24-2616	24-4297
中央建設(株)	大洲市柚木491番地 1	24-3556	24-5613
(株)西田興産	大洲市徳森248	25-0211	25-0554
松浦建設(株)	大洲市菅田町菅田甲2274番地 1	25-5335	25-0786
松本建設(株)	大洲市北只116番地 2	24-4372	23-3045
峯建設工業(株)	大洲市田口甲34の 2	24-5911	23-5632
(株)宮元建設	大洲市新谷乙1988の 1	25-0242	25-2469
村上工業(株)	大洲市若宮528番地 1	24-3141	24-3144
上田建設(株)	大洲市肱川町宇和川2995番地 1	34-2011	34-2348
川上建設(有)	大洲市肱川町名荷谷2221	34-2101	34-2105
(株)ひじ建	大洲市肱川町山鳥坂346	34-2111	34-2113
河辺建設(株)	大洲市河辺町植松436	39-2231	39-2206
富永建設(株)	大洲市河辺町植松407	39-2011	39-2956
(株)一宮工務店	大洲市白滝甲301	54-0211	54-0070
(株)佐々木組	大洲市豊茂乙310	57-0122	57-0031
(有)高屋建設	大洲市長浜町晴海 1 - 6	52-0178	52-2028
(有)長浜建設	大洲市長浜町晴海 1 - 12	52-0207	52-1915

【条 例 等】

○大洲市防災会議条例

〔平成17年1月11日〕
〔大洲市条例第21号〕

(趣旨)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第16条第6項の規定に基づき、大洲市防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 大洲市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

(会長及び委員)

第3条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、市長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次に掲げる者をもって充てる。
 - (1) 指定地方行政機関の職員のうちから市長が委嘱する者
 - (2) 愛媛県の知事の部内の職員のうちから市長が委嘱する者
 - (3) 愛媛県警察の警察官のうちから市長が委嘱する者
 - (4) 市長がその部内の職員のうちから任命する者
 - (5) 教育長
 - (6) 消防長及び消防団長
 - (7) 指定公共機関又は指定地方公共機関の役員又は職員のうちから市長が委嘱する者
 - (8) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから市長が委嘱する者
- 6 前項の委員の定数は、21人以内とする。
- 7 第5項第7号及び第8号の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。
- 8 前項の委員は、再任することができる。

(専門委員)

第4条 防災会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、愛媛県の職員、市の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び識見を有する者の中から、市長が委嘱し、又は任命する。
- 3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

附 則

この条例は、平成17年1月11日から施行する。

附 則（平成24年9月20日大洲市条例第30号）

この条例は、交付の日から施行する。

○大洲市災害対策本部条例

〔平成17年1月11日〕
〔大洲市条例第22号〕

(趣旨)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条第7項の規定に基づき、大洲市災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 災害対策本部長（以下「本部長」という。）は、災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長（以下「副本部長」という。）は、本部長を助け、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員（以下「本部員」という。）は、本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

(部)

第3条 本部長は、必要があると認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき本部員は、本部長が指名する。

3 部に部長を置き、本部長の指名する本部員をもって充てる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(委任)

第4条 この条例に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この条例は、平成17年1月11日から施行する。

附 則（平成24年9月20日大洲市条例第30号）

この条例は、公布の日から施行する。

○大洲市災害対策本部運営要領

(趣旨)

第1条 この要領は、大洲市災害対策本部条例（平成17年大洲市条例第22号）に基づき大洲市災害対策本部（以下「対策本部」という。）及び対策本部の設置に至るまでの大洲市災害警戒本部（以下「警戒本部」という。）の運営に関し必要な事項を定め、災害対策の円滑かつ適切な実施を図るものとする。

(警戒本部の設置等)

第2条 警戒本部は、次の各号に該当する場合で、副市長が認めたときに設置する。ただし、副市長が事故や不在時等の非常時には、総務部長が警戒本部の設置を命令し、又は指揮をとる。

- (1) 気象業務法に基づく警報（暴風、大雨、洪水、波浪、高潮、暴風雪、大雪）が発表されたとき。
- (2) その他災害の発生のおそれがあるとき。
- 2 警戒本部を設置している場合において対策本部を設置する必要が生じたときは、警戒本部は、対策本部に移行する。
- 3 警戒本部は、気象業務法に基づく警報が解除になったとき又は予想される災害の発生がないとき解散する。
- 4 警戒本部を設置したときは、直ちにその旨を関係機関に通知及び公表する。

(警戒本部の組織)

第3条 警戒本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

- 2 本部長は、副市長をもって充てる。
- 3 副本部長は、総務部長をもって充てる。
- 4 警戒本部に対策部及び班を置き、各関係部課長及び支所長をその長に充てる。
- 5 警戒本部に事務局を置き、局長（危機管理課長）及び次長（危機管理課長補佐）を置く。
- 6 事務局職員は、危機管理課職員及び本部長が指名する者をもって充てる。

(警戒本部の事務分掌)

第4条 警戒本部の所掌する事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 災害情報・気象情報等の収集及び伝達に関すること。
- (2) 災害応急、予防対策の実施に関すること。
- (3) 防災資機材の準備に関すること。

(対策本部の設置等)

第5条 災害対策本部は、次の各号に該当する場合で、市長が必要と認めたときに設置する。

- (1) 気象業務法に基づく警報が発表され、市長が必要と認めたときに設置する。
- (2) 局地的災害が発生したとき。
- (3) その他災害発生のおそれがあるとき。

(対策本部の組織等)

第6条 対策本部は、本部長、副本部長、本部付及び本部員をもって組織する。

- 2 副本部長は、副市長をもって充てる。
- 3 本部付は、教育長をもって充てる。

- 4 対策本部に本部会議を置き、本部長、副本部長、本部付及び各対策部の部長をもって構成し、災害応急対策の実施、その他防災に関する重要事項について協議する。
- 5 対策本部に対策部及び班を置き、各関係課長及び支所長をその長に充てる。
- 6 前項の組織は、別表第1「災害対策本部（警戒本部）組織編成表」のとおりとする。
- 7 対策本部に事務局を置き、局長（総務部長）及び次長（危機管理課長）を置く。
- 8 事務局職員は、危機管理課職員及び本部長の指名する者をもって充てる。

（対策本部の事務分掌）

第7条 対策本部の所掌する事務は、別表第2「災害対策本部（警戒本部）事務分掌」のとおりとする。

（現地対策本部の設置）

第8条 本部長は、災害の現地において、緊急に統一的な防災活動を実施するため、特に必要があると認めるときは、現地対策本部を設置する。

- 2 現地対策本部は、現地対策本部長及び現地対策本部員で組織する。
- 3 現地対策本部長は、本部長が指名する者又は支所対策部長とする。
- 4 現地対策本部員は、支所対策本部班員を中心に組織する。
- 5 現地対策本部長は、本部長の命を受け、現地対策本部の事務を掌握し、現地対策本部員を指揮監督する。

（非常配備の種類等）

第9条 対策本部及び警戒本部は、それぞれの災害対策の必要に応じ、別表第3「災害対策本部（警戒本部）配備基準」の配備区分とする。

（非常配備の時期、内容及び動員体制）

第10条 非常配備の時期、内容及び動員体制については、別表第3「災害対策本部（警戒本部）配備基準」及び別表4「災害対策本部（警戒本部）動員体制」のとおりとする。ただし、必要に応じ班員の増員等適宜柔軟に対応する。

（被害状況の取扱い）

第11条 災害が発生したときは、各対策部（班）長は直ちに被害状況を調査し、関係者に報告しなければならない。

- 2 事務局長は、各対策部（班）長及び関係機関よりの被害状況を取りまとめ、本部長に報告するとともに、速やかに愛媛県地域防災計画の定めるところにより、南予地方局八幡浜支局を通じて県へ報告する。

（被害情報の取扱い）

第12条 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、事務局長は、直ちに本部長に報告するとともに、その状況及び応急対策の概況を逐次南予地方局八幡浜支局を通じて県へ報告する。

- 2 事務局長は、災害に関する予警報、その他災害に関する情報を収受したときは、必要事項については直ちに住民その他関係のある公私の団体に伝達するとともに、予想される災害の事態及びこれに対処してとるべき措置等について周知しなければならない。

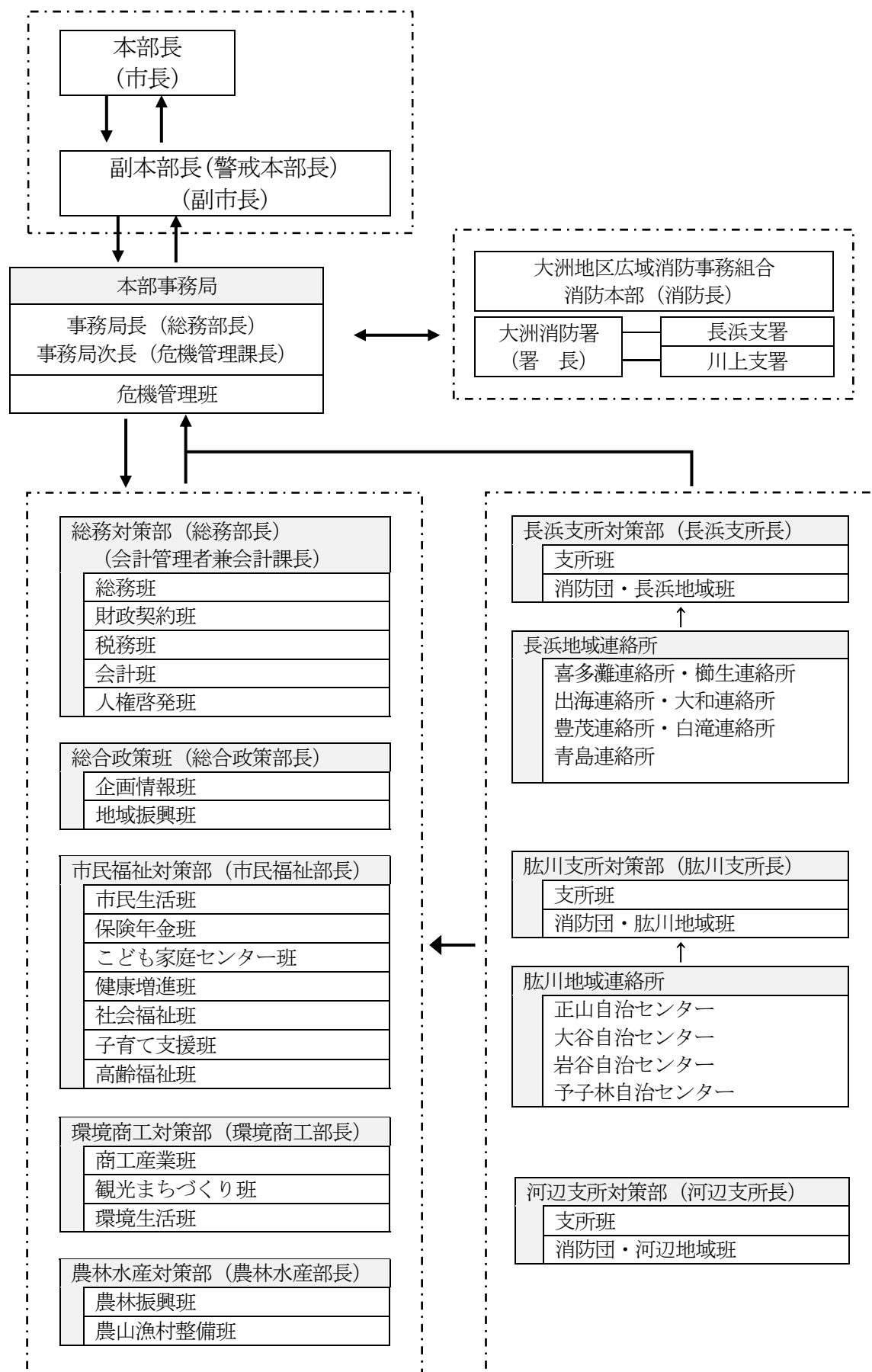
附 則

この要領は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

別表第1 災害対策本部（警戒本部）組織編成表（令和6年4月1日以降）



建設対策部（建設部長） （治水対策事業対策官）	
建設班	
都市整備班	
上下水道班	
治水班	

医療対策部（病院副院長） （病院事務長）	
事務班	
医療救護班	

文教対策部（教育部長）	
教育総務班	
文化振興班	
スポーツ振興班	

支援対策部（議会事務局長）	
議会事務局班	
農業委員会事務局班	
監査事務局班	

消防対策部（消防団長）		
消防団 本 部	大洲地域班	
	長浜地域班	
	肱川・河辺地域班	

大洲地域連絡所
南久米連絡所・菅田連絡所 大川連絡所・柳沢連絡所 新谷連絡所・三善連絡所 八多喜連絡所・上須戒連絡所



別表第2 災害対策本部（警戒本部）事務分掌（令和4年7月1日現在）

部	班	担 当 事 務
共 通	共 通	1 災害対策本部（危機管理班）の応援に関すること。 2 部内の相互支援・協力に関すること。 3 支所対策部の応援に関すること。

部	班	担 当 事 務
(本部事務局) 総務部長	危機管理班	1 市防災会議に関すること。 2 本部会議に関すること。 3 本部長の指示、指令に関すること。 4 災害対策本部の設置・廃止に関すること。 5 災害対策全般の企画、総合調整に関すること。 6 気象情報の収集、伝達に関すること。 7 災害情報・被害状況の収集・報告に関すること。 8 県、防災関係機関等との連絡調整に関すること。 9 各対策部内及び関係機関の情報収集・連絡調整に関すること。 10 高齢者等避難、避難指示等の発令に関すること。 11 警戒区域の設定に関すること。 12 災害対策基本法に基づく強権発動に関すること。 13 防災行政無線による連絡に関すること。 14 災害に伴う物資及び資材の調達に関すること。 15 備蓄品の管理及び配分に関すること。 16 通信手段の確保に関すること。 17 消防団との連絡に関すること。 18 消防本部、警察との連絡に関すること。 19 県知事及び他市町に対する応援要請に関すること。 20 自衛隊派遣要請に関すること。 21 応援隊の受入れ体制の整備に関すること。 22 地域住民の協力要請に関すること。 23 自主防災組織との連携に関すること。 24 原子力発電所の情報収集に関すること。 25 応急公用負担に関すること。 26 その他災害対策全般に関すること。
	総 務 班	1 部内及び関係機関との連絡調整に関すること。 2 部内に属する情報の収集・報告に関すること。 3 職員の動員及び配備に関すること。 4 各部各班の人員配置に関すること。 5 被災職員に対する給付及び援助に関すること。 6 国、県関係者の応接に関すること。 7 他の公共団体職員の応援要請に関すること。 8 本部長・副本部長の秘書業務に関すること。
(総務対策班) 総務部長	財 政 契 約 班	1 緊急輸送車両・緊急輸送等の確保に関すること。 2 庁舎の安全確認に関すること。 3 市有財産の被害調査、緊急使用に関すること。 4 緊急機（器）材・用品の調達及び貸借に関すること。 5 公用車両の配車に関すること。 6 災害に伴う予算編成・財政計画に関すること。 7 財政に関する政府機関との連絡に関すること。
	税 務 班	1 建物被害状況調査に関すること。 2 災害に伴う市税の減免措置に関すること。 3 個人に関する罹災証明書の発行に関すること。
	会 計 班	1 災害関係経費の収支に関すること。 2 義援金の受領に関すること。 3 義援金配分委員会に関すること。
	人 権 啓 発 班	1 所管施設及び設備の保全並びに応急対策に関すること。 2 災害に伴う人権問題に関すること。

部	班	担 当 事 務
(総合政策対策班) 総 合 政 策 部 長	企 画 情 報 班	1 報道関係に対する情報の提供その他連絡調整に関する事。 2 災害記録写真の撮影・保管に関する事。 3 本部長・副本部長の秘書業務に関する事。 4 電算施設の保全・被害調査及び復旧に関する事。 5 インターネット環境等の確保に関する事。 6 W i - F i 整備避難所の認証解除に関する事。
	地 域 振 興 班	1 コミュニティ施設の被害調査、復旧に関する事。 2 交通関係機関の情報収集・連絡に関する事。 3 避難所の開設及び管理運営に関する事。 4 避難者の情報収集、報告に関する事。
	各コミュニティセンター	1 避難施設（コミュニティセンター）の供与及び管理、協力に関する事。 2 コミュニティセンターの被害状況調査に関する事。 3 自主防災組織、自治会等との連絡調整に関する事。
(市民福祉対策班) 市 民 福 祉 部 長	市 民 班	1 被災者の安否の問い合わせ等に関する事。 2 行方不明者の届出に関する事。 3 環境商工対策部環境生活班の支援に関する事。 （災害時の防疫・公衆衛生に関する事。） （衛生、防疫資材の調達、配分に関する事。）
	こども家庭センター班 健 康 増 進 班	1 所管施設の管理及び必要施設の応急設営に関する事。 2 医師会との連絡・調整に関する事。 3 保健所の協力要請に関する事。 4 衛生救護班編成に関する事。 5 救護用薬品の調達、配分に関する事。 6 避難所等の防疫に関する事。 7 臨時予防接種の実施に関する事。 8 避難所及び被災者の巡回健康相談に関する事。 9 避難所及び被災者の心のケア対策に関する事。 10 市内診療所の被災状況の把握に関する事。 11 市外等受入患者の状況等の情報収集に関する事。
	社 会 福 祉 班 子 育 て 支 援 班 高 齢 福 祉 班	1 部内及び関係機関との連絡調整に関する事。 2 部内に属する情報の収集報告に関する事。 3 福祉避難所の開設及び管理運営に関する事。 4 非常炊き出し・毛布その他の物品の配布に関する事。 5 要配慮者の避難等の総合的な支援に関する事。 6 要配慮者利用施設の提供等の総合的な支援に関する事。 7 所管施設及び設備の保全並びに応急対策に関する事。 8 母子・生活保護世帯の調査援護に関する事。 9 現地災害救護対策に関する事。 10 日赤その他社会福祉団体との連絡及び協力要請に関する事。 11 福祉ボランティアの依頼、受入れ及び配置に関する事。 12 被災による死者の収容所の開設・埋火葬に関する事。 13 災害救助法の適用申請の取りまとめに関する事。 14 災害弔慰金等支給審査会に関する事。 15 災害見舞金、災害弔慰金及び災害援護資金の審査、認定及び支給決定に関する事。

部	班	担 当 事 務
(環境商工対策班) 環 境 商 工 部 長	商 工 産 業 班	1 現地災害対策に関すること。 2 立地企業の災害対策に関すること。 3 被災農林水産業者への情報提供に関すること。 4 被災商工業者に対する応急金融に関すること。 5 商工業施設及び生産品に対する被害調査に関すること。 6 災害時における労働力の確保に関すること。 7 罹災失業者の職業あっせんに関すること。 8 事業所に関する罹災証明の発行に関すること。
	観光まちづくり班	1 観光客等の避難対策に関すること。 2 観光施設の保全及び応急対策に関すること。 3 観光施設の被害調査に関すること。 4 滞留旅客・帰宅困難者対策に関すること。 5 トイレカーの使用に関すること。
	環 境 生 活 班	1 所管施設の管理及び必要施設の応急設営に関すること。 2 清掃業務計画の総合調整に関すること。 3 衛生関係施設の被害調査及び災害対策に関すること。 4 水質汚濁、その他公害に係る調査及び防止対策に関すること。 5 被災地における仮設トイレの設置及び維持管理に関すること。 6 清掃応援要請及び各種応援団体の掌握に関すること。 7 ごみ・し尿の非常処理に関すること。 8 死亡鳥獣・漂流物等の処理に関すること。 9 動物の保護・管理に関すること。 10 災害廃棄物の総合的な処理・実施に関すること。 11 衛生検査に関すること。 12 衛生組合の協力要請に関すること。 13 災害時の防疫・公衆衛生に関すること。 14 衛生、防疫資材の調達、配分に関すること。
(農林水産対策部) 農 林 水 産 部 長	農 林 振 興 班 農山漁村整備班	1 部内及び関係機関との連絡調整に関すること。 2 部内に属する情報の収集報告に関すること。 3 現地災害対策に関すること。 4 農地、農業漁業施設及び造林、林業施設並びに農林水産物の災害対策に関すること。 5 農林水産業の被害状況調査に関すること。 6 農協等との連絡調整、協力要請に関すること。 7 家畜等の被害調査に関すること。 8 被災農林水産業者への情報提供に関すること。 9 土地改良区との連絡調整に関すること。 10 農業・農業用施設及び林業施設の保全及び復旧に関すること。 11 災害時における病虫害の防除に関すること。 12 農林業被害拡大防止対策に関すること。 13 飼料のあっせんに関すること。 14 林産物及び復旧用木材のあっせんに関すること。 15 農薬、肥料の確保、配分に関すること。 16 家畜伝染病の予防対策施設等の復旧に関すること。 17 農林水産物の採取及び出荷制限に関すること。 18 災害時における労働力の確保に関すること。 19 被災農林水産業者に対する融資に関すること。 20 被災農林水産業者に係る罹災証明に関すること。 21 被災農地及び農林漁業施設・機械等の調査に関すること。 22 被災農地及び農林漁業施設・機械等の復旧検査に関すること。

部	班	担 当 事 務
(建設対策部) 建設部長 治水事業統括官	建設班	1 部内及び関係機関との連絡調整に関する事。 2 部内に属する情報の収集報告に関する事。 3 道路、橋梁等の被害状況調査、保全及び応急復旧に関する事。 4 仮設道路の建設、障害物除去、交通規制等応急交通対策に関する事。 5 河川、水路その他の保全及び応急対策に関する事。 6 小規模災害の応急復旧に関する事。 7 山崩れ、崖崩れ、地すべり等の予防応急対策に関する事。 8 土木災害の拡大防止に関する事。 9 愛媛県南予地方局大洲土木事務所の情報収集・連携協力に関する事。 10 緊急輸送道路の確保に関する事。 11 異常積雪時の除雪に関する事。 12 潮位、風向、風速、高波の情報収集、報告に関する事。 13 部内関係物資の輸送に関する事。 14 労務の確保に関する事。
	都市整備班	1 街路樹、緑地、公園施設等の被害状況調査、応急処理及び緊急措置に関する事。 2 土木応急復旧用資材の確保に関する事。 3 大洲拠点地区内の情報収集・報告に関する事。 4 市営住宅の被害調査及び復旧に関する事。 5 家屋の被害調査に関する事。 6 応急仮設住宅の入居管理に関する事。 7 市営住宅の応急修理に関する事。 8 住宅の応急修理に関する事。(災害救助法適用時)
	上下水道班	<水道部門> 1 水道応急復旧用資材の調達確保に関する事。 2 被災者等に対する飲料水の給水に関する事。 3 給水に関する事。 4 上水道施設及び簡易水道等の保全及び応急復旧に関する事。 5 給水施設の被害状況調査に関する事。 6 上水道、簡易水道、工業用水道等の衛生維持に関する事。 7 給水制限の実施・断水情報の広報に関する事。 8 支所管内との連絡調整に関する事。 <下水道部門> 1 下水道応急復旧用資材の確保に関する事。 2 汚水管渠の被害状況調査及び応急復旧に関する事。 3 終末処理場、雨水ポンプ場の保全及び応急復旧に関する事。 4 下水道施設の被害状況調査に関する事。
	治水班	1 無堤地区等の情報収集・報告に関する事。 2 所管する公共施設の被害状況調査に関する事。 3 国土交通省大洲河川国道事務所の情報収集・連携協力に関する事。 4 鹿野川ダムの情報収集・報告に関する事。

部	班	担 当 事 務
(医療対策部) 病院副院長 病院事務長	事務班	1 部内及び関係機関との連絡調整に関すること。 2 部内に属する情報の収集・報告に関すること。 3 部内に属する諸機(器)材の整備に関すること。 4 医療機関への協力要請に関すること。 5 部内の他班に属さないこと。
	医療救護班	1 医療薬剤、資材の確保及び配分に関すること。 2 救護所の設置、運営管理に関すること。 3 医療救護班の編成に関すること。 4 災害救助法が発動されるまでの医療救護活動に関すること。 5 災害救助法による医療・助産に関すること。 6 救出者の搬送及び救護に関すること。
(文教対策部) 教育部長	教育総務班	1 部内及び関係機関との連絡調整に関すること。 2 部内に属する情報の収集・報告に関すること。 3 学校施設及び設備の保全並びに応急対策に関すること。 4 避難所の開設及び管理運営に関すること。 5 避難者の情報収集、報告に関すること。 6 災害時における学校給食及び応急食料の非常炊き出しに関すること。 7 学校施設及び設備の被害状況調査に関すること。 8 教育関係団体への協力要請に関すること。 9 児童生徒等の安全確保、避難、救護に関すること。 10 被災学校及び児童生徒等の教育対策に関すること。 11 災害対策のための教員確保に関すること。 12 災害時における学用品、教科書等の調達・配分に関すること。
	文化振興班 スポーツ振興班	1 婦人会、PTA、青年団等協力団体との連絡調整に関すること。 2 市社会教育・社会体育施設、文化財等の被害状況調査に関すること。 3 体育施設の保全及び応急復旧対策に関すること。 4 義援・救援物資の受入れ及び配分に関すること。
(支援対策部) 議会事務局長	議会事務局班	1 部内及び関係機関との連絡調整に関すること。 2 部内に属する情報の収集・報告に関すること。 3 議員との連絡に関すること。 4 罹災証明書発行の支援に関すること。 5 各対策部・班の応援に関すること。
	監査事務局班	1 罹災証明書発行の支援に関すること。 2 各対策部・班の応援に関すること。
	農業委員会事務局班	1 農業委員との連絡に関すること。 2 罹災証明書発行の支援に関すること。 3 各対策部・班の応援に関すること。

部	班	担 当 事 務
(各支所対策部) 長 浜 支 所 長 肱 川 支 所 長 河 辺 支 所 長	支 所 班	- 本部、部内の連絡調整に関する事。 - 部内及び関係機関との連絡調整・報告に関する事。 - 本部長の指示、指令に関する事。 - 気象情報の収集、伝達に関する事。 - 災害情報・被害状況の収集・報告に関する事。 - 職員の動員及び配備に関する事。 - 防災行政無線による連絡に関する事。 - 市民への広報に関する事。 - 庁舎及び所管施設の安全確認に関する事。 - 現地災害対策に関する事。 - 小規模災害の応急復旧に関する事。 - 児童生徒等の安全確保、避難、救護の支援に関する事。 - 本部、各部各班及び連絡所との連絡に関する事。 - 消防団との連絡に関する事。 - 地域住民の協力要請に関する事。 - 自主防災組織との連携に関する事。 - 自治会との連絡調整に関する事。 - 土地改良区との連絡調整に関する事。 - 各種団体との連絡調整に関する事。 - 被災者の安否の問い合わせ等に関する事。 - 避難施設の供与及び管理、協力に関する事。 - 義援・救援物資の受入れ及び配分に関する事。 - 災害時の学用品、教科書等の調達・配分の協力に関する事。 - 備蓄品の管理及び配分に関する事。 - 本庁各部各班の窓口対応に関する事。 - 被災農林水産業者への情報提供に関する事。 - 風向、風速の情報収集、報告に関する事。 <以下長浜支所のみ> - 津波の監視に関する事。 - 潮位、高波の情報収集、報告に関する事。 - 港湾、海岸施設の防水に関する事。 - 港湾内の流出油の漂着対策に関する事。 - 港湾内の漂着物の処理に関する事。 - 港湾施設の応急復旧に関する事。 - 漁協等との連絡調整、協力要請に関する事。 - 港湾、水産施設の災害対策に関する事。 - その他災害対策全般に関する事。
(消 防 対 策 部) 消 防 団 長	消 防 団 本 部	- 関係機関等の連絡調整に関する事。 - 消防団員の非常招集に関する事。 - 消防関係機関への応援要請に関する事。
	大 洲 地 域 長 浜 地 域 肱 川・河 辺 地 域	- 消防団員の非常招集及び解除に関する事。 - 消防関係機関の応援要請に関する事。 - 消防、防水に関する事。 - 避難の指示及び誘導に関する事。 - 災害警戒の広報及び指導に関する事。 - 災害状況の調査、協力に関する事。 - 危険物の保安に関する事。 - 防災、人命救助活動に関する事。 - 行方不明者の捜索及び遺体の収容に関する事。 - 災害の警戒通報及び連絡に関する事。 - 人員、機材の輸送に関する事。

別表第3 災害対策本部（警戒本部）配備基準（令和6年6月1日現在）

●風水害等対策編

体制	配備	配備時期	動員基準	予想被害
樋門操作	指示	新谷観測所の水位が1.8m又は大洲水位観測所の水位が2.8mに達する恐れがあるとき	防災センター職員	—
警戒本部	警戒配備	- 警報（大雨（土砂災害・浸水害）、洪水、大雪、暴風、暴風雪、波浪、高潮）が発表されたとき - その他の災害発生の恐れがあるとき	- 危機管理課職員2名 - 各対策部及び各支所対策部連絡員は連絡体制を確保	—
災害対策本部	第1配備	- 大川観測所の水位が3.5mに達し、なお上昇しているとき - 局地的災害が発生したとき - その他必要により、市長が当該配備を指令するとき	所属職員の1/6以内で各対策部、班が必要とする人員	—
	第2配備	- 大洲第2観測所の水位が3.8mの犯濫注意水位に達し、なおも上昇しているとき - 土砂災害警戒情報が発表されたとき - その他必要により、市長が当該配備を指令するとき	- 所属職員の1/3以内で各対策部、班が必要とする人員 - 該当する土砂災害警戒区域の避難所開設職員配置	- 低い農地等の冠水 - 土砂災害警戒特別区域等の土砂崩れ
	第3配備	- 大洲第2観測所の水位が5.4mの避難判断水位に達し、なおも上昇しているとき - その他必要により、市長が当該配備を指令するとき	所属職員の2/3以内で各対策部、班が必要とする人員	低い宅地等の浸水
	第4配備	- 特別警報（大雨、大雪、暴風、暴風雪、波浪、高潮）が発表されたとき - 大洲第2観測所の水位が7.1mの犯濫危険水位に達し、なおも上昇しているとき - 災害救助法の適用を受ける大規模災害が発生又は発生する恐れがあるとき - 肱川の堤防が決壊したとき - その他必要により、市長が当該配備を指令するとき	全員体制	市内浸水

※警戒本部・災害対策本部の体制の次の段階にある職員は、時間外の場合に自宅待機とする。

※ゲリラ豪雨時の場合は、水位情報等によらず配備体制を引き上げることがある。

※配備体制の引き下げ・本部の解散は、状況に応じて随時連絡する。

●地震災害対策編

体制	配備	配備時期	配備内容	動員基準
警戒本部	警戒配備	- 震度4の地震が発生したとき - 南海トラフ地震に関連する情報（臨時）が発表されたとき	- 危機管理課職員3名 - 各支所・各対策部班の指名する職員（連絡員）	災害の発生に備え警戒に当たる体制
災害対策本部	第1配備	- 震度5弱、5強の地震が発生したとき - 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表されたとき - その他必要により、市長が当該配備を指令するとき	- 所属職員の1/3以内で各対策部、班が必要とする人員 - 地域自治担当職員・避難所業務支援要員の職員	- 小規模又は中規模の災害に対し、防災活動を実施する体制 - 応急対策を実施する体制
	第2配備	- 震度6弱以上の地震が発生したとき - 災害救助法の適用を受ける大規模災害が発生し、又は発生する恐れがあるとき - その他必要により、市長が当該配備を指令するとき	全員体制	- 大規模災害に対し、全力をあげて防災活動を実施する体制 県、自衛隊、他自治体、ボランティア等に対し、応援要請を実施する体制

※警戒本部・災害対策本部の体制の次の段階にある職員は、時間外の場合に自宅待機とする。

※被害の発生状況により配備体制を引き上げることがある。

※配備体制の引き下げ・本部の解散は、状況に応じて随時連絡する。

●津波災害対策編

体制	配備	配備時期	動員基準	配備内容
警戒本部	警戒配備	遠隔地地震による津波注意報が発表されたとき（遠地津波の場合）	- 危機管理課職員1名 - 長浜支所職員 2名	災害の発生に備え警戒に当たる体制
災害対策本部	第1配備	津波注意報が発表されたとき（遠地津波以外の場合）	- 所属職員の1/3以内で各対策部、班が必要とする人員 - 第2配備要員は、勤務時間外においては自宅待機とする。	- 災害の発生に備え警戒に当たる体制 - 場合によっては、海上監視員を配置する体制
	第2配備	- 津波警報が発表されたとき - その他必要により、市長が当該配備を指令するとき	- 所属職員の2/3以内で各対策部、班が必要とする人員 - 残りの全職員は、勤務時間外においては自宅待機とする。	- 小規模又は中規模の災害に対し、防災活動を実施する体制 - 応急対策を実施する体制 - 海上監視員を配置する体制
	第3配備	- 大津波警報が発表されたとき - その他必要により、市長が当該配備を指令するとき	全員体制	- 大規模災害に対し、全力をあげて防災活動を実施する体制 県、自衛隊、他自治体、ボランティア等に対し、応援要請を実施する体制

●原子力災害対策編

体制	配備	配備時期	動員基準	配備内容
警戒本部	第1配備	- 原子力発電所に事故が発生し、緊急事態区分の警戒事態(Aレベル)と判断する事象が発生した場合 - その他市長が必要と判断するとき	- 危機管理課職員 - 災害対策本部(風水害対策)の第1配備体制 ※オフサイトセンター要請により派遣	- 情報通信活動 - 一時集結所開設準備 - 安定ヨウ素剤配布準備 - 立入調査同行 - 平常時モニタリング強化
災害対策本部	第2配備	- 原子力発電所に事故が発生し、緊急事態区分の施設敷地緊急事態(Bレベル)と判断する事象が発生した場合 - その他市長が必要と判断するとき	- 危機管理課職員 - 災害対策本部(風水害対策)の第2配備体制 ※オフサイトセンター要請により派遣	- 一時集結所開設 - 住民広報 - 緊急事態応急対策の実施
	第3配備	- 原子力発電所に事故が発生し、緊急事態区分の全面緊急事態(Cレベル)と判断する事象が発生した場合 - その他市長が必要と判断するとき	全職員	住民避難等大規模な災害に対し、市の全力をあげて防災活動を実施

別表第4 災害対策本部（警戒本部）動員体制（令和6年4月1日以降）

●風水害等対策編

部	班	警 戒 配 備	第 1 配 備	第 2 配 備	第 3 配 備	第 4 配 備
部	長	－	全 員	全 員	全 員	全 員
本 部 事 務 局	危 機 管 理 班	1 人 又 は 2 人	全 員	全 員	全 員	全 員
総 対 策 務 部	総 務 班	連 絡 員	係 長 以 上	全 員	全 員	全 員
	財 政 契 約 班	－				
	税 務 班	－	課 長 補 佐 以 上	係 長 以 上	係 長 以 上	
	会 計 班	－				
	人 権 啓 発 班	－				
総 合 政 策 部	企 画 情 報 班	－	課 長 補 佐 以 上	係 長 以 上	係 長 以 上	全 員
	地 域 振 興 班	－				
市 民 福 祉 部	市 民 班	－	課 長 補 佐 以 上	係 長 以 上	係 長 以 上	全 員
	健 康 増 進 班	－				
	こども家庭センター班	－				
	社 会 福 祉 班	連 絡 員				
	子 育 て 支 援 班	－				
	高 齢 福 祉 班	－				
環 境 商 工 部	商 工 産 業 班	連 絡 員	課 長 補 佐 以 上	係 長 以 上	係 長 以 上	全 員
	観 光 ま ち づ くり 班	－				
	環 境 生 活 班	－				
農 林 水 産 部	農 林 振 興 班	－	課 長 補 佐 以 上	係 長 以 上	係 長 以 上	全 員
	農 山 漁 村 整 備 班	連 絡 員				
建 設 部	建 設 班	連 絡 員	係 長 以 上	全 員	全 員	全 員
	都 市 整 備 班	－				
	上 下 水 道 班	－				
	治 水 班	連 絡 員				
医 療 部	事 務 班	連 絡 員	課 長 補 佐 以 上	課 長 補 佐 以 上	係 長 以 上	職 員 全 体 の 2 / 3
	医 療 救 護 班	－	－	1 人	3 人 以 上	職 員 全 体 の 1 / 3
文 教 部	教 育 総 務 班	連 絡 員	課 長 補 佐 以 上	係 長 以 上	係 長 以 上	全 員
	文 化 振 興 班	－				
	ス ポ ー ツ 振 興 班	－				
支 援 部	議 会 事 務 局 班	連 絡 員	次 長 以 上	係 長 以 上	係 長 以 上	全 員
	農 業 委 員 会 事 務 局 班	－				
	監 査 事 務 局 班	－	事 務 局 長	事 務 局 長	係 長 以 上	全 員
長 浜 支 所	支 所 班	連 絡 員	担 当 係 長 以 上	係 長 以 上	全 員	全 員
肱 川 支 所	支 所 班	連 絡 員				
河 辺 支 所	支 所 班	連 絡 員				
消 防 部	大 洲 地 域 班	－	分 団 長 以 上	分 団 長 以 上	全 員	全 員
	長 浜 地 域 班	－	副 団 長 以 上	分 団 長 以 上	全 員	全 員
	肱 川 ・ 河 辺 地 域 班	－				

※連絡員は、警戒配備時は自宅待機とする。

※動員人員は、災害対策本部の要請により増員することがある。

●地震災害対策編

部	班	警 戒 配 備	第 1 配 備	第 2 配 備
部 長	一	全 員	全 員	全 員
本 部 事 務 局	危 機 管 理 班	3 人	全 員	全 員
総 策 務 部	総 務 班	連 絡 員	全 員	全 員
	財 政 契 約 班	－		
	税 務 班	－	係 長 以 上	
	会 計 班	－		
	人 権 啓 発 班	－		
総 合 政 策 部	企 画 情 報 班	－	係 長 以 上	全 員
	地 域 振 興 班	－		
市 民 福 祉 部	市 民 班	－	係 長 以 上	全 員
	健 康 増 進 班	－		
	こども家庭センター班	－		
	社 会 福 祉 班	連 絡 員		
	子 育 て 支 援 班	－		
	高 齢 福 祉 班	－		
環 境 商 工 部	商 工 産 業 班	連 絡 員	係 長 以 上	全 員
	観 光 ま ち づ くり 班	－		
	環 境 生 活 班	－		
農 林 水 産 部	農 林 振 興 班	－	係 長 以 上	全 員
	農 山 漁 村 整 備 班	連 絡 員		
建 策 設 部	建 設 班	連 絡 員	全 員	全 員
	都 市 整 備 班	－		
	上 下 水 道 班	－		
	治 水 班	－		
医 策 療 部	事 務 班	連 絡 員	課 長 補 佐 以 上	職 員 全 体 の 2 ／ 3
	医 療 救 護 班	－	1 人	職 員 全 体 の 1 ／ 3
文 策 教 部	教 育 総 務 班	連 絡 員	係 長 以 上	全 員
	文 化 振 興 班	－		
	ス ポ ー ツ 振 興 班	－		
支 策 援 部	議 会 事 務 局 班	連 絡 員	係 長 以 上	全 員
	農 業 委 員 会 班	－		
	監 査 事 務 局 班	－		
長 浜 支 所	支 所 班	連 絡 員	係 長 以 上	全 員
肱 川 支 所	支 所 班	連 絡 員		
河 辺 支 所	支 所 班	連 絡 員		
消 策 防 部	大 洲 地 域 班	－	分 団 長 以 上	全 員
	長 浜 地 域 班	－		
	肱 川 ・ 河 辺 地 域 班	－		

※連絡員は、警戒配備時は自宅待機とする。

※動員人員は、災害対策本部の要請により増員することがある。

●津波災害対策編

部	班	警 戒 配 備	第 1 配 備	第 2 配 備	第 3 配 備
部	長	－	全 員	全 員	全 員
本 部 事 務 局	危 機 管 理 班	1 人 又 は 2 人	全 員	全 員	全 員
総 対 策 務 部	総 務 班	連 絡 員	係 長 以 上	全 員	全 員
	財 政 契 約 班	－			
	税 務 班	－	課 長 補 佐 以 上	係 長 以 上	
	会 計 班	－			
	人 権 啓 発 班	－			
総 合 政 策 部	企 画 情 報 班	－	課 長 補 佐 以 上	係 長 以 上	全 員
	地 域 振 興 班	－			
市 民 福 祉 部	市 活 班	－	課 長 補 佐 以 上	係 長 以 上	全 員
	健 康 増 進 班	－			
	こども家庭センター班	－			
	社 会 福 祉 班	連 絡 員			
	子 育 て 支 援 班	－			
	高 齢 福 祉 班	－			
環 境 商 工 部	商 工 産 業 班	連 絡 員	課 長 補 佐 以 上	係 長 以 上	全 員
	観 光 ま ち づ くり 班	－			
農 林 水 産 部	農 林 振 興 班	－	課 長 補 佐 以 上	係 長 以 上	全 員
	農 山 漁 村 整 備 班	連 絡 員			
建 設 策 部	建 設 班	連 絡 員	係 長 以 上	全 員	全 員
	都 市 整 備 班	－			
	上 下 水 道 班	－			
	治 水 班	－			
医 療 策 部	事 務 班	連 絡 員	課 長 補 佐 以 上	係 長 以 上	職 員 全 体 の 2 / 3
	医 療 救 護 班	－	－	3 人 以 上	職 員 全 体 の 1 / 3
文 化 策 部	教 育 総 務 班	連 絡 員	課 長 補 佐 以 上	係 長 以 上	全 員
	文 化 振 興 班	－			
	ス ポ ー ツ 振 興 班	－			
支 援 策 部	議 会 事 務 局 班	連 絡 員	次 長 以 上	係 長 以 上	全 員
	農 業 委 員 会 班	－			
	監 査 事 務 局 班	－	事 務 局 長		
長 浜 支 所	支 所 班	2 人	係 長 以 上	全 員	全 員
肱 川 支 所	支 所 班	連 絡 員	課 長 補 佐 以 上	係 長 以 上	
河 辺 支 所	支 所 班	連 絡 員			
消 防 策 部	大 洲 地 域 班	－	副 団 長 以 上	分 団 長 以 上	全 員
	長 浜 地 域 班	－	分 団 長 以 上	全 員	
	肱 川 ・ 河 辺 地 域 班	－	副 団 長 以 上	分 団 長 以 上	

※連絡員は、警戒配備時は自宅待機とする。

※各対策部・班は、長浜支所の警戒体制・避難体制の応援事項を決めておくこと。

※動員人員は、災害対策本部の要請により増員することがある。

○災害救助法による救助の程度、方法及び期間

令和5年8月1日現在

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
避難所の設置 (災害救助法 第4条第1項)	災害により現に被害 を受け、又は受けるお それのある者	(基本額) 避難所設置費 1人 1日当たり 340円以内 (加算額) 高齢者等の要配慮者を収 容する「福祉避難所」を設 置した場合、当該地域にお いて当該特別な配慮のため に必要な通常の実費を加算 できる。	災害発生の日か ら7日以内	1 費用は、避難所の設置、 維持及び管理のための賃金 職員等雇上費、消耗器材 費、建物の使用謝金、器物 の使用謝金、借上費又は購 入費及び光熱水費並びに仮 設便所等の設置費を含む。 2 避難に当たっての輸送費 は別途計上 3 避難所での生活が長期に わたる場合等においては、 避難所に避難している者の 健康上の配慮等により、ホ テル・旅館など宿泊施設を 借り上げて実施することが 可能。
避難所の設置 (災害救助法 第4条第2項)	災害が発生するおそ れのある場合におい て、被害を受けるおそ れがあり、現に救助を 要する者	(基本額) 避難所設置費 1人 1日当たり 340円以内 (加算額) 高齢者等の要配慮者を収 容する「福祉避難所」を設 置した場合、当該地域にお いて当該特別な配慮のため に必要な通常の実費を加算 できる。	災害救助法第2 条第2項による救 助を開始した日か ら、災害が発生し なかったと判明 し、現に救助の必 要がなくなった日 までの期間(災害 が発生し、継続し て避難所の供与を 行う必要が生じた 場合は、災害救助 法第2条第2項に 定める救助を終了 する旨を公示した 日までの期間)	1 費用は、災害が発生する おそれがある場合において 必要となる建物の使用謝金 や光熱水費とする。なお、 夏期のエアコンや冬期のス トーブ、避難者が多数の場 合の仮設トイレの設置費 や、避難所の警備等のため の賃金職員等雇上費など、 やむを得ずその他の費用が 必要となる場合は、内閣府 と協議の上、特別基準を設 定する。 2 避難に当たっての輸送費 は別途計上
応急仮設住宅 の供与	住家が全壊、全焼又 は流失し、居住する住 家がない者であって、 自らの資力では住宅を 得ることができない者	○建設型応急住宅 1 規模 地域の実情、世 帯構成等に応じて設定 2 限度額 1戸当たり 6,775,000円以内 3 建設型応急住宅の供与 終了に伴う解体撤去及び 土地の原状回復のために 支出できる費用は、当該 地域における実費	災害発生の日か ら20日以内着工	1 費用は設置にかかる原材 料費、労務費、附帯設備工 事費、輸送費及び建築事務 費等の一切の経費として 6,775,000円以内であれば よい。 2 同一敷地内又は近接する 地域内に概ね50戸以上設置 した場合は、居住者の集会 等に利用するための施設を 設置できる。(50戸未満で あっても小規模な施設を設 置できる。) 3 高齢者等の要援護者等を 数人以上収容する「福祉仮 設住宅」を設置できる。 4 供与期間 最高2年以内
		○賃貸型応急住宅 1 規模 建設型応急住宅 に準じる 2 基本額 地域の実情に 応じた額	災害発生の日か ら速やかに借上げ 提供	1 費用は、家賃、共益費、 敷金、礼金、仲介手数料、 火災保険等、民間賃貸住宅 の貸主、仲介業者との契約 に不可欠なものとして、地 域の実情に応じた額とする こと。 2 供与期間は建設型応急住 宅と同様
炊き出しその 他による食品 の給与	1 避難所に収容され た者 2 災害により現に炊 事できない者	1人1日当たり 1,230円以内	災害発生の日か ら7日以内	食品給与のための総経費を 延給食日数で除した金額が限 度額以内であればよい。 (1食は1/3日)
飲料水の供給	現に飲料水を得るこ とができない者(飲料 水及び炊事のための水 であること。)	当該地域における通常の実 費	災害発生の日か ら7日以内	輸送費、人件費は別途計 上

救助の種類	対 象	費用の限度額			期 間		備 考		
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	住家の全半壊（焼）、流失、床上浸水（土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となったものを含む。）、全島避難等により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失又は毀損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者	1 夏季（4月～9月）冬季（10月～3月）の季別は災害発生の日をもって決定する。 2 下記金額の範囲内			災害発生の日から10日以内		1 備蓄物資の価格は年度当初の評価額 2 現物給付に限ること		
		区 分		1人世帯					2人世帯
		全壊 全焼 流失	夏	19,200	24,600	36,500	43,600	55,200	8,000
			冬	31,800	41,100	57,200	66,900	84,300	11,600
		半壊 半焼 床上浸水	夏	6,300	8,400	12,600	15,400	19,400	2,700
冬	10,100		13,200	18,800	22,300	28,100	3,700		
医 療	医療の途を失った者（応急的処置）	1 救護班…使用した薬剤、治療材料、破損した医療器具の修復費等の実費 2 病院又は診療所…国民健康保険診療報酬の額以内 3 施術者…協定料金の額以内			災害発生の日から14日以内		患者等の移送費は、別途計上		
助 産	災害発生の日以前又は以後7日以内に分べんした者であって災害のため助産の途を失った者（出産のみならず、死産及び流産を含み現に助産を要する状態にある者）	1 救護班等による場合は、使用した衛生材料等の実費 2 助産師による場合は、慣行料金の100分の80以内の額			分べんした日から7日以内		妊婦等の移送費は、別途計上		
被災者の救出	1 現に生命若しくは身体が危険な状態にある者 2 生死不明な状態にある者	当該地域における通常の実費			災害発生の日から3日以内		1 期間内に生死が明らかにならない場合は、以後「死体の捜索」として取り扱う。 2 輸送費、人件費は、別途計上		
被災した住宅の応急修理	住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理 住家が半壊、半焼又はこれらに準ずる程度の損傷を受け、雨水の進入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある者	住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理が必要な部分 1 世帯当たり 50,000円以内			災害発生の日から10日以内				
	日常生活に必要な最小限度の部分の修理 1 住家が半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者 2 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊（焼）した者	居室、炊事場及び便所等日常生活に必要最小限の部分 ① ②以外の世帯 1 世帯当たり 706,000円以内 ② 半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯 1 世帯当たり 343,000円以内			災害発生の日から3ヵ月以内（災害対策基本法第23条の3第1項に規定する特定災害対策本部、同法第24条第1項に規定する非常災害対策本部又は同法第28条の2第1項に規定する緊急災害対策本部が設置された災害にあっては、6ヵ月以内）				
学用品の給与	住家の全壊（焼）、流失、半壊（焼）又は床上浸水による学用品を喪失又は損傷等により使用することができず、修学上支障のある小学校児童、中学校生徒、義務教育学校生徒及び高等学校等生徒	1 教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届出又はその承認を受けて使用している教材、又は正規の授業で使用している教材実費 2 文房具及び通学用品は、次の金額以内 小学校児童 1人当たり 4,800円 中学校生徒 1人当たり 5,100円 高等学校生徒 1人当たり 5,600円			災害発生の日から（教科書） 1ヵ月以内 （文房具及び通学用品） 15日以内		1 備蓄物資は評価額 2 入進学時の場合は個々の実情に応じて支給する。		

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
埋 葬	災害の際死亡した者を対象にして実際に埋葬を実施する者に支給	1 体当たり 大人（12歳以上） 219,100円以内 小人（12歳未満） 175,200円以内	災害発生の日から10日以内	災害発生の日以前に死亡した者であっても対象となる。
死 体 の 捜 索	行方不明の状態にあり、かつ、各般の事情により既に死亡していると推定される者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から10日以内	1 輸送費、人件費は、別途計上 2 災害発生後3日を経過したものは一応死亡した者と推定している。
死 体 の 処 理	災害の際死亡した者について、死体に関する処理（埋葬を除く。）をする。	（洗浄、縫合、消毒等） 1 体当たり 3,500円以内 一時保存 既存建物借上費 通常の実費 既存建物以外 1 体当たり 5,500円以内 検案 救護班以外は慣行料金の額以内	災害発生の日から10日以内	1 検案は原則として救護班 2 輸送費、人件費は、別途計上 3 死体の一時保存にドライアイスの購入費等が必要な場合は当該地域における通常の実費を加算できる。
障害物の除去	居室、炊事場、玄関等に障害物が運びこまれているため生活に支障をきたしている場合で自力では除去することのできない者	市内において障害物の除去を行った1世帯当たりの平均 138,700円以内	災害発生の日から10日以内	
輸送費及び賃金職員等雇上費 （災害救助法第4条第1項）	1 被災者の避難 2 医療及び助産 3 被災者の救出 4 飲料水の供給 5 死体の捜索 6 死体の処理 7 救済用物資の整理 配分	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	
輸送費及び賃金職員等雇上費 （災害救助法第4条第2項）	1 被災者の避難 2 医療及び助産 3 被災者の救出 4 飲料水の供給 5 死体の捜索 6 死体の処理 7 救済用物資の整理 配分	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	災害が発生するおそれ段階の救助は、高齢者・障害者等で避難行動が困難な要配慮者の方の輸送であり、以下の費用を対象とする。 ・避難所へ輸送するためのバス借上げ等に係る費用 ・避難者がバス等に乗降するための補助員など、避難支援のために必要となる賃金職員等雇上費
実 費 弁 償	1 災害救助法施行令第4条第1号から第4号までに規定する者 2 災害救助法施行令第4条第5号から第10号までに規定する者	1 人1日当たり 医師及び歯科医師 22,300円以内 薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士及び歯科衛生士 15,600円以内 保健師、助産師、看護師及び准看護師 15,500円以内 救命救急士 13,700円以内 土木技術、建築技術者 15,000円以内 大工 22,500円以内 左官 22,700円以内 とび 23,000円以内 業者のその地域における慣行料金による支出実績に手数料としてその100分の3の額を加算した額以内とすること。	救助の実施が認められる期間以内	時間外勤務手当及び旅費は別途定める額

※この基準によっては救助の適切な実施が困難な場合には、愛媛県知事は、内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

〇〇〇地区自主防災組織規約（例）

（名称）

第1条 この組織は、〇〇地区自主防災組織（以下「本会」という。）と称する。

（活動拠点の所在地）

第2条 本会の活動拠点は、次のとおりとする。

- （1） 平常時は、〇〇コミュニティセンターとする。
- （2） 災害時は、上記拠点及び避難場所とする。

（目的）

第3条 本会は、住民の隣保共同の精神に基づく自主的な防災活動を行うことにより、防災意識の普及啓発及び防災活動能力の向上を図り、地震、水害その他の災害（以下「災害」という。）による被害の防止及び軽減を図ることを目的とする。

（事業）

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- （1） 防火・防災に関する知識の普及・啓発に関すること。
- （2） 災害予防に資するための地域の災害危険の把握に関すること。
- （3） 防災訓練の実施に関すること。
- （4） 災害発生時における情報の収集・伝達、避難、出火防止及び初期消火、救出・救護、給食・給水、要配慮者への支援等応急対策に関すること。
- （5） 他組織との連携に関すること。
- （6） 防災資機材等の管理・備蓄に関すること。
- （7） その他本会の目的を達成するために必要な事業。

（会員）

第5条 本会は、〇〇地区自治会にある世帯をもって構成する。

（役員）

第6条 本会に次の役員を置く。

- （1） 会長 1名
- （2） 副会長 若干名
- （3） 支部長 若干名
- （4） 班長 各班1名
- （5） 顧問 若干名
- （6） 監査役 2名

2 役員は次の団体等の役職をもって充てる。

コミュニティセンター、自治会、〇〇会、〇〇会、社会福祉協議会、消防団及び会長が必要と認める団体の役員とする。

3 役員の任期は、その職にある期間とする。

（役員の責務）

第7条 会長は、本会を代表し、会務を統括し、災害発生時における応急活動の指揮命令を行う。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を行う。また、各支部活動の指揮監督を行う。なお、支部が置かれてない場合は各班活動の指揮監督を行う。

3 支部長は、会務の運営にあたるほか、各班活動の指揮監督を行う。

4 副支部長は、支部長を補佐し、支部長に事故あるときは、その職務を行う。

5 班長は、会務の運営にあたるほか、班活動の指揮命令を行う。

6 監査役は、会の会計を監査する。

（会議）

第8条 会議は、運営会議とする。

（運営会議）

第9条 運営会議は、第6条の役員をもって構成する。

2 運営会議は、毎年1回会長が招集し、次の事項を審議する。ただし、特に必要がある場合は臨時に開催することができる。

- （1） 規約の改正に関すること。
- （2） 防災計画の作成及び改正に関すること。
- （3） 事業計画に関すること。
- （4） 予算及び決算に関すること。
- （5） その他、本会運営上特に必要と認めること。

（防災計画）

第10条 本会は、災害による被害の防止及び軽減を図るため、防災計画を作成する。

2 防災計画は、次の事項について定める。

- （1） 災害の発生時における防災組織の編成及び任務分担に関すること。

- (2) 防災知識の普及啓発に関する事。
- (3) 災害危険の把握に関する事。
- (4) 防災訓練に関する事。
- (5) 地震等の発生における情報の収集・伝達、避難誘導、出火防止、初期消火、救出・救護、給食・給水、災害時要援護者対策、避難所の管理・運営及び他組織との連携に関する事。
- (6) その他必要な事項

(会費)

第11条 本会の会費は、運営会議の議決を得て別に定める。

(経費)

第12条 本会の運営に関する経費は、会費その他の収入をもってこれにあてる。

(会計年度)

第13条 会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(会計監査)

第14条 会計監査は、毎年1回監査役が行う。ただし、必要がある場合は、臨時にこれを行うことができる。

2 監査役は、会計監査の結果を運営会議に報告しなければならない。

附 則

この規約は、 年 月 日から実施する。

○鹿野川ダム操作規則

国四整訓第19号
令和6年3月26日

目次

- 第1章 総則（第1条・第2条）
- 第2章 貯水池の水位等（第3条～第10条）
- 第3章 貯水池の用途別利用（第11条～第13条）
- 第4章 洪水調節等（第14条～第21条）
- 第5章 貯留された流水の放流（第22条～第28条）
- 第6章 点検・整備等（第29条～第31条）
- 第7章 雑則（第32条）
- 附則

第1章 総則 (通則)

第1条 鹿野川ダムの操作については、この規則の定めるところによる。

(ダムの用途)

第2条 鹿野川ダムは、洪水調節、流水の正常な機能の維持及び発電をその用途とする。

第2章 貯水池の水位等

(洪水)

第3条 洪水は、流水の貯水池への流入量（以下「流入量」という。）が、毎秒1,000立方メートル以上である場合における当該流水とする。

(洪水期及び非洪水期)

第4条 洪水期及び非洪水期は、次の各号に定める期間とする。

- 一 洪水期 6月16日から10月15日までの期間
- 二 非洪水期 10月16日から翌年6月15日までの期間

(水位)

第5条 貯水池の水位（以下「水位」という。）は、ダム本体に取り付けられた水位計の測定結果に基づき算出するものとする。

(平常時最高貯水位)

第6条 貯水池の平常時最高貯水位は、標高86.0メートルとし、第17条の規定により洪水調節を行う場合及び第19条の規定により洪水に達しない流水の調節を行う場合を除き、水位をこれより上昇させてはならない。

(洪水時最高水位)

第7条 貯水池の洪水時最高水位は、標高89.0メートルとし、第17条本文の規定により洪水調節を行う場合及び第19条の規定により洪水に達しない流水の調節を行う場合には水位をこれより上昇させてはならない。

(洪水貯留準備水位)

第8条 洪水期における貯水池の最高水位（以下「洪水貯留準備水位」という。）は、標高80.0メートルとし、第17条の規定により洪水調節を行う場合及び第19条の規定により洪水に達しない流水の調節を行う場合を除き、水位をこれより上昇させてはならない。

(最低水位)

第9条 貯水池の最低水位は、標高66.5メートルとする。

(予備放流水位)

第10条 予備放流水位は、標高76.3メートルとする。

第3章 貯水池の用途別利用

(洪水調節等のための利用)

第11条 洪水調節は、標高76.3メートルから標高89.0メートルまでの容量23,900,000立方メートルを利用して行うものとする。

2 洪水に達しない流水の調節は、洪水期にあつては、標高80.0メートルから標高89.0メートルまでの容量18,100,000立方メートル、非洪水期にあつては、標高86.0メートルから標高89.0メートルまでの容量6,500,000立方メートルを利用して行うものとする。

(流水の正常な機能の維持のための利用)

第12条 流水の正常な機能の維持は、洪水期にあつては、標高66.5メートルから標高80.0メートルまでの容量18,100,000立方メートル、非洪水期にあつては、標高66.5メートルから標高86.0メートルまでの容量29,700,000立方メートルを利用して行うものとする。

(発電のための利用)

第13条 発電は、第11条及び第12条の規定による利用に支障を与えない範囲で、第16条、第17条、第18条、第19条、第22条第1項の各号及び第25条に規定する放流による流水を利用する場合に限るものとする。

第4章 洪水調節等

(洪水警戒体制)

第14条 肱川ダム統合管理事務所長（以下「所長」という。）は、次の各号の一に該当するときは、洪水警戒体制を執らなければならない。

- 一 松山地方気象台から南予北部において、降雨に関する注意報、警報又は特別警報が発せられ、洪水の発生が予想されるとき。
- 二 その他細則で定めるところにより洪水の発生が予想されるとき。

2 所長は、第19条の規定により洪水に達しない流水の調節を行おうとする場合においては、洪水警戒体制を執ることができる。

(洪水警戒体制時における措置)

第15条 所長は、前条の規定により洪水警戒体制を執ったときは、ただちに、次の各号に定める措置を執らなければならない。

- 一 細則で定める関係機関との連絡、気象及び水象に関する観測及び情報の収集を密にすること。
- 二 ゲート及びバルブ（以下「ゲート等」という。）並びにゲートの操作に必要な機械及び器具の点検及び整備、予備電源設備の試運転その他ダムの操作に関し必要な措置をとること。

(予備放流)

第16条 所長は、洪水調節を行う必要が生ずると認められる場合に、水位が予備放流水位を超えているときは、水位を予備放流水位に低下させるため毎秒1,000立方メートルを限度として放流を行うものとする。

(洪水調節)

第17条 所長は、次の各号に定める方法により洪水調節を行わなければならない。ただし、気象、水象その他の状況により特に必要があると認める場合においては、この限りでない。

- 一 流入量が毎秒1,000立方メートルを超え増加し続けているときは、毎秒1,500立方メートルの水量を上限として、放流すること。ただし、放流量を増加している途中において、流入量が減少し始めた時以降は当該時点の放流量を継続すること。
- 二 前号の方法による操作の後、流入量が減少し始めたとき以降は、流入量が放流量と等しくなるまで当該時点の放流量を継続すること。
- 三 前号の方法により放流を行っている場合にあって、流入量が再び増加した時以降は、すみやかに毎秒1,500立方メートルの水量を上限として放流量を増加すること。ただし、放流量を増加している途中において、流入量が減少し始めた時以降は当該時点の放流量を継続すること。
- 四 前号の方法による操作の後、流入量が減少し始めたとき以降は、流入量が放流量と等しくなるまで当該時点の放流量を継続すること。
- 五 次条の規定により放流を行っている場合において、流入量が再び増加した場合で、流入量が放流量と等しくなった時から流入量が同条で定める放流量と等しくなるまでの間にあっては、流入量に相当する水量または毎秒1,500立方メートルの水量を上限として放流すること。
- 六 前号の方法による操作の後、一号から五号に定める方法により放流すること。

(洪水調節等の後における水位の低下)

第18条 所長は、前条の規定により洪水調節を行った後又は次条の規定により洪水に達しない流水の調節を行った後において、水位が洪水期にあっては洪水貯留準備水位、非洪水期にあっては平常時最高貯水位をそれぞれ超えているときは、速やかに水位をそれぞれ洪水貯留準備水位又は平常時最高貯水位に低下させるため、洪水調節を行った後において、前条本文第一号から第四号までに定める方法による操作中における放流量のうち最大の放流量、洪水に達しない流水の調節を行った後において、毎秒1,000立方メートルの水量を限度として、放流を行わなければならない。

ただし、気象、水象その他の状況により特に必要があると認める場合においては、下流に支障を与えない程度の流量を限度として、ダムから放流を行うことができる。

(洪水に達しない流水の調節)

第19条 所長は、気象、水象その他の状況により必要と認める場合においては、細則で定めるところにより洪水に達しない流水についても調節を行うことができる。

(洪水警戒体制の解除)

第20条 所長は、細則で定めるところにより洪水警戒体制を維持する必要がなくなったと認める場合においては、これを解除しなければならない。

(水位の上昇)

第21条 所長は、気象、水象その他の状況により予備放流水位を維持する必要がなくなったと認める場合には、その後の流水を貯留して水位が上昇するよう努めるものとする。

第5章 貯留された流水の放流

(貯留された流水を放流することができる場合)

第22条 ダムによって貯留された流水は、この規則に特別の定めがある場合のほか、次の各号の一に該当する場合にダムから放流することができる。

一 第4条に掲げる非洪水期から洪水期に移行するに際し、水位を洪水貯留準備水位まで低下させるとき。

二 第16条の規定により予備放流を行うとき。

三 第29条第1項の規定により、ゲート等の点検又は整備を行うため特に必要があるとき。

四 前三号に掲げる場合のほか、細則で定めるところにより特にやむを得ない理由があるとき。

2 前項各号の一に該当する場合の放流量の限度は、毎秒1,000立方メートルとする。

(放流の原則)

第23条 所長は、ダムから放流を行う場合においては、細則で定めるところにより放流によって下流に急激な水位の変動が生じないように努めるものとする。

(放流量)

第24条 ダムから放流を行う場合においては、この規則に特別の定めがある場合にあっては、当該規定に定める量、その他の場合にあっては流入量に相当する量を超えてはならない。

(流水の正常な機能の維持のための放流)

第25条 所長は、流水の正常な機能の維持のため必要があると認める場合には、ダム直下において、次の各号に掲げる水量を確保できるよう必要な流水をダムから放流しなければならない。

一 3月16日から12月15日 毎秒6.0立方メートル

二 12月16日から翌年3月15日 毎秒3.2立方メートル

(放流量等の決定)

第26条 所長は、ダムから放流を行おうとする場合においては、放流の時期及び放流量を踏まえ、発電所の使用水量を決定しなければならない。

2 所長は、前項の決定をした場合においては、あらかじめ、発電所に連絡するものとする。

(放流に関する通知等)

第27条 所長は、ダムから放流することによって流水の状況に著しい変化を生ずると認める場合において、これによって生ずる危害を防止するため必要があると認めるときは細則で定めるところにより関係機関に通知するとともに、一般に周知させるため必要な措置を執らなければならない。

(ゲート等の操作)

第28条 ダムから放流を行う場合のゲート等の操作については、細則で定める。

第6章 点検、整備等

(計測、点検及び整備)

第29条 所長は、ダム、貯水池及びダムに係る施設等を常に良好な状態に保つため必要な計測、点検及び整備を行わなければならない。

2 所長は、前項の規定による計測、点検及び整備を行うため、細則で定めるところにより基準を定めなければならない。

(観測)

第30条 所長は、ダムを操作するため必要な気象及び水象の観測を行わなければならない。

2 前条第2項の規定は、前項の場合に準用する。

(記録)

第31条 所長は、ゲート等を操作し、第29条第1項の規定による計測、点検及び整備を行い、並びに前条第1項の規定による観測を行ったときは、細則で定める事項を記録しておかなければならない。

第7章 雑則

(細則)

第32条 この規定に定めるもののほか、この規則の実施のため必要な手続きその他の細則は、四国地方整備局長が定める。

附 則

この訓令は、令和6年6月1日から適用する。

○米海兵隊岩国航空基地周辺地域航空事故に関する緊急措置要綱

制定 昭和54年 4月24日
改正 平成元年 2月13日
平成3年 2月6日
平成19年 2月1日
平成20年 2月15日
平成24年11月13日
平成31年 4月26日

米海兵隊岩国航空基地周辺地域航空事故連絡協議会は、協議会規約第4条の規定に基づき、緊急措置要綱を次のとおり定める。

(趣旨)

第1条 この要綱は、米軍、自衛隊又は民間の航空機にかかる航空事故が発生した場合の関係機関の緊急連絡通報及び人命の救助、消化活動、現場管理の応急措置活動について必要な事項を定めるものとする。

(情報収集の協力)

第2条 関係機関は、航空事故の発生に際し、迅速、かつ、的確な情報の収集及び伝達を行うため、平素から相互に緊密な連携を保持するものとする。

(連絡責任者及び補助者の指定)

第3条 関係機関は、緊急時における相互間の緊密、かつ、適切な連絡調整を図るため、あらかじめ勤務時間内及び夜間、休日等の勤務時間外の連絡責任者及び補助者（以下「連絡責任者等」という。）を指定しておくものとする。

2 前項の連絡責任者等の指定を行った場合又は変更を生じた場合は、速やかに中国四国防衛局（企画部業務課）に通知するものとし、中国四国防衛局はその旨を関係機関に通知するものとする。

3 連絡責任者等職名指定名簿は、別表1によるものとする。

(事故発生時の緊急通報)

第4条 米軍、自衛隊又は大阪航空局岩国空港事務所の連絡責任者等は、航空事故の発生を知ったときは相互間に通報後、直ちに岩国防衛事務所に通報するとともに事故発生地の警察、消防又は海上保安部等の関係機関に通報するものとする。

2 事故発生地の警察、消防又は海上保安部等の関係機関の連絡責任者等は、航空事故の発生を知ったときは、直ちに岩国防衛事務所、自衛隊及び大阪航空局岩国空港事務所に通報するものとする。

3 航空事故の発生時における通報の細部は、別表2-1、2-2「緊急連絡通報系統図（第1報）」によるものとする。

(緊急連絡通報の内容)

第5条 前条の規定による緊急通報は、次の各号に掲げる事項について、判明の都度行うものとする。

ただし、前条第1項の米軍又は自衛隊が通報を行う場合、次の（7）の事項についてはこの限りではない。

- (1) 事故の種類（墜落、不時着、器物・危険物の落下又は投棄）
- (2) 事故発生の日時、場所
- (3) 事故機の種別、乗員数及び危険物積載の有無
- (4) 事故現場の状況
- (5) 搭載燃料の概算量
- (6) 救助及び消火活動を阻害し得る危険な搭載物又は兵器の量及び種類に関する情報
- (7) 死亡者及び負傷者の人数、住所、氏名、性別、年齢、職業、国籍及び傷害の程度、収容先並びに財産被害の状況
- (8) 必要に応じ、救助・復旧活動を行うために不可欠なその他の緊急情報
- (9) その他必要事項

2 緊急連絡通報は、別表3に掲げる記録事項にしたがって行うものとする。

(現場連絡所の設置等)

第6条 中国四国防衛局、自衛隊又は大阪航空局岩国空港事務所は、航空事故により住民に被害が生じた場合には、関係機関との有機的な連絡調整を図り被害者の救護等に万全を期するため、必要に応じて、現地に現場連絡所を設置するものとする。

2 前項の現場連絡所を設置する場合、関係の県、市、町又は海上保安部等の関係機関は、現場連絡所の設置に必要な建物等施設の確保又は提供に協力するものとする。

3 関係機関は、中国四国防衛局、自衛隊又は大阪航空局岩国空港事務所から所要の措置について要請があったときは、これに協力するものとする。

(関係機関の任務分担)

第7条 航空事故が発生した場合の関係機関の主な任務分担は、別表4から6に掲げるとおりとする。

(米軍の援助協力)

第8条 米軍は、航空事故が発生した場合の所要措置について関係機関から援助の要請があったときは、速やかに協力するものとする。

(自衛隊又は米軍の消防隊が派遣された場合の消防活動等)

第9条 自衛隊又は米軍の消防隊が災害現場に派遣された場合の消防活動等については、次によるものとする。

(1) 自衛隊及び消防又は海上保安部等の関係機関は、緊密な連携のもとに迅速、かつ、効率的な消防活動等を実施するものとする。この場合、消防又は海上保安部等の関係機関の長は、自衛隊の派遣部隊の長と作業内容、担当部署等について調整するものとする。

(2) 自衛隊の派遣部隊の長は、災害現場に到着したときは、消防又は海上保安部等の関係機関の長に対し、装備の種類、数量、人員等について通報するとともに、支援活動が完了した場合においてもその状況を通報するものとする。

2 米軍消防隊の消防活動等については、米軍と消防機関との間で消防に関する相互援助協定等が締結されている場合のほかは、前項に準じて活動するものとする。

(警察又は海上保安部等の関係機関の協力)

第10条 警察又は海上保安部等の関係機関は、米軍の航空機による航空事故の被害調査のため、中国四国防衛局が現場の立入りを必要とする場合においては、捜査上支障とならない範囲で協力するものとする。

(細目事項の規定)

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な細目については、協議会において別に定めるものとする。

附 則

この緊急措置要綱は、平成元年2月13日から施行する。

附 則

この緊急措置要綱は、平成3年2月6日から施行する。

附 則

この緊急措置要綱は、平成19年2月1日から施行する。

附 則

この緊急措置要綱は、平成20年2月15日から施行する。

附 則

この緊急措置要綱は、平成24年11月13日から施行する。

附 則

この緊急措置要綱は、平成31年5月1日から施行する。

【協 定 書 等】

○消防活動・医療救護に関する協定

No.	協 定 名	締 結 団 体	締結年月日
1	ガス漏れ及び爆発事故防止に関する業務協定	大洲地区広域消防事務組合、(財)愛媛県エルピーガス保安協会大洲支部	平成6年9月27日
2	災害時の医療救護に関する協定	愛媛県、県内市町、社団法人愛媛県医師会	平成8年2月1日
3	松山自動車道（伊予IC～大洲IC）における消防・救急業務等に関する覚書	伊予消防等事務組合、大洲地区広域消防事務組合、日本道路公団四国支社	平成12年6月12日
4	緊急用開口部の使用に関する協定書	大洲地区広域消防事務組合、日本道路公団四国支社松山管理事務所	平成12年8月10日
5	夜昼隧道の災害活動に関する覚書	大洲地区広域消防事務組合、八幡浜地区施設事務組合	平成12年10月31日
6	原子力災害時に後発する一般災害に関する覚書	大洲地区広域消防事務組合、東宇和事務組合、八幡浜地区施設事務組合	平成13年7月30日
7	災害時の医療救護に関する協定	愛媛県、県内市町、社団法人愛媛県歯科医師会	平成15年4月9日
8	災害時の医療救護に関する協定	愛媛県、県内市町、社団法人薬剤師会	平成15年4月9日
9	災害時の医療救護に関する協定	愛媛県、県内市町、社団法人愛媛県看護協会	平成15年4月9日
10	高速自動車国道 松山自動車道における消防無線設備等に関する協定書	大洲地区広域消防事務組合、日本道路公団四国支社	平成16年4月30日
11	大洲市・内子町における消防相互応援協定書	大洲市、内子町	平成17年9月1日
12	大洲市、西予市、内子町広域消防相互応援協定書	大洲市、西予市、内子町、大洲地区広域消防事務組合	平成17年11月1日
13	伊予、大洲、久万高原広域消防相互応援協定書	伊予消防等事務組合、大洲地区広域消防事務組合、大洲市、伊予市、砥部町、内子町、久万高原町	平成17年11月1日
14	松山自動車道消防相互応援協定書	伊予市、内子町、大洲市、伊予消防等事務組合、大洲地区広域消防事務組合	平成17年11月1日
15	松山自動車道消防相互応援協定書に基づく覚書	伊予消防等事務組合、大洲地区広域消防事務組合	平成17年11月1日
16	松山自動車道（大洲北只IC～西予宇和IC）消防相互応援協定書	大洲市、西予市、大洲地区広域消防事務組合	平成17年11月1日
17	松山自動車道（大洲北只IC～西予宇和IC）消防相互応援協定書に基づく覚書	西予市消防本部、大洲地区消防事務組合	平成17年11月1日
18	真弓トンネル内における消防活動に関する覚書	内子町消防団、大洲地区広域消防事務組合、久万高原町消防団、久万高原町消防本部	平成17年11月1日
19	大地トンネル内における消防活動に関する覚書	大洲市消防団、大洲地区広域消防事務組合、西予市消防団、西予市消防本部	平成17年11月1日
20	鳥坂隧道内における消防活動覚書	大洲市消防団、大洲地区広域消防事務組合、西予市消防団、西予市消防本部	平成17年11月1日
21	白髭隧道内における消防活動覚書	大洲市消防団、大洲地区広域消防事務組合、西予市消防団、西予市消防本部	平成17年11月1日

No.	協 定 名	締 結 団 体	締結年月日
22	大洲・西予市・八幡浜地区消防相互応援協定書	大洲地区広域消防事務組合、八幡浜地区施設事務組合、大洲市、八幡浜市、西予市	平成17年12月1日
23	愛媛県消防防災ヘリコプターの支援に関する協定	愛媛県、県内市町、消防一部事務組合	平成18年3月1日
24	愛媛県立中央病院ドクターカーに関わる相互応援協定書	愛媛県公営企業管理者、大洲地区広域消防事務組合	平成22年3月8日
25	松山自動車道（西予宇和 I C ～大洲北只 I C）における消防及び救急業務等に関する覚書	大洲地区広域消防事務組合、西日本高速道路株式会社四国支社	平成24年3月2日
26	愛媛県消防広域相互応援協定書	愛媛県、県内市町、消防一部事務組合	令和2年3月31日
27	愛媛県消防団広域相互応援協定書	愛媛県、県内市町、消防一部事務組合	令和2年3月31日
28	災害時の医療救護活動に関する協定書	大洲市、大洲地区広域消防事務組合、一般社団法人喜多医師会	令和4年3月28日
29	災害時の医療救護活動に関する協定書	大洲市、一般社団法人愛媛県薬剤師会大洲支部	令和4年3月28日

○ガス漏れ及び爆発事故防止に関する業務協定

(目的)

第1条 この協定は、消防法（昭和23年法律第186号）及びガス事業法（昭和29年法律第51号）等の関係法令に定めるもののほか、大洲市・喜多郡内における液化石油ガスに起因する火災・爆発および漏洩等の事故を未然に防止するとともに災害が発生した際、これを早期に鎮圧し、被害を最小限に防止することを目的として、大洲地区広域消防事務組合（以下「消防署」という。）と別表によるガス販売事業所（以下「ガス事業者」という。）が相互に協力するために必要な事項を定めるものとする。

(災害予防活動)

第2条 災害を未然に防止するための実施事項は、次のとおりとする。

(1) 連絡会議の開催

消防署とガス事業者は、この協定を円滑に運用するため、必要に応じ連絡会議を開くものとする。

(2) ガス漏れ等の連絡方法の周知徹底及び合同訓練の実施

消防署及びガス事業者は、ガス漏れ等の緊急時における消防署及びガス事業者への連絡方法について、ガス使用者その他関係者に対し周知徹底を図るとともに、協力して随時これらの者を含めたガス防災訓練を行うものとする。

(災害防ぎょ活動)

第3条 災害を防ぎょするための実施事項は次のとおりとする。

(1) 連絡会議の開催

消防署及びガス事業者は、相互の連絡通報体制を別紙1のとおり確立し、必要な緊急措置をとるものとする。

(2) ガス事業者の初動体制

ガス漏れ等の緊急事案発生時に備え、いかなるときも速やかに対応できる体制を整えておくものとする。

(3) ガス事業者の出動

特別な場合を除き、最初に通報を受けたガス事業者があたるものとする。

(4) ガス漏れ等の現場における消防署とガス事業者との連携体制

消防署及びガス事業者の現場活動は、人命の救助及び事故の拡大、爆発等二次災害の防止に重点を置くものとし、連携してガス測定を行い、事故の危険実態を迅速に把握するものとする。

(緊急時のガス遮断)

第4条 ガス遮断は、原則としてガス事業者が行うものとするが、ガス漏れ等の現場に消防隊がガス事業者よりも先に到着した場合等で、消防隊現場責任者が緊急に措置する必要があると認め遮断可能な場合は、消防隊がガスの供給遮断を行うものとする。

2 供給遮断後のガス供給再開は、二次災害発生の防止を図るため、再開時期等の決定について両者が協議し供給操作はガス事業者が行うものとする。

(報告)

第5条 出動したガス事業者は、事故の概要及び現場で行った措置内容その他必要事項を支部長及び消防長に報告するものとする。

(雑則)

第6条 この協定によるもののほか、必要な事項については関係者協議のうえ定める。

附 則

1 この協定は、平成6年10月1日から施行する。

2 ガス漏れ及び爆発事故防止対策に関する申し合わせ書（昭和56年締結）は、廃止する。

3 この協定の締結を証するために、本書2通を作成し、関係者記名押印のうえ各1通を保管する。

平成6年9月27日

大洲地区広域消防事務組合 消防長

(財)愛媛県エルピーガス保安協会大洲支部 支部長

○災害時の医療救護に関する協定

愛媛県（以下「甲」という。）と市町村（以下「乙」という。）と社団法人愛媛県医師会（以下「丙」という。）とは、災害時において被災者の救助として行う医療及び助産（以下「医療救護」という。）の実施について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第40条第1項の規定による愛媛県地域防災計画及び同法第42条第1項の規定による市町村地域防災計画に基づき甲又は乙が行う医療救護に対する丙の協力に関し必要な事項を定めるものとする。

（救護班の派遣）

第2条 甲又は乙は、医療救護を実施する必要がある場合は、丙に対し医療救護のための救護班（以下「救護班」という。）の派遣を要請するものとし、丙は、甲又は乙の要請に応じ救護班を派遣するものとする。

（医療救護計画）

第3条 丙は、甲又は乙の救護班の派遣の要請に対し、迅速かつ的確に対応するため、医療救護の計画（以下「医療救護計画」という。）を策定し、これを、甲が指定する期日までに、甲に提出するものとする。

2 医療救護計画には、次の事項を定めるものとする。

- (1) 救護班の編成計画
- (2) 救護班の医療救護活動計画
- (3) 郡市医師会その他関係機関との連絡体制
- (4) 医療救護訓練の計画
- (5) その他の必要な事項

3 甲は、第1項の規定により提出された医療救護計画を乙に送付するものとする。

（救護班の派遣要請の手続）

第4条 甲又は乙は、第2条の規定に基づき救護班の派遣を丙に要請しようとするときは、次に掲げる事項を記載した書面を、乙にあっては甲を経由して、丙に提出しなければならない。ただし、緊急を要する場合は、電話その他の方法により行うことができる。

- (1) 災害発生の日時及び場所
- (2) 災害の原因及び状況
- (3) 救護班の派遣先の場所
- (4) 派遣を要する班数
- (5) 救護班の派遣期間
- (6) その他必要な事項

2 前項の規定にかかわらず、乙は、緊急やむ得ない事情により、甲を経由しないで救護班の派遣を要請したときは、速やかに、その旨を甲に報告するものとする。

（救護班の派遣の方法）

第5条 第2条の規定に基づく救護班の派遣は、医療救護計画に基づいて行うものとする。

（要請によらない救護班の派遣）

第6条 丙は、緊急やむを得ない事情により、甲又は乙の要請によらないで救護班を派遣したときは、速やかに、その旨を甲に報告するものとする。

（救護班に対する指揮）

第7条 医療救護活動の総合調整を図るため、救護班に対する指揮は、甲がその派遣を要請した場合にあっては甲が指定する者が、乙がその派遣を要請した場合にあっては乙が指定する者が行うものとする。

（救護班の業務）

第8条 救護班は、原則として、甲又は乙が避難所、災害現場等に設置する救護所（以下「救護所」という。）において、医療救護活動を行うものとする。

2 救護班の業務は、次のとおりとする。

- (1) 傷病者の傷病の程度判定
- (2) 重傷者の応急手当及び中等症者に対する処置
- (3) 後方医療機関への転送の要否及び転送順位の決定
- (4) 転送困難な傷病者及び避難所等における軽症者に対する医療
- (5) 助産活動
- (6) 死体の検案
- (7) 医療救護活動の記録及び市町村災害対策本部への収容状況等の報告

（薬剤等の供給）

第9条 救護班が使用する薬剤、治療材料及び医療器具は、当該救護班が携行するもののほか、甲又は乙が供給するものとする。

（救護班の輸送）

第10条 甲及び乙は、医療救護が円滑に実施できるよう、救護班の輸送について、必要な措置を講ずるものとする。

（医療費）

第11条 救護所における医療費は、無料とする。

（費用の弁償）

第12条 法令に定めがあるもののほか、甲又は乙の要請に基づき丙が救護班を派遣した場合（第6条の規定による報告があった場合を含む。）における次の費用は、別に定める基準に従い、甲又は乙が負担するものとする。

(1) 救護班が携行した薬剤及び治療材料で使用したものと並びに医療器具の破損等に係る費用

(2) 救護班の編成及び派遣に要する費用

(3) 前2号に掲げる費用以外の費用で、この協定の実施のために要するもの。

(医療救護に従事した者に対する損害補償)

第13条 甲又は乙の要請に基づき丙が派遣した救護班（第6条の規定による報告に係るものを含む。）の班員として医療救護活動に従事した者が、そのため死亡し、負傷し、もしくは疾病にかかり、又は障害の状態となったときは、甲又は乙は、別に定める基準に従いその者又はその者の遺族もしくは被扶養者がこれらの原因によって受ける損害を補償するものとする。

(細則)

第14条 この協定に別に定めるもののほか、この協定の実施に関し必要な事項は、別に定める。

(協議)

第15条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義が生じた事項については、甲、乙及び丙が協議の上、定めるものとする。

(有効期間)

第16条 この協定の有効期間は、平成8年2月1日から同年3月31日までとする。ただし、この協定の有効期間の日の1月前までに、甲、乙又は丙のいずれからでも何らの意思表示がないときは、当該有効期間満了の日の翌日から換算して1年延長するものとし、以後もまた同様とする。

(雑則)

第17条 市町村と郡市医師会との間において、別に医療救護に関する協定を締結している場合は、当該協定は、この協定に優先するものとする。

この協定の締結を証するため、本書72通を作成し、甲、乙及び丙が記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成8年2月1日

甲

愛媛県知事

乙

松山市市長
今治市長
宇和島市長
八幡浜市長
新居浜市長
西条市長
大洲市長
川之江市市長
伊予三島市長
伊予市長
北条市長
東予市長
新宮村長
土居町長
別子山村長
小松町長
丹原町長
朝倉町長
玉川町長
波方町長
大西町長
菊間町長
吉海町長
宮窪町長

伯方町長
魚島町長
弓削町長
生名村長
岩城村長
上浦町長
大三島町長
関前村長
重信町長
川内町長
中島町長
久万町長
面河村長
美川村長
柳谷村長
小田町長
松前町長
砥部町長
広田町長
中山町長
双海町長
長浜町長
内子町長
五十崎町長

肱河町長
川辺町長
保内町長
伊方町長
瀬戸町長
三崎町長
明浜町長
宇和町長
野村町長
城川町長
吉田町長
三見町長
広野町長
松吉村長
日島村長
津海村長
内海村長
御莊町長
城辺町長
一本松町長
西海町長

丙

社団法人愛媛県医師会 会長

災害時の医療救護に関する協定実施細則

愛媛県（以下「甲」という。）と市町村（以下「乙」という。）と社団法人愛媛県医師会（以下「丙」という。）とは、平成8年2月1日付けで締結した災害時の医療救護に関する協定（以下「協定」という。）の実施について、次のとおり細則を締結する。

（医療救護活動の報告）

第1条 丙は、協定第2条の規定に基づき救護班を派遣した場合（協定第6条の規定による報告があった場合を含む。）は、当該救護班の行う医療救護活動（以下「医療救護活動」という。）の終了後、速やかに、次に掲げる書類を甲又は乙に提出するものとする。

- (1) 医療救護活動報告書（様式第1号）
- (2) 救護班員名簿（様式第2号）
- (3) 薬剤等使用報告書（様式第3号）

（事故の報告）

第2条 協定第13条に規定する場合においては、丙は、事故報告書（様式第4号）により、速やかに甲又は乙に報告するものとする。

（費用弁償の額等）

第3条 協定第12条第1号及び第2号に規定する費用の弁償の額は、それぞれの災害救助法施行細則（昭和35年愛媛県規則第17号）別表1及び2の規定の例により算定した額とする。

2 丙は、協定第12条に規定する費用の弁償を請求しようとするときは、費用弁償請求書（様式第5号）を甲又は乙に提出するものとする。

（損害補償の種類等）

第4条 協定第13条に規定する損害補償（以下「損害補償」という。）の種類は、療養補償金、休業補償金、遺族補償金、葬祭補償金及び打切補償金とする。

2 損害補償の額は、次の表の左欄に掲げる損害補償の種類に応じ、当該右欄に掲げる扶助金（災害救助法（昭和22年法律第118号）第29条の規定により支給される扶助金をいう。）の額の算定の例により算定した額とする。

3 損害補償を受けようとする者は、損害補償支給申請書（様式第6号）に、次の左欄に掲げる損害補償の種類に応じ、当該右欄に掲げる書類を添えて、甲又は乙に提出するものとする。

療養補償金	療養扶助金
休業補償金	休業扶助金
障害補償金	障害扶助金
遺族補償金	遺族扶助金
葬祭補償金	葬祭扶助金
打切補償金	打切扶助金

療養補償金 休業補償金	医師の診断書及び療養費の領収書又は請求書 (1) 休業が必要と認められる期間を記載した医師の証明書 (2) 休業の期間を記載した事業主の証明書 (3) 事業主又は市町村長が発行する損害補償支給基礎額の算定の証明書（以下「支給基礎額算定証明書」という。）
障害補償金 遺族補償金 葬祭補償金 打切補償金	(1) 障害の程度を記載した医師の診断書 (2) 支給基礎額算定証明書 (1) 遺族補償金の受給順位を明らかにした書類 (2) 支給基礎額算定証明書 (1) 死亡診断書 (2) 支給基礎額算定証明書 (1) 療養経過を明らかにした医師の診断書 (2) 支給基礎額算定証明書

（支払）

第5条 甲又は乙は、第3条第2項又は前条第3項の規定による費用弁償又は損害補償の請求を受けた場合は、関係書類を確認し、速やかに丙に対し、これを支払うものとする。

この細則の締結を証するため、本書72通を作成し、甲、乙及び丙が記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成8年2月1日

甲

愛媛県知事

乙

松山市市長	伯方町長	長門町長	肱川町長
今治市長	魚島町長	長門町長	川辺町長
宇和島市長	弓削町長	長門町長	保内町長
八幡浜市長	生名村長	長門町長	伊方町長
新居浜市長	岩城浦町長	長門町長	瀬三町長
西条市長	大浦島町長	長門町長	三瓶町長
大洲市長	関前村長	長門町長	明浜町長
川之江市市長	重信町長	長門町長	宇和村町長
伊予三島市長	川内島町長	長門町長	野城川町長
伊予市市長	中久万河村長	長門町長	吉三間町長
北条市市長	美柳谷村長	長門町長	広松町長
新居町長	小松田町長	長門町長	日吉村長
別子山村長	砥部町長	長門町長	津内村長
小松町長	砥部町長	長門町長	御城町長
丹原町長	砥部町長	長門町長	一本松町長
朝倉町長	砥部町長	長門町長	
玉川町長	砥部町長	長門町長	
波方町長	砥部町長	長門町長	
大西町長	砥部町長	長門町長	
菊間町長	砥部町長	長門町長	
吉海町長	砥部町長	長門町長	
宮窪町長	砥部町長	長門町長	

丙

社団法人愛媛県医師会 会長

様式第1号（第1条関係）

医 療 救 護 活 動 報 告 書

班 名	災害発生場所	医療救護活動場所	活 動 状 況
			月 日 時 分から 月 日 時 分まで 取扱件数 件 移 送 件 死体処理 件
			月 日 時 分から 月 日 時 分まで 取扱件数 件 移 送 件 死体処理 件

様式第2号（第1条関係）

救 護 班 員 名 簿

班 名	職 種	氏 名	勤 務 先	住 所	従事期間

様式第3号（第1条関係）

薬 剤 等 使 用 報 告 書

班 名：_____

1 薬剤及び治療材料

品 名	規 格	数 量	単 価	金 額

2 医療器具の破損等

品 名	規 格	金 額	破 損 の 状 況

注）破損の状況は、具体的に記載すること。
.....

様式第4号（第2条関係）

事 故 報 告 書

年 月 日から 年 月 日までの災害時の医療救護活動において、別紙のとおり事故傷病（死亡）者が発生したので、報告します。

年 月 日

殿

社団法人愛媛県医師会

会 長 印

費 用 弁 償 請 求 書

年 月 日

殿

住 所

氏 名 社団法人愛媛県医師会

会 長

印

次の金額を請求します。

金 額

円

ただし、 年 月 日から 年 月 日までにおける災害時の医療救護活動に対する費用弁償

内訳 別紙のとおり。

別紙

事故死亡（傷病）者概要

氏 名				性 別	男・女	年 齢	歳
住 所							
職 種		勤 務 先		班 名			
傷 病 名			程 度	重 症・中等症・軽 症			
外 来・入 院（ 月 日）			診 療（入院）医療機関名				
受 傷（発病）日時	年 月 日 時 分						
受 傷（発病）場所							
死 亡 原 因							
死 亡 日 時	年 月 日 時 分						
死 亡 場 所							
受 傷（発病）・死亡時の状況							

損害補償支給申請書

年 月 日

殿

住 所
氏 名



負傷・疾病 又は死亡し た者の状況	氏 名		性 別	男・女	生年月日	年 月 日
	住 所					
	職 種		勤 務 先		救護班名	
	傷 病 名			受 傷（発病）年月日	年 月 日	
	死 亡 原 因			死 亡 年 月 日	年 月 日	
療 養 開 始 年 月 日				年 月 日		
障 害 級 別			治 癒 年 月 日	年 月 日		
休 業 日 数	年 月 日 ～ 年 月 日 日間					
休 業 期 間 中 に お け る 業 務 上 の 収 入			有（ 円）・無			
損 害 補 償 支 給 基 礎 額（災害救助法施行令（昭和22年政令第225号）第14条第2項 号該当）						
備考						

別紙

経 費	支出区分	金 額	説 明
薬 剤 及 び 治 療 材 料 並 び に 医 療 器 具 の 破 損 等 (協定第12条第1号)			
救 護 班 の 編 成 及 び 派 遣 (協定第12条第2号)			
上 記 以 外 (協定第12条第3号)			
計			

注) 支出区分欄には、旅費、役務費、需用費等を記載すること。

○松山自動車道（伊予ＩＣ～大洲ＩＣ）における消防・救急業務等に関する覚書

伊予消防等事務組合消防本部、大洲地区広域消防事務組合消防本部（以下「消防本部」という。）と日本道路公団四国支社（以下「公団」という。）とは、松山自動車道伊予インターチェンジから大洲インターチェンジまでの区間のうち、各消防本部が担当する区間（以下「高速道路」という。）における消防・救急業務（以下「救急業務等」という。）を迅速かつ適切に実施するため、次のとおり覚書を交換する。

記

- 1 消防本部は、高速道路において発生した救急業務等を行うものとする。
- 2 公団は、消防本部に出動を要請するにあたって、事故の状況、位置等救急業務等に必要な情報を提供するものとする。
- 3 公団は、消防本部の消防隊又は救急隊が出動する場合、高速道路の通行施設の用について積極的に協力するとともに、事故現場において迅速的確な交通規制、交通の整理に努め、消防隊又は救急隊の誘導を行い、救急業務等の実施に協力するものとする。
- 4 消防本部及び公団は、高速道路における救急業務等の実施について必要な情報の交換を相互に行うものとする。
- 5 この覚書によるほか、高速道路における救急業務等の実施について必要あるときは、その都度協議の上決定するものとする。
- 6 この覚書は、平成12年7月28日から実施する。

この覚書の締結を証するため、本書3通を作成し、記名押印の上各自1通を保有する。

平成12年6月12日

伊予消防等事務組合消防本部消防長

大洲地区広域消防事務組合消防本部消防長

日本道路公団四国支社営業部長

○緊急用開口部の使用に関する協定書

日本道路公団四国支社松山管理事務所（以下「甲」という。）と、大洲地区広域消防事務組合消防本部（以下「乙」という。）とは、松山自動車道川中トンネル西坑口、立山トンネル西坑口緊急用開口部（以下「開口部」という。）の使用について、下記条項のとおり協定を締結する。

（使用の範囲）

第1条 乙は、次に掲げる場合で、かつ、緊急を要するときに限り開口部を使用できるものとする。

一 傷病者を収容、又は搬送する場合

二 火災、災害発生時（火災原因及び損害調査を含む。）の出動に当たって、高速道路の渋滞又は通行不能のため当該現場に速やかに到着することが困難な場合

（使用の通知）

第2条 乙は、開口部を使用する場合は、甲に通知するものとする。但し、事前に通知するいとまのない場合は、使用後速やかに報告するものとする。

（使用後の施錠）

第3条 乙は、開口部から進入又は退出した場合は、その都度閉鎖し、施錠しなければならない。

2 乙は、開口部を使用する場合に、開口部の門扉又は錠前に異常を認めたときは、直ちに甲に通知するものとする。

（通行権の返納）

第4条 乙は、開口部から退出した場合は、入口料金所で受け取った通行権をすみやかに甲に返納しなければならない。

（鍵の貸与）

第5条 甲は、乙に開口部の鍵を貸与するものとし、乙は鍵の貸与を受けた場合は、甲に受領書を提出するものとする。

2 乙は、開口部の鍵を紛失、盗難により亡失した場合は、すみやかに甲に亡失した状況等を文書をもって届け出るものとする。

（鍵の返納）

第6条 乙は、開口部を使用して実施する業務を遂行及び継続することが困難であると認められるときは、開口部の鍵を返納するものとする。

（鍵の保管）

第7条 乙は、開口部の鍵の保管責任者を指定するものとし、その保管責任者は善良な管理者の注意を持って保管しなければならない。

2 乙は、前項の保管責任者を指定した場合は、すみやかに甲に文書で通知するものとする。

（その他）

第8条 この協議書に定めない事項又は疑義を生じた事項については、その都度甲乙協議のうえ定めるものとする。

上記協定の証として本書2通を作成し、甲乙記名押印の上各自1通を保有する。

平成12年8月10日

甲 日本道路公団四国支社
松山管理事務所
所長

乙 大洲地区広域消防事務組合消防本部
消防長

○夜昼隧道の災害活動に関する覚書

南予消防相互応援協定書に基づく規定を補完するため、八幡浜地区施設事務組合消防本部と大洲地区広域消防事務組合消防本部（以下「協定消防本部」という。）は、夜昼隧道内における消防隊の災害活動に関し次のとおり覚書を交換する。

（目的）

第1条 この覚書は、協定の運用に必要な事項を定め、協定消防本部の消防力を有効に活用して被害を最小限度に防止し、もって消防任務の達成を図ることを目的とする。

（消防隊）

第2条 消防隊とは、消防ポンプ車隊、救急隊及び救助工作車隊をいう。

（覚知と通報連絡）

第3条 非常電話等の通報装置により災害の発生を覚知したときは、相互に連絡を取り合い適切な措置を講じるものとする。

（災害出動）

第4条 災害時に出動する消防隊は次のとおりとする。

- (1) 交通事故の場合は、救急隊及び救助工作車隊必要により消防ポンプ車隊
- (2) 火災の場合は、消防ポンプ車隊および救助工作車隊必要により救急隊
- (3) 事故内容が不明の場合は、消防ポンプ車隊、救助工作車隊及び救急隊
- (4) 現場責任者は、事故・規模が判明次第、出動部隊の増減を図る

（消防業務の処理）

第5条 消防業務の事務処理は、災害発生地を管轄する消防本部が行う。但し救急事故の事務処理は救急業務を実施した消防本部が行う。

（収容医療機関）

第6条 協定消防本部は、管轄区域内の医療機関の診療科目、所在地等について、その状況を相互に連絡し、救急業務の円滑化を図るものとする。

2 搬送医療機関への連絡は、収容医療機関を管轄する消防本部が行うものとする。

（情報の交換）

第7条 この覚書の適正な運用を期するため、必要な情報を相互に交換するものとする。

（無線通信）

第8条 出動した消防隊は、相互連絡をとるため県内共通波を使用する。

（疑義等の決定）

第9条 この覚書に定めのない事項及びこの覚書に監視疑義が生じたときは、協定消防本部の消防長が協議して定めるものとする。

附 則

- 1 この覚書は、平成12年11月1日から施行する。
- 2 この覚書の有効期間は、施行の日から平成15年10月31日までとし、期間満了の場合において協定消防本部で疑義のないときは、自動的に延長するものとする。
- 3 この覚書を証するため、本書2通を作成し記名押印の上各1通を保管する。

平成12年10月31日

八幡浜地区施設事務組合消防本部
消防長

大洲地区広域消防事務組合消防本部
消防長

○原子力災害時に後発する一般災害に関する覚書

南予地区広域消防相互応援協定の規定を補完するため、八幡浜地区施設事務組合消防本部（以下「甲」という。）、大洲地区広域消防事務組合消防本部（以下「乙」という。）及び東宇和事務組合消防本部（以下「丙」という。）は、原子力災害時に後発する火災、救急、救助等の一般災害（以下「一般災害」という。）の活動に関し次のとおり覚書を交換する。

（目的）

第1条 原子力災害が発生した場合、甲は、原子力災害対策に全職員を充てざるを得なくなることが予想され一般災害の対応が難しくなる。このため、甲は乙、丙に応援を求め、消防力を有効に活用し、被害を最小限に防止することを目的とする。

（消防隊）

第2条 消防隊とは、消防ポンプ車隊、救急車隊、救助工作車隊をいう。

（応援要請の方法）

第3条 応援要請は、電話又はファクシミリ等により下記事項をもって行い、事後速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 原子力災害の発生、日時、態様及び規模等
- (2) 応援隊の種別及び台数等
- (3) その他必要事項

（消防隊の派遣）

第4条 消防隊の派遣は、当該市町村等の災害対応に支障のない範囲において行うものとする。

（応援隊の指揮）

第5条 応援隊の指揮は、受援市町村等の現場最高責任者が応援隊の長を通じて行うものとする。但し、緊急の場合は直接指揮することが出来るものとする。

（事務の処理）

第6条 一般災害のうち火災の事務処理は、甲が行い、救急、救助等の事務処理は当該業務を実施した消防本部が行う。

（情報の交換）

第7条 甲は、この覚書の適切な運用を期するため、乙、丙に対し必要な情報を提供するものとする。

（無線通信）

第8条 出動した消防隊は、相互連絡をとるため県内共通波を使用する。

（経費の負担）

第9条 応援に要する経費の負担は、南予地区広域消防相互応援協定による。

（疑義等の決定）

第10条 この覚書に定めのない事項及びこの覚書に関し疑義が生じたときは、甲、乙、丙の消防長が協議して定めるものとする。

附 則

- 1 この覚書は、平成13年8月1日から施行する。
- 2 この覚書の有効期限は、施行の日から平成14年7月31日までとし、期間満了の場合において、甲、乙、丙で疑義のないときは、自動的に延長するものとする。
- 3 この覚書を証するため、本書3通を作成し、甲、乙、丙記名押印のそれぞれ1通を保管する。

平成13年7月30日

大洲地区広域消防事務組合消防本部
消防長

東宇和事務組合消防本部
消防長

八幡浜地区施設事務組合消防本部
消防長

○災害時の医療救護に関する協定

愛媛県（以下「甲」という。）と市町村（以下「乙」という。）と社団法人愛媛県歯科医師会（以下「丙」という。）とは、災害時において被災者の救助として行う医療（以下「医療救護」という。）の実施について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第40条第1項のむ規定による愛媛県地域防災計画及び同法第42条第1項の規定による市町村地域防災計画に基づき、甲又は乙が行う医療救護に対する丙の協力に関し必要な事項を定めるものとする。

（救護班の派遣）

第2条 甲又は乙は、医療救護を実施する必要がある場合は、丙に対し医療救護のための救護班（以下「救護班」という。）の派遣を要請するものとし、丙は、甲又は乙の要請に応じ救護班を派遣するものとする。

（医療救護計画）

第3条 丙は、甲又は乙の救護班派遣要請に対し、迅速かつ的確に対応するため、医療救護の計画（以下「医療救護計画」という。）を策定し、これを、甲が指定する期日までに、甲に提出するものとする。

2 医療救護計画には、次の事項を定めるものとする。

- （1）救護班の編成計画
- （2）救護班の医療救護活動計画
- （3）郡市歯科医師会その他関係機関との連絡体制
- （4）医療救護訓練の計画
- （5）その他必要な事項

3 甲は、第1項の規定により提出された医療救護計画を乙に送付するものとする。

（救護班の派遣要請の手続）

第4条 甲又は乙は、第2条の規定に基づき救護班の派遣を丙に要請しようとするときは、次に掲げる事項を記載した書面を、乙にあつては甲を経由して、丙に提出しなければならない。ただし、緊急を要する場合は、電話その他の方法により行うことができる。

- （1）災害発生の日時及び場所
- （2）災害の原因及び状況
- （3）救護班の派遣先の場所
- （4）派遣を要する班数
- （5）救護班の派遣期間
- （6）その他必要な事項

2 前項の規定にかかわらず、乙は、緊急やむを得ない事情により、甲を経由しないで救護班の派遣を要請したときは、速やかに、その旨を甲に報告するものとする。

（救護班の派遣の方法）

第5条 第2条の規定に基づく救護班の派遣は、医療救護計画に基づいて行うものとする。

（要請によらない救護班の派遣）

第6条 丙は、緊急やむを得ない事情により、甲又は乙の要請によらないで救護班を派遣したときは、速やかに、その旨を甲に報告するものとする。

（救護班に対する指揮）

第7条 医療救護活動の総合調整を図るため、救護班に対する指揮は、甲がその派遣を要請した場合にあつては甲が指定する者が、乙がその派遣を要請した場合にあつては乙が指定する者が行うものとする。

（救護班の業務）

第8条 救護班は、原則として、甲又は乙が避難所、災害現場等に設置する救護所（以下「救護所」という。）において、医療救護活動を行うものとする。

2 救護班の業務は、次のとおりとする。

- （1）科医療を必要とする傷病者に対する応急処置及び医療
- （2）歯科医療を必要とする傷病者の受入医療機関への移送の要否及び移送順位の決定
- （3）災害時における死体の個別判別、検案等への協力
- （4）その他状況に応じた必要な措置

（薬剤等の供給）

第9条 救護班が使用する薬剤、治療材料及び医療器具は、当該救護班が携行するもののほか、甲又は乙が供給するものとする。

（救護班の輸送）

第10条 甲及び乙は、医療救護が円滑に実施できるよう、救護班の輸送について、必要な措置を講ずるものとする。

(医療費)

第11条 救護所における医療費は、無料とする。

(費用の弁償)

第12条 法令に定めがあるもののほか、甲又は乙の要請に基づき丙が救護班を派遣した場合（第6条の規定による報告があった場合を含む。）における次の費用は、別に定める基準に従い、甲又は乙が負担するものとする。

(1) 救護班が携行した薬剤及び治療材料で使用したもの並びに医療器具の破損等に係る費用

(2) 救護班の編成及び派遣に要する費用

(3) 前2号に掲げる費用以外の費用で、この協定の実施のために要するもの。

(医療救護に従事した者に対する損害補償)

第13条 甲又は乙の要請に基づき丙が派遣した救護班（第6条の規定による報告に係るものを含む。）の班員として医療救護に従事した者が、そのため死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となったときは、甲又は乙は、別に定める基準に従いその者又はその者の遺族若しくは被扶養者がこれらの原因によって受ける損害を補償するものとする。

(細則)

第14条 この協定に定めるもののほか、この協定の実施に関し必要な事項は、別に定める。

(協議)

第15条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義が生じた事項については、甲、乙及び丙が協議の上、定めるものとする。

(有効期間)

第16条 この協定の有効期間は、平成15年4月9日から平成16年3月31日までとする。ただし、この協定の有効期間満了の日の1月前までに、甲、乙又は丙のいずれからでも何らの意思表示がないときは、当該有効期間満了の日の翌日から換算して1年延長するものとし、以後もまた同様とする。

(雑則)

第17条 乙と丙又は郡市医師会との間において、別に医療救護に関する協定を締結した場合、当該協定は、この協定に優先するものとする。

この協定の締結を証するため、本書71通を作成し、甲、乙及び丙が記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成15年4月9日

甲

愛媛県知事

乙

松山市長	今治市長職務代理者	宇和島市長	八幡浜市長	新居浜市長	西条市長
大洲市長	川之江市長	伊予三島市長	伊予市長	北条市長	東予市長
久万町長	面河村長	美川村長	柳谷村長	小田町長	松前町長
広田村長	中山町長	双海町長	長浜町長	内子町長	五十崎町長
肱川町長	土居町長	河辺村長	小松町長	保内町長	丹原町長
朝倉村長	瀬戸町長	玉川町長	三崎町長	波方町長	三瓶町長
明浜町長	菊間町長	宇和町長	吉海町長	野村町長	宮窪町長
伯方町長	吉田町長	魚島村長	三間町長	弓削町長	広見町長
松野町長	岩城村長	日吉村長	上浦町長	津島村長	大三島町長
関前村長	御荘町長	重信町長	城辺町長	川内町長	一本松町長
西海町長					中島町長

丙

社団法人愛媛県歯科医師会 会長

災害時の医療救護に関する協定実施細則（社団法人 愛媛県歯科医師会）

愛媛県（以下「甲」という。）と市町村（以下「乙」という。）と社団法人愛媛県歯科医師会（以下「丙」という。）とは、平成15年4月9日付けで締結した災害時の医療救護に関する協定（以下「協定」という。）の実施について、次のとおり細則を締結する。

（医療救護活動の報告）

第1条 丙は、協定第2条の規定に基づき救護班を派遣した場合（協定第6条の規定による報告があった場合を含む。）は、当該救護班の行う医療救護活動（以下「医療救護活動」という。）の終了後、速やかに、次に掲げる書類を甲又は乙に提出するものとする。

- （1）医療救護活動報告書（様式第1号）
- （2）救護班員名簿（様式第2号）
- （3）薬剤等使用報告書（様式第3号）

（事故の報告）

第2条 協定第13条に規定する場合においては、丙は、事故報告書（様式第4号）により、速やかに甲又は乙に報告するものとする。

（費用弁償の額等）

第3条 協定第12条第1号及び第2号に規定する費用の弁償の額は、それぞれの災害救助法施行細則（昭和35年愛媛県規則第17号）別表1及び別表2の規定の例により算定した額とする。

2 丙は、協定第12条に規定する費用の弁償を請求しようとするときは、費用弁償請求書（様式第5号）を甲又は乙に提出するものとする。

（損害補償の種類等）

第4条 協定第13条に規定する損害補償（以下「損害補償」という。）の種類は、療養補償金、休業補償金、障害補償金、遺族補償金、葬祭補償金及び打切補償金とする。

2 損害補償の額は、次の表の左欄に掲げる損害補償の種類に応じ、当該右欄に掲げる扶助金（災害救助法（昭和22年法律第118号）第29条の規定により支給される扶助金をいう。）の額の算定の例により算定した額とする。

3 損害補償を受けようとする者は、損害補償支給申請書（様式第6号）に、次の表の左欄に掲げる損害補償の種類に応じ、当該右欄に掲げる書類を添えて、甲又は乙に提出するものとする。

療養補償金	療養扶助金
休業補償金	休業扶助金
障害補償金	障害扶助金
遺族補償金	遺族扶助金
葬祭補償金	葬祭扶助金
打切補償金	打切扶助金

療養補償金	医師の診断書及び療養費の領収書又は請求書
休業補償金	(1) 休業が必要と認められる期間を記載した医師の診断書 (2) 休業の期間を記載した事業主の証明書 (3) 事業主又は市町村長が発行する損害補償支給基礎額の算定の証明書（以下「支給基礎額算定証明書」という。）
障害補償金	(1) 障害の程度を記載した医師の診断書 (2) 支給基礎額算定証明書
遺族補償金	(1) 遺族補償金の受給順位を明らかにした書類 (2) 支給基礎額算定証明書
葬祭補償金	(1) 死亡診断書 (2) 支給基礎額算定証明書
打切補償金	(1) 療養経過を明らかにした医師の診断書 (2) 支給基礎額算定証明書

（支払）

第5条 甲又は乙は、第3条第2項又は前条第3項の規定による費用弁償又は損害補償の請求を受けた場合は、関係書類を確認し、速やかに丙に対し、これを支払うものとする。

この細則の締結を証するため、本書71通を作成し、甲、乙及び丙が記名押印の上、各自 その1通を保有する。

平成15年4月9日

甲

愛媛県知事

乙

松山市長 今治市長職務代理者 宇和島市長 八幡浜市長 新居浜市長 西条市長
大洲市長 川之江市長 伊予三島市長 伊予市長 北条市長 東予市長

久万町長	面河村長	美川村長	柳谷村長	小田町長	松前町長	砥部町長
広田村長	中山町長	双海町長	長浜町長	内子町長	五十崎町長	新宮村長
肱川町長	土居町長	河辺村長	小松町長	保内町長	丹原町長	伊方町長
朝倉村長	瀬戸町長	玉川町長	三崎町長	波方町長	三瓶町長	大西町長
明浜町長	菊間町長	宇和町長	吉海町長	野村町長	宮窪町長	城川町長
伯方町長	吉田町長	魚島村長	三間町長	弓削町長	広見町長	生名村長
松野町長	岩城村長	日吉村長	上浦町長	津島村長	大三島町長	内海村長
関前村長	御荘町長	重信町長	城辺町長	川内町長	一本松町長	中島町長
西海町長						

丙

社団法人愛媛県歯科医師会 会長

○災害時の医療救護に関する協定

愛媛県（以下「甲」という。）と市町村（以下「乙」という。）と社団法人愛媛県薬剤師会（以下「丙」という。）とは、災害時において被災者の救助として行う医療及び助産（以下「医療救護」という。）の実施について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第40条第1項の規定による愛媛県地域防災計画及び同法第42条第1項の規定による市町村地域防災計画に基づき、甲又は乙が行う医療救護に対する丙の協力に関し必要な事項を定めるものとする。

（医療従事者の派遣）

第2条 甲又は乙は、医療救護を実施する必要がある場合は、丙に対し薬剤師等（以下「医療従事者」という。）の派遣を要請するものとし、丙は、甲又は乙の要請に応じ医療従事者を派遣するものとする。

（医療救護計画）

第3条 丙は、甲又は乙の医療従事者派遣要請に対し、迅速かつ的確に対応するため、医療救護の計画（以下「医療救護計画」という。）を策定し、これを、甲が指定する期日までに、甲に提出するものとする。

2 医療救護計画には、次の事項を定めるものとする。

- （1）医療従事者の編成計画
- （2）医療従事者の医療救護活動計画
- （3）医療機関との連絡体制
- （4）医療救護訓練の計画
- （5）その他必要な事項

3 甲は、第1項の規定により提出された医療救護計画を乙に送付するものとする。

（医療従事者の派遣要請の手続）

第4条 甲又は乙は、第2条の規定に基づき医療従事者の派遣を丙に要請しようとするときは、次に掲げる事項を記載した書面を、乙にあっては甲を経由して、丙に提出しなければならない。ただし、緊急を要する場合は、電話その他の方法により行うことができる。

- （1）災害発生の日時及び場所
- （2）災害の原因及び状況
- （3）医療従事者の派遣先の場所
- （4）派遣を要する医療従事者数
- （5）医療従事者の派遣期間
- （6）その他必要な事項

2 前項の規定にかかわらず、乙は、緊急やむ得ない事情により、甲を経由しないで医療従事者の派遣を要請したときは、速やかに、その旨を甲に報告するものとする。

（医療従事者の派遣の方法）

第5条 第2条の規定に基づく医療従事者の派遣は、医療救護計画に基づいて行うものとする。

（要請によらない医療従事者の派遣）

第6条 丙は、緊急やむを得ない事情により、甲又は乙の要請によらないで医療従事者を派遣したときは、速やかに、その旨を甲に報告するものとする。

（医療従事者に対する指揮）

第7条 医療救護活動の総合調整を図るため、医療従事者に対する指揮は、甲がその派遣を要請した場合にあっては甲が指定する者が、乙がその派遣を要請した場合にあっては乙が指定する者が行うものとする。

（医療従事者の業務）

第8条 医療従事者は、原則として、甲又は乙が避難所、災害現場等に設置する救護所（以下「救護所」という。）において、医療救護活動を行うものとする。

2 医療従事者の業務は、次のとおりとする。

- （1）傷病者に対する調剤業務
- （2）救護所における医薬品等の管理
- （3）その他状況に応じた必要な措置

（薬剤等の供給）

第9条 医療従事者が使用する薬剤、治療材料及び医療器具は、当該医療従事者が携行するもののほか、甲又は乙が供給するものとする。

(医療従事者の輸送)

第10条 甲及び乙は、医療救護が円滑に実施できるよう、医療従事者の輸送について、必要な措置を講ずるものとする。

(医療費)

第11条 救護所における調剤費は、無料とする。

(費用の弁償)

第12条 法令に定めがあるもののほか、甲又は乙の要請に基づき丙が医療従事者を派遣した場合(第6条の規定による報告があった場合を含む。)における次の費用は、別に定める基準に従い、甲又は乙が負担するものとする。

(1) 医療従事者が携行した薬剤及び治療材料で使用了もの並びに医療器具の破損等に係る費用

(2) 医療従事者の編成及び派遣に要する費用

(3) 前2号に掲げる費用以外の費用で、この協定の実施のために要するもの。

(医療救護に従事した者に対する損害補償)

第13条 甲又は乙の要請に基づき丙が派遣した医療従事者(第6条の規定による報告に係るものを含む。)として医療救護に従事した者が、そのため死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となったときは、甲又は乙は、別に定める基準に従いその者又はその者の遺族若しくは被扶養者がこれらの原因によって受ける損害を補償するものとする。

(細則)

第14条 この協定に定めるもののほか、この協定の実施に関し必要な事項は、別に定める。

(協議)

第15条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義が生じた事項については、甲、乙及び丙が協議の上、定めるものとする。

(有効期間)

第16条 この協定の有効期間は、平成15年4月9日から平成16年3月31日までとする。ただし、この協定の有効期間満了の日の1月前までに、甲、乙又は丙のいずれからも何らの意思表示がないときは、当該有効期間満了の日の翌日から換算して1年延長するものとし、以後もまた同様とする。

(雑則)

第17条 乙と丙との間において、別に医療救護に関する協定を締結した場合、当該協定は、この協定に優先するものとする。

この協定の締結を証するため、本書71通を作成し、甲、乙及び丙が記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成15年4月9日

甲

愛媛県知事

乙

松山市長	今治市長職務代理者	宇和島市長	八幡浜市長	新居浜市長	西条市長
大洲市長	川之江市長	伊予三島市長	伊予市長	北条市長	東予市長
久万町長	面河村長	美川村長	柳谷村長	小田町長	松前町長
広田村長	中山町長	双海町長	長浜町長	内子町長	五十崎町長
肱川町長	土居町長	河辺村長	小松町長	保内町長	丹原町長
朝倉村長	瀬戸町長	玉川町長	三崎町長	波方町長	三瓶町長
明浜町長	菊間町長	宇和町長	吉海町長	野村町長	宮窪町長
伯方町長	吉田町長	魚島村長	三間町長	弓削町長	広見町長
松野町長	岩城村長	日吉村長	上浦町長	津島村長	大三島町長
関前村長	御荘町長	重信町長	城辺町長	川内町長	一本松町長
西海町長					中島町長

丙

社団法人愛媛県薬剤師会 会長

災害時の医療救護に関する協定実施細則（社団法人 愛媛県薬剤師会）

愛媛県（以下「甲」という。）と市町村（以下「乙」という。）と社団法人愛媛県薬剤師会（以下「丙」という。）とは、平成15年4月9日付けで締結した災害時の医療救護に関する協定（以下「協定」という。）の実施について、次のとおり細則を締結する。

（医療救護活動の報告）

第1条 丙は、協定第2条の規定に基づき医療従事者を派遣した場合（協定第6条の規定による報告があった場合を含む。）は、当該医療従事者の行う医療救護活動（以下「医療救護活動」という。）の終了後、速やかに、次に掲げる書類を甲又は乙に提出するものとする。

- （1）医療救護活動報告書（様式第1号）
- （2）医療従事者名簿（様式第2号）
- （3）薬剤等使用報告書（様式第3号）

（事故の報告）

第2条 協定第13条に規定する場合においては、丙は、事故報告書（様式第4号）により、速やかに甲又は乙に報告するものとする。

（費用弁償の額等）

第3条 協定第12条第1号及び第2号に規定する費用の弁償の額は、それぞれの災害救助法施行細則（昭和35年愛媛県規則第17号）別表1及び別表2の規定の例により算定した額とする。

2 丙は、協定第12条に規定する費用の弁償を請求しようとするときは、費用弁償請求書（様式第5号）を甲又は乙に提出するものとする。

（損害補償の種類等）

第4条 協定第13条に規定する損害補償（以下「損害補償」という。）の種類は、療養補償金、休業補償金、障害補償金、遺族補償金、葬祭補償金及び打切補償金とする。

2 損害補償の額は、次の表の左欄に掲げる損害補償の種類に応じ、当該右欄に掲げる扶助金（災害救助法（昭和22年法律第118号）第29条の規定により支給される扶助金をいう。）の額の算定の例により算定した額とする。

療養補償金	療養扶助金
休業補償金	休業扶助金
障害補償金	障害扶助金
遺族補償金	遺族扶助金
葬祭補償金	葬祭扶助金
打切補償金	打切扶助金

3 損害補償を受けようとする者は、損害補償支給申請書（様式第6号）に、次の表の左欄に掲げる損害補償の種類に応じ、当該右欄に掲げる書類を添えて、甲又は乙に提出するものとする。

療養補償金	医師の診断書及び療養費の領収書又は請求書
休業補償金	（1）休業が必要と認められる期間を記載した医師の診断書 （2）休業の期間を記載した事業主の証明書 （3）事業主又は市町村長が発行する損害補償支給基礎額の算定の証明書（以下「支給基礎額算定証明書」という。）
障害補償金	（1）障害の程度を記載した医師の診断書 （2）支給基礎額算定証明書
遺族補償金	（1）遺族補償金の受給順位を明らかにした書類 （2）支給基礎額算定証明書
葬祭補償金	（1）死亡診断書 （2）支給基礎額算定証明書
打切補償金	（1）療養経過を明らかにした医師の診断書 （2）支給基礎額算定証明書

（支払）

第5条 甲又は乙は、第3条第2項又は前条第3項の規定による費用弁償又は損害補償の請求を受けた場合は、関係書類を確認し、速やかに丙に対し、これを支払うものとする。

この細則の締結を証するため、本書71通を作成し、甲、乙及び丙が記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成15年4月9日

甲
愛媛県知事

乙

松山市長	今治市長職務代理者	宇和島市長	八幡浜市長	新居浜市長	西条市長	
大洲市長	川之江市長	伊予三島市長	伊予市長	北条市長	東予市長	
久万町長	面河村長	美川村長	柳谷村長	小田町長	松前町長	砥部町長
広田村長	中山町長	双海町長	長浜町長	内子町長	五十崎町長	新宮村長
肱川町長	土居町長	河辺村長	小松町長	保内町長	丹原町長	伊方町長
朝倉村長	瀬戸町長	玉川町長	三崎町長	波方町長	三瓶町長	大西町長
明浜町長	菊間町長	宇和町長	吉海町長	野村町長	宮窪町長	城川町長
伯方町長	吉田町長	魚島村長	三間町長	弓削町長	広見町長	生名村長
松野町長	岩城村長	日吉村長	上浦町長	津島村長	大三島町長	内海村長
関前村長	御荘町長	重信町長	城辺町長	川内町長	一本松町長	中島町長
西海町長						

丙

社団法人愛媛県薬剤師会 会長

○災害時の医療救護に関する協定

愛媛県（以下「甲」という。）と市町村（以下「乙」という。）と社団法人愛媛看護協会（以下「丙」という。）とは、災害時において被災者の救助として行う医療及び助産（以下「医療救護」という。）の実施について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第40条第1項の規定による愛媛県地域防災計画及び同法第42条第1項の規定による市町村地域防災計画に基づき、甲又は乙が行う医療救護に対する丙の協力に関し必要な事項を定めるものとする。

（医療従事者の派遣）

第2条 甲又は乙は、医療救護を実施する必要がある場合は、丙に対し医療救護のための看護師等（以下「医療従事者」という。）の派遣を要請するものとし、丙は、甲又は乙の要請に応じ医療従事者を派遣するものとする。

（医療救護計画）

第3条 丙は、甲又は乙の医療従事者派遣要請に対し、迅速かつ的確に対応するため、医療救護の計画（以下「医療救護計画」という。）を策定し、これを、甲が指定する期日までに、甲に提出するものとする。

2 医療救護計画には、次の事項を定めるものとする。

- （1）医療従事者の編成計画
- （2）医療従事者の医療救護活動計画
- （3）医療機関との連絡体制
- （4）医療救護訓練の計画
- （5）その他必要な事項

3 甲は、第1項の規定により提出された医療救護計画を乙に送付するものとする。

（医療従事者の派遣要請の手続）

第4条 甲又は乙は、第2条の規定に基づき医療従事者の派遣を丙に要請しようとするときは、次に掲げる事項を記載した書面を、乙にあっては甲を経由して、丙に提出しなければならない。ただし、緊急を要する場合は、電話その他の方法により行うことができる。

- （1）災害発生の日時及び場所
- （2）災害の原因及び状況
- （3）医療従事者の派遣先の場所
- （4）派遣を要する医療従事者数
- （5）医療従事者の派遣期間
- （6）その他必要な事項

2 前項の規定にかかわらず、乙は、緊急やむ得ない事情により、甲を経由しないで医療従事者の派遣を要請したときは、速やかに、その旨を甲に報告するものとする。

（医療従事者の派遣の方法）

第5条 第2条の規定に基づく医療従事者の派遣は、医療救護計画に基づいて行うものとする。

（要請によらない医療従事者の派遣）

第6条 丙は、緊急やむを得ない事情により、甲又は乙の要請によらないで医療従事者を派遣したときは、速やかに、その旨を甲に報告するものとする。

（医療従事者に対する指揮）

第7条 医療救護活動の総合調整を図るため、医療従事者に対する指揮は、甲がその派遣を要請した場合にあっては甲が指定する者が、乙がその派遣を要請した場合にあっては乙が指定する者が行うものとする。

（医療従事者の業務）

第8条 医療従事者は、原則として、甲又は乙が避難所、災害現場等に設置する救護所（以下「救護所」という。）又は救護病院等において、医療救護活動を行うものとする。

2 医療従事者の業務は、次のとおりとする。

- （1）傷病者に対する応急看護及び看護
- （2）傷病者の救護所、救護病院等への収容
- （3）その他状況に応じた必要な措置

（薬剤等の供給）

第9条 医療従事者が使用する薬剤、治療材料及び医療器具は、当該医療従事者が携行するもののほか、甲又は乙が供給するものとする。

(医療従事者の輸送)

第10条 甲及び乙は、医療救護が円滑に実施できるよう、医療従事者の輸送について、必要な措置を講ずるものとする。

(医療費)

第11条 救護所における医療費は、無料とする。

(費用の弁償)

第12条 法令に定めがあるもののほか、甲又は乙の要請に基づき丙が医療従事者を派遣した場合(第6条の規定による報告があった場合を含む。)における次の費用は、別に定める基準に従い、甲又は乙が負担するものとする。

- (1) 医療従事者が携行した薬剤及び治療材料で使用したもの並びに医療器具の破損等に係る費
- (2) 医療従事者の編成及び派遣に要する費用
- (3) 前2号に掲げる費用以外の費用で、この協定の実施のために要するもの。

(医療救護に従事した者に対する損害補償)

第13条 甲又は乙の要請に基づき丙が派遣した医療従事者(第6条の規定による報告に係るものを含む。)として医療救護に従事した者が、そのため死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となったときは、甲又は乙は、別に定める基準に従いその者又はその者の遺族若しくは被扶養者がこれらの原因によって受ける損害を補償するものとする。

(細則)

第14条 この協定に定めるもののほか、この協定の実施に関し必要な事項は、別に定める。

(協議)

第15条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義が生じた事項については、甲、乙及び丙が協議の上、定めるものとする。

(有効期間)

第16条 この協定の有効期間は、平成15年4月9日から平成16年3月31日までとする。ただし、この協定の有効期間満了の日の1月前までに、甲、乙又は丙のいずれからも何らの意思表示がないときは、当該有効期間満了の日の翌日から換算して1年延長するものとし、以後もまた同様とする。

(雑則)

第17条 乙と丙との間において、別に医療救護に関する協定を締結した場合、当該協定は、この協定に優先するものとする。

この協定の締結を証するため、本書71通を作成し、甲、乙及び丙が記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成15年4月9日

甲

愛媛県知事

乙

松山市長	今治市長職務代理者	宇和島市長	八幡浜市長	新居浜市長	西条市長
大洲市長	川之江市長	伊予三島市長	伊予市長	北条市長	東予市長
久万町長	面河村長	美川村長	柳谷村長	小田町長	松前町長
広田村長	中山町長	双海町長	長浜町長	内子町長	五十崎町長
肱川町長	土居町長	河辺村長	小松町長	保内町長	丹原町長
朝倉村長	瀬戸町長	玉川町長	三崎町長	波方町長	三瓶町長
明浜町長	菊間町長	宇和町長	吉海町長	野村町長	宮窪町長
伯方町長	吉田町長	魚島村長	三間町長	弓削町長	広見町長
松野町長	岩城村長	日吉村長	上浦町長	津島村長	大三島町長
関前村長	御荘町長	重信町長	城辺町長	川内町長	一本松町長
西海町長					中島町長

丙

社団法人愛媛看護協会 会長

災害時の医療救護に関する協定実施細則（社団法人 愛媛看護協会）

愛媛県（以下「甲」という。）と市町村（以下「乙」という。）と社団法人愛媛看護協会（以下「丙」という。）とは、平成 15 年 4 月 9 日付けで締結した災害時の医療救護に関する協定（以下「協定」という。）の実施について、次のとおり細則を締結する。

（医療救護活動の報告）

第 1 条 丙は、協定第 2 条の規定に基づき医療従事者を派遣した場合（協定第 6 条の規定による報告があった場合を含む。）は、当該医療従事者の行う医療救護活動（以下「医療救護活動」という。）の終了後、速やかに、次に掲げる書類を甲又は乙に提出するものとする。

- （1）医療救護活動報告書（様式第 1 号）
- （2）医療従事者名簿（様式第 2 号）
- （3）薬剤等使用報告書（様式第 3 号）

（事故の報告）

第 2 条 協定第 1 3 条に規定する場合においては、丙は、事故報告書（様式第 4 号）により、速やかに甲又は乙に報告するものとする。

（費用弁償の額等）

第 3 条 協定第 1 2 条第 1 号及び第 2 号に規定する費用の弁償の額は、それぞれの災害救助法施行細則（昭和 35 年愛媛県規則第 1 7 号）別表 1 及び別表 2 の規定の例により算定した額とする。

2 丙は、協定第 1 2 条に規定する費用の弁償を請求しようとするときは、費用弁償請求書（様式第 5 号）を甲又は乙に提出するものとする。

（損害補償の種類等）

第 4 条 協定第 1 3 条に規定する損害補償（以下「損害補償」という。）の種類は、療養補償金、休業補償金、障害補償金、遺族補償金、葬祭補償金及び打切補償金とする。

2 損害補償の額は、次の表の左欄に掲げる損害補償の種類に応じ、当該右欄に掲げる扶助金（災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）第 29 条の規定により支給される扶助金をいう。）の額の算定の例により算定した額とする。

療養補償金	療養扶助金
休業補償金	休業扶助金
障害補償金	障害扶助金
遺族補償金	遺族扶助金
葬祭補償金	葬祭扶助金
打切補償金	打切扶助金

3 損害補償を受けようとする者は、損害補償支給申請書（様式第 6 号）に、次の表の左欄に掲げる損害補償の種類に応じ、当該右欄に掲げる書類を添えて、甲又は乙に提出するものとする。

療養補償金	医師の診断書及び療養費の領収書又は請求書
休業補償金	（1）休業が必要と認められる期間を記載した医師の診断書 （2）休業の期間を記載した事業主の証明書 （3）事業主又は市町村長が発行する損害補償支給基礎額の算定の証明書（以下「支給基礎額算定証明書」という。）
障害補償金	（1）障害の程度を記載した医師の診断書 （2）支給基礎額算定証明書
遺族補償金	（1）遺族補償金の受給順位を明らかにした書類 （2）支給基礎額算定証明書
葬祭補償金	（1）死亡診断書 （2）支給基礎額算定証明書
打切補償金	（1）療養経過を明らかにした医師の診断書 （2）支給基礎額算定証明書

（支払）

第 5 条 甲又は乙は、第 3 条第 2 項又は前条第 3 項の規定による費用弁償又は損害補償の請求を受けた場合は、関係書類を確認し、速やかに丙に対し、これを支払うものとする。

この細則の締結を証するため、本書 7 1 通を作成し、甲、乙及び丙が記名押印の上、各自その 1 通を保有する。

平成 15 年 4 月 9 日

甲
愛媛県知事

乙

松山市長	今治市長職務代理者	宇和島市長	八幡浜市長	新居浜市長	西条市長	
大洲市長	川之江市長	伊予三島市長	伊予市長	北条市長	東予市長	
久万町長	面河村長	美川村長	柳谷村長	小田町長	松前町長	砥部町長
広田村長	中山町長	双海町長	長浜町長	内子町長	五十崎町長	新宮村長
肱川町長	土居町長	河辺村長	小松町長	保内町長	丹原町長	伊方町長
朝倉村長	瀬戸町長	玉川町長	三崎町長	波方町長	三瓶町長	大西町長
明浜町長	菊間町長	宇和町長	吉海町長	野村町長	宮窪町長	城川町長
伯方町長	吉田町長	魚島村長	三間町長	弓削町長	広見町長	生名村長
松野町長	岩城村長	日吉村長	上浦町長	津島村長	大三島町長	内海村長
関前村長	御荘町長	重信町長	城辺町長	川内町長	一本松町長	中島町長
西海町長						

丙

社団法人愛媛看護協会 会長

○高速自動車国道 松山自動車道における消防無線設備等に関する協定書

日本道路公団四国支社（以下「甲」という。）と大洲地区広域消防事務組合（以下「乙」という。）とは、高速自動車国道松山自動車道大洲北只インターチェンジから西予宇和インターチェンジまでの間において、甲が設置した消防無線設備等の使用、維持管理について、次のとおり協定を締結する。

（適用範囲）

第1条 この協定を適用する消防無線設備等の位置及び範囲は、別添図に示すとおりとする。

（消防無線設備等の定義）

第2条 消防防災無線設備等は次の各号に掲げるものとし、乙はこれを使用できるものとする。

- 一 消防用無線機
- 二 消防用無線機を使用するために必要な回線及び遠隔通話制御装置
- 三 トンネル内漏洩同軸ケーブル及び共用器

（免許申請及び検査等）

第3条 消防無線設備等にかかる消防無線の運用周波数は、152.81MHzとする。

（維持管理等）

第4条 消防無線設備等の維持管理については、乙が行うものとする。なお、乙が行う定期点検の際には、甲が現場立会いを行うものとする。

（障害の発生等）

第5条 消防無線設備等に障害等が生じた場合は、甲及び乙は速やかに相互に連絡するものとする。

- 2 甲の責に帰することができない不可抗力による一時的に送信機能停止については、甲は責任を負わないものとする。

（その他）

第6条 この協定に定めない事項又は疑義の生じた事項については、その都度甲、乙協議して定めるものとする。

本協定締結の証として本書2通を作成し、甲乙押印のうえ、甲1通乙1通を保有するものとする。

平成16年4月30日

甲 日本道路公団四国支社
支社長

乙 大洲地区広域消防事務組合
組合長

○大洲市・内子町における消防相互応援協定書

(協定の目的)

第1条 この協定は、大規模災害発生に際し、消防組織法（昭和22年法律第226号）第21条第2項の規定に基づき、大洲市・内子町における市町の消防相互応援について定めるものとする。

(応援要請の手続)

第2条 応援要請は、当該市町長または消防長（以下「市町長」という。）から応援を求める市町長に対し、電話その他の方法により、つぎの事項を明らかにして要請するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 応援を要する人員・車両・機械器具等の数量
- (3) 応援を要する場所および応援隊到着場所・日時
- (4) その他必要な事項

(応援隊の派遣)

第3条 応援要請を受けた市町（以下「応援市町」という。）の長はすみやかに応援隊を派遣するものとする。ただし、状況により応援隊員を減じ、または派遣しないことができる。

2 応援市町は、応援隊を派遣するときは、その出発時刻、人員・機械・員数・到着予定時刻等を派遣しないときは、その事由を当該市町長に通報するものとする。

(応援隊の指揮)

第4条 応援隊は、応援を要請した市町（以下「受援市町」という。）の消防団長の所轄の下に行動するものとし、大綱の指揮は、消防長がとるものとする。

(応援に要した費用の負担)

第5条 応援に要した費用は、つぎの方法によって処理するものとする。

- (1) 応援に要した応援隊員の出動手当および被服の損料ならびに機械器具の小破損の修理費は、応援市町の負担とする。ただし、特別の事情があるときは、関係当事者が協議して負担者を定めることができる。
- (2) 受援市町において使用した建築物、工作物または土地に対する補償ならびに使用消火薬剤は、受援市町の負担とする。
- (3) 応援が長時間にわたり食糧の支給および燃料の補給を必要とするときは、これに伴う費用は受援市町の負担とする。
- (4) 前各号に定めるもののほか、応援隊員の死傷にかかる災害補償および機械器具の大破損の修繕費等重要な事項については、その都度関係当事者間において協議のうえ決定するものとする。ただし、応援隊が交通事故等を発生し、これが重大な過失に基づくときの補償は応援市町の負担とする。

附 則

(施行期日)

1 この協定は、平成17年9月1日から施行する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、市町の長が記名押印のうえ、各自1通を保管するものとする。

2 「大洲市・喜多郡内における消防相互応援協定書」（昭和55年11月1日施行）は廃止する。

平成17年9月1日

大洲市長

内子町長

○大洲市、西予市、内子町広域消防相互応援協定書

(目的)

第1条 この協定は、大規模災害および産業災害等の予防、鎮圧に万全を期し、あわせて民心の安定を図るため、市町（消防事務組合を含む。以下同じ。）相互の協力体制を確立し、不測の事態に対処することを目的とする。

(区域および対象)

第2条 この協定の実施区域は、大洲市、西予市および内子町とする。

(災害の範囲)

第3条 この協定において、災害とは、大規模または特殊火災および突発的災害で応援活動を必要とするものをいう。

(応援の種別)

第4条 この協定による応援は、次に掲げるとおりとする。

(1) 普通応援 協定市町に接する地域および当該地域周辺部で災害が発生した場合に、発生地

の消防管理者（以下「市町長」という。）の要請をまたずに出動する応援

(2) 特別応援 協定市町の区域内に災害が発生した場合に、発生地の市町長の要請に基づいて出

動する応援

(応援要請の方法)

第5条 応援の要請は、災害発生地市町長から電話その他の方法により、次の事項を明確にして応援

市町長に対し行うものとする。

(1) 災害の種別

(2) 災害発生場所

(3) 所要人員および機械器具、消火薬剤等の種別員数

(4) 応援隊受領（誘導員配置）場所

(5) その他必要事項

2 普通応援で出動した場合、応援側は直ちに受援側に連絡するものとする。

(応援隊の派遣)

第6条 前条の規定により応援要請を受けた市町長は、管轄区域内の警備に支障のない範囲において

応援隊を派遣するものとする。

2 応援市町長は、応援隊を派遣したときは、出発時刻、出動人員、機械器具、消火薬剤等の員数、

到着予定時刻を受援市町長に通報し、派遣しがたいときは、その旨を遅滞なく受援市町長に通報す

るものとする。

(応援隊の誘導)

第7条 受援市町の消防長および消防団長は、受領場所に誘導員を待機させ応援隊の誘導に努めるも

のとする。

(応援隊の指揮)

第8条 応援隊の指揮は、消防組織法第24条の4に基づき、受援市町の消防長または消防団長が応援

隊の長にこれを行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、直接応援隊の隊員に対して行うこ

とができる。

(費用の負担)

第9条 応援に要した費用については、次の区分により負担するものとする。

(1) 機械器具の小破損の修理、燃料、消防職（団）員の手当等に関する費用は、応援側の負担と

する。

(2) 機械器具の大破損の修理および応援隊員の死傷による災害補償等重要事項については、当事

者間において協議のうえ決定する。

(3) 前各号以外の経費については、原則として受援市町の負担とする。

(改廃)

第10条 この協定の改廃は、協定者協議のうえ行うものとする。

(委任)

第11条 この協定に定めるもののほか、必要な事項は、関係市町の消防長及び消防団長が協議のうえ

定める。

附 則

(施行期日)

1 この協定は、平成17年11月1日から施行する。

この協定の締結を証するため、本書4通を作成し、市町の長が記名押印のうえ、各自1通を保管

するものとする。

2 「大洲市喜多東宇和郡広域消防相互応援協定書」（昭和58年7月1日締結）は廃止する。

平成17年11月1日

大洲市長

西予市長

内子町長

大洲地区広域消防事務組合長

○伊予、大洲、久万高原広域消防相互応援協定書

(目的)

第1条 この協定は、大規模災害及び産業災害等の予防、鎮圧に万全を期し、あわせて民心の安定を図るため、市町（消防事務組合を含む。以下同じ。）相互の協力体制を確立し、不測の事態に対処することを目的とする。

(区域及び対象)

第2条 この協定の実施区域は、大洲市、伊予市、砥部町、内子町及び久万高原町とする。

(災害の範囲)

第3条 この協定において、災害とは、大規模又は特殊火災及び突発的災害で応援活動を必要とするものをいう。

(応援の種別)

第4条 この協定による応援は、次に掲げるとおりとする。

(1) 普通応援 協定市町に接する地域及び当該地域周辺部で災害が発生した場合に、発生地の消防管理者（以下「市町長」という。）の要請をまたずに出動する応援

(2) 特別応援 協定市町の区域内に災害が発生した場合に、発生地の市町長の要請に基づいて出動する応援

(応援要請の方法)

第5条 応援の要請は、災害発生地市町長から電話その他の方法により、次の事項を明確にして応援市町長に対し行うものとする。

(1) 災害の種別

(2) 災害発生場所

(3) 所要人員及び機械器具、消火薬剤等の種別員数

(4) 応援隊受領（誘導員配置）場所

(5) その他必要事項

2 普通応援で出動した場合、応援側は直ちに受援側に連絡するものとする。

(応援隊の派遣)

第6条 前条の規定により応援要請を受けた市町長は、管轄区域内の警備に支障のない範囲において応援隊を派遣するものとする。

2 応援市町長は、応援隊を派遣したときは、出発時刻、出動人員、機械器具、消火薬剤等の員数、到着予定時刻を受援市町長に通報し、派遣しがたいときは、その旨を遅滞なく受援市町長に通報するものとする。

(応援隊の誘導)

第7条 受援市町の消防長及び消防団長は、受領場所に誘導員を待機させ応援隊の誘導に努めるものとする。

(応援隊の指揮)

第8条 応援隊の指揮は、消防組織法第24条の4の規定に基づき、受援市町の消防長又は消防団長が応援隊の長にこれを行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、直接応援隊の隊員に対して行うことができる。

(費用の負担)

第9条 応援に要した費用については、次の区分により負担するものとする。

(1) 機械器具の小破損の修理、燃料、消防職（団）員の手当等に関する費用は、応援側の負担とする。

(2) 機械器具の大破損の修理及び応援隊員の死傷による災害補償等重要事項については、当事者間において協議のうえ決定する。

(3) 前各号以外の経費については、原則として受援市町の負担とする。

(改廃)

第10条 この協定の改廃は、協定者協議のうえ行うものとする。

(委任)

第11条 この協定に定めるもののほか、必要な事項は、関係市町の消防長及び消防団長が協議のうえ定める。

附 則

(施行期日)

1 この協定は、平成17年11月1日から施行する。

この協定の締結を証するため、本7通を作成し、市町の長が記名押印のうえ、各自1通を保管するものとする。

2 「伊予、大洲、上浮穴広域消防相互応援協定書」（昭和60年4月1日締結）は廃止する。

平成17年11月1日

伊予消防事務組合長

大洲地区広域消防事務組合長

大洲市長

伊予市長

砥部町長

内子町長

久万高原町長

○松山自動車道消防相互応援協定書

消防組織法（昭和22年法律第226号）第21条の規定に基づき、伊予市、内子町、大洲市、伊予消防等事務組合及び大洲地区広域消防事務組合（以下「協定市町等」という。）は、協定市町等の行政区域のうち、松山自動車道及びその施設（以下「協定区域」という。）における消防に関する相互応援について、次のとおり協定する。

（目的）

第1条 この協定は、協定区域において火災、救急その他災害（以下「災害等」という。）が発生したとき、協定市町等の消防力を相互に活用して、その被害を最小限度に防止することを目的とする。

（応援）

第2条 前条の目的を達成するため、協定市町等は出動区域を定め、その属する消防隊、救急隊その他必要な人員（以下「消防隊等」という。）を出動させ、又は資機材を調達して応援を行うものとする。

（出動・応援区域）

第3条 協定市町等は、協定区域内の災害等について、別表に掲げる出動区域に基づき応援を行うものとする。ただし、災害等発生場所及び内容等が不明確な場合は、別表の規定にかかわらず協定消防機関の消防隊等が同時出動するものとする。

（特別応援）

第4条 協定区域内において大規模災害等が発生した場合の対応及び取扱要領は、愛媛県消防広域相互応援協定によるものとする。

（経費の負担）

第5条 応援に要する経費の負担は、法令その他に定めがあるものを除き、次のとおりとする。

- (1) 応援のため要した経常的経費は、応援を行った協定市町等の負担とする。ただし、機器資材等（化学消火剤を含む。）で要請により調達し、又は立替えたものについては、現物又はその経費を受援協定市町等が負担するものとする。
- (2) 応援出動した消防隊等の活動が長時間にわたり、燃料、機器資材の補給又は給食等を必要とする場合は、受援協定市町等において現物により、又は経費を負担してこれを行うものとする。
- (3) 応援隊員が応援業務により負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合における災害補償は、応援を行った協定市町等の負担とする。ただし、災害地において受けた救急治療の経費は、受援協定市町等の負担とする。
- (4) 応援隊員が、応援業務を遂行中に第三者に損害を与えた場合においては、受援協定市町等がその賠償責任を負うものとする。ただし、災害地への出動又は帰路途上において発生したものについては、この限りでない。
- (5) 前各号以外の経費については、協定市町等の間において、その都度協議の上負担区分を決定するものとする。

（情報交換等）

第6条 協定市町等は、この協定の適正な運用を期するために必要な各種消防情報を相互に交換するものとする。

（応援の実施及び委任）

第7条 この協定による応援は、当該消防機関の長が実施するものとし、この協定実施のために必要な事項は、協定市町等の消防機関の長が協議の上決定するものとする。

（協議）

第8条 この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度協定者が協議の上決定するものとする。

（効力の発生）

第9条 この協定は、平成17年11月1日から効力を発生するものとする。この協定を証するため、本書5通を作成し、記名押印の上各自1通を保有するものとする。

2 「松山自動車道消防相互応援協定書」（平成12年7月20日締結）は廃止する。

平成17年11月1日

伊 予 市 長

内 子 町 長

大 洲 市 長

伊予消防等事務組合長

大洲地区広域消防事務組合長

(別表)

出動 消防機関 応援	上下 線別	出 動 区 域	応 援 区 域	受援消防機関
伊 予 消 防 等 事 務 組 合 消 防 本 部	下り	伊 予 I . C か ら 内子・五十崎 I . C の間	伊 予 I . C か ら 内子・五十崎 I . C の間の 内 子 町 の 区 域	大 洲 地 区 広 域 消 防 事 務 組 合 消 防 本 部
大 洲 地 区 広 域 消 防 事 務 組 合 消 防 本 部	上り	伊 予 I . C か ら 内子・五十崎 I . C の間	伊 予 I . C か ら 内子・五十崎 I . C の間の 伊 予 市 の 区 域	伊 予 消 防 等 事 務 組 合 消 防 本 部
	上り	内子・五十崎 I . C から		
	下り	大 洲 I . C の 間		

I . C : インターチェンジ

○松山自動車道消防相互応援協定書に基づく覚書

平成17年11月1日付で、協定市町等の間で締結した松山自動車道消防相互応援協定（以下「協定」という。）の実施については、次の要領により行うこととし、この覚書を交換する。

- 1 この覚書における用語の意義は、特別の定めがあるもののほか、協定書の用語の例によるものとする。
- 2 協定書第2条に基づき、応援のため出動する消防隊は、原則として1隊とする。ただし、災害の規模により、災害発生地からの要請又は応援消防機関が必要と認めたときは、消防隊等を増加することができるものとする。
- 3 協定書第2条により、消防隊等を応援出動させたときは、その状況を受援消防機関の長に即報するとともに、災害等の処理後、その消防活動を第1号様式により、速やかに受援消防機関の長に報告するものとする。
- 4 消防業務の事務処理は、災害等の発生地を管轄する消防機関が行う。ただし、救急事故の事務処理は、その救急事故を取り扱った消防機関が行う。
- 5 消防隊等が現場到着した際に、協定書第3条別表の出動区域外であった場合においても、自隊の責任区域と同様に活動を行うものとする。
- 6 協定市町等の消防機関の長は、あらかじめ管轄区域内の医療機関のうちから協定区域における災害等による傷病者を搬送する救急医療機関を選定しておくものとする。
- 7 前項により、救急医療機関を選定したときは、その所在地、経路、その他救急活動に必要な事項を関係消防機関の長に通報するものとする。なお、変更した場合も同様とする。
- 8 この覚書は、平成17年11月1日から効力を発生するものとする。この覚書を証するため、本書2通を作成し、記名押印の上各自1通を保有するものとする。

なお、平成12年7月20日締結の「松山自動車道消防相互応援協定書に基づく覚書」は廃止する。

平成17年11月1日

伊予消防等事務組合消防本部
消防長

大洲地区広域消防事務組合消防本部
消防長

第1号様式

消防隊等活動報告書

消防機関名

災 害 種 別		☐ 火災 ☐ 救急 ☐ 救助 ☐ その他				発生場所					
発 生 日 時		年 月 日 時 分頃				応援要請 受信時分		時 分	要請者		
消 防 隊 等 の 活 動 ・ 経 過											
隊 名 (車両等の種別)	人 員 (人)	出 動 時 分	距 離 (km)	到 着 時 分	活 動 時 分			引 揚 時 分	帰 署 時 分	摘 要	
					開 始	終 了	所要時分				
		:		:	:	:	:	:	:		
		:		:	:	:	:	:	:		
		:		:	:	:	:	:	:		
		:		:	:	:	:	:	:		
		:		:	:	:	:	:	:		
		:		:	:	:	:	:	:		
		:		:	:	:	:	:	:		
		:		:	:	:	:	:	:		
救 急 ・ 救 助	傷 病 者	氏 名	性 別	年 令	職 業	氏 名	性 別	年 令	職 業		
			男・女	才			男・女	才			
	住 所										
	傷病程度	☐ 死亡 ☐ 重症 ☐ 中等症 ☐ 軽症				☐ 死亡 ☐ 重症 ☐ 中等症 ☐ 軽症					
	傷 病 名										
	応急措置										
	搬送先	名 称									
所在地											
事故 種別	☐ 火 災 ☐ 自然災害 ☐ 水 難 ☐ 交 通 ☐ 労働災害 ☐ 運動競技 ☐ 一般負傷 ☐ 加 害 ☐ 自損行為 ☐ 急 病 ☐ その他 ()										
資 器 材 等	応 援 側 の も の										
	受 援 側 の も の										
消 防 隊 等 活 動 状 況											
応 援 出 動 起 因 事 故		☐ 有	事 故								
		☐ 無	概 要								
備 考											

○松山自動車道（大洲北只ＩＣ～西予宇和ＩＣ）消防相互応援協定書

消防組織法（昭和22年法律第226号）第21条の規定に基づき、大洲市、西予市及び大洲地区広域消防事務組合（以下「協定市等」という。）は、協定市等の行政区域のうち、松山自動車道及びその施設（以下「協定区域」という。）における消防に関する相互応援について、次のとおり協定する。

（目的）

第1条 この協定は、協定区域において火災、救急その他災害（以下「災害等」という。）が発生したとき、協定市等の消防力を相互に活用して、その被害を最小限度に防止することを目的とする。

（応援）

第2条 前条の目的を達成するため、協定市等は出動区域を定め、その属する消防隊、救急隊その他必要な人員（以下「消防隊等」という。）を出動させ、又は資機材を調達して応援を行うものとする。

（出動・応援区域）

第3条 協定市等は、協定区域内の災害等について、別表に掲げる出動区域に基づき応援を行うものとする。

（指揮）

第4条 協定区域内の災害等における消防隊等の指揮は、現場先着隊の最高指揮者が行うものとする。ただし、これによりがたい場合は、受援地の現場最高指揮者とする。

（特別応援）

第5条 協定区域内において大規模災害が発生した場合の対応及び取扱要領は、愛媛県消防広域相互応援協定によるものとする。

（経費の負担）

第6条 応援に要する経費の負担は、法令その他に定めがあるものを除き、次のとおりとする。

- (1) 応援のため要した経常的経費は、応援を行った協定市等の負担とする。ただし、機器資材等（化学消火薬剤を含む。）で要請により調達し、又は立替えたものについては、現物又はその経費を受援協定市等が負担するものとする。
- (2) 応援出動した消防隊等の活動が長時間にわたり、燃料、機器資材の補給又は給食等を必要とする場合は、受援協定市等において現物により、又は経費を負担してこれを行うものとする。
- (3) 応援隊員が応援業務により負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合における災害補償は、応援を行った協定市等の負担とする。ただし、災害地において受けた救急治療の経費は、受援協定市等の負担とする。
- (4) 応援隊員が、応援業務を遂行中に第三者に損害を与えた場合においては、受援協定市等がその賠償責任を負うものとする。ただし、災害地への出動又は帰路途上において発生したものについては、この限りでない。
- (5) 前各号以外の経費については、協定市等の間において、その都度協議の上負担区分を決定するものとする。

（情報交換等）

第7条 協定市等は、この協定の適正な運用を期するために必要な各種消防情報を相互に交換するものとする。

（応援の実施及び委任）

第8条 この協定による応援は、当該消防機関の長が実施するものとし、この協定実施のために必要な事項は、協定市等の消防機関の長が協議の上決定するものとする。

（協議）

第9条 この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度協定者が協議の上決定するものとする。

（効力の発生）

第10条 この協定は、平成17年11月1日から効力を発生するものとする。

この協定を証するため、本書3通を作成し、記名押印の上各自1通を保有するものとする。

2 「松山自動車道（大洲北只ＩＣ～西予宇和ＩＣ）消防相互応援協定書」（平成16年2月24日締結）は廃止する。

平成17年11月1日

大洲市長

西予市長

大洲地区広域消防事務組合長

(別表)

出動 消防機関 応援	出 動 区 域	応 援 区 域	受援消防機関
西 予 市 消 防 本 部 西 予 市 消 防 団	大洲北只 I C か ら 西予宇和 I C	大 洲 I C か ら 西 予 宇 和 I C の 間 の 大 洲 市 の 区 域	大 洲 地 区 広 域 消 防 事 務 組 合 消 防 本 部 大 洲 市 消 防 団
大 洲 地 区 広 域 消 防 事 務 組 合 消 防 本 部 大 洲 市 消 防 団		大 洲 北 只 I C か ら 西 予 宇 和 I C の 間 の 西 予 市 の 区 域	西 予 市 消 防 本 部 西 予 市 消 防 団

I . C : インターチェンジ

- * 『消防本部』は、災害等を覚知した場合、両消防本部は即時出動する。
- * 『消防団』は、受援地消防機関の長からの応援要請により出動する。

○松山自動車道（大洲北只ＩＣ～西予宇和ＩＣ）消防相互応援協定書に基づく覚書

平成17年11月１日付けで、協定市等の間で締結した松山自動車道（大洲北只IC～西予宇和IC）消防相互応援協定（以下「協定」という。）の実施については、次の要領により行うこととし、この覚書を交換する。

- 1 この覚書における用語の意義は、特別の定めがあるもののほか、協定書の用語の例によるものとする。
- 2 協定区域内における災害等の発生を覚知したときは、協定市等の消防本部に即報するとともに、相互にその状況について連絡をとりあうものとする。
- 3 協定書第2条に基づき、応援のために出動する消防隊等は、協定市等の各消防本部が別に定める出動計画によるものとする。ただし、災害の規模等により、災害発生地からの要請又は応援消防機関が必要と認めたときは、消防隊等を増加することができるものとする。
- 4 前項の出動計画は、協定市等の消防本部が協議して策定するものとする。なお、変更する場合も同様とする。
- 5 協定区域に消防隊等を出動させたときは、災害等の処理後その概要を第1号様式により、相互に協定市等の消防本部の長に報告するものとする。
- 6 協定区域に出動した消防隊等の無線連絡は、相互連絡のため県内共通波を使用するものとする。
- 7 消防業務の事務処理は、災害等の発生地を管轄する消防機関が行うものとする。ただし、救急事故の事務処理は、その救急事故を取り扱った消防機関が行うものとする。
- 8 協定市等の消防本部の長は、あらかじめ管轄直域内の医療機関のうちから協定区域における災害等による傷病者を搬送する救急医療機関を選定しておくものとする。
- 9 前項により、救急医療機関を選定したときは、その所在地、経路、その他救急活動に必要な事項を協定市等の消防本部の長に通報するものとする。なお、変更した場合も同様とする。
- 10 この覚書は、平成17年11月１日から効力を発生するものとする。

この覚書を証するため、本書2通を作成し、記名押印の上各自1通を保有するものとする。

なお、「松山自動車道（大洲北只IC～西予宇和IC）消防相互応援協定書に基づく覚書」（平成16年2月24日締結）は廃止する。

平成17年11月１日

大洲地区広域消防事務組合消防本部
消防長

西予市消防本部
消防長

第1号様式

消 防 隊 等 活 動 報 告 書

消防機関名
報 告 者

災 害 種 別	☐ 火災	☐ 救急	☐ 救助	☐ その他	発生場所					
発 生 日 時	平成 年 月 日 時 分頃	応援要請 受信時分			時 分	要請者				
消 防 隊 等 の 活 動 ・ 経 過										
隊 名 (車両等の種別)	人 員 (人)	出 動 時 分	距 離 (km)	到 着 時 分	活 動 時 分			引 揚 時 分	帰 署 時 分	摘 要
					開 始	終 了	所要時分			
		:		:	:	:	:	:	:	
		:		:	:	:	:	:	:	
		:		:	:	:	:	:	:	
		:		:	:	:	:	:	:	
		:		:	:	:	:	:	:	
		:		:	:	:	:	:	:	
		:		:	:	:	:	:	:	
救 急 ・ 救 助	傷 病 者	氏 名	性 別	年 令	職 業	氏 名	性 別	年 令	職 業	
			男・女	才			男・女	才		
	住 所									
	傷病程度	☐ 死亡 ☐ 重症 ☐ 中等症 ☐ 軽症				☐ 死亡 ☐ 重症 ☐ 中等症 ☐ 軽症				
	傷 病 名									
	応急措置									
	搬送先	名 称								
所在地										
事故 種別	☐ 火 災 ☐ 自然災害 ☐ 水 難 ☐ 交 通 ☐ 労働災害 ☐ 運動競技 ☐ 一般負傷 ☐ 加 害 ☐ 自損行為 ☐ 急 病 ☐ その他 ()									
資 器 材 等	応 援 側 の も の									
	受 援 側 の も の									
消 防 隊 等 活 動 状 況										
応 援 出 動 起 因 事 故	☐ 有	事 故 概 要								
備 考										

○真弓トンネル内における消防活動に関する覚書

第1条 真弓トンネル内の火災その他の災害に際し、伊予、大洲、久万高原広域消防相互応援協定書第11条の規程に基づく協議事項について、次のとおり覚書を交換する。

第2条 真弓トンネル内で発生した災害については、次の各号により処理するものとする。

(1) 出動する消防隊の数は、次のとおりとする。

ア 第1次出動

大洲地区広域消防事務組合	救急隊	1
久万高原町消防本部	消防隊	1

イ 第2次出動

内子町	消防隊	1
大洲地区広域消防事務組合	消防隊	1
	救急隊	1
久万高原町	消防隊	1
久万高原町消防本部	消防隊	1
	救急隊	1

ウ 救命出動

消防長又は消防団長がそれぞれ指示する隊数

(2) 非常警報装置（モニター）により災害の発生を覚知したときは、第1次出動とする。

(3) 電話により災害の発生を覚知したとき又は第1次出動隊からの現場速報により、事故の種別及び規模等が判明したときは、消防長は直ちに関係者に連絡を取り対応処置を講ずるものとする。

第3条 救急出動は、原則として要請を受けた機関が出動し、その区域の如何にかかわらず救急業務を行うものとする。

第4条 応援隊の指揮は災害発生地の消防長又は消防署長が指揮するものとする。

第5条 この覚書に定めるもののほか、必要な事項は関係者協議のうえ決定する。

平成17年11月1日

内子町消防団長

大洲地区広域消防事務組合消防長

久万高原町消防団長

久万高原町消防本部消防長

○大地トンネル内における消防活動に関する覚書

第1条 大地トンネル内の火災その他の災害に際し、大洲市、西予市、内子町広域消防相互応援協定第11条の規程に基づく協議事項について、次のとおり覚書を交換する。

第2条 大地トンネル内で発生した災害については、次の各号により処理するものとする。

(1) 出動する消防隊の数は、次のとおりとする。

ア 第1次出動

大洲地区広域消防事務組合	救急隊	1
西予市消防本部	消防隊	1

イ 第2次出動

大洲市	消防隊	1
大洲地区広域消防事務組合	消防隊	1
	救急隊	1
西予市	消防隊	1
西予市消防本部	消防隊	1
	救急隊	1

ウ 特命出動

消防長又は消防団長がそれぞれ指示する隊数

(2) 非常警報装置（モニター）により災害の発生を覚知したときは、第1次出動とする。

(3) 電話により災害の発生を覚知したとき又は第1次出動隊からの現場速報により、事故の種別及び規模等が判明したときは、消防長は直ちに関係者に連絡を取り対応処置を講ずるものとする。

第3条 救急出動は、原則として要請を受けた機関が出動し、その区域の如何にかかわらず救急業務を行うものとする。

第4条 応援隊の指揮は災害発生地の消防長又は消防署長が指揮するものとする。

第5条 この覚書に定めるもののほか、必要な事項は関係者協議のうえ決定する。なお、「大地トンネル内における消防活動に関する覚書」（平成4年2月1日締結）は廃止する。

平成17年11月1日

大洲市消防団長

大洲地区広域消防事務組合消防長

西予市消防団長

西予市消防本部消防長

○鳥坂隧道内における消防活動覚書

第1条 鳥坂隧道内の火災その他の災害に際し、大洲市、西予市、内子町広域消防相互応援協定第11条に基づく協議事項について、次のとおり覚書を交換する。

第2条 鳥坂隧道内で発生した災害については、次の各号により処理するものとする。

(1) 出動する消防隊の数は、次のとおりとする。

ア 第1次出動

大洲地区広域消防事務組合	救急隊	1
西予市消防本部	消防隊	1

イ 第2次出動

大洲市	消防隊	1
大洲地区広域消防事務組合	消防隊	1
	救急隊	1
西予市	消防隊	1
西予市消防本部	消防隊	1
	救急隊	1

ウ 特命出動

消防長または消防団長がそれぞれ指示する隊数

(2) 非常警報装置（モニター）により災害の発生を覚知したときは第1次出動とし、大洲地区広域消防事務組合は直ちに西予市消防本部に通報するものとする。

(3) 電話により災害の発生を覚知したとき、または第1次出動隊からの現場速報により事故の種類、規模等が判明したときは、消防長は直ちに関係者に連絡をとり対応処置を講ずるものとする。

第3条 救急出動は原則として要請を受けた機関が出動し、その区域の如何にかかわらず救急業務を行うものとする。

2 多数傷者事故が発生した場合は、前項に定めるものにかかわらず、四者協力して措置を講ずるものとする。

第4条 応援隊の指揮は災害発生地の消防長（消防署長）が指揮するものとする。

第5条 この覚書に定めるもののほか、必要な事項は関係者協議のうえ決定するものとする。なお、「鳥坂隧道内における消防活動覚書」（昭和58年7月1日締結）は廃止する。

平成17年11月1日

大洲市消防団長

大洲地区広域消防事務組合消防長

西予市消防団長

西予市消防本部消防長

○白髭隧道内における消防活動覚書

第1条 白髭隧道内の火災その他の災害に際し、大洲市、西予市、内子町広域消防相互応援協定第11条に基づく協議事項について、次のとおり覚書を交換する。

第2条 白髭隧道内で発生した災害については、次の各号により処理するものとする。

(1) 出動する消防隊の数は、次のとおりとする。

ア 第1次出動

大洲地区広域消防事務組合	救急隊	1
西予市消防本部	消防隊	1

イ 第2次出動

大洲市	消防隊	1
大洲地区広域消防事務組合	消防隊	1
	救急隊	1
西予市	消防隊	1
西予市消防本部	消防隊	1
	救急隊	1

ウ 特命出動

消防長または消防団長がそれぞれ指示する隊数

(2) 非常警報装置（モニター）により、災害の発生を覚知したときは、第1次出動とする。

(3) 電話により、災害の発生を覚知したとき、または第1次出動隊からの現場速報により、事故の種別および規模等が判明したときは、消防長は直ちに関係者に連絡をとり対応処置を講ずるものとする。

第3条 救急出動は原則として要請を受けた機関が出動し、その区域の如何にかかわらず救急業務を行うものとする。

2 多数傷者事故が発生した場合は、前項に定めるものにかかわらず、四者協力して措置を講ずるものとする。

第4条 応援隊の指揮は災害発生地の消防長（消防署長）が指揮するものとする。

第5条 この覚書に定めるもののほか、必要な事項は関係者協議のうえ決定するものとする。なお、「白髭隧道内における消防活動覚書」（昭和58年7月1日締結）は廃止する。

平成17年11月1日

大洲市消防団長

大洲地区広域消防事務組合消防長

西予市消防団長

西予市消防本部消防長

○大洲・西予市・八幡浜地区消防相互応援協定書

(目的)

第1条 この協定は、火災その他の災害に際し、消防相互応援により、大洲地区広域消防事務組合、西予市、八幡浜地区施設事務組合（以下「関係組合等」という。）、大洲市、八幡浜市、西予市（以下「関係市」という。）の消防力を最も有効に活用し、被災地における人的、物的被害を最小限に防止し、もって地域住民の安寧秩序に万全を期することを目的とする。

(応援部隊)

第2条 この協定により、出動する消防隊は関係組合等に属する消防署、支署、分署及び関係市の消防団とする。

(応援の種別)

第3条 消防相互応援は、普通応援と特別応援の2種とする。

- (1) 普通応援とは、関係市に発生した火災又はその他の災害を非被災地側の消防機関がなんらかの情報を覚知したとき、被災地側の要請によらないで消防隊を出動させ応援するものをいう。
- (2) 特別応援とは、関係市に火災又はその他の災害が発生し、被災地の消防力では第1条の目的を完遂することが出来ず、消防力の応援を特に必要とするときに、被災地の組合長又は関係市長等の要請に基づき出動し、応援するものをいう。

(応援部隊の派遣)

第4条 普通応援の場合の消防隊の数は、関係組合及び関係市等の警防計画に樹立された応援出動消防隊の数とする。

- 2 特別応援の場合の消防隊の数は、火災又はその他の災害の状況により、被災地の組合長又は関係市長等が要請した消防隊の数に基づき、非被災地の組合長又は関係市長等が判断し決定する。ただし、状況により応援の消防隊を減じ又は派遣しないことができる。

(要請と報告)

第5条 特別応援の要請は、被災地の組合長又は関係市長等が消防本部間の通信により、次の事項を明らかにし要請するものとする。

- (1) 災害の状況
 - (2) 必要とする人員、車両、機械器具等の数
 - (3) 災害場所及び応援消防隊の集合場所
 - (4) その他必要な事項
- 2 特別応援の要請を受けた非被災地の組合長又は関係市長等が、応援消防隊を派遣するときは、消防本部間の通信により被災地の組合長又は関係市長等に対し、応援消防隊の数、出動時期等を通報するものとする。

また、応援消防隊の派遣でないときは、その理由をすみやかに通知するものとする。

- 3 応援消防隊の長は、現場（集合場所等）到着時及び引き揚げ時において、人員、機械器具等の異常の有無及び消防動状況を被災地の組合長及び関係市長等に報告するものとする。

(応援消防隊の指揮)

第6条 応援消防隊は、すべて被災地の組合長又は関係市長等の指揮の下に行動するものとする。

(応援に要する経費、損害負担)

第7条 この協定に基づき応援した場合に使用した燃料及びその他の諸経費並びに隊員の事故（出発地から帰署所までの交通事故を含む）の補償及び機械器具の破損の修繕費等は、次の各号によるものとする。

- (1) 燃料及びその他の諸経費並びに機械器具等の小破損の修繕費は応援側の負担とする。ただし、特別の事情があるときは関係者が協議して負担方法を定めるものとする。
- (2) 災害現場において使用した消防対象物並びに土地に対する補償は、受援者側の負担とする。
- (3) 長時間にわたる応援により、食糧及び燃料補給の必要を生じたときは、その経費は受援者側の負担とする。
- (4) 前各号に定めるもののほか隊員の事故に係る災害補償並びに機械器具等の大破損による修繕費等の重要な事項については、その都度関係当事者間において協議のうえ決定するものとする。ただし、応援消防隊の重大な過失に基づく場合の補償等は、応援側の負担とする。

(連絡会議)

第8条 協定事務の円滑な推進をはかるため、必要に応じ連絡会議を開くものとする。

- 2 連絡会議は、次の各号について行うものとする。

- (1) 消防相互応援要領の円滑化に関すること。
- (2) 協定書等の実施上の疑義に関すること。
- (3) 消防現勢、消防事象、特殊災害等の資料の交換に関すること。
- (4) 医療機関の情報交換に関すること。
- (5) 消防資器材の開発、改良、改善、研究資料の交換に関すること。
- (6) その他必要な事項

(改廃)

第9条 この協定の改廃は、協定者協議のうえ行なうものとする。

(委任)

第10条 この協定に定めるもののほか、必要な事項は関係する消防長及び消防団長が協議のうえ定めるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この協定は、平成17年12月1日から施行する。

この協定の締結を証するため、本書5通を作成し、関係市等の長が記名押印のうえ、各自1通を保管するものとする。

2 「大洲、東宇和、八幡浜地区消防相互応援協定書」(昭和60年6月1日締結)は廃止する。

平成17年12月1日

大洲地区広域消防事務組合長

八幡浜地区施設事務組合長

大洲市長

八幡浜市長

西予市長

○愛媛県消防防災ヘリコプターの支援に関する協定

(目的)

第1条 この協定は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第18条の3第2号の規定に基づき、愛媛県がその区域内の市町（消防の一部事務組合を含む。以下同じ。）の要請に応じ、愛媛県が所有する消防防災ヘリコプター（以下「航空機」という。）を用いて当該市町の消防を支援（以下「支援」という。）する場合に必要な事項を定めることを目的とする。

(支援の範囲)

第2条 愛媛県知事（以下「知事」という。）が行う支援の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 災害応急対策活動
- (2) 救急活動
- (3) 救助活動
- (4) 火災防御活動
- (5) 広域航空消防防災応援活動
- (6) 災害予防対策活動
- (7) 消防防災訓練活動

(支援の要請)

第3条 支援を必要とする市町長（市町長の委任を受けた消防長を含む。以下同じ。）は、愛媛県防災航空事務所に対し、電話等により、次の事項を明らかにして要請を行うものとする。

- (1) 災害等の発生日時、場所
- (2) 活動種別、状況
- (3) 発生現場の気象状況
- (4) 航空機が離着陸できる場所の所在地及び地上支援体制
- (5) 現場最高指揮者の職氏名及び連絡手段
- (6) 支援に要する資機材の種別・数量
- (7) その他必要な事項

(支援の実施)

第4条 知事は、市町長の要請に基づき、航空機が活動可能な場合で、航空機の特性を十分に活用することができ、かつ、航空機を活用する必要があると認められる場合には、消防防災航空隊を派遣する。

2 市町長の要請に応じることができない場合は、知事は、その旨を速やかに要請市町長に連絡するものとする。

(支援の始期及び終期並びに消防防災航空隊員の指揮)

第5条 支援は、市町長の要請により、航空機が定置場を出発したときに始まり、定置場に帰着したときに終わるものとする。ただし、航空機が定置場以外の場所にある場合に、市町長の要請により活動目的を変更すべき命令があったときは、そのときから支援が始まり、支援活動中に愛媛県の業務に復帰する命令があったときは、そのときをもって支援が終わるものとする。

2 前条第1項の規定により支援する場合において、被災地における消防防災航空隊員の指揮は、要請市町長の定める現場最高指揮者が行うものとする。この場合において、航空機に搭乗している消防防災航空隊長（消防防災航空隊長が航空機に搭乗していないときにあっては、当該航空機に搭乗する消防防災航空隊の副隊長又は隊員のうちから選任された者）が、航空機の活動に重大な支障があると認めたときは、その旨現場最高指揮者に通告するものとする。

(経費負担)

第6条 この協定に基づく航空機の運航経費は、愛媛県が負担するものとする。

(市町の職員派遣)

第7条 消防防災航空隊を編成するため、市町は、別に定める職員派遣計画に基づき、市町の消防職員を県に派遣するものとする。

2 派遣職員に係る人件費（航空手当、休日給及び超過勤務手当を除く。）については、別に定める職員派遣に関する協定書に基づき、派遣元の市町が負担するものとする。

(活動補助要員の確保等)

第8条 知事に支援要請を行った市町長は、消防防災航空隊と緊密な連携をとるとともに、次の事項を処理するものとする。

- (1) 離着陸場所の確保及び安全対策
- (2) 傷病者等の搬送先の離着陸場所及び病院への搬送手段の確保
- (3) 空中消火用資機材、空中消火基地の確保
- (4) その他航空機の活動に必要な事項

2 航空機の活動が長期間にわたり、また、長期間にわたることが予想される場合には、消防防災航空隊員の疲労を軽減するため、知事は、支援要請を行った市町長に対し、活動補助要員の確保を要請することができる。

- 3 知事からの要請を受けた市町長は、愛媛県消防広域相互応援協定（以下「応援協定」という。）に基づき、他の市町長に対し、消防防災航空隊員の経験を有する職員等の派遣を要請することができる。
- 4 派遣要請を受けた市町長は、業務に特段の支障がない限り、職員を派遣しなければならない。
- 5 前項の派遣に要する経費の負担については、応援協定の定めるところによる。

（協定市町の変更に伴う取扱い）

第9条 市町の合併、消防体制の変更等により協定市町に変更が生じた場合においても、特段の申し出がない限り、変更後の市町がこの協定を継承するものとする。

（協定の改廃及び疑義）

第10条 この協定の改廃、あるいは協定に関する疑義については、その都度、愛媛県及び市町が協議のうえ決定するものとする。

附 則

- 1 この協定は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 平成8年10月1日付けで締結した「愛媛県消防防災ヘリコプター応援協定」は、平成18年3月31日をもって廃止する。
- 3 この協定の締結を証するため、本書25通を作成し、知事及び市町長が記名押印のうえ、各自その1通を保持する。

平成18年3月1日

愛媛県 愛媛県知事
松山市 松山市長
今治市 今治市長
宇和島市 宇和島市長
八幡浜市 八幡浜市長
新居浜市 新居浜市長
西条市 西条市長
大洲市 大洲市長
伊予市 伊予市長
四国中央市 四国中央市長
西予市 西予市長
東温市 東温市長
上島町 上島町長
久万高原町 久万高原町長
松前町 松前町長
砥部町 砥部町長
内子町 内子町長
伊方町 伊方町長
松野町 松野町長
鬼北町 鬼北町長
愛南町 愛南町長
宇和島地区広域事務組合 組合長
八幡浜地区施設事務組合 組合長
大洲地区広域消防事務組合 組合長
伊予消防等事務組合 組合長

○愛媛県立中央病院ドクターカーに関わる相互応援協定書

愛媛県公営企業管理者（以下「管理者」という。）と大洲地区広域消防事務組合長（以下「事務組合」という。）との間において、愛媛県立中央病院（以下「中央病院」という。）が運用する道路交通法施行令（昭和35年政令第270号）第13条第1項第1号の5の規定に基づく緊急自動車（以下「ドクターカー」という。）に関し必要な事項について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定書は、救命救急を要する事態が発生した場合において、中央病院が所有するドクターカーの運用について、管理者と事務組合（以下「協定者」という。）との相互応援を円滑迅速に実施し、多くの傷病者を救命することを目的とする。

（協定区域）

第2条 この協定は、原則として大洲地区広域消防事務組合消防本部（以下「消防本部」という。）管内の区域において適用する。ただし、ドクターカーの運用上必要な場合はこの限りでない。

（ドクターカー出動の要請）

第3条 消防本部は、災害、事故、重篤疾患等その他事態の種類に関わらず、必要と判断した場合は、ドクターカー出動を要請することが出来る。

2 ドクターカー出動要請の決定については、消防本部の判断によるものとする。

（要請の方法）

第4条 出動の要請は、原則として中央病院ホットラインにより行うものとする。

（現場の指揮）

第5条 災害、事故等の現場における指揮は、消防本部の現場指揮本部の長が行い、ドクターカーを利用した医療行為は、その指揮下におかれる。

2 現場指揮本部の長は、ドクターカーを利用して医療行為を行う医師及び看護師等（以下「医師等」という。）の安全を確保した上で、現場の医療行為については速やかに医師等に全権を委ねるものとする。

（医療行為）

第6条 医師等による医療行為は、原則として現場及び患者の搬送途上において行うものとする。

（経費の負担）

第7条 ドクターカー出動に要した経費については、原則として次の区分により負担するものとする。

（1）病院側が負担する経費

ア 医師等の給与、旅費等の人件費

イ ドクターカー車両の運行委託費及び燃料費

ウ ドクターカー車両及び装備・積載機械器具の維持管理費

エ ドクターカー車両の自動車保険料

（2）消防本部が負担する経費

消防本部職員の給与、旅費等の人件費

2 経費の負担について、疑義ある場合は、協定者において協議のうえ決定するものとする。

（公務災害補償）

第8条 ドクターカー出動に際し、活動中の事故における公務災害補償については、医師等については病院側において補償し、消防本部職員については事務組合において補償するものとする。

（他協定との関係）

第9条 この協定は、事務組合が別に締結した消防組織法に基づく協定を妨げるものではない。

（実施細部）

第10条 この協定の実施細部については、別に規定する「愛媛県立中央病院ドクターカー運行要領」（以下「運行要領」と言う。）によるものとする。なお、運行要領は運用に際し疑義が生じた場合には、変更することができるものとする。

（改廃）

第11条 この協定の改廃は、協定者の協議により行うものとする。

（疑義等の決定）

第12条 この協定書に定めのない事項及びこの協定書に関し疑義が生じた事項については、協定者の協議のうえ決定するものとする。

附 則

この協定は、平成22年3月24日から施行する。

平成22年3月8日

愛媛県公営企業管理者

大洲地区広域消防事務組合
組合長

○松山自動車道（西予宇和ＩＣ～大洲北只ＩＣ）における消防及び救急業務等に関する覚書

大洲地区広域消防事務組合消防本部（以下「消防本部」という。）と西日本高速道路株式会社四国支社（以下「四国支社」という。）とは、松山自動車道西予宇和インターチェンジから大洲北只インターチェンジまでの区間のうち、消防本部が担当する区間（以下「高速道路」という。）における消防・救急業務（以下「救急業務等」という。）を迅速かつ適切に実施するため、次のとおり覚書を交換する。

1. 消防及び救急業務等の担当区分については別添のとおりとする。
2. 消防本部は、高速道路において発生した救急業務等を行うものとする。
3. 四国支社は、消防本部に出動を要請するにあたって、事故の状況、現場の位置等救急業務等に必要な情報を提供するものとする。
4. 四国支社は、消防本部の消防隊又は救急隊が出動する場合、高速道路の施設の利用について積極的に協力するとともに、事故現場において迅速的確な交通規制、交通の整理に努め、消防隊又は救急隊の誘導を行い、救急業務等に協力するものとする。
5. 消防本部及び四国支社は、高速道路における救急業務等の実施について必要な情報の交換を相互に行うものとする。
6. この覚書によるほか、高速道路における救急業務等の実施について必要のある時は、その都度協議のうえ決定するものとする。
7. この覚書は、平成24年3月10日から効力を発生するものとし、本覚書の効力発生の日をもって、平成16年2月25日付で取り交わした「松山自動車道（西予宇和ＩＣから大洲北只ＩＣ）における消防・救急業務等に関する覚書」については廃止するものとする。

この覚書の締結を証するため、本書2通を作成し、記名押印の上各自1通を保有する。

平成24年3月2日

大洲地区広域消防事務組合消防本部消防長

西日本高速道路株式会社四国支社
保全サービス事業部長

○愛媛県消防広域相互応援協定書

消防組織法（昭和22年法律第226号）第39条の規定に基づき、愛媛県内の消防広域相互応援について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害の発生に際し、これの鎮圧及び被害の軽減を図るため、愛媛県内の市町及び消防一部事務組合（以下「市町等」という。）における消防の相互応援体制を確立し、もって不測の事態に対処することを目的とする。

（協定区域及び対象）

第2条 この協定の実施区域は、愛媛県全域とする。

（災害の種別及び規模）

第3条 この協定の対象とする災害は、被災地の市町等の消防力のみでは災害の防御が困難又は困難が予想される規模で、次に掲げる災害とする。

- （1）大規模な地震、風水害等の自然災害
- （2）林野火災、高層建築物火災、危険物施設火災等の大規模な火災
- （3）航空機災害、列車事故等の集団救急救助事故
- （4）前3号に掲げるもののほか、応援を必要とする特殊な災害事故等

（応援要請）

第4条 前条各号に掲げる災害が発生した場合は、被災地の市町等の長（以下「受援側の長」という。）は、他の市町等の長（以下「応援側の長」という。）に応援消火隊、救助隊、救急隊、化学隊その他必要な部隊（以下「応援隊」という。）の派遣を要請することができる。

2 前項の規定による要請を受けた応援側の長は、その管轄する区域の消防業務に支障のない範囲内において、要請に基づき必要な応援を迅速にしなければならない。

3 応援側の市町等の長が、近隣市町等の境界付近に発生した火災、救急救助事故等（以下「近隣火災等」という。）を覚知し、応援隊を派遣した場合は、これを第1項の規定による要請に基づく応援とみなす。

4 前項に規定する場合において、応援側の市町等の長が派遣する応援隊の数は、原則1隊（消防ポンプ自動車等1台及び必要な資機材）とする。ただし、近隣火災等の規模により適宜応援隊を増強することができるものとする。

（応援要請方法等）

第5条 応援の要請方法等は、愛媛県消防広域相互応援計画に基づくものとする。

（応援の体制）

第6条 応援の体制は、次に掲げるものとする。

- （1）第1次広域応援体制 第3条各号に掲げる災害が発生した場合に、応援隊がおおむね30分以内に被災地に到着できるもの
- （2）第2次広域応援体制 第3条各号に掲げる災害が発生した場合に、応援隊がおおむね60分以内に被災地に到着できるもの
- （3）その他の広域応援体制 前2号に掲げるもののほか、被害の状況に応じ、その都度要請に基づき派遣するもの

（応援隊の派遣）

第7条 応援側の長は、受援側の長から第1次広域応援、第2次広域応援等の要請を受けたときは、第13条に定める消防力に基づき直ちに必要に応援隊を派遣しなければならない。この場合において、応援側の長は、次に掲げる事項を明確にして受援側の長に通報するものとする。

- （1）応援隊の長（職・氏名）
- （2）応援隊の出発日時及び到着（予定）日時
- （3）応援隊の出動場所
- （4）応援隊の人員、車両及び資機材の種別及び数量
- （5）その他必要な事項

2 応援隊を派遣した応援側の長は、事後、速やかに前項各号に掲げる事項を明記した文書を受援側の長に提出しなければならない。

（応援隊の指揮）

第8条 応援隊の指揮は、被災地の現場最高指揮者が応援隊の長を通じて行うものとする。ただし、緊急の場合は、被災地の現場最高指揮者は、直接応援隊を指揮することができるものとする。

（報告）

第9条 応援隊の長は、現場到着、引揚げ及び応援活動の状況を被災地の現場最高指揮者又は現場指揮本部に報告するものとする。

(経費の負担)

第10条 応援隊の応援に要する経費の負担は、法令その他に別段の定めがあるものを除くほか、次のとおりとする。

(1) 応援に要した人件費(応援隊員の手当、旅費、日当、宿泊費等)、車両及び資機材の燃料、機械器具の破損処理、被服の補修等の経費は、応援側の長の負担とする。ただし、資機材等(消火薬剤を含む。)で、受援側の要請により調達又は立て替えたもののほか、応援活動中の食料、燃料補給等の経費は、受援側の長の負担とする。

(2) 応援隊員の公務災害補償費、事故等により生じた経費は、応援側の長の負担とする。ただし、被災地において行った救急治療費は、受援側の長の負担とする。

(3) 応援隊員が、応援活動中に第三者又は土地・建物等に損害を与えた場合においては、受援側の長が、その賠償の責に任ずる。ただし、被災地への出勤又は帰路途上において発生したものについては、この限りではない。

(4) 応援隊員の重大な過失により発生した事故に要する損害は、応援側の長の負担とする。

(5) 前各号に定めるもののほか、応援に要する経費の負担については、その都度当事者間において協議の上、負担区分を決定するものとする。

(情報等の交換)

第11条 市町等は、この協定の効率的な運用を図るため、毎年4月1日現在の消防力に関する必要な情報等を別に定める様式に取りまとめ、同月20日までに他の市町等と相互に交換するものとする。

(改廃)

第12条 この協定を改正し、又は廃止する場合は、協定者が協議の上、行うものとする。

(運用)

第13条 この協定に定めるもののほか、応援隊の消防力等必要な事項については、愛媛県消防長会において協議の上、決定する。

附則

- 1 この協定は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 平成18年3月1日付けで締結した愛媛県消防広域相互応援協定書は、令和2年3月31日をもって廃止する。
- 3 この協定の締結を証するため、本書25通を作成し、愛媛県知事、市町等の長が記名押印の上、各自1通を保有する。

令和2年3月31日

愛媛県知事

松山市長

今治市長

宇和島市長

八幡浜市長

新居浜市

西条市長

大洲市長

伊予市長

四国中央市長

西予市長

東温市長

上島町長

久万高原町長

松前町長

砥部町長

内子町長

伊方町長

松野町長

鬼北町長

愛南町長

宇和島地区広域事務組合長

八幡浜地区施設事務組合長

大洲地区広域消防事務組合長

伊予消防等事務組合長

○愛媛県消防団広域相互応援協定書

消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 39 条の規定に基づき、愛媛県内消防団の広域相互応援に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第 1 条 この協定は、災害の発生に際し、これの鎮圧及び被害の軽減を図るため、愛媛県内消防団の相互応援体制を確立し、もって不測の事態に対処することを目的とする。

（協定等の運用）

第 2 条 被災地の市町等の長（以下「受援側の長」という。）及び他の市町等の長（以下「応援側の長」という。）は、次の各号の段階ごとに災害の規模、態様、危険性等を勘案し、この協定のほか、別に市町間で定める応援協定等の効果的な運用を図るものとする。

（1）第 1 段階 近隣市町の応援

ア 別に市町間で定める協定等

イ 第 4 条第 2 項に定める応援隊の派遣

（2）第 2 段階 東予・中予・南予各ブロック内の応援

ア 別に各ブロック内で定める協定等

イ 第 4 条に定める応援隊の派遣

（3）第 3 段階 東予・中予・南予各ブロック間の応援

ア 第 4 条に定める応援隊の派遣

（応援・受援の要件及び対象）

第 3 条 消防団の応援・受援は、次の各号に掲げる要件を全て満たした場合に行うものとする。

（1）受援側の長において、管内消防力及び常備消防等の応援をもってもなお消防力の不足が見込まれるとき。

（2）応援側の長において、要請内容が公務として認められること。

（3）応援側消防団において、対応可能であり、かつ、日帰りを基本とする活動であること。

2 応援対象とする災害は、次の各号に掲げるものとする。

（1）大規模な地震、風水害等の自然災害

（2）林野火災、高層建築物火災、危険物施設火災等の大規模な火災

（3）航空機災害、列車事故等の集団救急救助事故

（4）その他応援を要する特殊な災害事故

（応援要請）

第 4 条 受援側の長は、応援側の長に次の各号に基づき、人員、車両、装備等の応援消防団（以下「応援隊」という。）の派遣を要請することができる。

（1）応援隊は、応援隊の車両に搭乗可能な人数で編成し、そのうち 1 人は応援隊の指揮が可能な者とする。

（2）応援隊の車両は、消防ポンプ自動車若しくは小型動力ポンプ付積載車又はその他市町等の管理の下で運用する車両とする。

（3）携行する装備・資機材は、操作に必要な資格等を有する応援隊の消防団員（以下「応援消防団員」という。）が、安全かつ有効に操作できるものとする。

2 応援側の長が、近隣市町の境界付近に発生した火災等を覚知し応援隊を派遣した場合は、これを要請に基づく応援（以下「みなし緊急応援」という。）とみなす。

（応援要請方法）

第 5 条 受援側の長が、この協定による応援を受ける必要があると判断したときは、みなし緊急応援の場合を除き、別記様式 1 により愛媛県知事（以下「知事」という。）に連絡し、知事は応援側の長に対し別記様式 1－1 により応援を要請するものとする。

（応援の通知）

第 6 条 応援側の長は、みなし緊急応援の場合を除き、被害の状況に応じて、その都度この協定に基づく応援隊派遣の可否を判断し、派遣する場合には別記様式 2 により知事及び受援側の長に通知するものとする。

（応援隊の派遣）

第 7 条 応援側の長は、消防団長、消防長等と協議し、管轄する地域の消防の任務を果たすために必要な体制の確保に留意した上で、応援隊を派遣するものとする。

2 愛媛県消防広域相互応援協定に基づく愛媛県消防広域相互応援計画（以下「県応援計画」という。）に定める愛媛県消防広域応援調整本部は、被災の規模及び応援活動の状況に応じ、受援側の

長、応援側の長、県応援計画に定めるブロック幹事等と連携し、計画的な応援の実施に努めるものとする。

(応援隊の指揮)

第8条 応援隊の指揮は、被災地の現場最高指揮者が応援隊の長を通じて行うものとする。ただし、緊急の場合は、被災地の現場最高指揮者は、直接応援隊を指揮することができるものとする。

(報告)

第9条 応援隊の長は、現場到着、引揚げ及び応援活動の状況を、被災地の現場最高指揮者又は現場指揮本部に報告するものとする。

(経費の負担)

第10条 応援隊の応援に要する費用の負担は、法令その他別段の定めがあるものを除くほか、次のとおりとする。

- (1) 応援に要した人件費(報酬・手当・旅費・日当・宿泊費等)、車両・資機材の燃料、機械器具の破損修理、被服の補修等の経費は、応援側の長の負担とする。ただし、資機材等(消火薬剤を含む。)で、受援側の要請により調達又は立て替えたもののほか、応援活動中の燃料補給等の経費は、受援側の長の負担とする。
- (2) 応援消防団員の公務災害補償費、賞じゅつ金及び事故等により生じた経費は、応援側の長の負担とする。ただし、被災地において行った救急治療費は、受援側の長の負担とする。
- (3) 応援消防団員が、応援活動中に第三者又は土地・建物等に損害を与えた場合においては、受援側の長が、その賠償の責に任ずる。ただし、被災地への出動又は帰路途上において発生したものについてはこの限りではない。
- (4) 応援消防団員の重大な過失により発生した事故に要する損害は、応援側の長の負担とする。
- (5) 前各号以外の経費については、その都度、当事者間において協議の上、負担区分を決定するものとする。

(情報交換及び訓練)

第11条 愛媛県、市町及び消防一部事務組合は、この協定の実施に必要な情報交換及び訓練に関し、相互に協力するものとする。

(改廃)

第12条 この協定を改正し、又は廃止する場合は、協定者が協議の上、行うものとする。

(雑則)

第13条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた場合は、その都度、当事者間の協議により決定する。

附 則

- 1 この協定は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 この協定を締結したことを証するため、本書25通を作成し、愛媛県知事、市町長及び消防一部事務組合長が記名押印の上、各自一通を保有する。

令和2年3月31日

愛媛県知事	新居浜市長	西予市長	砥部町長	愛南町長
松山市長	西条市長	東温市長	内子町長	宇和島地区広域事務組合長
今治市長	大洲市長	上島町長	伊方町長	八幡浜地区施設事務組合長
宇和島市長	伊予市長	久万高原町長	松野町長	大洲地区広域消防事務組合長
八幡浜市長	四国中央市長	松前町長	鬼北町長	伊予消防等事務組合長

(別記様式 1)

第 年 月 日 号

応援出動要請書

愛媛県知事 殿

受援側の長

愛媛県消防団広域相互応援協定第 5 条に定める応援を要請します。

災害発生日時	年 月 日 時 分
災害発生場所	
災害の種類	☐ 大規模な地震、風水害等の自然災害 ☐ 林野火災、高層建築物火災、危険物施設火災等の大規模な火災 ☐ 航空機災害、列車事故等の集団救急救助事故 ☐ その他応援を要する特殊な災害事故
<要請したい内容>	
所要人数	
機械器具等の種類及び数量	
到着希望日時	年 月 日 時 分
集結場所	
<その他>	
主として応援を求めたい活動	☐ 火災の鎮圧に関する業務 ☐ 火災の予防及び警戒に関する業務 ☐ 救助に関する業務 ☐ 災害時における住民の避難誘導等に関する業務 ☐ 地域住民等に対する指導・協力・支援 ☐ その他地域の実情に応じて必要とされる業務
担当部署(氏名)	
連絡方法	固定電話 携帯電話
その他 (対応状況等)	

第 年 月 日 号

応援出動要請書

応援側の長

殿

愛媛県知事

愛媛県消防団広域相互応援協定第 5 条に定める応援を要請します。

災害発生日時	年 月 日 時 分
災害発生場所	
災害の種類	☐ 大規模な地震、風水害等の自然災害 ☐ 林野火災、高層建築物火災、危険物施設火災等の大規模な火災 ☐ 航空機災害、列車事故等の集団救急救助事故 ☐ その他応援を要する特殊な災害事故
<要請したい内容>	
所要人数	
機械器具等の種類及び数量	
到着希望日時	年 月 日 時 分
集結場所	
<その他>	
主として応援を求めたい活動	☐ 火災の鎮圧に関する業務 ☐ 火災の予防及び警戒に関する業務 ☐ 救助に関する業務 ☐ 災害時における住民の避難誘導等に関する業務 ☐ 地域住民等に対する指導・協力・支援 ☐ その他地域の実情に応じて必要とされる業務
担当部署(氏名)	
連絡方法	固定電話 携帯電話
その他 (対応状況等)	

第 号
年 月 日

愛媛県知事 殿
受援側の長

応援側の長

＜災害等の覚知＞	
覚知方法	1 要 請 2 その他（ ）
覚知日時	年 月 日 時 分
覚知場所等	
＜出動する応援隊＞	
人員	応援隊の長（職、氏名）（ ）以下 人
機械器具等の種類 及び数量	
出発日時	年 月 日 時 分
現地到着予定日時	年 月 日 時 分
現地引揚予定日時	年 月 日 時 分
帰着予定日時	年 月 日 時 分
その他 必要事項	※使用無線機の種類（チャンネル）： ※応援隊の長の携帯電話番号（任意）：
担当部署（氏名）	
連絡方法	固定電話 携帯電話

○災害時の医療救護活動に関する協定書

大洲市（以下「甲」という。）と大洲地区広域消防事務組合（以下「乙」という。）及び一般社団法人喜多医師会（以下「丙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（総則）

第1条 この協定は、大洲市内において局地的かつ短時間に多数の傷病者が発生した場合における、甲又は乙が実施する救急救助活動又は医療救護活動（以下「医療活動等」という。）に対する丙の協力に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

2 丙は、医療活動等が迅速かつ円滑に行われるよう必要な調整を行うものとする。

（医療活動等）

第2条 甲又は乙は、医療活動等を実施する必要があるときは、丙に協力を要請するものとする。

2 丙は、前項の要請を受けたときは、直ちに医療救護班を編成し、第3条に規定する救護所又は災害現場（以下「救護所等」という。）に派遣し、医療活動等を実施するものとする。

（救護所）

第3条 甲又は乙は、災害の状況により必要に応じ甲所有の施設等又は発災地付近に救護所を設置するものとする。

2 甲又は乙は、前項に規定するもののほか、災害の状況により必要と認めるときは、丙及び丙の会員の協力を得て、発災地周辺の医療施設に救護所を設置することができるものとする。

（医療救護班の編成）

第4条 丙は、災害規模に応じて、丙に属する医師、看護師及び補助者で構成する医療救護班を編成するものとする。

2 医師は、必要により乙の救急隊員等の応援を求めることができるものとする。

（医療救護班の業務）

第5条 医療救護班の業務は、次のとおりとする。

（1）傷病者に対する応急処置

（2）傷病者の選別

（3）死亡の確認

（4）医療機関への搬送の可否及び順位の決定

（指揮命令）

第6条 医療救護班に係る指揮命令は、丙が行うものとする。ただし、災害現場においては、乙の現場指揮隊長と協議するものとする。

（連絡調整）

第7条 医療活動等に係る連絡調整は、甲、乙及び丙が緊密な連携のもとに行うものとする。

（輸送）

第8条 医療救護班は、原則として甲又は乙の調達する車両等で第3条に規定する救護所等へ輸送するものとする。ただし、緊急やむを得ない場合は、自主的に出向するものとする。

（医薬品等）

第9条 医療活動等に必要な医薬品、医療材料等は、原則として丙が携行又は調達するものとする。ただし、丙から要請があった場合は甲が行うものとする。

2 救護所等での必要な物資の調達は、甲又は乙が行うものとする。

（防災訓練）

第10条 甲又は乙は、定期的に防災訓練を実施することができるものとする。

2 丙は、甲又は乙から要請があったときは、前項に規定する防災訓練に医療救護班に参加させるものとする。

（費用弁償等）

第11条 医療活動等を実施した場合に要する次の各号に掲げる経費は、甲が負担するものとする。

（1）医療救護班の派遣に要する費用弁償

（2）医療救護班が携行又は調達し、医療活動等のために使用した医薬品、医療材料等の実費弁償

（3）防災訓練参加に伴う費用弁償

2 上記医療活動等に係る費用負担等については、別途甲及び丙が協議して定めるものとする。

（災害補償）

第12条 甲又は乙の要請を受諾した者が、医療活動等に従事し、又は防災訓練に参加している間及び救護所等までの往復の途上において、負傷し、疾病にかかり又は死亡した場合は、大洲市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（平成17年大洲市条例第48号）に準じて災害補償を行うものとする。

(医事紛争の処理)

第13条 医療活動等に起因する医事紛争が生じた場合は、甲が適切な措置を講ずるものとする。

(災害救助法との関係)

第14条 災害救助法(昭和22年法律第118号)による指定を受けた場合は、本協定は指定日より災害救助法の定めるところによる。

(実施細目)

第15条 この協定を実施するための必要な事項については、実施細目で定めるものとする。

(協議)

第16条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義が生じたときは、甲、乙及び丙が協議して定めるものとする。

附 則

1 この協定は、協定締結の日から施行する。

2 この協定締結の証として、本書3通を作成し、甲、乙及び丙が記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和4年3月28日

甲 大 洲 市 長

乙 大洲地区広域消防事務組合 組合長

丙 一般社団法人喜多医師会 会長

災害時の医療救護活動に係る実施細目

(趣旨)

第1条 この細目は「災害時の医療救護活動に関する協定書」(以下「協定書」という。)第15条の規定に基づき必要な事項を定めるものとする。

(連絡調整の責任者)

第2条 協定書第7条に定める連絡調整の責任者は、甲とし大洲市長とする。

(緊急連絡網の整備)

第3条 甲、乙及び丙は、協定書第2条に定める医療活動等の要請及び実施を迅速かつ円滑に行うため、緊急連絡網の整備を行い相互に交換するものとする。

(指揮体制及び活動要領等)

第4条 甲、乙及び丙は、応急救護所における現場指揮体制及び活動要領等をあらかじめ定めておくものとする。

(傷病者の選別、表示及び応急処置)

第5条 傷病者の選別、応急処置及び傷病者伝票の記入は、医師、看護師又は救急隊員等が行うものとする。

(要請する災害の程度)

第6条 協定書第2条第1項に定める医療活動等を実施する必要がある場合とは、集団的に多数(おおむね15人以上)の傷病者が生じた場合、又は災害現場において傷病者の救助等に長時間を有し、傷病者の生命維持に医師による処置が必要と判断される場合をいうものとする。

(要請の方法)

第7条 協定書第2条第1項に定める要請は、大洲市長又は消防長から喜多医師会長に対して行うものとする。

2 緊急を要する時は、大洲市又は消防本部から、丙の医療救護担当者又は発災地付近の医療機関に対して要請することができるものとする。

3 要請時の通報連絡事項は、次の各号に定める事項を電話等にて行うものとする。

- (1) 発災時刻及び場所
- (2) 発災内容及び状況
- (3) 発災による傷病者数等の状況
- (4) その他医療救護活動に必要な事項

(連絡調整事項)

第8条 甲、乙及び丙の連絡調整事項は、次のとおりとする。

- (1) 医療救護班に関すること
- (2) 死亡に関すること
- (3) 医薬品及び医療材料に関すること
- (4) その他医療救護に関すること

(損害賠償)

第9条 甲、乙又は丙の医療活動等により第三者に損害を与えた場合は、甲の責任とするものとする。

2 前項に規定する医療活動等に従事した丙の会員(以下「丁」という。)が第三者から損害賠償請求の訴えを提起された場合は、甲は訴訟参加等により丁に全面的に協力するものとし、丁が損害賠償をしなければならない場合には、丁の故意又は重大な過失のない限り、甲において損害賠償を行うものとする。

3 甲は、前項の場合において、丁に対して求償しないものとする。

(医療救護活動従事者の費用弁償)

第10条 協定書第11条第1項第1号及び第3号に定める医療救護活動の従事者に対する費用弁償金額は、災害救助法施行令(昭和22年政令第225号)第5条の規定を適用する。ただし、補助者に対する費用弁償金額は、その都度協議するものとする。

(費用弁償等の請求)

第11条 協定書第11条第1項各号に定める費用弁償の請求は、次の各号により行うものとする。

- (1) 医療救護活動に従事した者及び防災訓練に参加した者に対する費用弁償は、費用弁償請求書(様式第1号)に医療救護班ごとの医療救護班活動報告書(様式第1号の2)を添えて請求するものとする。

(2) 医療救護活動に際し使用した医薬品、医療材料等の実費弁償は、実費弁償請求書（様式第 2 号）に医療救護班ごとに、医薬品、医療材料等使用報告書（様式第 2 号の 2）を添えて請求するものとする。

（災害報告）

第 12 条 協定書第 12 条に該当する事故が発生したときは、乙又は丙は速やかに医療活動従事者事故報告書（様式第 3 号）により報告するものとする。

（協議）

第 13 条 この実施細目に定めのない事項又はこの実施細目に関し疑義が生じたときは、甲、乙及び丙が協議して定めるものとする。

附 則

この実施細目は、協定書の締結の日から施行する。

費用弁償請求書

年 月 日から 年 月 日までにおける災害時医療救護活動に係る費用弁償を下記のとおり請求します。

記

_____ 円

内訳

班 名 氏 名	職 種	延人員数	交通機関名	始発～終点	備 考
計					

年 月 日

大洲市長 様

住所
氏名

様式第 1 号の 2 (第 1 1 条関係)

医療救護班活動報告書

班 名 責任者名	氏 名	職 種	医療救護 活動場所	活動期間	実 績				
					死亡	重病	中等症	軽症	計
				月 日 時から 時まで					
計									

実費弁償請求書

年 月 日から 年 月 日までにおける災害時医療救護活動に係る実費弁償を下記のとおり請求します。

記

_____ 円

内訳

班名 氏 名	職 種	延人員数	単 価	金 額	備 考
計					

年 月 日

大洲市長 様

住所
氏名

印

様式第2号の2（第11条関係）

医薬品、医療材料等使用報告書

[illegible]

様式第 3 号（第 1 2 条関係）

医療活動従事者事故報告書

年 月 日 から 年 月 日 までにおける災害時医療救護活動において、下記のとおり事故傷病者が発生したので報告します。

年 月 日

大洲市長 様

住 所
氏 名 印

事故傷病者概要

氏 名		性別	男・女	年齢	歳	住所	
職 種		所属医療機関					
傷病名				程度	重症・中等症・軽症	転帰	
外来・入院（ 月 日）		診療（入院）医療機関名					
受傷（発病）場所							
受傷（発病）日時		年 月 日 午前・午後 時 分					
受傷発病時の状況							

○災害時の医療救護活動に関する協定書

大洲市（以下「甲」という。）と、一般社団法人愛媛県薬剤師会大洲支部（以下「乙」という。）は、災害時の医療救護活動について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、大洲市地域防災計画等（以下「防災計画等」という。）に基づき甲が乙の協力を得て行う医療救護活動を円滑に実施することに関し、必要な事項を定めるものとする。

（計画の策定）

第2条 乙は、災害時における医療救護活動を円滑に実施するため、次に掲げる事項について計画を策定するものとする。

（1）薬剤師班の編成体制

（2）薬剤師班の活動指針

（3）前2号に掲げるもののほか必要な事項

（薬剤師班の派遣協力等）

第3条 甲は、医療救護活動を実施する必要があるときは、防災計画等に基づき、乙に対し、薬剤師班の派遣協力を要請するものとする。

2 乙は、前項の規定による要請を受けたときは、速やかに前条の計画に基づき薬剤師班を編成し、甲が避難所等に設置する医療救護所（以下「救護所」という。）において医療救護活動を実施するものとする。

（要請によらない薬剤師班の派遣）

第4条 乙は、緊急その他やむを得ない理由により、甲の要請によらないで医療救護活動を行う必要があると判断したときは、前条の規定にかかわらず自ら薬剤師班を派遣することができる。

2 前項の規定により乙が薬剤師班を派遣したときは、速やかに甲に報告し、その承認を得るものとする。

3 前項の承認を得た場合は、第1項の規定による派遣は、甲の要請に基づくものとみなすことができる。

（薬剤師班の活動内容）

第5条 薬剤師班は、救護所において医療救護活動を実施するものとし、その内容は、次に掲げるものとする。

（1）被災傷病者に対する調剤及び服薬指導

（2）救護所における医薬品等の管理

（3）前2号に掲げるもののほか状況に応じた必要な措置

（薬剤師班に対する指揮、命令等）

第6条 医療救護活動の総合調整を図るため、薬剤師班に対する指揮、命令等は、甲、乙双方の緊密な連携のもとに甲が指定するものが行うものとする。

2 乙により選任され、甲により委嘱された災害薬事コーディネーターがいる場合、発災後直ちに、甲の設置する災害対策本部に出向し、医療救護活動の調整を図るものとする。

（救護班の輸送）

第7条 薬剤師班は、原則としてタクシー等の交通機関又は、乙の会員の所有する車両等により救護所へ輸送するほか、災害の状況により甲の調達する車両等で輸送するものとする。

（医薬品等）

第8条 医療救護活動に必要な医薬品、医療材料等は、原則として甲が調達するものとし、乙は可能な範囲内において携行するものとする。

（調剤費）

第9条 救護所における調剤費は無料とする。

2 後方薬局における調剤費は、原則として患者負担とする。

（防災訓練）

第10条 乙は、甲から要請を受けたときは、甲が実施する防災訓練に参加協力するものとする。

（費用弁償）

第11条 第3条第1項の規定による甲の要請に基づき乙が実施した医療救護活動における次の費用は、乙からの請求に基づき甲が負担するものとする。

（1）医療救護活動に要した費用（薬剤師班の編成から救護所において医療救護活動を開始するまでに要した費用を含む。）

- (2) 薬剤師班が携行した医療品等を使用した場合の当該医薬品、医療材料等の費用
- (3) 薬剤師班の私用備品等が損傷を受けた場合の原状回復に要する費用
- (4) 甲が実施する防災訓練に参加するために要した費用
- (5) 前各号に掲げるもののほか、甲が必要と認める費用

(災害補償)

第12条 甲の要請を受託した者が、医療救護活動に従事し、又は防災訓練に参加している間及び救護所等までの往復の途上において、負傷し、疾病にかかり又は死亡した場合は、大洲市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（平成17年大洲市条例第48号）に準じて災害補償を行うものとする。

(医事紛争の処理)

第13条 薬剤師班が医療救護活動等を行うに際し、患者との間に医事紛争が生じたときは、乙は、直ちに甲に連絡するものとする。

2 甲は、前項の規定による連絡を受けたときは、速やかに調査し、乙と協議の上、誠意をもって解決のための適切な措置を講じるものとする。

(報告)

第14条 乙は、医療救護活動等を実施した場合は、当該活動等に関する実績を甲に報告するものとする。

(災害救助法との関係)

第15条 災害救助法（昭和22年法律第118号）による指定を受けたときは、本協定に定める費用弁償等について、当該指定の日から災害救助法の定めるところによる。

(協定期間)

第16条 この協定は、締結の日からその効力を有するものとし、甲乙いずれからも相手方に対し文書による意思表示がない限り、その効力を継続する。

(実施細目)

第17条 この協定に定めるもののほか、この協定を実施するために必要な事項は、別に細目で定めるものとする。

(協議)

第18条 この協定に定めのない事項又はこの協定について疑義が生じた事項については、甲、乙協議の上、定めるものとする。

附 則

- 1 この協定は、協定締結の日から施行する。
- 2 この協定締結の証として、本書2通を作成し、甲、乙が記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和4年3月28日

甲 愛媛県大洲市大洲690番地の1
大洲市 市長

乙 愛媛県松山市三番町7丁目6-9
一般社団法人愛媛県薬剤師会
大洲支部 支部長

災害時の医療救護活動に関する協定に基づく実施細目

大洲市（以下「甲」という。）と一般社団法人愛媛県薬剤師会大洲支部（以下「乙」という。）は、「災害時の医療救護活動に関する協定書」（以下「協定書」という。）第17条の規定に基づき、次のとおり実施細目を定める。

（緊急連絡網の整備）

第1条 甲及び乙は、協定書第3条に定める医療救護活動の要請及び実施を円滑に行うため、緊急連絡網の整備を行い相互に交換するものとする。

（連絡調整事項）

第2条 甲及び乙の連絡調整事項は次のとおりとする。

- （1）薬剤師班に関すること。
- （2）救護所等に関すること。
- （3）後方医療施設に関すること。
- （4）医薬品及び医療材料に関すること。
- （5）その他医療救護に関すること。

（災害程度）

第3条 協定書第3条第1項に定める医療救護活動を実施する必要があるときは、集団的に多数の傷病者（おおむね15人以上）が生じた場合をいう。

（要請の方法）

第4条 協定書第3条第1項の規定による要請は、薬剤師班派遣要請書（様式1-1）により行うものとする。

2 災害発生等により薬剤師班の派遣が直ちに必要であり、かつ、前項の方法を用いることで人命救助に多大なる支障をきたす恐れがある場合には、前項の規定にかかわらず、電話連絡等他の適切な手段により協定書第3条第1項の規定による要請を行うことができる。この場合の要請時の連絡事項は下記のとおりとする。

- （1）発災時刻及び場所
- （2）発災内容及び状況
- （3）発災による傷病者数等の状況
- （4）その他医療救護活動に必要な事項

3 協定書第10条の規定による要請は、防災訓練参加要請書（様式1-2）によるものとする。

（要請によらない薬剤師班の派遣の報告）

第5条 協定書第4条第2項の規定による報告は、薬剤師班派遣報告書（様式2）によるものとする。

（費用弁償）

第6条 協定書第11条に規定する費用の弁償については、愛媛県の災害救助法施行規則（昭和35年愛媛県規則第17号）の規定を準用するものとする。

2 協定書第11条に規定する費用の請求は、乙が、医療救護活動従事者に対する費用にあつては医療救護活動費用弁償請求書（様式3-1）に医療救護活動報告書（様式3-2）を添えて、医療救護活動に際し使用した医薬品等の費用にあつては、医療救護活動実費用弁償請求書（様式3-3）に医療救護活動医薬品等使用等報告書（様式3-4）を添えて、防災訓練に要した費用については、防災訓練費用弁償請求書（様式3-5）を添えて、甲に提出することにより行うものとする。

（支払）

第7条 甲は、前条第2項の規定による費用弁償の請求があつた場合は、関係書類を確認し、適当と認めるときは、速やかに乙に対し、これらを支払うものとする。

（協議）

第8条 この実施細目に定めのない事項又はこの実施細目に関し疑義が生じたときは、甲、乙が協議して定めるものとする。

附 則

この実施細目は、協定書締結の日から施行する。

薬剤師班派遣要請書

____様

発信者 大洲市長 印

事務担当者 _____

T E L _____

F A X _____

発信日時 _____ 年 _____ 月 _____ 日 _____ 時 _____ 分

下記の災害に際し、_____に基づき、次のとおり薬剤師班の派遣協力を要請します。

派遣の可否について、下記※に記載し、折り返しご連絡ください。

〔災害の内容〕 _____ 月 _____ 日に _____ 地区で発生した災害

〔災害の状況等〕

派遣先	派遣期間	要請する班数	移動手段・ 周囲の状況等	携行物・服装 特記事項等	※派遣の可否
	年 月 日 ～ 月 日	_____班 1班あたりの希望構成員 薬剤師 _____名			<u>可</u> ・ <u>否</u> _____班 1班あたりの希望構成員 薬剤師 _____名
	年 月 日 ～ 月 日	_____班 1班あたりの希望構成員 薬剤師 _____名			<u>可</u> ・ <u>否</u> _____班 1班あたりの希望構成員 薬剤師 _____名
	年 月 日 ～ 月 日	_____班 1班あたりの希望構成員 薬剤師 _____名			<u>可</u> ・ <u>否</u> _____班 1班あたりの希望構成員 薬剤師 _____名

防災訓練参加要請書

_____様

発信者 大洲市長 印

事務担当者 _____

T E L _____

F A X _____

発信日時 _____ 年 _____ 月 _____ 日 _____ 時 _____ 分

下記の防災訓練に際し、_____に基づき、次のとおり薬剤師の参加協力を要請します。
派遣の可否について、下記※に記載し、折り返しご連絡ください。

〔訓練の内容〕 _____ 月 _____ 日 _____ 時 _____ 分に _____ で実施する防災訓練

〔訓練の概要等〕

防災訓練 場所	要請する班数	移動手段・ 周囲の状況等	携行物・服装 特記事項等	※参加の可否
	_____班 1班あたりの希望構成員 薬剤師 _____名			可 ・ 否 _____班 1班あたりの希望構成員 薬剤師 _____名
	_____班 1班あたりの希望構成員 薬剤師 _____名			可 ・ 否 _____班 1班あたりの希望構成員 薬剤師 _____名
	_____班 1班あたりの希望構成員 薬剤師 _____名			可 ・ 否 _____班 1班あたりの希望構成員 薬剤師 _____名

薬剤師班派遣報告書

(宛先) 大洲市長 殿

発信者 愛媛県薬剤師会大洲支部

_____ 印

事務担当者 _____

T E L _____

F A X _____

発信日時 _____ 年 _____ 月 _____ 日 _____ 時 _____ 分

下記の災害に際し、_____に基づき、次のとおり薬剤師班の派遣を実施しましたので報告します。

派遣の可否について、下記※に記載し、折り返しご連絡ください。

〔災害の内容〕 _____ 月 _____ 日に _____ 地区で発生した災害

〔災害の状況等〕

派遣先	派遣期間	派遣した班数	移動手段・ 周囲の状況等	携行物・服装 特記事項等	※指示事項
	年 _____ 日 月 _____ 日 ～ 月 _____ 日	_____ 班 1班あたりの構成員 薬剤師 _____ 名 _____ 名			
	年 _____ 日 月 _____ 日 ～ 月 _____ 日	_____ 班 1班あたりの構成員 薬剤師 _____ 名 _____ 名			
	年 _____ 日 月 _____ 日 ～ 月 _____ 日	_____ 班 1班あたりの構成員 薬剤師 _____ 名 _____ 名			

※派遣先については、医療救護活動を実施した場所（救護所名・医療機関等名）を記載してください。

様式 3

医療救護活動費用弁償請求書

年 月 日

(宛先) 大洲市長 殿

請求者

愛媛県薬剤師会大洲支部

印

年 月 日から 年 月 日までににおける災害時医療救護活動に係る費用弁償を
下記のとおり請求します。

記

金 円

内訳

班名／責任者	職種	単価	金額	備考
計				

以上

添付書類：医療救護活動報告書（様式 3－2）

医療救護活動報告書

班名等		派遣先（医療救護活動場所）	活動状況				
班名	_____		年	月	日	時	分
責任者	_____		～				
参加者	_____		年	月	日	時	分
	_____		取扱件数				
	_____		_____件				
	_____		_____件				
	_____		その他（ ） _____件				
班名	_____		年	月	日	時	分
責任者	_____		～				
参加者	_____		年	月	日	時	分
	_____		取扱件数				
	_____		_____件				
	_____		_____件				
	_____		その他（ ） _____件				
班名	_____		年	月	日	時	分
責任者	_____		～				
参加者	_____		年	月	日	時	分
	_____		取扱件数				
	_____		_____件				
	_____		_____件				
	_____		その他（ ） _____件				
班名	_____		年	月	日	時	分
責任者	_____		～				
参加者	_____		年	月	日	時	分
	_____		取扱件数				
	_____		_____件				
	_____		_____件				
	_____		その他（ ） _____件				

※派遣先については、医療救護活動を実施した場所（救護所名・医療機関等名）を記載してください。

様式 3 - 3

医療救護活動実費用弁償請求書

年 月 日

(宛先) 大洲市長 殿

請求者

愛媛県薬剤師会大洲支部

印

年 月 日から 年 月 日までにおける災害時の医療救護活動に際し使用した
医薬品等及び破損した私用備品の原状回復に要する費用弁償として下記のとおり請求します。

記

金 _____ 円

以上

添付書類：医療救護活動報告書（様式 3 - 2）、医療救護活動医薬品等使用等報告書（様式 3 - 4）

医療救護活動医薬品等使用等報告書

班名 _____

所属機関 _____

氏名 _____ 印 _____

1. 医療救護活動で使用した医薬品及び医療材料

品名	規格	数量	単価	金額

2. 医療救護活動で破損等した私用備品

品名	規格	金額	破損等の状況

※破損等の状況は、具体的に記入してください。

3. 医療救護活動のための輸送の実費

交通手段	拠点救護所	金額	備考

防災訓練費用弁償請求書

年 月 日

(宛先) 大洲市長 殿

請求者

愛媛県薬剤師会大洲支部

印

年 月 日に _____ で実施された防災訓練に対する費用弁償として下記のとおり請求します。

記

金 _____ 円

内訳

参加者等	防災訓練場所	活動状況
		年 月 日 時 分 ~ 年 月 日 時 分 (訓練内容)
		年 月 日 時 分 ~ 年 月 日 時 分 (訓練内容)

○応急業務に関する協定

No.	協 定 名	締 結 団 体	締結年月日
1	災害時における水道の応急活動に関する協定書	大洲市、大洲市管工事協同組合	平成18年2月7日
2	災害時における応急対策活動に関する協力協定書	大洲市、財団法人四国電気保安協会	平成20年11月21日
3	災害時における応急対策業務の協力に関する協定書	大洲市、社団法人愛媛県エルピーガス協会大洲支部	平成21年3月25日
4	災害時における応急対策業務に関する協定書	大洲市、社団法人愛媛県建設業協会喜多支部	平成24年12月17日
5	災害時における家屋被害認定調査に関する協定書	大洲市、愛媛県土地家屋調査士会	平成25年2月27日
6	特設公衆電話の設置・利用に関する覚書	大洲市、西日本電信電話株式会社愛媛支店	平成25年12月20日
7	災害時の電力供給設備復旧の協力に関する協定書	大洲市、四国電力株式会社宇和島支店	平成25年12月25日
8	災害時における被災者支援に関する協定書	大洲市、愛媛県行政書士会	平成29年4月21日
9	災害時における下水道施設の技術支援協力に関する協定	愛媛県、県下17市町、公益社団法人全国上下水道コンサルタント協会中国・四国支部	令和元年5月22日
10	災害時における電気設備等の応急対策業務の協力に関する協定	大洲市、愛媛県電気工事工業組合大洲支部大洲電気工事協同組合、愛媛県電気工事工業組合	令和3年1月5日
11	災害時の動物救護活動に関する協定書	大洲市、公益社団法人愛媛県獣医師会	令和3年8月17日
12	大洲市・日本下水道事業団災害支援協定	大洲市、日本下水道事業団	令和4年4月1日
13	大洲市災害ボランティアセンターの設置及び運営に関する協定書	大洲市、社会福祉法人大洲市社会福祉協議会	令和4年7月28日
14	災害時における被災地支援に関する協定書	大洲市、社会福祉法人大洲市社会福祉協議会、一般社団法人大洲青年会議所	令和4年7月28日
15	災害時における電気設備等の応急対策業務の協力に関する協定	大洲市、一般社団法人愛媛県電設業協会	令和5年6月16日
16	災害時の応急対策業務に関する協定書	大洲市、一般社団法人日本石材産業協会愛媛県支部、一般社団法人日本石材産業協会	令和5年12月8日

○災害時における水道の応急活動に関する協定書

大洲市（以下「甲」という。）と大洲市管工事協同組合（以下「乙」という。）とは、地震、風水害、渇水、寒波、大規模事故、その他の災害（以下「災害等」という。）発生時に乙が甲に協力して実施する応急給水、応急復旧（以下「応急活動」という。）に関し、次のとおり協定を締結する。
（趣旨）

第1条 この協定は、災害等発生時において給水機能を早期に回復するため、甲の応援要請により実施する応急活動に関し、必要な事項を定めるものとする。

（応援要請）

第2条 甲は、災害等発生時において実施する応急活動に乙の応援が必要であると認めたときは、乙に対し応急活動への応援を要請することができる。

（要請手続）

第3条 甲は、前条に定める要請を行う場合、乙に対し、災害等の状況、作業場所、作業内容、必要とする人員及び機材等を連絡することにより行うものとする。

（応援）

第4条 乙は、前条の規定により応援の要請を受けたときは、速やかに応急活動を行うための体制を確立し、必要な人員及び機材等を出動させ、甲が行う応急活動に協力するものとする。

2 前条の規定により出動した乙の組合員は、甲の職員の指示に従い応急活動に従事するものとする。

（報告事項）

第5条 乙は、応急活動後、協力した人員及び機材等の状況を把握し速やかに甲に報告するものとする。

（費用負担）

第6条 この協定に基づく協力のために乙が要した費用については、甲が定める基準により積算した額に基づき、その都度甲乙協議して決定するものとする。

（災害補償）

第7条 第2条の要請に基づき乙が実施した応急対策により生じた災害補償については、甲乙協議するものとする。

（協議）

第8条 この協定に定めのない事項及びこの協定の実施に関して必要な時候については、甲乙協議して定めるものとする。

（有効期間）

第9条 この協定の有効期間は、協定締結日から協定締結日の属する年度の末日までとする。ただし、期間満了の日の1か月前までに甲又は乙から解除の申し出がない場合は、更に1年間延長するものとし、その後も又、同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙双方記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成18年2月7日

甲 大洲市長

乙 大洲市管工事協同組合理事長

○災害時における応急対策活動に関する協力協定書

大洲市（以下「甲」という。）と財団法人四国電気保安協会（以下「乙」という。）とは、大洲市内に大規模な風水害、地震その他の災害が発生した場合又は発生する恐れのある場合において、市民の生命と財産を守り、生活の安定を図るため、大洲市地域防災計画に基づき、相互に協力して応急対策活動を実施することについて、次のとおり協定を締結する。

（協力要請）

第1条 甲は、大規模災害に際して、甲のみで応急対策活動が実施できないと認めるときには、乙に対し、電気設備等の応急復旧活動等災害の状況に応じた応急対策活動の実施について、協力を要請することができるものとする。

（協力）

第2条 乙は、甲から応急対策活動の実施について協力要請があったときは、職員を派遣して、甲の指定する施設に係る電気施設等の応急復旧における保安確保のために、電力復旧の可否の判定（電力復旧のための軽易な作業を含む。）並びに電力復旧工事の監理、監督、市道及び検査その他の必要な協力を行うものとする。

（活動要請手続）

第3条 甲は、乙に対し、応急対策活動を要請するときには、日時、場所、活動業務を指定して、文書（様式1）又は電話等の方法により要請を行うものとする。

2 甲は、災害状況により前項の活動要請が直接できない場合には、乙に対し、大洲市防災行政無線等を通じて要請を行うものとする。

（活動の実施）

第4条 乙は、前条の規定に基づき活動要請を受けたときは、直ちに指定場所に職員を派遣し、甲の職員の指示に基づき、応急対策活動を実施するものとする。ただし、指定場所に甲の職員が派遣されていない場合は、要請事項に従い自らの判断により応急対策活動を開始するものとする。

2 乙は、指定場所に職員を派遣したときは、速やかに現場責任者、出勤時間、保安用資機材等を文書（様式2）により甲に報告するものとする。

3 乙は、応急対策活動が完了したときは、速やかに活動状況の概要を文書（様式3）により甲に報告するものとする。

（費用負担）

第5条 乙が応急対策活動に要した費用は、甲が負担する。

2 甲は、乙の応急対策活動終了後、これを検査又は確認したときは、乙の請求により、前項の費用を速やかに支払うものとする。

（連絡先の提出）

第6条 乙は、毎年1回、事業所の連絡先を記載した災害時連絡体制図を甲に対し提出するものとする。

（協定の有効期間）

第7条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成21年3月31日までとする。ただし、本協定の期間満了の日の1月前までに甲又は乙から文書による申出がないときは、1年間延長されたものとみなし、以後この例によるものとする。

（協議）

第8条 この協定実施について必要な事項及びこの協定に疑義が生じたときは、甲と乙が協議の上、決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、それぞれ記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成20年11月21日

甲 愛媛県大洲市大洲690番地の1
大洲市
市長

乙 香川県高松市福岡町3丁目31番15号
財団法人 四国電気保安協会
理事長

様式 1 (第 3 条関係)

第 号
年 月 日

財団法人 四国電気保安協会 様

大洲市長

災害時における応急対策活動の要請について

このことについて、次のとおり要請します。

1 災害の種類及び状況	
2 希望する活動業務内容	
3 派遣を希望する期間	
4 派遣を希望する場所	
5 派遣先の責任者、連絡先	
6 その他必要な事項	

連絡担当課
連絡者氏名
電話番号 ○○－○○○○

様式 2 (第 4 条関係)

年 月 日

大洲市長

様

財団法人 四国電気保安協会

災害時における応急対策活動の実施について

このことについて、次のとおり報告します。

1 現場責任者、連絡先	
2 活動開始日時	
3 実施活動業務内容	
4 活動業務に従事する人員数	
5 活動業務時に使用する資機 材等の種類及び数量	
6 活動完了見込	
7 その他必要な事項	

連絡機関名
連絡者氏名
電話番号 ○○－○○○○

様式3（第4条関係）

年 月 日

大洲市長

様

財団法人 四国電気保安協会

災害時における応急対策活動の完了報告について

このことについて、次のとおり報告します。

1 活動業務に従事した日時	
2 実施活動業務内容	
3 活動業務に従事した人員数	
4 活動業務時に使用する資機 材等の種類及び数量	
5 現場責任者、連絡先	
6 その他必要な事項	

連絡機関名

連絡者氏名

電話番号 ○○－○○○○

○災害時における応急対策業務の協力に関する協定書

大洲市（以下「甲」という。）と社団法人愛媛県エルピーガス協会大洲支部（以下「乙」という。）とは、大洲市内で災害による重大な被害が発生した場合又は発生のおそれがある場合（以下「緊急事態」という。）の支援を図るために、早急な生活復旧支援を行うこと（以下「支援活動」という。）に関し、次のとおり協定を締結する。

（要請）

第1条 甲は、緊急事態に応急物資を調達する必要があると認められるときは、乙に対し支援活動を要請することができる。

2 要請があった場合、乙は、特別の理由がない限り協力するものとする。

（要請の方法）

第2条 甲は、前条の要請を行うときは、災害協力支援要請書（様式1）をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話又はその他の方法をもって要請し、事後速やかに災害協力支援要請書を提出するものとする。

（要請に基づく乙の措置）

第3条 第1条の要請に基づき、乙は、その要請事項を実施するための措置をとるとともに、措置をとった協会員は、その措置の状況を措置状況報告書（様式2）により甲に報告するものとする。

（支援活動の内容）

第4条 乙は、第1条の要請を受けたときは、次の各号に関し、協力するものとする。ただし、数量の上限については、乙が定めるものとする。

- (1) 避難所等に対する必要なLPガスボンベ等関係資機材の供給
- (2) 乙が所有する炊き出し用資機材の貸出し
- (3) LPガスボンベ等関係資機材の撤去、移転及び点検等の支援活動
- (4) その他甲が必要とする業務で、乙が可能な支援協力

（応急物資の運搬及び引き渡し）

第5条 応急物資の運搬及び引渡し場所は、甲が状況に応じて指定するものとし、引渡し場所までの応急物資の運搬は、原則として乙が行うものとする。

2 甲は、応急物資の引渡し場所に職員を派遣し、応急物資の種類及び数量を確認のうえ引き取るものとする。

（費用負担）

第6条 第4条の規定により乙が提供した応急物資の対価については、甲が負担するものとし、価格は甲乙協議の上決定するものとする。ただし、貸出し資材は無償とする。

2 乙が行った運搬に係る費用は、原則として乙が負担するものとする。ただし、乙の通常業務の範囲を著しく超えると認められる場合は、甲乙協議の上定めるものとする。

（費用の支払）

第7条 甲は、乙からの請求に基づき、第6条の規定により定められた費用を速やかに支払うものとする。

（担当者等の報告）

第8条 乙は、この協定に係る災害時の連絡先及び担当者を担当者連絡先報告書（様式3）により協定締結後速やかに甲に報告するものとし、変更があった場合にも同様とする。

（地区別緊急体制実施要綱の作成）

第9条 乙は、この協定に基づく支援活動を行うために必要な細部の事項については、各地区別の緊急体制実施要綱を定めるものとする。

（協議）

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じた事項については、その都度、甲乙協議の上定めるものとする。

（有効期間）

第11条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、有効期間満了日の1月前までに、甲乙いずれからも協定解消の申し出がないときは、当該有効期間満了日の翌日から起算して1年間延長するものとし、以後もまた同一内容をもって継続するものとする。

本協定の締結を証するため本書2通を作成し、甲乙両者が記名押印のうえ各自1通を保有する。

平成21年 3 月25日

- 甲 愛媛県大洲市大洲 6 9 0 番地の 1
大洲市
市 長
- 乙 愛媛県大洲市若宮 5 0 1
社団法人愛媛県エルピーガス協会大洲支部
支部長

.....

様式 1 （第 2 条関係）

災 害 協 力 支 援 要 請 書

第 号
年 月 日

（協会員名）
（代表者）

様

大洲市長

災害時における応急対策業務の協力に関する協定第 2 条の規定に基づき、下記の通り要請します。
なお、本要請に対する措置の状況を、同協定第 3 条に定める措置状況報告書により報告願います。

記

- 1 要請内容
- 2 要請場所 大洲市 附近
- 3 要請する応急物資

要請予定期間	調達要請物資・数量等	引渡し希望場所
年 月 日から 年 月 日まで		

- 4 その他必要事項

（注）調達要請物資数量は、避難所毎の数量とする。

様式2（第3条関係）

措置状況報告書

年 月 日

大洲市長

様

（協会員名）
（代表者）

第 号により要請がありました件について、災害時における応急対策業務の協力に関する協定第3条の規定に基づき、当協会の措置の状況を下記の通り報告します。

記

- 1 措置状況内容
- 2 措置対応場所 大洲市 附近
- 3 調達可能な応急物資

調達可能期間	調達要請物資・数量等	引渡し場所
年 月 日から 年 月 日まで		

4 資機材の引渡し場所及び方法（いずれかに○をつける）

- ①大洲市の引渡し希望場所まで当社が搬入
 - ②当協会が指定する場所で大洲市に引渡し
 - ③その他
- 運搬方法（陸路・空路・海路）

5 その他必要事項

.....

様式3（第8条関係）

担当者連絡先報告書

年 月 日

大洲市長

様

（協会員名）
（代表者）

災害時における応急対策業務の協力に関する協定第8条の規定に基づき、緊急時における各地区担当者の連絡先を下記の通り報告します。

記

地区代表協会員	担当協会員	担当者	緊急連絡先・FAX等
			TEL FAX 携帯 E-mail

（注）電話・FAX・携帯・E-mailについては緊急時に連絡使用するものとする。

○災害時における応急対策業務に関する協定書

大洲市（以下「甲」という。）と、社団法人愛媛県建設業協会喜多支部（以下「乙」という。）は、地震、風水害その他の災害が発生した場合において、災害応急対策業務（以下「業務」という）を円滑に実施するため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲の所管する業務について、甲が乙に対し、協力を求めるときの必要な事項を定める。

（協力要請）

第2条 甲は、災害発生時に、業務の応援が必要であると認めたときは、乙に協力を要請するものとする。

2 前項の要請があった場合、乙は、特別な理由がない限り、協力するものとする。また、乙は、国及び県からの要請と甲の要請とが同時にあった場合には、それらの要請の調整を行い、協力するものとする。

3 甲は、災害応急対策業務要請書（様式第1号）により要請するものとする。ただし、緊急を要する場合には、口頭により要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

（業務の内容）

第3条 この協定により、甲が乙に要請する業務は、次の業務とする。

(1) 災害時における建築物、その他工作物等の崩壊、倒壊又は損壊等に伴う緊急人命救助及び道路通行確保のための障害物の除去作業

(2) 前号に掲げるもののほか、甲が必要と認める緊急応急作業

（報告）

第4条 乙は、前条の規定に基づき応援を行った場合は、災害応急対策業務実施報告書（様式第2号）により、速やかに甲に報告するものとする。ただし、文書をもって報告するいとまがないときは、口頭で報告し、その後速やかに文書を提出するものとする。

（経費の負担）

第5条 乙の提供した建築資機材等に要する費用は、甲が負担する。

2 費用等の算出方法については、災害発生時における当該地域における通常の実費用を基準として、甲乙協議して定めるものとする。

（損害の負担）

第6条 第3条規定による業務に伴い、第三者に損害を及ぼした場合は、その処置について甲乙協議するものとする。

（補償）

第7条 第2条の規定に基づいて業務に従事したものが、負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合の災害補償については、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）等を適用する。

（災害発生時の情報提供）

第8条 乙は、諸活動中に覚知した災害等による被害情報を、積極的に甲に提供するものとする。

（連絡責任者）

第9条 この協定に関する連絡責任者は、甲においては業務の施工箇所を所管する所属の長、乙においては乙の災害対策本部長とする。

（平時における情報提供）

第10条 甲及び乙は、この協定に基づく業務が円滑に行われるよう、各自が保有する次の情報を、平時から相互に提供するものとする。

(1) 甲が乙に提供する情報は、大洲市の区域における危険箇所等に関する情報とする。

(2) 乙が甲に提供する情報は、乙の連絡体制、担当区域、緊急時に提供可能な建設資機材等に関する情報とする。

（防災訓練への参加等）

第11条 乙は、この協定に基づく業務が円滑に行われるよう、甲が行う防災訓練等に参加するとともに、大洲市の安全なまちづくりの推進に協力するものとする。

（協議）

第12条 この協定に定めのない事項については、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

（有効期間）

第13条 この協定は、締結の日からその効力を有するものとし、甲乙いずれからも相手方に対し文

書による終了の意思表示がない限り、その効力を継続する。

この協定を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自その 1 通を保有するものとする。

平成24年12月17日

- 甲 愛媛県大洲市大洲 6 9 0 番地の 1
大洲市
市長
- 乙 大洲市若宮 9 5 8 番地の 7
社団法人愛媛県建設業協会喜多支部
支部長

○災害時における家屋被害認定調査に関する協定

大洲市（以下「甲」という。）と愛媛県土地家屋調査士会（以下「乙」という。）は災害時における家屋被害認定調査（以下「認定調査」という。）に関し、次のとおり協定を締結する。

（認定調査への協力）

第1条 甲は、大洲市内に災害が発生した場合において、乙の協力が必要と認めるときは、乙に対し、認定調査の実施について協力を要請することができる。

2 乙は、前項の要請を受けたときは、乙の会員を甲に派遣し、甲と協力して認定調査を実施する。
（認定調査の内容）

第2条 認定調査の内容は、次に掲げるものとする。

（1）災害に係る住家の被害認定基準運用指針（平成13年6月28日府政防第518号内閣府政策統括官（防災担当）通知）に基づき、甲の職員と連携して、大洲市内の家屋を調査すること。

（2）甲が発行したり災証明について、市民からの相談の補助をすること。

（費用の負担）

第3条 甲は、第1条第2項の規定により派遣された乙の会員の人件費を負担しない。

2 甲は、認定調査に必要な資機材の費用を負担するものとする。

（研修会への参加）

第4条 甲又は乙は、認定調査に必要な知識を提供するため、必要に応じて研修会を開催するものとし、甲の職員又は乙の会員は、当該研修会に参加することができる。

（秘密の保持）

第5条 乙及び乙の会員は、認定調査の実施により知り得た甲又は第三者の秘密を第三者に漏らしはならない。認定調査終了後も、また同様とする。

（従事者の災害補償）

第6条 乙は、認定調査に従事した乙の会員が当該調査のために負傷し、疾病にかかり、または死亡した場合は、乙が別途加入する災害補償保険等により対応する。

（有効期間）

第7条 この協定の有効期限は、協定締結の日から平成25年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の日までに甲又は乙から何らかの意思表示がないときはこの協定はさらに1年間延長するものとし、以後も同様とする。

2 甲又は乙は、この協定の有効期間満了前にこの協定を解除しようとするときは、30日前までに解除の申し入れをしなければならない。

（定めのない事項等の処理）

第8条 この協定に定めのない事項及び疑義を生じた事項については、法令（大洲市の条例、規則等を含む。）の定めるもののほか、甲、乙協議の上処理するものとする。

この協定の成立を証するため、この協定書を2通作成し、甲、乙双方記名押印の上各自1通を保有する。

平成25年2月27日

甲 愛媛県大洲市大洲690番地の1
大洲市
市長

乙 松山市南江戸一丁目4番14号
愛媛県土地家屋調査士会
会長

○特設公衆電話の設置・利用に関する覚書

大洲市（以下「甲」という。）と西日本電信電話株式会社（以下「乙」という。）は、大規模災害等が発生した際に乙の提供する非常用電話（以下「特設公衆電話」という。）の設置・利用・管理等に関し、次のとおり覚書を締結する。

（目的）

第1条 本覚書は、災害の発生時において、甲乙協力の下、被災者、帰宅困難者等（以下「被災者等」という。）の通信の確保を目的とする。

（用語の定義）

第2条 本覚書に規定する「災害の発生」とは、強度の地震等の発生により災害救助法（昭和22年法律第118号）を適用する地域において、広域に通信不能が発生していること又は同様の事象の発生により社会の混乱が発生していることをいう。

2 本覚書に規定する「特設公衆電話」とは、甲乙協議の上、定めた設置場所に電気通信回線及び電話機接続端子を整備し、災害の発生時に電話機を接続することで被災者等へ通信の提供を可能とするものをいう。

（通信機器の管理）

第3条 甲は、本覚書に基づき、災害の発生時に即座に利用が可能な状態となるよう電話機を適切な場所に保管の上、管理することとする。

（屋内設備の管理及び破損）

第4条 甲は、特設公衆電話の設置に必要な設備（電話機、端子盤、配管、引込柱等）を整備し、乙が整備する屋内配線（モジュラージャックを含む。以下同じ。）とともに、災害発生時に即座に利用が可能な状態となるよう維持に努めることとする。

2 甲は、特設公衆電話の設置に際し、甲が所有する屋内配線が利用可能な場合においては、乙に対し利用を認めることとする。

3 屋内配線や保安器、引込線等の乙が整備する設備が甲の故意又は重大な過失により破損した場合は、甲は、乙に速やかに書面をもって報告することとし、乙に対する設備の修復に係る費用の支払については、原則、甲が負担するものとする。

（特設公衆電話の設置）

第5条 特設公衆電話の設置に係る電気通信回線数については、甲乙協議の上、乙が決定することとし、設置場所等の必要な情報は、甲乙が相互に保管するものとする。この場合において、保管に当たっては、甲乙が相互に情報管理責任者を任命し、別紙1に定める様式をもって相互に通知することとする。

（特設公衆電話の移転、廃止等）

第6条 甲は、特設公衆電話の設置された場所の移転、廃止等の発生が明らかになった場合は、速やかにその旨を乙に別紙2に定める様式にて報告しなければならない。

（定期試験の実施）

第7条 甲及び乙は、年に1回を目安として、災害の発生時に特設公衆電話が速やかに設置できるよう、別紙3に定める接続試験を実施することとする。

（故障発見時の扱い）

第8条 甲及び乙は、特設公衆電話を設置する電気通信回線について何らかの異常を発見した場合は、速やかに相互に確認しあい、故障回復に向けて協力するものとする。

（特設公衆電話の開設）

第9条 特設公衆電話の利用の開始については、乙が決定するものとし、甲は、特設公衆電話を速やかに設置し、被災者等の通信確保に努めるものとする。ただし、設置場所の存在する地域において大規模災害が発生し、甲と乙の連絡が取れない場合は、甲の判断により、利用を開始することができるものとする。

（特設公衆電話の利用）

第10条 甲は、特設公衆電話を開設した場合は、利用者の適切な利用が行われるよう、可能な限り利用者の誘導に努めるものとする。

（特設公衆電話の利用の終了）

第11条 特設公衆電話の利用の終了については、甲乙協議の上、乙が決定するものとし、甲は、特設公衆電話を速やかに撤去するものとする。ただし、乙が利用終了を通知する前に、避難所を閉鎖した場合は、甲は、速やかに特設公衆電話を撤去し、甲は、乙に対し撤去した場所

の連絡を行うこととする。

(目的外利用の禁止)

第12条 甲は、第7条に規定する定期試験及び第9条に規定する開設を除き、特設公衆電話の利用を禁止するものとする。

2 乙は、特設公衆電話の利用状況について、定期的に検査することとする。

3 甲は、乙より目的外利用の実績の報告があった場合は、速やかに当該利用が発生しないよう措置を講じ、その旨を乙に報告するものとし、甲の目的外利用により発生した利用料は、甲が負担するものとする。

4 前項の措置にかかわらず、甲の目的外利用が継続する場合は、抜本的な措置を甲乙協議の上、講ずるものとする。この場合において、特設公衆電話の撤去を行うこととなった場合は、撤去に関する工事費用等は、甲が負担するものとする。

(協議事項)

第13条 本覚書に定めのない事項又は本覚書の解釈に疑義が生じた場合は、甲乙誠意をもって協議の上、定めるものとする。

本覚書を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自がその1通を保有する。

平成25年12月20日

甲 愛媛県大洲市大洲690番地の1
大洲市
市長

乙 愛媛県松山市一番町四丁目3番地
西日本電信電話株式会社
愛媛支店長

○災害時の電力供給設備復旧の協力に関する協定書

大洲市（以下「甲」という。）と四国電力株式会社（以下「乙」という。）とは、災害時の電力供給設備復旧の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 甲と乙とは、大規模地震、台風等の災害（以下「災害」という。）発生に伴い、大規模な停電等が発生した場合において、双方が緊密な連携を保ち、住民の生活の維持及び安全を確保するために、電力供給設備の迅速かつ円滑な復旧を図るものとする。

（災害情報の提供）

第2条 甲と乙とは、相互に、かつ、迅速に災害の情報を提供するものとする。

（電力供給設備の復旧）

第3条 災害により大規模な停電が発生した場合、乙は、乙の供給管轄区域内の被害状況を総合的に判断した上で、優先順位を見極めながら医療機関（総合病院など）、災害復旧対策の中核となる官公署、避難所等への電力供給設備の復旧を、可能な限り優先して実施するものとする。

2 前項の電力供給設備復旧における電源車等の使用は、乙が判断する。

（復旧作業に対する協力）

第4条 災害により甲が管理する道路が使用不能となり、乙の電力復旧作業に支障をきたした場合、甲は、当該区間の迅速な道路復旧作業に努めるものとする。

2 甲は、乙が電力復旧のために、甲の管理する土地、道路等に仮設電柱、配電線等の電力供給設備（以下「仮設電柱等」という。）を設置することを承諾する。この場合において、復旧の進捗により仮設電柱等が不要となったときは、乙の負担により原状に復するものとする。

3 災害により、乙が緊急に電力復旧作業を要する場合において、甲の許可が必要なときは、甲は、申請書類の提出に先立ち、乙が口頭等の簡易な方法により許可申請を行うことを認める。この場合において、乙は事後、速やかに甲に対して申請書類を提出するものとする。

（復旧拠点・資材置場等の確保に対する協力）

第5条 災害時において、乙の電力復旧作業に必要な復旧拠点、資材置場、駐車場、ヘリポート等の確保に当たっては、甲は、乙の要請に協力するよう努める。

（有効期間）

第6条 本協定の有効期間（以下「協定期間」という。）は、平成26年3月31日までとする。ただし、協定期間が終了する1月前までに、甲乙いずれからも相手方に対し文書による終了の意思表示がないときは、協定期間の満了の日の翌日から1年間延長するものとし、その後においても同様とする。

（協議）

第7条 本協定に定めのない事項及び本協定の定めについて疑義が生じた場合は、甲及び乙は、誠意を持って協議の上、解決するものとする。

本協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲及び乙が記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成25年12月25日

甲 愛媛県大洲市大洲690番地の1
大洲市
市長

乙 愛媛県宇和島市鶴島町1番28号
四国電力株式会社宇和島支店
支店長

○災害時における被災者支援に関する協定書

大洲市（以下「市」という。）と愛媛県行政書士会（以下「行政書士会」という。）は、災害時における被災者支援に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、大洲市内で地震、風水害その他の災害が発生した場合（以下「災害時」という。）において、被災者支援のため、行政書士が関与できる業務（以下「行政書士業務」という。）を円滑に遂行することを目的とする。

（行政書士業務の範囲）

第2条 この協定において「行政書士業務」とは、次に掲げる事項とする。

- （1）罹災証明書申請書類に関する相談
- （2）相続関係書類に関する相談
- （3）許認可申請書類に関する相談
- （4）自動車登録申請書類に関する相談
- （5）その他行政書士法に定める業務に関する相談
- （6）その他市が必要と認める業務

2 前項に規定する業務のほか、同業務の実施に必要な次に掲げる事項を行う。

- （1）行政書士会による被災支援相談窓口の設置
- （2）市への行政書士会の会員の派遣

（支援業務の要請）

第3条 市は、災害時において、被災者支援のため市が必要と認める場合は、行政書士会に対して前条第1項に規定する行政書士業務の実施及び同条第2項に規定する同業務の実施に必要な事項を要請することができる。

2 前項の規定による要請は、原則として別に定める災害時支援要請書により行うものとする。ただし、緊急を要するときは電話、ファクシミリ等の方法により行い、後日速やかに災害時支援要請書を送付するものとする。

（協力の実施）

第4条 行政書士会は、前条の規定により要請を受けた場合は、その要請を実施するための措置を行うとともに、その措置の状況を市に通知するものとする。

（相談場所の調整及び広報）

第5条 市は、災害時において行政書士会に協力を要請する際には、行政書士業務を実施する場所の調整及び支援活動の広報等に努めるものとする。

（報告）

第6条 行政書士会は、実施した行政書士業務相談の件数、対象者及び相談内容について、随時市に書面で報告をするものとする。ただし、その具体的範囲は行政書士が法令上遵守すべき守秘義務に反しないものとする。

（災害時の体制整備等）

第7条 行政書士会は、災害時又は大洲市内で地震、風水害その他の災害が発生するおそれがある場合において必要と認めるときは、市の要請に直ちに対応できる体制を確保するよう努めるものとする。

2 行政書士会は、第3条の規定による要請を実施し、又は前項の体制を確保するため、連絡体制、連絡方法及び連絡手段について、あらかじめ業務責任者を定め、業務に支障をきたさないよう平時から連絡調整に努めるものとする。

（連絡責任者）

第8条 市及び行政書士会は、この協定に係る連絡責任者を選定し、相互に通知するものとし、変更があった場合も同様とする。

（費用負担）

第9条 行政書士業務は無料とし、被災者からは報酬を受け取らないものとする。ただし、実費が必要な場合は、被災者が負担するものとする。

2 行政書士業務の実施に必要な人件費等の経費は、行政書士会が負担するものとする。

3 特別な経費が必要となる場合は、市行政書士会双方で協議し、決定するものとする。

（損害への対応）

第10条 この協定に基づく業務の実施において、行政書士会又は行政書士会の会員に損害が生じ

た場合、
市の責めに帰すべき事由によらないものについては、行政書士会の責任において対処するものとする。

(情報交換)

第11条 市及び行政書士会は、この協定に基づく業務を円滑に推進するため、平時から情報を交換するとともに、必要に応じて協議を行うものとする。

(有効期間)

第12条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成30年3月31日までとする。ただし、有効期間満了日の1箇月前までにこの協定の解除又は変更について、市及び行政書士会のいずれからもなんらの意思表示がないときは、更に1年間延長されるものとし、その後においても同様とする。

(協議)

第13条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じた事項については、市と行政書士会が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、市、行政書士会署名押印の上、各自その1通を保有する。

平成29年4月21日

愛媛県大洲市大洲690番地の1
大洲市
市長

松山市錦町98番地1
愛媛県行政書士会
会長

○災害時における下水道施設の技術支援協力に関する協定

愛媛県（以下「甲」という。）及び県内17市町（乙1から乙17まで）（以下、乙1から乙17までを総称して「乙」という。）と公益社団法人全国上下水道コンサルタント協会中国・四国支部（以下「丙」という。）は、乙の所管する下水道施設（以下「下水道施設」という。）が地震等の災害により被災した場合又は被災すると明らかに予見された場合（以下「災害時」という。）における丙の技術支援協力に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時における丙の技術支援協力に関する基本的事項を定め、被害の拡大防止と被災した下水道施設の早期復旧を行うことを目的とする。

（定義）

第2条 この協定において、災害とは、地震、津波、豪雨、洪水、その他異常な自然現象によるものとする。

（技術支援協力の範囲）

第3条 丙の技術支援協力の範囲は、災害時における被害状況の調査、応急復旧方法の検討、災害査定資料の作成等、乙が要請する業務とする。

（技術支援協力の要請）

第4条 乙の丙に対する技術支援協力の要請は、様式第1により第10条に規定する甲の事務局を経由して行うこととし、甲の事務局は、乙の要請をとりまとめた上で、様式第2により第10条に規定する丙の事務局へ要請することとする。ただし、緊急時等でこれによりがたい場合は、乙自らが丙の事務局へ要請することができることとする。

2 丙は、前項による要請があった場合、速やかに丙を構成する会員の中から、支援可能な会員（以下「支援協力者」という。）を様式第3により甲又は乙へ通知することとする。

3 甲及び乙は、前項による通知があった場合、支援協力者の中から業務を実施する会員（以下「業務実施者」という。）を協議により選任し、甲は、様式第4により丙へ通知することとする。

4 丙が会員に協力要請する際に、大規模災害等により相当の時間を要すると認められる場合は、技術支援協力の実施は甲、乙及び丙による協議の上で決定することとする。

（費用）

第5条 乙と業務実施者は、前条第3項による通知後、業務内容を協議し、速やかに業務委託契約を締結することとする。

2 技術支援協力に係る費用は、支援を受けた乙の個々による負担とし、個々に業務実施者と協議することとする。

3 業務実施者は、支援業務終了後、業務委託契約書に基づく費用を乙へ請求することとし、乙は、業務実施者の請求に応じて、所定の手続により費用を支払うこととする。

（業務の実施）

第6条 業務実施者は、委託契約を締結した業務を速やかに遂行しなければならない。

2 甲及び乙は、業務実施者に不備がある場合、支援協力者の中から新たな業務実施者を選定することができることとし、第4条第3項に準じて丙へ通知することとする。

（報告）

第7条 業務実施者は、技術支援協力終了後、速やかに様式第5及び第6により乙へ報告することとする。

（広域の被災）

第8条 甲及び丙は、公益社団法人日本下水道協会が制定した「下水道事業における災害時支援に関するルール」に基づく下水道対策本部が設置された場合、当該下水道対策本部に関わる支援活動への対応方針について協議し、決定することとする。

（労災及び損害補償など）

第9条 支援業務において労務災害等が発生した場合は、業務実施者は労災保険を適用することとする。

2 業務実施者は、技術支援協力の実施に伴い、甲、乙及び業務実施者の責に帰さない理由により、第三者に損害を及ぼした場合、又は業務実施者等に損害が生じた場合は、その事実の発生後速やかに、その状況を書面により甲及び乙へ報告しなければならない。

3 甲及び乙は、前項による報告を受けた場合、その措置について業務実施者と協議し、決定することとする。

4 甲又は乙は、業務実施者が行った技術支援協力において瑕疵があった場合、業務実施者へ修補等を請求することができることとする。

5 前項の請求は、乙と業務実施者が締結した委託契約における契約約款等の瑕疵担保条項に基づくこととし、瑕疵担保条項によらない場合は、甲、乙及び業務実施者が協議して定めることとする。
(事務局及び連絡体制)

第10条 技術支援に係る甲及び丙の事務局及び連絡先は、次のとおりとする。

(1) 甲の事務局は、愛媛県土木部道路都市局都市整備課とする。

(2) 丙の事務局は、公益社団法人全国上下水道コンサルタント協会中国・四国支部とする。

(3) 甲、乙及び丙の連絡先は、別表に掲げるとおりとする。

(4) 連絡先に変更があった場合は、速やかに甲の事務局に連絡し、甲の事務局は別表を変更して、乙及び丙へ伝えることとする。

(情報の共有と保護)

第11条 甲、乙及び丙は、この協定による活動を円滑に行うために必要な連絡先等の情報を、相互に共有することとする。

2 業務の実施にあたっては、公益社団法人日本下水道協会、公益社団法人日本下水道管路管理業協会及び日本下水道事業団とも災害支援に関する情報を共有することがある。

3 甲、乙及び丙は、個人情報及び行政情報を取り扱う場合、その情報の保護に努めなければならない。

(合同訓練)

第12条 甲、乙及び丙は、必要に応じて情報伝達訓練等の合同訓練を行うこととする。

2 前項の合同訓練の時期及び内容は、甲、乙及び丙の協議により定めることとする。

(協定の有効期間)

第13条 この協定は、協定の締結の日からその効力を有することとし、有効期間は令和2年3月31日までとする。

2 この協定の終了1か月前までに、甲、乙又は丙から書面による協定終了の意思表示がない場合は、さらに1年間その効力を継続することとし、その後においても同様とする。

(相互協力)

第14条 この協定に基づく支援の実施にあたっては、県内の被災状況を踏まえて、甲、乙及び丙が相互に協力して対応することとする。

(その他)

第15条 この協定に定めのない事項や各条項に疑義が生じた場合は、甲、乙及び丙の協議により定めることとする。

2 甲、乙及び丙は、いずれかがこの協定に違反した場合、違反した相手方への書面による通告をもってこの協定を廃止することができることとする。

本協定の締結を証するため、本書19通を作成し、甲、乙及び丙がそれぞれ記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和元年5月22日

甲 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2
愛媛県知事

乙1 松山市二番町四丁目7番地2
松山市長

乙2 今治市別宮町一丁目4番地1
今治市長

乙3 宇和島市曙町1番地
宇和島市長

乙4 八幡浜市北浜一丁目1番1号

八幡浜市長

乙 5 新居浜市一宮町一丁目 5 番 1 号
新居浜市長

乙 6 西条市明屋敷164番地
西条市長

乙 7 大洲市大洲690番地の 1
大洲市長

乙 8 伊予市米湊820番地
伊予市長

乙 9 四国中央市三島宮川 4 丁目 6 番55号
四国中央市長

乙10 西予市宇和町卯之町三丁目434番地 1
西予市長

乙11 東温市見奈良530番地 1
東温市長

乙12 越智郡上島町弓削下弓削210番地
上島町長

乙13 上浮穴郡久万高原町久万2123番地
久万高原町長

乙14 伊予郡松前町大字筒井631番地
松前町長

乙15 伊予郡砥部町宮内1392番地
砥部町長

乙16 喜多郡内子町平岡168番地
内子町長

乙17 西宇和郡伊方町湊浦1993番地 1
伊方町長

丙 広島県広島市西区南観音 7 丁目13番14号
公益社団法人全国上下水道コンサルタント協会 中国・四国支部
中国・四国支部長

○災害時における電気設備等の応急対策業務の協力に関する協定

大洲市（以下「甲」という。）並びに愛媛県電気工事工業組合大洲支部大洲電気工事協同組合（以下「乙」という。）及び愛媛県電気工事工業組合（以下「丙」という。）は、災害時において甲が行う電気設備等の応急対策に係る業務（以下「応急対策業務」という。）の実施に関する乙及び丙の協力について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、災害時における応急対策業務について、甲が乙及び丙の協力を得て、迅速かつ的確に実施できるよう、必要な基本的事項を定めることを目的とする。

（協力要請）

第2条 甲は、災害対策本部を設置した場合において、その他応急対策業務を実施する必要があると認めたときは、乙及び丙に対し、協力を要請することができる。

2 前項の要請があった場合は、可能な限り、乙は、その要請に協力し、乙だけでの対応が困難な場合には、丙が乙を支援するものとする。

3 甲は、本協定による要請を行うときは、「災害協力支援要請書」（様式第1号）をもって乙に行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭、電話等により要請することができるものとし、後日速やかに文書を提出するものとする。

4 乙は、甲から前項の要請があったときは、直ちに丙に連絡し、乙及び丙が協力してこれにあたるものとする。

（協力の内容）

第3条 乙及び丙は、前条の要請を受けたときは、次に掲げる事項に関し、協力するものとする。

(1) 避難場所に対する乙及び丙が所有する電気関係資材等の提供に関すること。

(2) 避難場所の電気設備の応急点検に関すること。

(3) その他甲が必要と認める、乙及び丙の可能な応急対策業務に関すること。

（費用負担）

第4条 前条に規定する応急対策業務の実施に要した費用は、甲、乙及び丙が協議のうえ決定し、災害の発生直前における適正な価格を基準として、甲が負担するものとする。ただし、特異な事象が生じた場合は、甲乙丙協議の上、費用負担について決定するものとする。

（災害補償）

第5条 第2条の規定により、応急対策業務に従事した者が、負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合の補償は、「労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）」を適用するものとし、同法の適用がない場合には、次に掲げる場合を除き愛媛県市町総合事務組合消防団員等公務災害補償条例（平成17年条例第14号）」を適用するものとする。

(1) 当該従事者の故意又は重大な過失による場合。

(2) 当該負傷、疾病又は死亡が、第三者の行為による場合。

(3) その他応急対策業務の実施に起因しない負傷など、補償することが適当でない場合。

（協議及び情報の交換）

第6条 本協定に定めのない事項、又は本協定に関して疑義が生じた事項については、その都度、甲乙丙協議して決定するとともに、必要に応じて情報の交換をすることができる。

（有効期間）

第7条 本協定の有効期間（以下「協定期間」という。）は、平成26年3月31日までとする。ただし、協定期間が満了する1月前までに、甲乙丙いずれからも文書による終了の意思表示がないときは、協定期間満了の日の翌日から1年間延長するものとし、その後においても同様とする。

2 前項の終了の申出は、有効期間満了日の1月前までに他の2者に申し出るものとする。

（旧協定書の失効）

第8条 甲乙丙間において平成25年12月25日に締結された「災害時における電気設備等の応急対策業務の協力に関する協定書」については、本協定書の締結に伴い、令和3年1月4日を以って失効する。

本協定の締結を証するため、本書3通を作成し、甲乙丙の3者が記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和3年1月5日

甲 愛媛県大洲市大洲690番地の1
大洲市
市長

- 乙 愛媛県大洲市若宮 1 9 0 5 番地 1
愛媛県電気工事工業組合大洲支部
大洲電気工事協同組合
理事長
- 丙 愛媛県松山市三番町四丁目 7 番地 7
愛媛県電気工事工業組合
理事長

様式第1号

災 害 協 力 支 援 要 請 書

第 号
年 月 日

愛媛県電気工事工業組合大洲支部
大洲電気工事協同組合 様

大洲市長

災害時における電気設備等の応急対策業務の協力要請について

災害時における電気設備等の応急対策業務の協力に関する協定書第2条の規定に基づき、下記のとおり要請します。

記

1 要請内容

2 要請場所

要請予定期間	要請資機材	数 量	要請人員
年 月 日 から 年 月 日 まで			

3 その他の必要事項

※（注）要請数量は、指定場所あたりの数量とする。

○災害時の動物救護活動に関する協定書

大洲市（以下「甲」という。）と公益社団法人愛媛県獣医師会（以下「乙」という。）とは、災害発生時において、地域住民が飼育する犬及び猫等が被災した際の治療をはじめ、飼育者と離ればなれになった犬、猫等の保護管理等の救済措置を行うため、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条第1項の規定により策定した大洲市地域防災計画に基づき、甲が行う動物救護活動（以下「活動」という。）に対する乙の協力に関し必要な事項を定めるものとする。

（対象動物）

第2条 活動の対象となる動物は、犬及び猫とする。

2 前項に該当しない動物を活動の対象とする場合は、甲と乙が協議のうえ、決定するものとする。

（活動拠点）

第3条 甲は、活動が必要と認めた際には、災害状況等を勘案して最適と思われる場所を活動拠点として指定し、これを乙に通知するものとする。

（活動内容）

第4条 活動の内容は、次に掲げる事項とする。

- （1）災害により負傷した動物の応急処置に関すること。
- （2）被災動物の保護、収容及び健康管理（健康相談を含む。）に関すること。
- （3）被災動物に関する情報の収集及び提供に関すること。
- （4）施設、設備及び物資の提供その他活動に係る必要な災害応急業務に関すること。

（協力要請等の手続）

第5条 甲は、活動に対する協力が必要であると認めたときは、次に掲げる事項を明らかにして、文書により乙に対して協力の要請を行うものとする。ただし、緊急の場合は、口頭その他の方法により要請を行い、後日、速やかに文書を送付するものとする。

- （1）要請理由
- （2）要請内容
- （3）活動の拠点と活動の範囲
- （4）その他必要な事項

2 甲は、前項の規定による要請について重要な変更が生じたときは、その都度乙に通知するものとし、その活動が必要でなくなったときは、速やかに乙に通知するものとする。

（連絡体制）

第6条 活動に関する連絡窓口は、甲にあっては、大洲市動物愛護担当課とし、乙にあっては、乙の事務局とする。

（活動の履行）

第7条 乙は、甲から第5条第1項の活動の協力要請を受けた場合は、速やかに活動拠点に赴き、可能な限りの誠意を持って活動を行うものとする。

2 甲及び乙は、活動を円滑かつ効果的に遂行するために、適宜、情報交換を行うものとする。

3 乙は、自ら活動が必要であると判断した場合には、甲に活動の実施を促すことができるものとする。

4 前項の場合において、甲は、乙から活動の実施を促されたときは、遅滞なく実施の可否について判断し、乙に対して活動の協力要請を行うものとする。

5 甲は、活動の途中経過の報告を、適時、乙に求めることができるものとする。

（費用負担）

第8条 甲の要請に基づき乙が行う活動の実施に当たり必要となる物資、日当、旅費、宿泊費等の経費については、甲乙協議のうえ定めるものとする。ただし、愛媛県が負担する経費については、この限りでない。

2 乙は、活動に対する寄付金や義援金の募集に努め、前項本文の経費に充てることとする。

（損害補償）

第9条 甲は、この協定に基づき乙が行った動物救護活動に係わる従事者の損害等については、全国市長会市民総合賠償補償保険に定める範囲により補償するものとする。

（資材等の調達・搬送）

第10条 甲は、乙が行う活動に必要な資材等の調達及び活動拠点への円滑な搬送について、必要な

措置を講じるよう努めるものとする。

(活動の停止等)

第11条 甲は、活動を継続することが極めて困難又は不可能と判断した場合は、乙と協議のうえ活動を停止し、又は中止することができる。

(活動の終了と報告)

第12条 甲は、活動を継続する必要がなくなったと判断したときは、乙と協議のうえ活動を終了するものとする。

2 乙は、活動を終了したときは、速やかに次に掲げる事項を記載した文書により、甲に対して報告するものとする。

(1) 活動の具体的内容

(2) 活動の実施期間

(3) その他必要な事項

(平常時の対応等)

第13条 乙は、その構成する会員（以下「会員」という。）に対して本協定の周知及び啓発に努め、災害発生時において会員が円滑に活動できるよう必要な調整を行うものとする。

2 甲及び乙は、活動の円滑な実施を図るため、必要に応じて連絡会議を開催する。

(協定の期間及び更新)

第14条 この協定の有効期間は、締結の日から1年間とする。ただし、協定期間満了日までに甲又は乙のいずれからも本協定の解除又は変更について申し出のないときは、本協定は1年間更新されるものとし、その後もまた同様とする。

(協議)

第15条 この協定に関し、疑義又は定めのない事項が生じたときは、その都度甲乙協議のうえ決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

令和3年8月17日

甲 大洲市大洲690番地の1
大洲市
市長

乙 松山市三番町6丁目1番地8
公益社団法人愛媛県獣医師会
会長

○大洲市・日本下水道事業団災害支援協定

大洲市（以下「甲」という。）と日本下水道事業団（以下「乙」という。）とは、甲の所管する下水道施設について災害が発生した場合において乙が行う下水道施設の維持又は修繕に関する工事その他の支援（以下「災害支援」という。）に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的等）

第1条 この協定は、乙が行う災害支援に関して基本的な事項を定め、災害支援の円滑な実施により、災害が生じた下水道施設の機能の迅速な回復を図り、もって浸水被害の拡大その他の生活環境の悪化又は公共用水域の水質の悪化を防止することを目的とする。

2 この協定は、下水道法（昭和33年法律第79号）第15条の2に規定する災害時維持修繕協定である。

（対象）

第2条 この協定の対象となる災害は、次に掲げる原因により生ずるものとする。

一 暴風、竜巻、豪雨、落雷、豪雪、洪水、崖崩れ、土石流、高潮、地震、津波、噴火、地滑りその他の異常な自然現象

二 その他甲と乙の協議により定めるもの

2 この協定の対象となる下水道施設は、別記に掲げるもの（以下「協定下水道施設」という。）とする。

（災害支援の内容）

第3条 乙が行う災害支援は、次に掲げるものとする。

一 災害の状況を確認するために行う現地調査（協定下水道施設の点検を含む。）

二 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法施行令（昭和26年政令第107号）第5条1項の規定による災害報告に必要な資料の作成

三 協定下水道施設について、その応急工事又は復旧工事が完了するまでの間、暫定的にその機能を確保するために行う簡易消毒の実施、仮設ポンプの設置その他の維持又は修繕に関する工事

四 災害査定に必要な設計図書その他の関係資料の作成（作成のために行う現地調査を含む。）及び災害査定への立会

五 前各号に掲げる災害支援に附帯する支援

（災害支援の要請の方法）

第4条 甲は、乙に災害支援を要請しようとする場合には、対象施設及び支援内容を記載した文書により行うものとする。ただし、文書によることができない場合には、電子メール又はファクシミリ装置を用いた送信（これらの送信ができないときは、口頭又は電話）により当該要請を行うことができる。

2 前項ただし書の場合には、甲は、事後において速やかに、乙に文書を交付するものとする。

（災害支援の実施）

第5条 乙は、前条の要請があったときは、その人員等に応じて可能な範囲で、第3条に規定する災害支援を行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、乙は、愛媛県から災害支援の要請があったときは、その人員等に応じて可能な範囲で、第3条に規定する災害支援を行うことができる。

（災害支援の完了の報告）

第6条 乙は、前条の規定による災害支援の全部又は一部を完了したときは、甲に対し、速やかにその内容を報告するものとする。

（費用の負担）

第7条 甲は、乙が行った災害支援に要した費用（第3条第1号及び第2号に規定する災害支援に要したものを除く。）を負担するものとする。

2 乙は、前項の費用として、職員の人件費及び旅費、使用した機材又は薬品の代価その他の実費に相当する額を甲に請求するものとする。

3 甲は、前項の規定による請求があったときは、その内容を精査の上、速やかに乙に支払うものとする。

（廃止）

第8条 甲又は乙においてこの協定を継続できない事情が生じたときは、甲乙協議の上、この協定を廃止することができる。

2 甲又は乙がこの協定の定めに違反した場合においては、甲又は乙は、違反した相手方への書面による通告をもって、この協定を廃止することができる。

(事務局)

第9条 この協定に基づく災害支援に係る事務局は、次のとおりとする。

一 甲の事務局 大洲市建設部下水道課

二 乙の事務局 日本下水道事業団中国・四国総合事務所 施工管理課

(協定の有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、令和4年4月1日から令和6年9月30日までとする。

(現況届の提出)

第11条 甲は、協定を締結したときは、乙に対し、遅滞なく、現況届を提出するものとする。

2 甲は、前項より提出した現況届の内容に変更が生じたときは、直ちに変更後の現況届を乙に提出するものとする。

3 甲は、前二項に規定する現況届に基づき、当該協定を締結した日から起算して1年を経過するごとに、その間の経過を速やかに乙に報告するものとする。

4 第一項及び第二項に定める現況届は、別記様式によるものとする。

(その他)

第12条 この協定に定めのない事項及び疑義を生じた事項については、甲と乙が協議して定める。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印のうえ、各々1通を保有する。

令和4年4月1日

甲 愛媛県大洲市大洲690番地の1
大洲市
代表者 市長

乙 東京都文京区湯島二丁目31番27号
日本下水道事業団
代表者 理事長

.....
.

別記

協定下水道施設

1. 終末処理場

大洲市肱南浄化センター

大洲市肱北浄化センター

2. ポンプ場（マンホールポンプは除く。）

大洲市八尾雨水ポンプ場

大洲市中島雨水ポンプ場

年 月 日

日本下水道事業団 理事長 殿

災害支援協定に係る現況届

大洲市・日本下水道事業団災害支援協定第11条に基づき現況届を提出します。

市町村名				
担当部署名				
担当者役職及び氏名①				
担当者役職及び氏名②				
災害時 緊急連絡先	電話番号			
	FAX			
	E-mail			
維持管理 委託先	業者名			
	電話番号			
	FAX			
	E-mail			
対象施設名				
		ルート図	一般平面図	水位関係図
最新図面作成年月日				
		設備フロー図	施設平面図	断面図
最新図面作成年月日				
留意事項				

※1 ご担当者様は2名以上ご登録願います。

※2 災害時緊急連絡先が複数ある場合は「,」で区切ってご記入願います。

※3 維持管理委託先がない場合は、「維持管理委託先」欄をご記入いただく必要はありません。

維持管理委託先が複数ある場合は、行を増やしてご記入願います。

※4 「対象施設名」欄は、対象施設ごとに対象施設名及び最新の図面の作成年月日を記載してください。また、施設が複数ある場合は別紙を作成するか、行を増やしてご記入願います。

※5 「留意事項」欄は、災害支援時に留意すべきことがあればご記入願います。

○大洲市災害ボランティアセンターの設置及び運営に関する協定書

大洲市（以下「甲」という。）と社会福祉法人 大洲市社会福祉協議会（以下「乙」という。）は、災害時における大洲市災害ボランティアセンター（以下、「センター」という。）の設置、運営等に関

し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、大洲市災害時応急対応活動として行う、センターの設置及びそれに伴うボランティア

活動を円滑に実施するために、甲及び乙の果たすべき役割と協力事項、費用負担等を定め、被災者の生活支援に寄与することを目的とする。

（センターの開設）

第2条 甲は、大洲市内において地震、風水害等による大規模災害が発生した場合に、被災地域にお

いてボランティア活動による円滑な応急救援活動を実施する必要があると認めたときは、乙にセンター

の開設を要請する。

2 乙は、前項に規定する要請を受けた場合は、速やかにセンターを開設する。

（連携及び協力）

第3条 甲及び乙は、災害が発生した場合には、被害状況等を含めボランティア活動を行うために必

要な情報や被災者の効果的な支援のために必要な情報を速やかに共有し、協力して措置を講じる。

（センターの設置場所）

第4条 センターの本部事務所は大洲市総合福祉センター（以下「総合福祉センター」という。）に

設置する。ただし、総合福祉センターに設置することが困難な場合は、甲乙協議の上、別途設置場

所を決定するものとする。

（センターの業務）

第5条 センターが行う業務は、次のとおりとする。

- (1) 被災情報の把握
- (2) 災害ボランティアニーズの把握
- (3) 災害ボランティアの募集、受付、コーディネート
- (4) 災害ボランティア活動に関する情報発信
- (5) センター及び災害ボランティア活動に関する各種相談、問い合わせへの対応
- (6) ボランティア活動保険の加入手続
- (7) 災害ボランティア活動に必要な資機材・活動物資等の調達・貸出・保管・管理
- (8) 災害ボランティア活動に必要な移動支援
- (9) 大洲市災害対策本部等との以下の情報の共有
 - ①被災状況・避難情報
 - ②インフラ等の復旧計画・復旧情報
 - ③ボランティアによる支援活動の状況
 - ④特に支援を必要とする者の情報（共有の内容、範囲等は別に定める）
 - ⑤その他、災害ボランティア活動として、乙に対して必要と認める情報
- (10) 関係機関・団体との間の連絡・調整・仲介等
- (11) その他、センターの活動に必要な業務

（センターの運営）

第6条 センターの運営は、乙が行う。

2 乙は、センターの運営に必要な人員の確保に努めるものとする。ただし、乙において人員確保が

できないと判断した場合は、原則として文書により甲に対し必要な人員の派遣を要請する。

3 甲が前項に規定する要請を受けた場合は、必要な人員を派遣する。

（資機材の確保）

第7条 甲及び乙は、災害時におけるボランティア活動等に必要な資機材等を相互に協力して確保するものとする。

(救援物資の保管管理)

第8条 救援物資の受入れ及び保管は甲が実施する。ただし、ボランティア活動等に必要な救援物資

については乙に提供し、乙が管理する。

(費用負担)

第9条 センターの拠点設置費用等について、甲乙協議の上、決定するものとする。

2 大規模な災害において、災害ボランティア活動と甲の実施する救助の調整の事務を甲が乙に委託

した場合は、当該事務に要する乙の職員の時間外勤務手当、乙が雇用する臨時職員及び非常勤職員の

賃金、並びに乙の運営する災害ボランティアセンターに派遣される職員に係る旅費、その他運営に関するかかり増し経費について、甲の負担とすることができる。

3 乙は、前2項の費用の内訳について、支出状況がわかる書類を作成し、証拠書類一式を添付して

甲に提出し、甲の承認を得るものとする。

(請求及び支払)

第10条 乙は、前条の規定により費用が確定したときは、支出状況がわかる書類等を添えて甲に請求

するものとする。

2 甲は、前項の規定により乙からの請求があったときは、内容を確認しその費用を乙に支払うものとする。

3 支出状況がわかる書類等に関する資料は、会計法に基づき5年間保管するものとする。

(災害補償)

第11条 センターの派遣により災害救援活動業務に従事したボランティアが、その業務により被害

を受けたときは、ボランティア活動保険により対応するものとする。

(報告)

第12条 甲は、乙に対し、センターの運営状況について報告を求めることができる。

(センターの閉設)

第13条 センターの閉設は、被災地域の自治会や関係機関等の意見を聴くとともに災害の復旧状況

を考慮し、甲及び乙が協議の上、決定する。

(有効期間)

第14条 この協定は、協定締結の日からその効力を有するものとし、甲及び乙いずれからも文書に

よる終了の意思表示がない限り、その効力を継続する。

(平常時における体制整備)

第15条 乙は、平常時から災害時に備えたセンター機能の整備・保持に努めるものとし、甲は、必要な

協力を行うものとする。

2 甲及び乙は、平常時から相互に連携し、ボランティア団体、地域住民、関係機関・団体等との良好

な関係の維持向上に努め、センターの運営など災害時における連携・協力体制の確立を図るものとする。

3 甲及び乙は、災害時におけるボランティア活動が効果的に実施されるよう、防災訓練等の際に、互いに協力して災害ボランティアの養成を行うとともに、自主防災組織の育成に努めるものとする。

(個人情報の取扱い)

第16条 乙は、本協定に基づき設置するセンターの運営に関して発生する個人情報の取扱いについて、社会福祉法人大洲市社会福祉協議会個人情報保護規程に基づき、適切に管理するものとする。

(協議)

第17条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度甲及び乙が協議の上、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各1通を保有する。

令和4年7月28日

甲 大洲市大洲690番地の1
大洲市
市長

乙 大洲市東大洲270番地1
社会福祉法人 大洲市社会福祉協議会
会長

○災害時における被災地支援に関する協定書

大洲市（以下「甲」という。）、社会福祉法人 大洲市社会福祉協議会（以下「乙」という。）及び一般社団法人 大洲青年会議所（以下「丙」という。）は、大規模な自然災害が発生した場合（以下「災害時」という。）の被災地支援活動における協力に関し、協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、大洲市内における災害時において、甲、乙及び丙が相互に協力して、災害ボランティア活動などの被災地支援活動を迅速かつ円滑に実施できるよう必要な事項を定めることを目的とする。

（支援の要請）

第2条 甲及び乙は、災害時において、次条に掲げる支援の必要があるときは、丙に対し、協力を要請することができる。

2 丙は、前項の規定による甲及び乙からの要請にできる限り応じるよう努めるものとする。

3 甲及び乙の要請は、原則として文書により行うものとする。ただし、緊急を要するときは口頭により要請することができるものとし、その後、速やかに文書を提出するものとする。

（支援の内容）

第3条 甲及び乙が丙に対し要請する支援の内容は、次のとおりとする。

(1) 大洲市災害ボランティアセンター（以下「センター」という。）に対する人的支援

(2) 災害ボランティア活動のための資機材の調達、仕分け及び輸送

(3) 専門的な技能を活用した支援活動

(4) 前3号に掲げるもののほか、特に要請のあった事項

（費用負担）

第4条 本協定により丙が実施する活動に係る費用は、原則として丙の負担とする。ただし、活動に係る費用が特段必要な場合には、丙の要望により、甲、乙及び丙間で費用負担割合について誠実に協議するものとする。

（情報の提供）

第5条 甲及び乙は、センターの開設情報など支援に必要な情報を丙に提供するものとする。

（情報の交換）

第6条 甲、乙及び丙は、この協定が円滑に運用されるよう、平素から必要な情報の交換を行うものとする。

（有効期間）

第7条 この協定は、甲、乙及び丙のいずれからも文書による終了の申出がない限り、継続するものとする。

（秘密保持及び個人情報の保護）

第8条 甲、乙及び丙は、この協定の実施に当たり知り得た秘密又は個人情報を協定の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

（協議）

第9条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じた場合は、甲、乙及び丙が協議の上、これを定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書3通を作成し、甲、乙及び丙の三者がそれぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

令和4年7月28日

甲 大洲市大洲690番地の1
大洲市
市長

乙 大洲市東大洲270番地1
社会福祉法人 大洲市社会福祉協議会
会長

丙 大洲市大洲891番地1
一般社団法人 大洲青年会議所
理事長

○災害時における電気設備等の応急対策業務の協力に関する協定

大洲市（以下「甲」という。）と一般社団法人愛媛県電設業協会（以下「乙」という。）は、災害時において甲が行う電気設備等の応急対策に係る業務（以下「応急対策業務」という。）の実施に関する乙の協力について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、災害時における応急対策業務について、甲が乙の協力を得て、迅速かつ的確に実施できるよう、必要な基本的事項を定めることを目的とする。

（協力要請）

第2条 甲は、災害対策本部を設置した場合において、その他応急対策業務を実施する必要があると認めたときは、乙に対し、協力を要請することができる。

2 前項の要請があった場合は、乙は、その要請に協力するものとする。

3 甲は、本協定による要請を行うときは、「災害協力支援要請書」（様式第1号）をもって乙に行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭、電話等により要請することができるものとし、後日速やかに文書を提出するものとする。

（協力の内容）

第3条 乙は、前条の要請を受けたときは、次に掲げる事項に関し、協力するものとする。

（1）避難場所に対する乙が所有する電気関係資材等の提供に関すること。

（2）避難所の電気設備の応急点検に関すること。

（3）その他甲が必要と認める、乙の可能な応急対策業務に関すること。

（費用負担）

第4条 前条に規定する応急対策業務の実施に要した費用は、甲及び乙が協議のうえ決定し、災害の発生直前における適正な価格を基準として、甲が負担するものとする。ただし、特異な事象が生じた場合は甲乙協議の上、決定するものとする。

（災害補償）

第5条 第2条の規定により、応急対策業務に従事した者が負傷し又は疾病にかかり若しくは死亡した場合の補償は、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）を適用するものとし、同法の適用がない場合には、次に掲げる場合を除き、愛媛県市町総合事務組合消防団員等公務災害補償条例（平成17年条例第14号）を適用するものとする。

（1）当該従事者の故意又は重大な過失による場合

（2）当該負傷、疾病又は死亡が、第三者の行為による場合

（3）その他応急対策業務の実施に起因しない負傷など、補償することが適当でない場合

（協議及び情報の交換）

第6条 本協定に定めのない事項又は本協定に関して疑義が生じた事項については、その都度、甲乙協議して決定するとともに、必要に応じて情報の交換をすることができる。

（有効期間）

第7条 本協定の有効期間（以下「協定期間」という。）は、平成26年3月31日までとする。ただし、協定期間が満了する1月前までに、甲乙いずれからも文書による終了の意思表示がないときは、協定期間満了の日の翌日から1年間延長するものとし、その後においても同様とする。

2 前項の終了の申し出は、有効期間満了日の1月前までに他の2者に申し出るものとする。

（旧協定書の失効）

第8条 甲乙間において平成25年12月25日に締結された「災害時における応急対策業務の協力に関する協定書」については、本協定書の締結に伴い、令和5年6月15日を以って失効する。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和5年6月16日

甲 愛媛県大洲市大洲690番地の1

大洲市長

乙 愛媛県松山市二番町四丁目4番地4

一般社団法人 愛媛県電設業協会

会長理事

副会長

南予地区代表理事

様式第 1 号

災 害 協 力 支 援 要 請 書

第 号
年 月 日

一般社団法人 愛媛県電設業協会 様

大洲市長

災害時における電気設備等の応急対策業務の協力要請について

災害時における電気設備等の応急対策業務の協力に関する協定書第 2 条の規定に基づき、下記のとおり要請します。

記

1 要請内容

2 要請場所

要請予定期間	要請資機材	数 量	要請人員
年 月 日から 年 月 日まで			

3 その他の必要事項

※（注）要請数量は、指定場所あたりの数量とする。

○災害時の応急対策業務に関する協定書

大洲市（以下「甲」という。）と一般社団法人日本石材産業協会愛媛県支部（以下「乙」という。）及び一般社団法人日本石材産業協会（以下「丙」という。）は、災害が発生した場合に復旧活動等に支障を及ぼす石材構造物の移設等について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、大洲市で災害が発生した場合の被害拡大防止を図るため、甲の要請により乙及び丙が実施する応急対策業務（以下「業務」という。）に係る基本的な事項を定めることを目的とする。

（業務の内容）

第2条 業務の内容は、次のとおりとする。

- （1）緊急輸送道路をはじめとする道路、河川、学校、その他甲が管理する施設の災害復旧活動等に支障を及ぼす「墓石」や「公共価値を有する石碑・モニュメント」等の石材構造物の撤去・移設
- （2）業務の実施に必要な資材などの確保
- （3）被害情報等の収集及び報告
- （4）その他甲が必要と認めるもの

（業務の要請）

第3条 甲は、必要に応じて、乙に対して業務を要請することができる。

2 乙は、甲から業務の要請があった場合、地域貢献の観点から、丙が作成した「災害対策マニュアル」に基づき、最優先で業務を実施するものとする。

3 乙は、業務の実施に必要な人員等が不足すると判断した場合は、甲乙協議の上、丙に応援を要請することができる。

4 丙は、乙から応援要請があった場合、特別な理由がない限り、これに協力するものとする。

（要請の方法）

第4条 甲は、業務を必要とする場合、乙に対し、原則として「災害時の応急対策業務要請書」（第1号様式）により要請するものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭又は電話等で要請し、後日速やかに書面を提出するものとする。

2 乙は、応援を要請する場合、丙に対し、原則として「災害時の応急対策業務応援要請書」（第2号様式）により要請するものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭又は電話等で要請し、後日速やかに書面を提出するものとする。

（業務の報告）

第5条 乙は、業務の実施に当たり、適宜その進捗状況について甲に報告するとともに、業務を完了した後、速やかにその内容を「応急対策業務（応援）報告書」（第3号様式）により甲へ報告するものとする。

2 丙は、業務の実施に当たり、適宜その進捗状況について甲及び乙に報告するとともに、業務を完了した後、速やかにその内容を「応急対策業務（応援）報告書」（第3号様式）により甲及び乙へ報告するものとする。

（連絡責任者）

第6条 甲、乙及び丙は、互いの意思疎通を迅速かつ円滑に行うため、あらかじめ連絡責任者を定めるとともに、異動などがあった場合は、他の連絡責任者に対して、速やかにその情報を提供するものとする。

（費用負担）

第7条 乙及び丙が業務の実施に要した費用については、甲が負担するものとする。

2 前項の費用については、業務の要請直前の当該地域での適正価格を基準とし、甲乙丙協議の上決定するものとする。

（第三者等に対する損害賠償）

第8条 乙及び丙が、業務の実施に伴い、甲又は第三者に損害を与えたときは、乙及び丙の責めに帰すべき事由によるものを除き、甲乙丙協議の上、その賠償を行うものとする。

（災害補償）

第9条 業務に従事した者に、死亡、負傷、疾病等の健康被害が生じた場合、その損害賠償は、乙及び丙の責任により行うものとし、甲はその責を負わないものとする。

（有効期間）

第10条 この協定の有効期間（以下「協定期間」という。）は、令和6年3月31日までとする。
ただし、協定期間が満了する1か月前までに、甲乙丙いずれからも書面による協定終了の意思表示が無い限り、1年間自動的に更新されるものとし、その後においても同様とする。

（協議）

第11条 本協定に定めのない事項又は本協定に疑義が生じたときは、その都度、甲乙丙協議の上、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書3通を作成し、甲乙丙記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和5年12月8日

甲 愛媛県大洲市大洲690番地の1
大洲市長

乙 愛媛県西条市氷見乙785番地
一般社団法人 日本石材産業協会愛媛県支部
支部長

丙 東京都千代田区神田多町2丁目9番地 日計ビル2階
一般社団法人 日本石材産業協会
会長

(第 1 号様式)

年 月 日

(宛先)

大洲市長

災害時の応急対策業務要請書

災害時の応急対策業務に関する協定書第 4 条により、次のとおり応急対策業務を要請します。

口頭、電話等による連絡日時	年 月 日 時 分
要請場所	
要請内容	
その他必要な事項	

担当者欄	課 (担当者) 氏 名

(第2号様式)

年 月 日

(宛先)

(要請者)

名称

代表者氏名

災害時の応急対策業務応援要請書

災害時の応急対策業務に関する協定書第4条により、次のとおり応急対策業務の応援を要請します。

口頭、電話等による連絡日時	年 月 日 時 分
要請場所	
要請内容	
その他必要な事項	

担当者欄	(担当者) 氏 名

(第3号様式)

年 月 日

(宛先)

(報告者)

名称

代表者氏名

印

応急対策業務（応援）報告書

年 月 日付け、災害時の応急対策業務（応援）要請書による、次の応急対策業務（応援）の完了を報告致します。

活動期間	年 月 日 時 分 ～ 年 月 日 時 分
要請場所	
活動内容（概要）	
連絡責任者 （会社・氏名・電話番号）	
その他必要な事項	

連 絡 責 任 者 届

【大洲市】

1 連絡責任者

役職・氏名	
T E L	
携 帯	
F A X	
メールアドレス	

2 時間外及び休日の場合の連絡先

項 目	第1連絡先	第2連絡先
役職・氏名		
T E L		
携 帯		
F A X		
メールアドレス		

3 勤務時間及び休日

- ・勤務時間：
- ・休日：

【一般社団法人 日本石材産業協会】

1 連絡責任者

役職・氏名	
T E L	
携 帯	
F A X	
メールアドレス	

2 時間外及び休日の場合の連絡先

項 目	第1連絡先	第2連絡先
役職・氏名		
T E L		
携 帯		
F A X		
メールアドレス		

3 勤務時間及び休日

- ・勤務時間：
- ・休日：

【一般社団法人 日本石材産業協会 愛媛県支部】

1 連絡責任者

役職・氏名	
T E L	
携 帯	
F A X	
メールアドレス	

2 時間外及び休日の場合の連絡先

項 目	第 1 連絡先	第 2 連絡先
役職・氏名		
T E L		
携 帯		
F A X		
メールアドレス		

3 勤務時間及び休日

- ・勤務時間：
- ・休 日：

○広域応援に関する協定

No.	協 定 名	締 結 団 体	締結年月日
1	瀬戸内・海の路ネットワーク災害時相互応援に関する協定	大洲市、瀬戸内海沿岸各市	平成24年3月29日
2	四国西南サミット災害時相互応援協定	大洲市、宇和島市、八幡浜市、西予市、内子町、松野町、鬼北町、愛南町、宿毛市、土佐清水市、四万十市、大月町、三原村、黒潮町	平成24年5月21日
3	全国鶴飼サミット関連自治体による災害時における相互応援に関する協定書	大洲市、三次市、笛吹市、岐阜市、関市、犬山市、岩国市、日立市	平成25年10月15日
4	大規模災害発生時における広域防災拠点に関する協定書	愛媛県、八幡浜・大洲地区広域市町村圏組合	平成26年10月2日
5	災害時における愛媛県市町相互応援に関する協定書	愛媛県、県下市町	平成28年2月17日
6	大洲市内社会福祉法人等災害時相互応援協定	大洲市、愛生福祉会、大洲育成園、大洲幸楽園、清祥会、三善会、友愛会、大洲喜多特別養護老人ホーム事務組合	令和2年10月27日

○瀬戸内・海の路ネットワーク災害時相互応援に関する協定

(目的)

第1条 この協定は、瀬戸内・海の路ネットワーク推進協議会(以下「海ネット」という。)を構成する会員のうち、この協定を締結した会員(以下「海ネット共助会員」という。)が海ネット共助会員の地域において地震等による災害が発生し、被災会員独自では十分な応急対応ができない場合に、主に海の路を介した連携により、相互に救援協力し、被災会員の応急及び復旧対策を円滑に遂行することを目的に締結するものである。

(応援の種類)

第2条 応援の種類は、次のとおりとする。

- (1) 応急対策並びに応急復旧に必要な資機材及び物資の提供
- (2) 応急対策及び復旧に必要な職員の派遣
- (3) 医療機関への被災傷者等の受入
- (4) 被災者への臨時的な居住施設の提供
- (5) 前各号に定めるもののほか、特に要請があった事項

(地域ブロックの設置)

第3条 災害の規模等に応じて応援を円滑に行うため、以下のとおり地域ブロックを設置する。

地域ブロック	海ネット共助会員
近畿・中国ブロック	大阪府堺市、大阪府岸和田市、大阪府貝塚市、大阪府高石市、大阪府忠岡町、大阪府岬町 兵庫県姫路市、兵庫県明石市、兵庫県洲本市、兵庫県芦屋市、兵庫県南あわじ市、兵庫県淡路市、兵庫県加古川市、兵庫県播磨町 和歌山県和歌山市、和歌山県海南市、和歌山県湯浅町、和歌山県由良町 岡山県玉野市、岡山県笠岡市、岡山県備前市、岡山県浅口市、岡山県瀬戸内市 広島県広島市、広島県呉市、広島県竹原市、広島県三原市、広島県尾道市、広島県福山市、広島県大竹市、広島県東広島市、広島県廿日市市、広島県江田島市、広島県海田町、広島県坂町 山口県宇部市、山口県山口市、山口県防府市、山口県岩国市、山口県光市、山口県柳井市、山口県周南市、山口県山陽小野田市、山口県周防大島町、山口県上関町
四国・九州ブロック	徳島県小松島市、徳島県松茂町 香川県高松市、香川県丸亀市、香川県坂出市、香川県観音寺市、香川県さぬき市、香川県東かがわ市、香川県三豊市、香川県土庄町、香川県小豆島町、香川県直島町、香川県宇多津町、香川県多度津町 愛媛県松山市、愛媛県今治市、愛媛県宇和島市、愛媛県八幡浜市、愛媛県新居浜市、愛媛県西条市、愛媛県大洲市、愛媛県伊予市、愛媛県四国中央市、愛媛県西予市、愛媛県上島町、愛媛県松前町、愛媛県伊方町、愛媛県愛南町、山口県下関市、大分県中津市、大分県姫島村、大分県津久見市、大分県佐伯市

(地域ブロックによる応援の連絡調整)

第4条 地域ブロックには地域ブロック幹事及び地域ブロック副幹事(以下「地域ブロック幹事等」という。)を置くものとし、海ネット共助会員から互選により選出するものとする。

2 地域ブロック幹事等の任期は、それぞれ1年とする。

3 地域ブロック幹事等は、被災会員に対する応援を速やかに行うため、地域ブロック内の総合調整を行うものとする。

(応援の要請)

第5条 被災会員は、応援が必要と判断したときは、次に掲げる事項を明らかにし、文書により所属する地域ブロック幹事等に対し要請するものとする。ただし、緊急の場合には、口頭、電話又は電信等により応援を要請することができる。この場合、当該要請後速やかに文書を提出するものとする。

(1) 災害の状況及び要請理由

- (2) 必要とする物資等の種類、数量、搬入場所及び経路
- (3) 必要とする職員の職種、活動内容、機関、人数および派遣場所と経路
- (4) 受入れを必要とする被災傷者等の人数及び診療科目
- (5) 受入港及び受入港への会場経路

(6) 前各号に掲げるもののほか、特に必要な事項

2 要請を受けた地域ブロック幹事(以下「応援取りまとめ幹事」という。)は、速やかに他の地域ブロック幹事等と協議を行い、被災会員を応援できる海ネット共助会員を決定し、その旨を被災会員及び他の地域ブロック幹事等並びに海ネット事務局に通知する。ただし、緊急の場合はこの限りではない。

3 通知を受けた海ネット事務局は、必要に応じて状況を関係機関に報告するものとする。

(応援の実施)

第6条 海ネット共助会員は、前条に規定する応援の要請を受けた場合、可能な範囲でこれを実施するものとする。

2 海ネット共助会員は、前条に規定する応援の要請がない場合でも、速やかに協議を行い、当該被災会員に応援が必要と判断したときは、応援を実施することができる。この場合は、前条に規定する応援の要請があったものとみなし、前条の規定を準用する。

3 応援取りまとめ幹事は、他の地域ブロック幹事等と緊密な連絡を取り、被災会員が必要とする応援を適切に実施できるよう努めるものとする。

(応援経費の負担)

第7条 応援に要した経費は、原則として被災会員が負担する。ただし、被災会員と応援を行う海ネット共助会員(以下、「応援会員」という。)との間で協議した結果、合意が得られた場合については、この限りではない。

2 被災会員において経費を支弁するいとまがなく、かつ、被災会員から要請があった場合は、応援会員は当該経費を一時繰替支弁するものとする。

3 前2項に定めるもののほか、経費負担等に関し必要な事項は別途調整を図る。

(協定運営協議会の設置)

第8条 この協定の運営を円滑に行うため、協定運営協議会を設置する。

(1) 協定運営協議会は、地域ブロック幹事等で構成する。

(2) 協定運営協議会には幹事及び副幹事等を置くものとし、互選により選出するものとする。

(3) 前号の幹事及び副幹事の任期は、それぞれ1年とする。

(4) 協定運営協議会の事務局は、幹事の担当課内におき、協議会の庶務を行う。

2 協定運営協議会の行う業務は、以下のとおりとする。

(1) この協定に参加又は離脱を希望する海ネット共助会員への同意

(2) 協定の実効性の確保に関する企画及び管理

(3) この協定の運営に係る連絡及び調整

(4) その他、この協定の運営に関し必要な事項の決定

(海ネット共助会員への参加及び離脱)

第9条 海ネット共助会員への参加及び離脱は、別紙様式の協定(参加・離脱)申請書を協定運営協議会へ提出し、当該申請書を協定運営協議会が受理した時をもって同意したものとみなす。

2 前条第1項第2号の幹事は、海ネット共助会員に移動があった場合は、速やかに他の海ネット共助会員及び海ネット事務局に通知する。

(他の協定との関係)

第10条 この協定は、海ネット共助会員が既に締結している協定及び個別に締結する災害時の相互応援に関する協定を妨げるものではない。

(通信体制の整備)

第11条 海ネット共助会員は、複数の通信体制を整備し、災害時における連絡手段の確保を図るよう努める。

2 海ネット共助会員は、相互応援のための窓口として、予め連絡担当部局を定めておくものとする。

(協定の実効性の確保)

第12条 海ネット共助会員は、平素より相互に海の道を通じた交流・連携の推進を図りつつ、この協定の実効性の確保に努めるものとする。

(協定に関する協議)

第13条 この協定に定めるもののほか、瀬戸内・海の路ネットワーク災害時相互応援に関し必要な事項は、協定運営協議会が別に定める。

附 則

この協定は、平成24年3月29日から施行する。
この協定は、平成24年10月29日から施行する。
この協定は、平成25年3月27日から施行する。
この協定は、平成25年5月22日から施行する。
この協定は、平成25年10月25日から施行する。
この協定は、平成25年12月27日から施行する。
この協定は、平成26年3月28日から施行する。
この協定は、平成26年5月29日から施行する。
この協定は、平成26年12月17日から施行する。
この協定は、平成29年7月21日から施行する。
この協定は、平成29年8月14日から施行する。
この協定は、平成30年9月10日から施行する。
この協定は、令和元年5月23日から施行する。
この協定は、令和元年10月25日から施行する。
この協定は、令和2年3月13日から施行する。
この協定は、令和4年10月5日から施行する。

大阪府 堺市長
大阪府 高石市長
兵庫県 姫路市長
兵庫県 芦屋市長
兵庫県 加古川市長
和歌山県 海南市長
岡山県 玉野市長
岡山県 浅口市長
広島県 呉市長
広島県 尾道市長
広島県 東広島市長
広島県 海田町長
山口県 宇部市長
山口県 岩国市長
山口県 周南市長
山口県 上関町副町長
香川県 高松市長
香川県 観音寺市長
香川県 三豊市長
香川県 直島町長
愛媛県 松山市長
愛媛県 八幡浜市長
愛媛県 大洲市長
愛媛県 西予市長
愛媛県 伊方町長
大分県 姫島村長

大阪府 岸和田市長
大阪府 忠岡町長
兵庫県 明石市長
兵庫県 南あわじ市長
兵庫県 播磨町長
和歌山県 湯浅町長
岡山県 笠岡市長
岡山県 瀬戸内市長
広島県 竹原市長
広島県 福山市長
広島県 廿日市市長
広島県 坂町長
山口県 山口市長
山口県 光市長
山口県 山陽小野田市長
徳島県 小松島市長
香川県 丸亀市長
香川県 さぬき市長
香川県 土庄町長
香川県 宇多津町長
愛媛県 今治市長
愛媛県 新居浜市長
愛媛県 伊予市長
愛媛県 上島町長
愛媛県 愛南町長
大分県 津久見市長

大阪府 貝塚市長
大阪府 岬町長
兵庫県 洲本市長
兵庫県 淡路市長
和歌山県 和歌山市長
和歌山県 由良町長
岡山県 備前市長
広島県 広島市長
広島県 三原市長
広島県 大竹市長
広島県 江田島市長
山口県 下関市長
山口県 防府市長
山口県 柳井市長
山口県 周防大島町長
徳島県 松茂町長
香川県 坂出市長
香川県 東かがわ市長
香川県 小豆島町長
香川県 多度津町長
愛媛県 宇和島市長
愛媛県 西条市長
愛媛県 四国中央市長
愛媛県 松前町長
大分県 中津市長
大分県 佐伯市長

○四国西南サミット災害時相互応援協定

(趣旨)

第1条 この協定は、地震等の大規模な災害時において、防災対策特に応急対策の一層の充実・強化を図ることを目的として、四国西南サミット加盟市町村（以下「協定市町村」という。）が協力して物資・労力等の相互応援を行うことについて定めるものとする。

(応援の種類)

第2条 応援の種類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 食糧、飲料水及び生活必需物資の供給並びにその供給に必要な資機材の提供
- (2) 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供
- (3) 救援活動に必要な車両及び舟艇等の提供
- (4) 被災者を一時収容するための施設の提供
- (5) 被災児童、生徒等の一時受入
- (6) 第1号から第4号までに規定する物資等の提供に係る職員及び災害対策本部の運営に必要な職員の派遣
- (7) 前各号に定めるもののほか特に要請があった事項

(応援要請の手続き)

第3条 応援を要する市町村（以下「被災市町村」という。）は、原則として次の事項を明らかにし、電話等による要請を行い、後日、速やかに当該事項を記載した文書を提出するものとする。

- (1) 災害の状況
- (2) 前条第1号から第3号までに掲げる応援を要請する場合にあっては、物資等の品名、企画、数量等
- (3) 前条第4号及び第5号に掲げる応援を要請する場合にあっては、収容等の人数、被災児童、生徒等の学年等
- (4) 前条第6号に掲げる応援を要請する場合にあっては、派遣職員の事務職、医療職、技術職、技能職等の職種別及び人員
- (5) 応援場所及び応援場所への経路
- (6) 応援を必要とする期間
- (7) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

(応援の実施)

第4条 応援を要請された市町村は、極力これに応じ救援に努めるものとする。

2 被災市町村以外の協定市町村は、通信の途絶等により被災市町村と連絡が不可能である場合において、災害の事態に照らし特に緊急を要し、被災市町村が応援の要請を行ういとまがないと認められるときは、被災市町村からの応援要請を待たないで、必要な応援を行うことができるものとする。この場合には、前条の要請があったものとみなす。

(経費の負担)

第5条 応援に要した経費は、協定市町村が協議して別に定める。

(連絡責任者)

第6条 本協定に定める事項の連絡調整の確実及び円滑を図るため、協定市町村の防災担当課長等を連絡責任者として予め定め、災害が発生したときは、速やかに情報を相互に連絡するものとする。

(協議)

第7条 この協定の実施に関し必要な事項及び協定に定めのない事項は、協定市町村が協議して定めるものとする。

(適用)

第8条 この協定は、締結の日から適用する。

(継承)

第9条 市町村合併等に伴い構成する協定市町村に再編成があった場合は、改めて協定を締結するまでの期間は、新市町村においてこの協定を引き継ぐものとする。

この協定の締結を証するため、本書14通を作成し、各協定市町村は記名押印の上各1通を保管する。

平成24年 5 月21日

宇和島市	代表者	宇和島市長
八幡浜市	代表者	八幡浜市長
大洲市	代表者	大洲市長
西予市	代表者	西予市町
内子町	代表者	内子町長
松野町	代表者	松野町長
鬼北町	代表者	鬼北町長
愛南町	代表者	愛南町長
宿毛市	代表者	宿毛市長
土佐清水市	代表者	土佐清水市長
四万十市	代表者	四万十市長
大月町	代表者	大月町長
三原村	代表者	三原村長
黒潮町	代表者	黒潮町長

○全国鵜飼サミット関連自治体による災害時における相互応援に関する協定書

鵜飼サミット関連自治体（以下「協定市」という。）は、いずれかの協定市において大規模な災害（災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害及び原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第2条第1号に規定する原子力災害をいう。）が発生した場合に、被災した協定市（以下「被災市」という。）の要請による災害応急対策及び災害復旧等に係る相互の応援に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、協定市のいずれかの地域において大規模な災害が発生し、被災市が単独では十分な応急対策等が実施できない場合に、被災市の要請により被災市を応援する協定市（以下「応援市」という。）が実施する応援業務が円滑に実施できるよう、相互応援に関し必要な事項を定めるものとする。

（応援の種類等）

第2条 応援の種類及び内容は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 食料、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資機材の提供
- (2) 被災者の救出、医療、防疫、施設等の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供
- (3) 救援及び救助活動に必要な車両等の提供
- (4) 消火、救援、医療、防疫、応急復旧等に必要な職員の派遣
- (5) 被災児童・生徒の教育機関への受入れ及びあっせん
- (6) 被災者を一時的に受け入れるための施設の提供及びあっせん
- (7) ボランティアのあっせん
- (8) 前各号に掲げるもののほか、特に要請のあった事項

（応援の手続き）

第3条 被災市は、次に掲げる事項を明らかにし、文書により応援を要請するものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話等により応援を要請し、その後速やかに文書を送付するものとする。

- (1) 被害及び被害が予想される状況
- (2) 前条第1号から第3号までに掲げる応援を要請する場合にあっては、物資等の品名及び数量
- (3) 前条第4号に掲げる応援を要請する場合にあっては、職員の職種、人員及び現場での従事の内容
- (4) 応援場所、応援場所への経路及び現場付近の状況
- (5) 応援の期間
- (6) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

（応援の実施）

第4条 応援を要請された協定市は、誠意をもって被災市からの応援要請に応じ、救援に努めるものとする。

（経費の負担）

第5条 応援に要する経費の負担は、法令その他別に定めがあるものを除くほか、次のとおりとする。

- (1) 職員の派遣に要する経費は、応援市が負担するものとする。
- (2) 前号に掲げるもののほか、応援物資の調達その他応援に要する経費は、原則として被災市が負担するものとする。ただし、被災市との協議により、応援市が負担することで合意した場合は、この限りでない。

（応援の自主出動）

第6条 被災市以外の協定市は、大規模な災害が発生し、通信の途絶等により被災市と連絡が取れない場合で、応援の必要があると認めたときは、被災市の被害状況を把握するため、速やかに情報収集活動を実施するものとする。

- 2 前項の情報収集により、被災市の被害が甚大であり応急対策等が必要と判断される場合は、被災市以外の協定市は、第3条の要請を待たずに自主的な応援活動を実施するものとする。ただし、この場合の経費の負担については、第5条の規定を準用する。

（災害補償等）

第7条 派遣職員が応援活動により負傷し、疾病にかかり、若しくは死亡した場合又は応援活動による負傷若しくは疾病の治癒後においても障害を有するに至った場合における本人又はその遺族に対する賠償の責務は、応援市が負うものとする。

2 派遣職員が、応援活動を遂行中に第三者に損害を与えた場合は、その損害が被災市への往復途中において生じたものを除き、被災市がその賠償の責務を負うものとする。

(連絡責任者)

第8条 第3条による応援の手続きを、緊急時において確実かつ円滑に行うため、協定市に連絡責任者を置くものとする。

(体制の整備)

第9条 協定市は、この協定に基づく応援を円滑に行うため、必要な体制の整備に努めるものとする。

(その他)

第10条 この協定の実施に関し、必要な事項及びこの協定に定めのない事項は、協定市が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書7通を作成し、各協定市の長が署名の上、各自1通を保有するものとする。

平成25年10月15日

大 洲 市 長

三 次 市 長

笛 吹 市 長

岐 阜 市 長

関 市 長

犬 山 市 長

岩 国 市 長

協定締結書

日 立 市 長

○大規模災害発生時における広域防災拠点に関する協定書

愛媛県（以下「甲」という。）と八幡浜・大洲地区広域市町村圏組合（以下「乙」という。）は、愛媛県内で県外等からの応援を必要とする規模の災害（以下「大規模災害」という。）が発生した際に、救命・救助活動等に従事する自衛隊、警察、消防等の広域支援部隊を速やかに参集させるとともに、国や他県等から提供される支援物資を効果的に集積、保管、搬送するため、広域的な防災拠点（以下「広域防災拠点」という。）の確保に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、大規模災害が発生した場合において、乙が所有する施設を、広域防災拠点として甲が優先的に使用する場合に必要な事項を定めるものとする。

（施設の名称）

第2条 この協定において、乙が甲に対し、優先的に使用させる施設は、次のとおりとする。

八幡浜・大洲地区運動公園（所在地：大洲市平野町野田乙1644番地）

（施設の使用）

第3条 大規模災害が発生した場合は、甲から乙に対し、要請を行ったうえで、前条に定める施設（以下「施設」という。）を優先的に使用できるものとする。

2 甲は乙に対し、可能な範囲で施設の職員に協力を求めることができるものとする。

（使用の条件）

第4条 甲が乙の施設を使用する場合の使用料等は、原則無償とする。ただし、施設を使用する期間の光熱水費等については、甲が負担する。

2 甲は、施設の使用が終了したときは、甲の責任により原状回復を行うものとする。

3 乙が、施設を指定管理者制度等により第三者へ管理運営を委任している場合であって、甲が施設を優先的に使用することにより当該第三者に損失が発生したときは、甲と乙は当該損失について協議の上、適切に対応するものとする。

（連絡体制等）

第5条 この協定を円滑に実施するため、甲及び乙はお互いの連絡先を交換するものとする。

2 乙は、施設の現況等を変更する場合は、甲へあらかじめ通知するものとする。

（平時からの連携・協力等）

第6条 甲及び乙は、この協定に基づく災害対応を円滑に実施するため、平時から緊密に連携するものとする。

2 甲は、乙と協議の上、大規模災害発生時に使用する資機材や設備等を施設に保管するものとする。

3 乙は、自衛隊等の関係機関による施設の現地調査等や、甲が実施する施設を活用した訓練の実施に、支障のない範囲で協力するものとする。

（有効期間）

第7条 この協定の有効期間は、協定締結日から平成27年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の1月前までに、甲または乙のいずれかが書面をもって協定終了の意思表示をしないときは、有効期間満了の翌日からさらに1年間延長するものとし、以後も同様とする。

（協議）

第8条 この協定に定めのない事項及び疑義を生じた事項については、その都度甲乙協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、この協定書を2通作成し、甲、乙双方記名押印の上各自1通を保有する。

平成26年10月2日

松山市一番町四丁目4番地2

甲 愛 媛 県 知 事

大洲市大洲690番地の1

乙 八幡浜・大洲地区広域市町村圏組合
理事会代表理事

○災害時における愛媛県市町相互応援協定に関する協定書

愛媛県（以下「県」という。）及び愛媛県内の市町（以下「市町」という。）は、災害時における相互応援について、次のとおり、協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、市町において災害が発生し、被害を受けた市町（以下「被災市町」という。）が独自では十分な応急措置等が実施できない場合に、市町相互の応援措置等を迅速かつ円滑に実施するために必要な事項について定めるものとする。

（応援の内容）

第2条 この協定による応援の内容は、次に掲げるものとする。

- (1) 食料、飲料水その他の生活必需物資の供給及びそれに必要な資機材の提供
- (2) 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な物資・資機材の提供
- (3) 救援活動に必要な車両等の提供
- (4) 応急復旧等に必要な職員の派遣
- (5) 被災者を一時収容するための施設の提供
- (6) 被災市町に代行しての情報の発信
- (7) 前各号に定めるもののほか、被災市町から特に要請のあった事項

（応援の要請）

第3条 応援を要請しようとする被災市町は、次に掲げる事項を明らかにして、県に要請するものとする。

- (1) 災害の状況
- (2) 応援を求める項目（物資・資機材については数量等、人的応援については職種、人数等）
- (3) 応援を求める期間及び場所
- (4) その他必要な事項

2 前項の規定にかかわらず、被災市町は、県に応援を要請するいとまがないときは、他の市町に直接要請できるものとし、事後において速やかに県に報告するものとする。

3 市町及び県は、通信の断絶等により被災市町と連絡が不可能であり、かつ、災害の事態に照らし特に緊急を要する場合は、被災市町からの要請を待たずに、市町は必要な応援を、県は市町の応援に係る調整を行うことができるものとする。

4 前項の規定により市町が応援を行う場合は、県にその旨を通知するものとする。

（要請を受けた県及び市町の役割）

第4条 要請を受けた県は、被災市町の被害状況や応急措置に必要な物資等の把握を行い、速やかに市町間の連絡調整を行った上で、応援可能な市町に応援を要請するものとする。

2 要請を受けた市町は、速やかに、被災市町に応援を行うものとする。

（経費の負担等）

第5条 応援に要した経費は、原則として応援を受けた市町の負担とする。

2 被災市町において応援に要した費用を支弁するいとまがない場合その他やむを得ない事情がある場合には、当該市町の要請により、応援を行った市町は、当該費用を一時繰替支弁するものとする。

3 前2項に定めるもののほか、経費の負担等に関し必要な事項は、別紙「応援経費の負担等基準」に定めるところによる。

（補則）

第6条 この協定は、愛媛県消防広域相互応援協定その他の災害時の応援に関する協定を妨げるものではない。

2 この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度、県及び各市町が協議の上、定めるものとする。

附 則

この協定は、平成28年2月17日から施行する。

この協定の締結を証するため、本協定書を21通作成し、愛媛県知事及び各市町長が署名押印して、各自その1通を保有する。

平成28年2月17日

愛媛県知事	今治市長	宇和島市長
松山市市長	新居浜市長	西条市長
八幡浜市長	伊予市長	四国中央市長
大洲市長	東温市長	上島町長
西予市長	松前町長	砥部町長
久万高原町長	伊方町長	松野町長
内子町長	愛南町長	
鬼北町長		

.....
別 紙

応援経費の負担等基準

1 応援職員の派遣に要する経費の負担等

第5条第1項の経費のうち、第2条第4号に定める応援職員の派遣に要する経費の負担については、次のとおりとする。

- ア 被災市町が負担する経費の額は、応援市町が定める規定により算定した当該応援職員の旅費の額及び諸手当の額の範囲内とする。
- イ 応援職員が応援業務により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となった場合における公務災害補償に要する経費は、応援市町の負担とする。
- ウ 応援職員が業務上第三者に損害を与えた場合において、その損害が応援業務の従事中に生じたものについては被災市町が、応援市町への往復の途中において生じたものについては応援市町が、賠償の責めに任ずる。
- エ ア、イ及びウのほか、応援職員の派遣に要する経費については、被災市町及び応援市町が協議して定める。

2 経費の一時繰替支弁等

- (1) 応援市町は、第5条第2項の規定により応援に要した経費を一時繰替支弁した場合は、次に掲げる経費に相当する額を、被災市町に請求する。

区 分	経 費
第2条第1号及び第2号に係るもの	購入費及び輸送費
第2条第3号に係るもの	借上料、燃料費、輸送費、維持管理費及び破損又は故障が生じた場合の修理費
第2条第4号に係るもの	1に定める経費
第2条第5号に係るもの	借上料
第2条第6号及び第7号に係るもの	実施に要した経費

- (2) (1)の請求は、応援市町の市町長名による請求書により、被災市町に請求するものとする。
- (3) (1)及び(2)により難しいときは、被災市町及び応援市町が協議して定める。

○大洲市内社会福祉法人等災害時相互応援協定

(趣旨)

第1条 この協定は、大洲市内の入所施設を持つ社会福祉法人等（以下「法人等」という。）において、火災又は震災及び風水害による災害並びに感染症等（以下これらを「災害等」という。）が発生し、自らによる入所施設の利用者に対する支援機能の維持等が困難な法人等に対して、当該支援機能の補完等を目的とした応援（以下「応援」という。）を円滑に行うために、必要な事項を定めるものとする。

(応援の内容)

第2条 応援の内容は、次のとおりとし、災害等が発生していない法人等での通常の業務を妨げない範囲で行うことができるものとする。

- (1) 必要な人材の派遣
- (2) 食糧、飲料水及び生活必需品の提供
- (3) 避難及び生活支援に必要な場所の提供
- (4) 必要な資機材及び物資の提供
- (5) その他特に要請のあったもの

(応援の体制)

第3条 この協定に定める法人等による災害等が発生したときの応援を始め、平時の活動が円滑に行われるようその連絡調整等を行う事務局を「大洲市市民福祉部高齢福祉課」に置く。

(応援の要請)

第4条 応援の要請は、協定を締結する法人等からの要請によるものとし、その場合には次の事項を可能な限り明らかにし、前条に規定する事務局に文書により要請するものとする。

- (1) 被害の状況（種類、発生日時等）
- (2) 第2条第1号に掲げる応援の内容を要請する場合にあっては、必要な職種及び人数
- (3) 第2条第2号から第4号に掲げる応援の内容を要請する場合にあっては、物資等の品名、数量等
- (4) 応援の場所及びその場所への経路
- (5) 応援を必要とする期間
- (6) その他必要とする事項

2 事態が切迫している場合は、電話等による要請を可能とし、後で文書により速やかに提出するものとする。

3 災害等の理由により、事務局が機能していない状況の場合は、直接法人等に要請することも可能とし、後で文書により報告するものとする。

(要請の連絡等)

第5条 前条の要請を受けたとき、事務局は、速やかに要請をした法人（以下「受援法人」という。）を除く他の法人等（以下「応援法人」という。）に要請を受けた内容を文書で連絡し、応援法人は、要請を受けた内容に応じ、応援が可能な内容を文書で事務局に報告するものとする。

(応援計画)

第6条 事務局は、受援法人からの要請を受けた内容及び応援法人からの応援が可能な内容をもとに応援に関する需給調整を行い、これに係る応援計画を作成し、受援法人及び応援法人に文書により通知するものとする。

2 事態が切迫している場合は、電話等による通知を可能とし、後で文書により速やかに提出するものとする。

3 応援法人は、応援計画に基づく応援を最大限その責務を果たすよう努めるものとする。

(自主応援)

第7条 法人等は、大洲市内で激甚な災害が発生し、通信の途絶等により被災地域との連絡が取れない場合に、自主的な情報収集活動等に基づき、応援の必要があると判断したときは、第4条による受援法人からの応援の要請を待たずに、この協定に定めるところにより応援を行うことができる。

2 前項の場合においては、第4条第1項の応援の要請があったものとみなす。

3 法人等以外の大洲市内における社会福祉施設及び事業所についても、災害等による応援要請があった場合は、可能な限りこの協定の定める応援を行うこととする。

(応援費用の負担)

第8条 応援に要した費用負担は、次のとおりとする。

- (1) 受援法人への人的派遣は、勤務又は公務扱いとし、その費用は応援法人が負担する。
- (2) 備蓄品、介護用品等一切の物資に係る費用は、受援法人が負担する。ただし、受援法人に届けるための経費についてのみ応援法人が負担する。
- (3) 物資に係る受援法人の費用弁済の方法は、現物による返済等を含め、双方の協議によるものとする。
- (4) 前3号に定めるもののほか費用負担等に関し必要な事項は、別に定めることができる。

(秘密保持及び個人情報の保護)

第9条 法人等は、この協定の実施に当たり知り得た秘密又は個人情報を協定の目的以外に利用

し、又は第三者に提供してはならない。
(賠償責任)

第10条 応援法人の職員が応援業務により被った損害は、応援法人がその賠償の責めを負うものとする。

2 前項の場合において、受援法人と応援法人との間で協議した結果、合意が得られた場合については、この限りでない。

3 感染症等が発生した場合において、受援法人が必要最低限の準備物（感染者及び濃厚接触者とみなされる者等に接遇する際の医療防護マスクや感染予防服等）を応援職員に貸与するなど安全性を十分確保しなければならない。これを怠り、応援職員に感染症等が発生した場合は、受援法人がその責めを負うものとする。

4 応援法人の職員が業務上第三者に損害を与えた場合（その損害が受援法人と応援法人との往復途上に生じた場合を除く。）は、受援法人がその賠償の責めを負うものとする。ただし、応援法人の職員が故意又は重大な過失によって、第三者に損害を与えた場合は、その限りでない。

(連絡会)

第11条 相互応援の円滑な実施に必要な事前情報の充実に図るため、毎年定期的に必要な情報の交換の場を開催するものとする。

(その他)

第12条 この協定に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項は、その都度協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、協定書には、大洲市内社会福祉法人等の代表者等が記名押印して、本書8通を作成し、各1通を保有するものとする。

令和2年10月27日

住所 法人名	高知県宿毛市平田町戸内1813番地1 社会福祉法人 愛生福祉会 理事長 協定締結施設 小規模特別養護老人ホーム 札掛の里
住所 法人名	愛媛県大洲市市木1215番地 社会福祉法人 大洲育成園 理事長 協定締結施設 障害者支援施設 大洲育成園
住所 法人名	愛媛県大洲市西大洲甲911番地1 社会福祉法人 大洲幸楽園 理事長 協定締結施設 救護施設 大洲幸楽園
住所 法人名	愛媛県大洲市柴甲595番地1 社会福祉法人 清祥会 理事長 協定締結施設 小規模特別養護老人ホーム 清祥会ひまわり
住所 法人名	愛媛県大洲市春賀甲1688番地 社会福祉法人 三善会 理事長 協定締結施設 障害者支援施設 大洲ホーム
住所 法人名	愛媛県大洲市菅田町菅田丙495番地34 社会福祉法人 友愛会 理事長 協定締結施設 特別養護老人ホーム 希望ヶ丘荘 特別養護老人ホーム 希望ヶ丘荘アネックス
住所 法人名	愛媛県大洲市大洲810番地1 大洲喜多特別養護老人ホーム事務組合 組合長 協定締結施設 特別養護老人ホーム とみす寮 特別養護老人ホーム かわかみ荘
住所 自治体名	愛媛県大洲市大洲690番地の1 大洲市 大洲市長 協定締結施設 養護老人ホーム 清和園 養護老人ホーム さくら苑 障害者支援施設・福祉型障害児入所施設 大洲学園

○情報・広報に関する協定

No.	協 定 名	締 結 団 体	締結年月日
1	I T V設備のデータ配信に関する協定書	四国地方整備局大洲河川国道事務所、大洲市	平成8年7月10日
2	安全・安心情報等提供協定書	大洲市、内子町、大洲警察署 (株)ケーブルネットワーク西瀬戸	平成19年5月29日
3	ヘリテレ映像の提供に関する協定	愛媛県、県内市町、消防一部事務組合	平成23年3月 1 日
4	大洲市電算システムに関する災害時応援協定書	大洲市、(株)愛媛電算	平成23年8月8日
5	災害時における情報交換及び支援に関する協定書	国土交通省四国地方整備局、大洲市	平成23年10月26日
6	災害発生時における大洲市と大洲市内郵便局の協力に関する協定	大洲市、日本郵便株式会社大洲郵便局	平成27年8月12日
7	G P S 波浪計観測情報配信システムを使用した情報の活用に関する協定書	大洲市、国土交通省四国地方整備局	平成30年6月25日
8	災害に係る情報発信等に関する協定	大洲市、ヤフー株式会社	令和元年10月22日
9	災害時における無人航空機を活用した支援協力に関する協定書	大洲市、株式会社愛媛新聞社	令和元年11月28日
10	災害時における相互連携及び臨時災害放送局開設等に関する協定	大洲市、南海放送株式会社	令和元年12月16日
11	肱川流域（水防災）緊急対策タイムラインに基づく連携に関する協定	大洲市、西予市、愛媛県南予地方局大洲土木事務所、愛媛県南予地方局西予土木事務所、四国地方整備局大洲河川国道事務所、四国地方整備局肱川緊急治水対策河川事務所、四国地方整備局山鳥坂ダム工事事務所、四国地方整備局肱川ダム統合管理事務所、松山地方气象台	令和2年6月5日
12	無人航空機による情報収集等に関する協定書	大洲市、愛媛総合警備保障株式会社	令和3年10月1日

○ I T V 設備のデータ配信に関する協定書

国土交通省四国地方整備局大洲河川国道事務所長（以下「甲」という。）と大洲市長（以下「乙」という。）とは、甲が所管する I T V 設備データ（以下「データ」という。）を乙が受信すること（以下「配信」という。）について、次のとおり協定する。

（目的）

第 1 条 データの配信は、大洲市における災害対策業務が的確に行われるための水防対策及び一般市民を対象として災害情報の広報を目的とする。

（配信データの項目）

第 2 条 甲が乙に配信するデータは別表 1 に掲げる項目とする。

2 甲又は乙は、前項について変更する場合は甲乙協議して定めるものとする。

（データの配信期間）

第 3 条 甲が乙にデータ配信する期間は、大洲河川国道事務所に災害対策支部が設置されている期間を原則とする。

2 甲は、施設の保守あるいは故障等のため必要止むを得ない場合、その他特別な事由がある場合、配信を一時停止することができるものとする。

（配信施設の構成等）

第 4 条 データの配信施設の構成、責任分界及び設置場所は、別表 2 及び別図のとおりとする。

2 甲又は乙は、前項について変更する場合は甲乙協議して定めるものとする。

（費用負担）

第 5 条 データ配信に必要な施設の設置及び維持管理に要する費用は、甲の施設については甲が負担するものとし、乙の施設については乙が負担するものとする。

ただし、甲の配信施設のうち乙側に設置する施設の設置場所及び施設の使用する電気料は乙が無償提供するものとする。

（財産の帰属）

第 6 条 この協定に基づき溝の設置する施設は甲に帰属し、乙の設置する施設は乙に帰属するものとする。

2 配信するデータは甲に帰属し、乙がデータの複製等を必要とする場合は、予め甲の承諾を得るものとする。

（協定の変更等）

第 7 条 この協定に規定されない事項及び疑義が生じた場合は、甲、乙協議の上決定するものとする。

（有効期限）

第 8 条 この協定の有効期間は、協定締結の日より平成 9 年 3 月 31 日までとする。ただし、甲、乙いずれからもこの協定の改廃について申し出のないときには、さらに 1 年間継続するものとし、当該継続期間が満了したときも同様とする。

この協定の証として本書 2 通を作成して、甲乙記名押印のうえ各自 1 通を保有する。

平成 8 年 7 月 10 日

（平成 22 年 3 月 31 日 一部変更）

甲 四国地方整備局大洲河川国道事務所長

乙 大洲市長

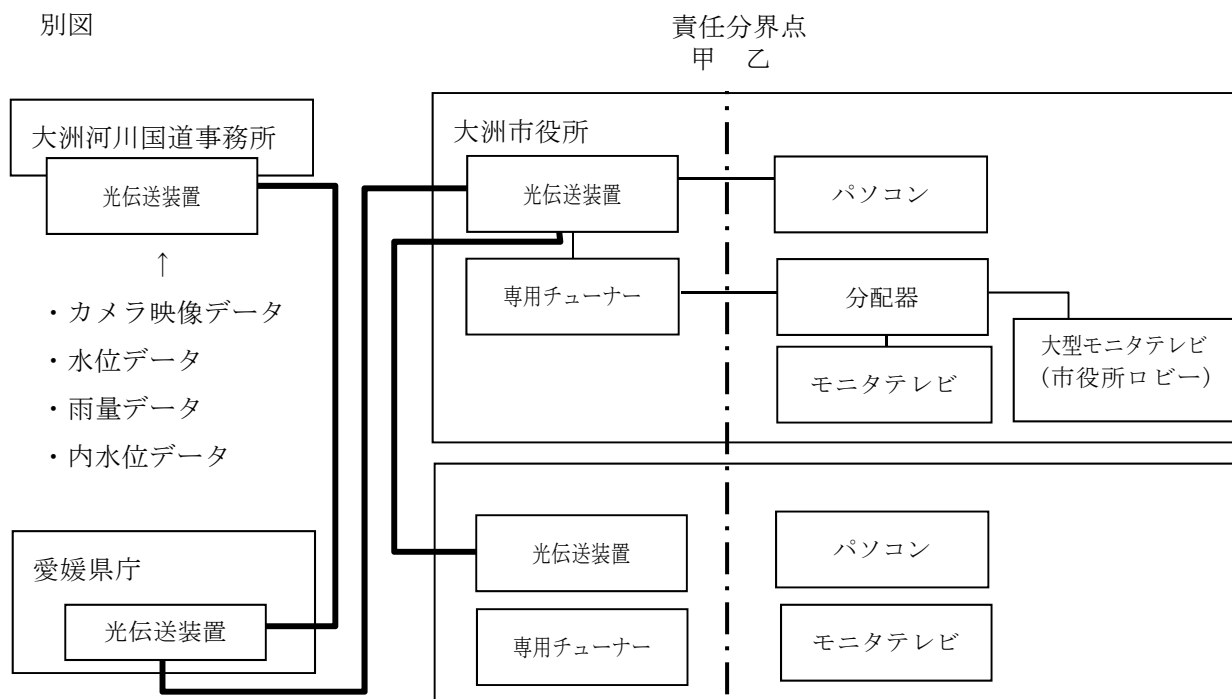
別表 1 配信データの項目

カメラ映像データ
 水位データ
 雨量データ（レーダ雨量データ含む）
 内水位データ

別表 2 配信施設の構成、責任分界及び設置場所

施設名	数量	責任分界	設置場所	摘要
①光伝送装置	1 式	甲	大洲河川国道事務所	
②光伝送装置	1 式	甲	愛媛県庁	
③光ケーブル	1 式	甲	大洲河川国道事務所～愛媛県庁～大洲市役所～長浜支所	
④光伝送装置	1 式	甲	大洲市役所	
⑤光伝送装置	1 式	甲	長浜支所	
⑥専用チューナ	1 式	甲	大洲市役所	
⑦専用チューナ	1 式	甲	長浜支所	
⑧分配器	1 式	乙	大洲市役所	
⑨モニタテレビ	1 式	乙	大洲市役所	
⑩モニタテレビ	1 式	乙	大洲市役所	
⑪大型モニタテレビ	1 式	乙	大洲市役所ロビー	
⑫パソコン	1 式	乙	大洲市役所	
⑬パソコン	1 式	乙	長浜支所	

別図



○安全・安心情報等提供協定書

この度、大洲市（以下「甲」という。）、内子町（以下「乙」という。）、大洲警察署（以下「丙」という。）、及び株式会社ケーブルネットワーク西瀬戸（以下「丁」という。）は、当該地域の安全のため次の事項について、安全・安心情報等提供協定を締結する。

（情報の把握）

第1条 甲及び乙は、災害情報、緊急情報のほか、学校・保護者・地域住民からの子供への声かけ事案通報、不審者情報等を常に把握し、必要に応じて丙に連絡するものとし、丙においても独自に知り得た情報のうち、今後の捜査等に影響のない範囲で甲及び乙に連絡を行うものとする。

（情報の公開）

第2条 甲、乙及び丙は、第1条で把握した内容のうち、公開に値すると判断した事項を丁に連絡し、丁は地域住民の安全確保のため速やかにこれを丁所有の有線テレビにおいて放送を行うものとする。

（情報交換及び連絡調整）

第3条 甲、乙、丙及び丁は、この協定書に定める事項の円滑な推進を図るため、定期的に取り組状況、措置状況等の交換を行うとともに、必要な連絡調整を講ずるものとする。

（連絡責任者）

第4条 この協定書に定める活動を円滑に推進するため、甲・乙・丙及び丁にそれぞれ連絡責任者を置く。

2 連絡責任者は、別表のとおりとする。

（協議）

第5条 この協定書に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、甲、乙、丙及び丁が協議の上、決定するものとする。

（施行期日）

第6条 この協定は、平成19年6月1日から施行する。

この協定の締結を証するため、本書4通を作成し、甲、乙、丙及び丁がそれぞれ署名押印の上、各自がその1部を保管する。

平成19年5月29日

甲	大洲市長
乙	内子町長
丙	大洲警察署長
丁	株式会社ケーブルネットワーク西瀬戸 代表取締役

別表

連絡責任者	甲（大洲市）	危機管理課長 学校教育課長	
	乙（内子町）	総務課長 教育課長	
	丙（大洲警察署）	生活安全課長 交通課長	
	丁（CATV西瀬戸）	制作課長	以上

○ヘリテレ映像の提供に関する協定

災害発生時における迅速かつ的確な災害応急対策に資するため、愛媛県（以下「甲」という。）と愛媛県内市町及び消防一部事務組合（以下「乙」という。）との間で、愛媛県警察ヘリコプターテレビ伝送システム映像（以下「ヘリテレ映像」という。）の提供に関し、次のとおり協定する。

（映像の提供）

第1条 甲は、災害発生時に、愛媛県警察本部からヘリテレ映像の提供を受けている場合において、乙のいずれかの機関から当該ヘリテレ映像の提供の要請があり、かつ、これを甲が愛媛県警察本部の承認を得たうえで必要と認めたときは、提供の要請があった機関（以下「要請機関」という。）に対し、当該ヘリテレ映像を提供するものとする。

2 甲は、前項の規定により、要請機関に対し、ヘリテレ映像を提供する場合において、配信手段のシステム使用上の制約等により要請機関のみへの配信が困難なとき、又は災害が広域にわたるときには、乙の要請機関以外の機関に対しても、当該ヘリテレ映像を提供するものとする。

3 甲は、ヘリテレ映像を提供する施設、設備、機器等に異常を認めたときは、前2項の規定による映像の提供を停止し、又は中断することができるものとする。

（映像の取扱い要件）

第2条 乙は、前条の規定により、甲より提供を受けたヘリテレ映像（ビデオテープその他の映像記録媒体によるものも含む。）を報道機関その他の機関に提供してはならない。

2 乙は、前項の規定に反した場合、そのことにより発生する一切の責任を負うものとする。

（協議）

第3条 この協定の運用について疑義が生じたときは、その都度甲、乙協議して決定するものとする。

この協定を証するため、本書25通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

平成23年3月1日

甲	愛媛県	知事	
乙	松山市	市長	
	今治市	市長	
	宇和島市	市長	
	八幡浜市	市長	
	新居浜市	市長	
	西条市	市長	
	大洲市	市長	
	伊予市	市長	
	四国中央市	市長	
	西予市	市長	
	東温市	市長	
	上島市	市長	
	久万高原町	町長	
	松前町	町長	
	砥部町	町長	
	内子町	町長	
	伊方町	町長	
	松野町	町長	
	鬼北町	町長	
	愛南町	町長	
	宇和島地区広域事務組合	組合長	
	八幡浜地区施設事務組合	組合長	
	大洲地区広域消防事務組合	組合長	
	伊予消防等事務組合	組合長	

○大洲市電算システムに関する災害時応援協定書

大洲市（以下「甲」という。）と株式会社愛媛電算（以下「乙」という。）とは、地震その他の災害により、甲の管理する電子計算機器及び各種業務システム（以下「電算システム」という。）が被災した場合（以下「災害時」という。）における応急復旧その他の応急処置（以下「応急対策業務」という。）に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時において甲が業務を継続するうえで不可欠な電算システムを速やかに復旧するために、甲が乙の協力を得て、応急対策業務を迅速かつ的確に実施できるよう、必要となる基本的事項を定めることを目的とする。

（協力要請）

第2条 甲は、災害時において甲のみでは十分な応急対策業務を実施できないときは、乙に協力を要請することができる。

2 乙は、甲から協力要請があったときは、特別の理由がない限り、甲に協力するものとする。

3 甲からの協力要請は、文書で行うものとする。ただし、緊急を要する場合には、電話等の通信手段又は口頭により行い、その後速やかに文書を送付するものとする。

（応急対策業務）

第3条 この協定により、甲が乙に協力を要請する応急対策業務は、次のとおりとする。

（1）電算システムの復旧支援作業

（2）電算システムの復旧が困難な場合に、乙が保有する電子計算機器における暫定的な復旧作業

（3）乙が保有する電子計算機器の貸与

（4）災害時に必要なデータの抽出及び加工（具体的には、住民の安否確認に必要となる住民基本台帳リストの出力や、被災認定に関する各種証明書発行などをいう。）

（完了の報告）

第4条 乙は、甲から要請された応急対策業務を完了した場合は、甲に対して文書により次の事項について報告するものとする。

（1）応急対策業務に従事した乙の従業員数及び、使用した電子計算機器類の内訳

（2）応急対策業務の実施内容、実施機関及び実施場所

（3）その他必要な事項

（経費の負担）

第5条 乙が応急対策に要した費用は、甲が負担する。

2 経費の算出方法については、災害発生時の直前における当該地域における適正価格を基準として、甲と乙が協議して定めるものとする。

（有効期間）

第6条 この協定は、協定締結の日からその効力を有するものとし、甲又は乙から文書による終了の意思がない限り、その効力を継続する。

（協議）

第7条 この協定の定めのない事項又はこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度甲乙協議の上定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ署名押印の上、各自その1通を保有する。

平成23年8月8日

甲 愛媛県大洲市大洲690番地の1
大洲市
大洲市長

乙 愛媛県松山市大手町一丁目11番地7
株式会社 愛媛電算
代表取締役社長

○災害時における情報交換及び支援に関する協定書

国土交通省四国地方整備局長（以下「甲」という。）と大洲市長（以下「乙」という。）は、大洲市の区域において災害が発生し、又は発生のおそれがある場合（以下「災害発生時等」という。）の情報交換及び支援について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害発生時等において、甲及び乙が連携を図り、大洲市民の生命、身体及び財産の安全並びに生活を確保するための迅速かつ円滑な対応を図ることを目的とする。

（協力体制）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、災害発生時等の初動段階から緊密な情報交換が行えるように、相互に協力して必要な体制を整えるものとする。

（支援内容）

第3条 災害初動時に甲が実施する支援内容は、次のとおりとする。

- (1) 被害状況の把握及び提供
- (2) 情報連絡網の構築
- (3) 災害応急措置
- (4) その他必要と認められる事項

（現地情報連絡員の派遣）

第4条 甲は、災害発生時等の状況により、甲及び乙が行う応急対策並びに甲が行う支援の円滑な実施に資するため必要と認めたときは、大洲市災害対策本部等に職員を現地情報連絡員として派遣し、情報交換にあたらせるものとする。

（支援要請）

第5条 大洲市の区域における国土交通省所管施設等に災害が発生し、又は発生の恐れがある場合は、必要に応じて、乙は甲に支援要請を行うものとする。なお、乙は、現地情報連絡員を経由して甲に支援要請が行えるものとする。

（支援の実施）

第6条 甲は乙からの支援要請に対し、災害対策用資機材及び人員の配備状況等を勘案し調整した上で、乙にその内容を伝え、可能な支援を行うものとする。なお、甲は、現地情報連絡員を通じて調整内容を乙に伝える場合がある。

（平常時の連携）

第7条 甲及び乙は、この協定の実施に関して必要となる連絡体制の整備その他必要と認められる事項について、訓練及び会議の開催等を通じて平常時からの連携に努めるものとする。

（その他）

第8条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じた事項については、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

上記のとおり協定を締結した証として、本書2通を作成し、甲、乙押印の上、各自その1通を保有する。

平成23年10月26日

甲 香川県高松市サンポート高松3番33号
国土交通省 四国地方整備局長

乙 愛媛県大洲市大洲690番地の1
大洲市長

○災害発生時における大洲市と大洲市内郵便局の協力に関する協定

愛媛県大洲市（以下「甲」という。）と大洲市内郵便局（別紙一覧表のとおり：以下「乙」という。）は、大洲市内に発生した地震その他による災害時において、甲及び乙が相互に協力し、必要な対応を円滑に遂行するために次のとおり協定する。

（定義）

第1条 この協定において、「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める被害をいう。

（協力要請）

第2条 甲及び乙は、大洲市内に災害が発生し、次の事項について必要が生じた場合は、相互に協力を要請することができる。

（1）緊急車両等としての車両の提供

（車両を所有する場合に限る。ただし、郵便配達用車両は除く。）

（2）甲又は乙が収集した被災者の避難所開設状況及び被災者の同意の上で作成した避難先リスト等の情報の相互提供

（3）郵便局ネットワークを活用した広報活動

（4）災害救助法適用時における郵便業務に係る災害特別事務取扱及び援護対策

ア 災害地の被災者に対する郵便葉書等の無償交付

イ 被災者が差し出す郵便物の料金免除

ウ 被災地宛て救助用郵便物等の料金免除

エ 被災地宛て寄付金を内容とする郵便物の料金免除

（5）乙が郵便物の配達等の業務中に発見した道路等の損傷状況の甲への情報提供

（6）避難所における臨時の郵便差出箱の設置及び郵便局社員による郵便物の取集・交付等並びにこれらを実行するための必要な事項

ただし、避難者情報確認シート（避難先届）又は転居届の配布・回収を含む。

（7）株式会社ゆうちょ銀行の非常払及び株式会社かんぽ生命保険の非常取扱い

（8）前各号に掲げるもののほか、要請のあったもののうち協力できる事項

（協力の実施）

第3条 甲及び乙は、前条の規定により要請を受けたときは、その緊急性に鑑み、業務に支障のない範囲内において協力するものとする。

（経費の負担）

第4条 第2条に規定する協力要請に対して、協力した者が要した経費については、法令その他に別段の定めがあるものを除くほか、適正な方法により算出した金額を要請した者が負担する。

2 前項の規定により、負担すべき金額は、甲乙協議の上、決定するものとする。

（災害情報連絡体制の整備）

第5条 甲及び乙は、安否情報等の連絡体制を整備するため、その方策について協議するものとする。

（情報の交換）

第6条 甲及び乙は、相互の防災計画の状況、協力要請事項に関し、必要に応じて情報交換を行う。

（連絡責任者）

第7条 この協定に関する連絡責任者は、それぞれ次のとおりとする。

甲 大洲市役所総務部 危機管理課長

乙 日本郵便株式会社 大洲郵便局長

（協議）

第8条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じた場合は、両者で協議し決定する。

（有効期間）

第9条 この協定の有効期間は、平成27年8月12日から平成28年3月31日までとする。ただし、甲又は乙から書面による終了の申し出がないときは、有効期間最終日から起算し、さらに翌年度以降も効力を有するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙双方が押印の上、各自1通を保有する。

平成27年8月12日

甲 愛媛県大洲市大洲690番地の1
大洲市
市長

乙 愛媛県大洲市大洲728番地1
大洲市内郵便局
代表 日本郵便株式会社 大洲郵便局長

OGPS 波浪計観測情報配信システムを使用した情報の活用に関する協定書

国土交通省四国地方整備局次長（以下「甲」という。）と大洲市長（以下「乙」という。）とは、四国地方整備局が所有するGPS 波浪計観測情報配信システム（以下「システム」という。）を使用した情報の活用に関して、次のとおり協定を締結する。

第1条（目的）

この協定は、四国地方整備局が所有するシステムを活用し、乙に対しGPS 波浪計観測情報（以下「情報」という。）を提供することにより、適切な災害対処に資することを目的とする。

第2条（情報送信に対する責任）

甲は、システムの情報の送信にあたり、機器及び回線等（以下「機器等」という。）の故障、保守点検、天災、その他不可抗力による情報送信の停止又は異常な送信について、その責任を負わないものとする。

第3条（責任分界点等）

情報の流れ及び責任分界点は、別図「GPS 波浪計観測情報配信システム情報提供系統図」のとおりとする。

第4条（連絡窓口等）

甲及び乙は、情報提供に係る連絡担当者等を別表「分掌系統表」に定めるものとする。連絡窓口は原則、連絡担当者相互とするが必要に応じ連絡責任者、統括責任者へ行うものとする。なお、別表「分掌系統表」に変更がある場合は、その都度相互に通知するものとする。

第5条（提供された情報の取扱い等）

甲から乙に提供される情報については、高潮など津波以外の情報も感知するため誤報の可能性がある、取り扱いの難しい情報である。よって、乙は、甲から提供を受けた情報について、システムから配信される情報の特性を十分に理解したうえで、乙の責任において大洲市の組織内でのみ利用するものとし、原則として甲の許可を得ないで大洲市の組織外部へ直接提供してはならない。また、何らかの不可抗力により大洲市の組織外部へ情報が漏洩した場合、分掌系統表に基づき、甲の連絡担当者に対して速やかに通知するものとする。なお、情報が漏洩した場合、情報漏洩元が責任を持って対応するものとする。

第6条（機器の設置等）

甲及び乙は、別図に定める責任範囲に従い、機器等を整備し、そのために必要な経費を負担するものとする。

2 機器等の維持管理、変更及び撤去に要する費用は、機器等の設置者が負担するものとする。

3 機器等の更新、改変等の必要性が生じる場合は、別途協議するものとする。

第7条（訓練等）

甲及び乙は、情報の円滑かつ迅速な提供と情報の有効活用を図ることを目的とした情報伝達訓練等を行っていくものとする。

第8条（協議事項）

この協定書に定めのない事項及び疑義が生じた事項については、その都度甲及び乙が協議して定めるものとする。

第9条（有効期間）

この協定書の有効期間は、協定書を締結した日から平成31年3月31日までとする。

ただし、期間満了の1箇月前までに甲又は乙のいずれからでも何ら申し出がない時は、さらに1年継続するものとし、当該継続期間が満了したときも同様とする。

この協定書締結の証として本書2通を作成し、甲及び乙が記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

平成30年6月25日

甲 国土交通省 四国地方整備局 次長

乙 大洲市長

○災害に係る情報発信等に関する協定

大洲市およびヤフー株式会社（以下「ヤフー」という）は、災害に係る情報発信等に関し、次のとおり協定（以下「本協定」という）を締結する。

第1条（本協定の目的）

本協定は、大洲市内の地震、津波、台風、豪雨、洪水、暴風その他の災害に備え、大洲市が市民に対して必要な情報を迅速に提供し、かつ大洲市の行政機能の低下を軽減させるため、大洲市とヤフーが互いに協力して様々な取組みを行うことを目的とする。

第2条（本協定における取組み）

1. 本協定における取組みの内容は次の中から、大洲市およびヤフーの両者の協議により具体的な内容および方法について合意が得られたものを実施するものとする。
 - (1) ヤフーが、大洲市の運営するホームページの災害時のアクセス負荷の軽減を目的として、大洲市の運営するホームページのキャッシュサイトをヤフーサービス上に掲載し、一般の閲覧に供すること。
 - (2) 大洲市が、大洲市内の避難所等の防災情報をヤフーに提供し、ヤフーが、これらの情報を平常時からヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
 - (3) 大洲市が、大洲市内の避難勧告、避難指示等の緊急情報をヤフーに提供し、ヤフーが、これらの情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
 - (4) 大洲市が、災害発生時の大洲市内の被害状況、ライフラインに関する情報および避難所におけるボランティア受入れ情報をヤフーに提供し、ヤフーが、これらの情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
 - (5) 大洲市が、大洲市内の避難所等における必要救援物資に関する情報をヤフーに提供し、ヤフーが、この必要救援物資に関する情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
 - (6) 大洲市が、大洲市内の避難所に避難している避難者の名簿を作成する場合、ヤフーが提示する所定のフォーマットを用いて名簿を作成すること。
2. 大洲市およびヤフーは、前項各号の事項が円滑になされるよう、お互いの窓口となる連絡先およびその担当者名を相手方に連絡するものとし、これに変更があった場合、速やかに相手方に連絡するものとする。
3. 第1項各号に関する事項および同項に記載のない事項についても、大洲市およびヤフーは、両者で適宜協議を行い、決定した取組みを随時実施するものとする。

第3条（費用）

前条に基づく大洲市およびヤフーの対応は別段の合意がない限り無償で行われるものとし、それぞれの対応にかかる旅費・通信費その他一切の経費は、各自が負担するものとする。

第4条（情報の周知）

ヤフーは、大洲市から提供を受ける情報について、大洲市が特段の留保を付さない限り、本協定の目的を達成するため、ヤフーが適切と判断する方法（提携先への提供、ヤフーサービス以外のサービス上での掲載等を含む）により、一般に広く周知することができる。ただし、ヤフーは、本協定の目的以外のために二次利用をしてはならないものとする。

第5条（本協定の公表）

本協定締結の事実および本協定の内容を公表する場合、大洲市およびヤフーは、その時期、方法および内容について、両者で別途協議のうえ、決定するものとする。

第6条（本協定の期間）

本協定の有効期間は、本協定締結日から1年間とし、期間満了前までにいずれかの当事者から他の当事者に対し期間満了によって本協定を終了する旨の書面による通知がなされない限り、本協定はさらに1年間自動的に更新されるものとし、以後も同様とする。

第7条（協議）

本協定に定めのない事項および本協定に関して疑義が生じた事項については、大洲市およびヤフーは、誠実に協議して解決を図る。

以上、本協定締結の証として本書2通を作成し、大洲市とヤフー両者記名押印のうえ各1通を保有する。

2019年10月22日

大洲市：愛媛県大洲市大洲690番地の1

大洲市
市長

ヤフー：東京都千代田区紀尾井町1番3号

ヤフー株式会社
代表取締役

○災害時における無人航空機を活用した支援協力に関する協定書

大洲市（以下「甲」という。）と株式会社愛媛新聞社（以下「乙」という。）とは、災害時における無人航空機（ドローン）の運用に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、地震、大雨、台風等の異常な自然現象及び予期できない災害等において、甲の要請に基づき、乙が実施する無人航空機の運用（以下「本業務」という。）について、円滑かつ適切に実施するために本協定を締結する。

（緊急時の協力要請）

第2条 甲は、災害時に情報収集や救助支援等のため必要と認めるときは、乙に対し、本業務を実施するための出動を書面により要請するものとする。ただし、緊急を要する場合は、書面によらず要請しうることとし、後日速やかに乙に書面を提出するものとする。

（活動内容）

第3条 甲が乙に無人航空機の運用において支援協力を要請する内容は以下のとおりとする。

- (1) 被災状況の情報収集、調査
- (2) 遭難者の搜索等、被災者への救助支援
- (3) 定点撮影、観測
- (4) 甲及び乙が協議して定める事項

2 乙は、甲から要請を受けた場合は、必要な人員、無人航空機及び機材等を調達し、協力の要請に可能な範囲応ずるものとする。

3 乙は、要請を受けて活動をする場合は、関連法令を遵守するとともに甲の指示に従うものとする。

（調査研究等の実施）

第4条 甲及び乙は、平常時から災害に備えた調査研究を実施し、相互に情報交換するとともに、訓練等の活動を行うものとする。

（活動の完了）

第5条 乙は、活動が完了したときは、口頭並びに書面により、甲の定める期限までに完了報告を行う。

（連絡窓口、連絡責任者）

第6条 甲及び乙は、本業務の円滑な運用を図るため、平常時から連絡担当及び連絡責任者を定めることとする。

（費用の請求）

第7条 乙は、本業務完了後、当該活動に要した費用を甲に請求するものとする。なお、第4条にかかる費用は、それぞれが負担する。

（費用の支払）

第8条 甲は、第7条の規定により請求を受けたときは、内容を精査し、その費用を支払うものとする。

（秘密の保持）

第9条 甲及び乙は、本業務上知り得た甲又は乙、第三者の秘密を洩らさないようにしなければならない。本業務終了後もまた同様とする。

（損害の補償）

第10条 本業務の実施に伴い、甲、乙、いずれの責にも帰することができない原因により、第三者に対し損害を及ぼしたとき、若しくは乙の担当者等に損害が生じたときは、その処置について甲、乙協議して定めるものとする。

（有効期限）

第11条 本協定の有効期限は、本協定の締結日から1年間とする。ただし、かかる有効期間が満了する1か月前までに甲または乙が相手方に対し、本協定を終了させる旨書面により通知しない限り、本協定は更新されたものとし、以後も同様とする。

（変更及び解除）

第12条 甲及び乙は、協議により、本協定の全部又は一部を変更し、若しくは解除することができる。

（その他）

第13条 本協定に定めない事項、又は疑義が生じた事項については、必要に応じて甲、乙協議し

て定めるものとする。

この協定の締結の証として、本協定書 2 通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自 1 通を保有する。

令和元年11月28日

甲 愛媛県大洲市大洲 6 9 0 番地の 1
 大洲市
 市 長

乙 愛媛県松山市大手町 1 丁目 1 2 番地 1
 株式会社 愛媛新聞社
 代表取締役社長

○災害時における相互連携及び臨時災害放送局開設等に関する協定

大洲市（以下「甲」という。）と南海放送株式会社（以下「乙」という。）は、災害時における相互連携を目的とし、乙が運用するテレビとラジオの放送電波を利用して市民への防災及び災害に関する情報提供を行うと共に、甲が臨時災害放送局の開設及び運用を行う際には乙が協力を行うなど、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、愛媛県と乙が締結した「災害時等における放送要請に関する協定」（昭和52年8月1日締結）に基づき、甲の地域において大規模災害が発生した際に、乙の放送電波を利用して、市民が必要とする避難場所、救援物資、仮設住宅、ライフライン復旧状況等の各種災害関連情報を提供することで、市民生活の安全確保に寄与すること並びに、甲及び乙が相互の連携体制を整備し、大規模災害に備えることを目的とする。なお、必要に応じて甲が臨時災害放送局を開設する場合には、乙は、免許申請や無線設備の設置及び運用に関するサポートを行う。

（定義）

第2条 この協定において、災害とは、甲の地域において発生した災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める災害をいう。

2 乙が運用する地上デジタルテレビジョン放送サービスを利用して、甲が市民に対し、防災又は災害関連情報等の提供を行う方法は、甲から発信される情報を放送波に多重し、専用の受信機で受信する方法（以下「IPDCサービス」という。）と、カーナビゲーションシステム等で受信できるワンセグ放送を利用する方法（以下、「第2ワンセグ放送」という。）とする。

3 臨時災害放送局とは、放送法（昭和25年法律第132号）第8条に規定する「臨時かつ一時の目的のための放送」のうち、放送法施行規則（昭和25年電波監理委員会規則第10号）第7条第2項第2号に定める事項を目的とする放送を行う放送局をいう。

（情報提供及び情報伝達）

第3条 甲は、乙に対し、市民の安全と安心を確保するために必要な情報を提供する。甲からの情報提供を受け、乙は、テレビやラジオの放送電波を利用して、迅速かつ正確に放送を行うものとする。

2 甲は、乙から報道業務に必要な情報提供の要請を受けた場合、情報提供を行うものとする。

（IPDCサービス及び第2ワンセグ放送の利用）

第4条 甲は、IPDCサービスを利用する場合、乙が定める料金体系に基づく放送契約を締結する。IPDCサービスの放送内容は、防災や災害に関する情報を基本とするが、甲が市民に対して伝える必要がある情報については、甲の判断により放送することができる。

2 甲が、第2ワンセグ放送を利用する場合、乙は、別途規定する運用協定に準拠した内容と確認し、防災協定を締結した市町の情報伝達を優先して番組を編成する。

（臨時災害放送局開設の判断）

第5条 臨時災害放送局の開設は、大規模災害発生時に甲が判断する。

（臨時災害放送局の開設及び運用方法）

第6条 甲は、臨時災害放送局を開局した場合、当該放送局の運用を乙に委託することができる。

2 乙は、甲が臨時災害放送局を開設する場合には、免許申請から無線設備の設置に至るまで、支援を行う。

3 設備の設置場所は、演奏所を甲の市役所内、送信所を乙が所有する中継局施設内に併設する。

ただし、災害状況に応じて、より適切な設置場所がある場合は当該場所に開設するものとする。

4 運用に関する機材は、甲が所有する機材を使用するものとし、乙から機材の支援がある場合は、積極的に活用することができる。

5 放送内容は、甲から提供又は指示を受けた内容とする。

（臨時災害放送局にかかる設備等の利用）

第7条 甲及び乙は、大規模災害発生時に送信所、演奏所、通信回線等の設備に重大な被害を受けた場合、相互連携、援助等により速やかに復旧作業を行うものとする。

2 平常時においても送信所、演奏所、通信回線等の設備を相互利用することで災害時に備えるものとする。

（臨時災害放送局にかかる費用負担）

第8条 本協定に基づく臨時災害放送局を開設する場合の費用については、甲が負担する。ただし、無線設備及び施設の利用については乙が無償提供する。

(連絡責任者)

第9条 甲及び乙は、本協定に基づく相互連携を確実にかつ円滑に実施するため、それぞれ連絡責任者を定め、書面により相手方に通知しなければならない。

(協定の期間)

第10条 この協定の期間は、協定締結の日から当該協定締結の日が属する年度の末日までとする。ただし、期間満了の日の1月前までに甲乙いずれからも終了の申し出がないときは1年延長するものとし、以後この例による。

(協議)

第11条 この協定について疑義が生じたとき又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議の上、決定する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ署名の上、各自1通を保有する。

令和元年12月16日

甲 大洲市大洲690番地の1
大洲市
市長

乙 松山市本町1丁目1番1号
南海放送株式会社
代表取締役社長

○肱川流域（水防災）緊急対応タイムラインに基づく連携に関する協定

大洲市（以下「甲」という。）、西予市（以下「乙」という。）、愛媛県南予地方局大洲土木事務所（以下「丙」という。）、愛媛県南予地方局西予土木事務所（以下「丁」という。）、四国地方整備局大洲河川国道事務所（以下「戊」という。）、四国地方整備局肱川緊急治水対策河川事務所（以下「己」という。）、四国地方整備局山鳥坂ダム工事事務所（以下「庚」という。）、四国地方整備局肱川ダム統合管理事務所（以下「辛」という。）及び松山地方气象台（以下「壬」という。）は、肱川流域（水防災）緊急対応タイムライン（以下「タイムライン」という。）の円滑な運用に資するため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、タイムラインが「策定する、使う、振り返る、改善する」のPDCAサイクルに基づき、タイムラインの運用などについてその基本的な考え方を参加機関が共有し、的確な判断や防災行動の実現によって人的被害ゼロを目指すために策定されたタイムラインに係る連携について確認することを目的とする。

（タイムラインに係る連携内容）

第2条 甲及び乙は、タイムラインの円滑な実施のために必要な助言等が得られるよう事前防災の実施状況、浸水被害の発生情報等を丙、丁、戊、己、庚、辛及び壬に情報提供するものとする。丙、丁、戊、己、庚、辛及び壬は、甲及び乙が事前防災行動を迅速かつ的確に行えるよう、気象や河川、ダム、道路に関する情報等を甲及び乙に提供する。これらの内容は、以下のとおりとする。

（1）甲及び乙による事前防災行動の実施状況、浸水被害等の発生状況及び住民の避難行動等に関する情報提供

（2）丙及び丁による肱川等の県管理区間における水位等の情報提供

（3）戊、己、庚及び辛による肱川等の国管理区間における水位予測等の情報提供

（4）辛による野村ダム及び鹿野川ダムの予測等の情報提供

（5）丙、丁、戊、己、庚及び辛によるそれぞれの管理施設に関する状況等の情報提供

（6）壬による気象に関する予測等の情報提供

（タイムラインの連携の開始時期）

第3条 タイムラインに係る連携を開始する時期は、以下のとおりとする。

（1）別に定めるタイムライン運用会議メンバーが肱川流域における甲及び乙の区域で、台風等により風水害が発生するおそれが高いと判断したとき。

（2）甲及び乙から要請があったとき。

（平素の連携）

第4条 甲、乙、丙、丁、戊、己、庚、辛及び壬は、必要に応じて相互に情報提供等について連携するものとする。

2 丙、丁、戊、己、庚、辛及び壬は、必要に応じて甲及び乙が実施する自治体タイムラインの変更・更新、演習、防災訓練及び防災に関する資料の整備等について連携するものとする。

（その他）

第5条 本協定に関する疑義又は定めのない事項、内容の変更については、その都度、甲、乙、丙、丁、戊、己、庚、辛及び壬が協議するものとする。

令和2年6月5日

甲 大洲市長

乙 西予市長

丙 愛媛県南予地方局 大洲土木事務所長

丁 愛媛県南予地方局 西予土木事務所長

戊 四国地方整備局 大洲河川国道事務所長

己 四国地方整備局 肱川緊急治水対策河川事務所長

庚 四国地方整備局 山鳥坂ダム工事事務所長

辛 四国地方整備局 肱川ダム統合管理事務所長

壬 松山地方气象台長

○無人航空機による情報収集等に関する協定書

大洲市（以下「甲」という。）と愛媛総合警備保障株式会社（以下「乙」という。）は、市民の安全・安心を守るため、甲からの要請に基づく乙の協力により、地域の状況等を把握することを目的として、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、無人航空機による地域の情報収集等に関し、甲が乙に対して第2条に定める業務を要請するに当たって必要な事項を定める。

（協力業務）

第2条 甲が乙に対して協力を要請する業務（以下「協力業務」という。）は、甲の要請により、甲が指定する場所において、別途「無人航空機による情報収集等に関する協定書（細目）」（以下「細目」という。）に定める方法により、乙が無人航空機による空撮を行うことをいう。

（実施条件）

第3条 乙は、細目に定める実施条件を満たし、かつ無人航空機の安全な飛行が可能と乙が判断した場合に限り、協力業務を実施するものとする。

（協力業務の要請及び実施）

第4条 甲は、協力業務が必要であると認めるときは、乙に対し、協力業務要請書（様式第1号。以下「要請書」という。）をもって、要請することができる。ただし、緊急を要する場合は電話等をもって要請し、事後速やかに要請書を提出するものとする。

2 前項の要請に対する応答については、乙が要請を承諾する場合、甲からの要請書を受領後に協力業務要請受託書（様式第2号。以下「受託書」という。）を速やかに甲へ提出するものとする。ただし、緊急を要する場合には、電話等をもって承諾又は拒否の旨を通知し、承諾の場合は前項ただし書の要請書を受領後に、甲へ受託書を提出するものとする。

3 乙が協力業務の要請に応じた後においても、乙がやむを得ないと判断した場合には、協力業務を中断することができる。なお、協力業務を中断した場合には、甲へ通知するものとする。

4 甲は、関係機関への届出、私有地を飛行させる場合の地権者との調整等、乙の活動が円滑に実施されるよう必要な措置を講ずるものとする。

（第三者の従事）

第5条 乙は、甲の承諾を得た上で、この協定に基づく協力業務の全部又は一部を乙以外の第三者（以下「依頼先」という。）に従事させることができるものとする。

（費用の支払）

第6条 この協定に基づき乙が実施した協力業務の費用の支払は、細目に定めるとおりとする。

（損害賠償）

第7条 乙は、乙の責めに帰すべき事由によって、この協定に基づく債務をその本旨に従って遂行しないとき又はこの協定に基づく業務に瑕疵があったときは、これによって甲に生じた損害を、これらの要件（損害額を含む。）が客観的に証明された場合に限り、細目に定めるとおり賠償するものとする。ただし、身体上の損害及び財物上の損害以外の損害については損害賠償義務を負わない。

2 甲は前項の損害を被った場合は、速やかに書面をもって乙に通知するものとする。

（免責）

第8条 前条の規定にかかわらず、乙は、次の各号の損害については、その責任を負わない。

（1）地震、噴火、洪水、津波、台風、大規模な感染症、伝染病その他の不可抗力の事態に起因する損害

（2）撮影した画像・映像データ（以下「データ」という。）を甲が第三者に提供・開示したことにより生じた損害

（防災訓練等への参加）

第9条 乙は、甲から要請があった場合には、甲が実施する防災訓練等に乙の業務に支障が生じない範囲内で参加協力するものとする。なお、費用については、細目に定めるとおりとする。

（訓練場所の提供）

第10条 甲は、乙から乙が実施する無人航空機の操縦訓練等の実施場所の提供依頼があった場合には提供に努めるものとする。

（連絡責任者）

第11条 甲及び乙は、この協定に関する事項の伝達を円滑に実施するため、双方の連絡先及び連

絡責任者を連絡責任者確認書（様式第3号）により定めるものとする。ただし、記載内容に変更が生じた場合は、速やかに相手方に通知するものとする。

（権利の帰属）

第12条 協力業務により撮影した画像の著作権、所有権その他一切の権利は乙に帰属する。ただし、記録媒体の所有権は甲に帰属する。

2 乙は、甲に対して提供したデータの使用及び第三者への提供を許諾する。

（有効期間）

第13条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和4年3月31日までとする。ただし、当該協定期間満了日の1ヶ月前までに甲又は乙から文書による特段の意思表示がない限り、期間満了日の翌日から更に1年間延長するものとし、その後も同様とする。

（中途解除）

第14条 甲又は乙は、有効期間の中途であっても、相手方に対し書面をもって1ヶ月前までに通知することによりこの協定を解除することができる。

（協議）

第15条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度、甲及び乙が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲及び乙が記名押印の上、各1通を保有する。

令和3年10月1日

（甲）愛媛県大洲市大洲690番地の1
大洲市
市長

（乙）愛媛県松山市空港通2丁目6番27号
愛媛総合警備保障株式会社
代表取締役社長

無人航空機による情報収集等に関する協定書（細目）

（趣旨）

第1条 この細目は、大洲市（以下「甲」という。）と愛媛合警備保障株式会社（以下「乙」という。）令和 年 月 日付で締結した「無人航空機による情報収集等に関する協定書」（以下「協定」という。）に基づき、甲が乙に対して協力を要請する業務（以下「協力業務」という。）の実施方法、実施条件、費用の支払等について定める。

（協力業務の実施方法）

第2条 協定第2条に規定する協力業務の実施方法は、次の各号に掲げるとおりとする。

- （1） 協力業務の実施エリアは、原則、大洲市内とする。
- （2） 協力業務は2人以上の体制で行い、甲の職員立会いの上実施する。
- （3） 協力業務の1回当たりの飛行時間は20分以内、1日当たりの飛行回数は5回以内、出動する無人航空機は予備機を除き1台を原則とする。
- （4） 前3号に定めのない事項については、甲及び乙で協議の上決定する。

（協力業務の実施条件）

第3条 協定第3条に規定する協力業務の実施条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

- （1） 降雨、降雪、降雹、落雷等がなく、地上での風速が毎秒5メートル以下であり、かつ、飛行開始が日出前及び日没後でないこと。
- （2） G P S電波の受信状況が乙の規定範囲内（G P S取得数8）であること。
- （3） 飛行高度は150メートル未満であること。
- （4） 直径5メートル以上の水平な離着陸場所が確保できること。
- （5） 飛行は機体を目視で確認できる範囲内であること。

（データの提供）

第4条 乙は、協力業務実施後に撮影した画像・映像データ（以下「データ」という。）を甲の職員立会いの上確認し、データが保存された記録媒体を、原則として撮影当日に甲の職員に渡すものとする。

2 前項に定める記録媒体の引渡しをもって、乙の協力業務を完了とする。

3 空撮結果が天候、周囲の環境等により左右されることに鑑み、乙は、データの画質、枚数、データ量等が甲の利用目的に合致することを保障しないものとする。

（費用の支払）

第5条 協定第6条に規定する協力業務等の費用については、甲が負担するものとする。

2 前項の費用は、別紙1「協力業務料金表（基本料金）」を基準とし、甲乙協議の上、定めるものとする。

（防災訓練等への参加費用）

第6条 協定第9条に規定する費用については、乙が負担するものとする。

（支払方法）

第7条 甲は、協力業務の費用を乙が発行した請求書の到達後30日以内に乙が指定する金融口座に振り込む方法により支払うものとする。なお、振込手数料は甲の負担とする。

（損害賠償）

第8条 協定第7条に規定する損害賠償については、身体上の損害及び財物上の損害併せて1事故10億円を限度として賠償するものとする。

（個人情報）

第9条 乙は、協力業務の実施により知り得た一切の情報を第三者に提供又は漏らし、若しくは協力業務の実施以外の目的に使用してはならない。協定有効期間満了後又は協定解除後においても同様とする。

2 乙は、協力業務を実施するため個人情報を取り扱う場合は、別紙2「個人情報の取扱いに関する特記事項」を遵守しなければならない。

（紛争の解決）

第10条 本協定について紛争を生じたときは、日本法を準拠法とし、松山地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

○物資・食糧・避難所に関する協定

No.	協 定 名	締 結 団 体	締結年月日
1	災害時における救援物資提供に関する協定書	大洲市、四国コカ・コーラボトリング株式会社	平成18年2月17日
2	覚書	大洲市、株式会社伊藤園松山支店	平成20年12月15日
3	避難所施設利用に関する協定書	大洲市、独立行政法人国立青少年教育振興機構国立大洲青少年交流の家	平成24年5月29日
4	災害時等における物資供給協力に関する協定書	大洲市、生活協同組合コープえひめ	平成24年7月12日
5	災害時等における物資の供給協力等に関する協定書	大洲市、ダイキ株式会社	平成26年3月14日
6	災害時における物資供給に関する協定書	大洲市、NPO法人コメリ災害対策センター	平成27年6月1日
7	災害時における地図製品等の供給等に関する協定書	大洲市、株式会社ゼンリン四国エリア統括部	平成27年7月22日
8	災害時における物資の供給及び避難住民の受け入れ等に関する協定書	大洲市、株式会社カタヤマ	平成28年3月1日
9	災害時における物資の供給及び避難住民の受け入れ等に関する協定書	大洲市、株式会社アクトピア大洲、株式会社フジ、大洲警察署	平成28年12月15日
10	災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定	大洲市、医療法人恕風会	平成30年7月5日
11	災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定	大洲市、社会福祉法人清祥会	平成30年7月5日
12	災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定	大洲市、特定医療法人弘友会	平成30年7月5日
13	災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定	大洲市、社会福祉法人友愛会	平成30年7月5日
14	災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定	大洲市、社会福祉法人大洲育成園	平成30年7月5日
15	災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定	大洲市、社会福祉法人三善会	平成30年7月5日
16	災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定	大洲市、社会福祉法人愛生福祉会	平成30年7月5日
17	災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定	大洲市、特定非営利活動法人歩	平成30年7月5日
18	大洲市地域活性化包括連携に関する協定書	大洲市、株式会社ファミリーマート	平成31年3月20日
19	簡易間仕切りシステム等の供給に関する協定書	大洲市、大和リース株式会社	令和元年6月10日
20	災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定	大洲市、社会福祉法人大洲幸楽園	令和2年3月25日
21	災害時における物資供給等の協力に関する協定書	大洲市、愛媛たいき農業協同組合	令和3年2月9日
22	災害時における物資供給等の協力に関する協定書	大洲市、株式会社オズメッセ	令和3年2月9日
23	災害時におけるレンタル機材の提供に関する協定書	大洲市、株式会社アクティオ	令和3年6月1日
24	災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定	大洲市、社会福祉法人肱友会多機能型事業所あいわ苑	令和5年9月1日

○災害時における救援物資提供に関する協定書

大洲市（以下「甲」という）と四国コカ・コーラボトリング株式会社（以下「乙」という。）とは、災害時における救援物資提供に関する協定を次のとおり締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時における物資の提供に関し、乙の甲に対する協力について、必要な事項を定めるものとする。

（協力の要請）

第2条 市内に震度5弱以上の地震又は、同等以上の災害が発生若しくは発生するおそれがある場合において、甲の災害対策本部が設置され、その災害対策本部から物資の要請があったときは、乙は次条に規定する内容により協力するものとする。

（協力の実施）

第3条 乙は、前条の要請を受けたときは、地域貢献型自動販売機（メッセージボード搭載型）の機内在庫の製品を甲に無償提供するとともに、速やかにフォロー態勢を調えるなど万全を期すものとする。この場合において、道路不通及び停電等により供給に支障が生じた場合は、甲との協議により対策を講ずるものとする。

（申請の手続き）

第4条 甲は、この協定による申請を行うときは、救援物資提供要請書をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭、電話等により要請することができるものとし、後日速やかに文書を提出するものとする。

（期間）

第5条 この協定の有効期間は、協定締結の日から5年間とし、甲乙いずれかから協定解消の申し出がない限り、同一内容をもって継続するものとする。

2 前項の解消の申出は、1ヶ月前までに相手方に申し出るものとする。

（協議）

第6条 この協定に定めるもののほか、この協定の実施に関して必要な事項その他、この協定に定めのない事項については、その都度甲乙間で協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が記名押印のうえ各1通を保有する。

平成18年2月17日

甲 愛媛県大洲市大洲690番地の1
大洲市 市長

乙 香川県高松市春日町1378番地
四国コカ・コーラボトリング株式会社
専務取締役
営業本部長

○覚書

大洲市（以下「甲」という。）と株式会社伊藤園（以下「乙」という。）とは、甲乙間で締結された自動販売機設置契約に関し、以下のとおり覚書を締結する。

第1条（目的）

本覚書は、大規模地震や台風等の自然災害により、甚大な被害が発生し避難勧告又は避難指示が発令された場合において、甲乙契約にかかる飲料用自動販売機（以下「対象自販機」という）内の商品を被災者に無償提供することを目的とする。

【対象自販機詳細】

契約締結日：別紙記載の通り
設置左記住所：別紙記載の通り
機 種：別紙記載の通り

第2条（商品の無償提供）

乙は、下記の場合に対象自販機内の商品を無償提供する。

- ①災害の発生又は発生する恐れがある場合において、設置先の市町村長又は都道府県知事から避難勧告又は避難指示が発令された場合。
- ②避難勧告又は避難指示が発令されない場合であっても、甲乙協議により商品の無償提供について合意が成された場合。

第3条（鍵の管理）

乙は、災害時の対応を迅速に行うため、対象自販機の鍵を甲に貸与する。

- 2 甲は、対象自販機の鍵の保管及び商品の提供を甲の責任により行う。
- 3 甲の過失による鍵の紛失、盗難、不正使用等に起因して、対象自販機本体、商品及び売上金に損害が生じた場合、甲は乙に対し一切の責任を負う。

キーN o . : 別紙記載の通り

第4条（通知義務）

本契約に基づき商品の無償提供を行った場合、甲は速やかにその旨及び日付、数量等を乙に通知しなければならない。

第5条（契約期間）

本覚書の有効期間は、本覚書成立日より対象自販機が撤去される時までとする。契約期間終了後、甲は速やかに鍵を乙に返却しなければならない。

第6条（特約事項）

無償提供した商品及び切替装置の不正使用によるものは販売手数料の対象外とする。

第7条（協議事項）

本覚書に定めのない事項については甲乙誠意を持って協議し決定する。

本覚書を証するため、本書を2通作成し、甲乙各1通保有する。

平成20年12月15日

甲 大洲市大洲690番地の1
大 洲 市
代表者 大洲市長

乙 松山市南江戸2丁目13-14
株式会社 伊藤園松山支店
支店長

○避難所施設利用に関する協定書

大洲市長（以下「甲」という。）と独立行政法人国立青少年教育振興機構国立大洲青少年交流の家所長（以下「乙」という。）との間で、大洲市内に大規模な地震、風水害その他による災害が発生し、又は発生のおそれのあるとき、次のとおり避難場所及び災害対策要員等の宿泊所（以下「避難所等」という。）としての施設利用に関する協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲が乙の管理する施設の一部を避難所等として利用することについて、必要な事項を定めることを目的とする。

（避難所等の開設）

第2条 甲は、災害時等において避難所等として開設する必要がある場合、乙の指定した場所を避難所等として開設することができる。

（開設の通知）

第3条 甲は、第2条に基づき避難所等を開設する際、事前に乙に対しその旨を、文書又は口頭で通知するものとする。

2 甲は、避難所等の開設に緊急を要するときは、前項の規定にかかわらず、乙の承認した施設を避難所等として開設することができるものとする。

（避難所等の管理）

第4条 避難所等の管理運営は、甲の責任において行うものとする。

2 避難所等の管理運営について、乙は甲に協力するものとする。

（費用負担）

第5条 甲は、避難所等の施設利用に係る費用を負担するものとする。

（開設時期）

第6条 避難所等の開設期間は、7日間以内とするものとする。ただし、状況により期間を延長する必要がある場合、甲は、乙と協議の上使用期間延長の申請をするものとする。

（避難所等解消への努力）

第7条 甲は、当該避難所等の早期解消に努めるものとする。

（避難所等の終了）

第8条 甲は、乙の管理する施設を避難場所等として終了する際は、乙にその旨を文書で通知するとともに、その施設を原状に復し、乙の確認を受けた後、乙に渡すものとする。

（有効期限）

第9条 この協定書の有効期限は、毎年度末とし、甲乙双方に意義がない場合は、翌年度においても自動的に更新されるものとする。

（協議）

第10条 この協定書の実施に関し必要な事項又は協定に定めない事項については、甲乙協議の上定めるものとする。

本協定の証として、協定書2通を作成し、甲乙それぞれ署名のうえ、各1通を保有するものとする。

平成24年5月29日

甲 愛媛県大洲市大洲690番地の1
大洲市
市長

乙 愛媛県大洲市北只1086
独立行政法人国立青少年教育振興機構
国立大洲青少年交流の家
所長

○災害時等における物資供給協力に関する協定書

大洲市（以下「甲」という。）と生活協同組合コープえひめ（以下「乙」という。）は、大洲市の区域内に地震、風水害等災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時等」という。）の食料品及び生活必需品（以下「生活物資」という。）の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時等に相互に協力して生活物資の安定供給を行うことにより、市民生活の早期安定を図ることを目的とする。

（協力要請）

第2条 甲は、災害時等において生活物資を必要とするときは、乙に対して乙の保有する生活物資の供給について、協力を要請することができる。

（協力実施）

第3条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、保有する生活物資の優先供給に積極的に協力するものとする。

（生活物資の範囲）

第4条 甲が乙に要請する生活物資は、乙が保有又は調達可能な生活物資とする。

（要請手続き等）

第5条 第2条の要請は、供給協力要請書（別記様式）によるものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭で要請し、その後速やかに要請書を提出するものとする。

2 要請については、甲乙それぞれの連絡責任者を定めて行うものとする。

（運搬及び引渡し）

第6条 生活物資の引渡し場所は甲が指定するものとし、引渡し場所までの運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙による運搬が困難な時は、甲の指定するものに行わせることができる。

（費用負担）

第7条 乙が生活物資の供給に要した費用については、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、乙が物資の供給及び運搬終了後、乙の提出する納品書等に基づき、災害発生時直前における適正価格を基準として、甲乙協議の上決定するものとする。

（代金の支払）

第8条 甲が引き取った物資の代金は、乙からの請求の後、速やかに支払うものとする。

（報告）

第9条 甲は、乙が保有する生活物資の在庫品目及び数量等について、報告を求めることができる。

（支援体制の整備）

第10条 乙は、災害時等における円滑な協力を図るため、社内及び各店舗間との広域応援態勢並びに情報連絡体制の整備に努めるものとする。

（有効期間）

第11条 この協定の有効期間は、平成25年3月31日までとする。ただし、有効期間が満了する1月前までに、甲乙いずれからも相手方に対し文書による終了の意思表示がないときは、有効期間満了の日の翌日から1年間延長するものとし、その後においても同様とする。

（協議）

第12条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じたときは、必要に応じて甲乙協議の上定めるものとする。

本協定の証として本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

平成24年7月12日

甲 愛媛県大洲市大洲690番地の1
大洲市
市長

乙 愛媛県松山市朝生田町3丁目1番12号
生活協同組合コープえひめ
理事長

(別記様式)

年 月 日

様

大洲市長

災害時等における生活物資の協力要請書

次のとおり、生活支援物資の供給を要請します。

品 目	数 量	場 所	納 期

担当 大洲市

担当者氏名

印

○災害時等における物資の供給協力等に関する協定書

大洲市（以下「甲」という。）とダイキ株式会社（以下「乙」という。）は、大洲市域で地震、風水害等の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時等」という。）の物資供給等の協力について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、災害時等に甲及び乙が相互に協力して、物資の安定供給等を行うことにより、市民生活の早期安定を図ることを目的とする。

（協力要請）

第2条 甲は、災害時等において物資を調達する必要があると認めるときは、乙に対して乙の保有する物資の供給について協力を要請することができる。

2 甲は、乙が大洲市域に有する店舗の駐車場を被災者の避難所として必要とするときは、乙に対して提供の協力を要請することができる。

（協力実施）

第3条 乙は、前条の規定による甲からの要請を受けたときは、保有物資の優先供給等に対する協力を積極的に努めるものとする。

（物資の範囲）

第4条 甲が乙に供給を要請する物資は、乙が保有する物資又は調達可能な物資とする。

（要請手続等）

第5条 第2条の要請は、「災害時における協力要請書」（別記様式）により行うものとする。ただし、甲が緊急を要するときは、電話その他の連絡手段を使用して要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

（運搬及び引渡し）

第6条 物資の集積場所、運搬経路は、甲が状況に応じ指定するものとし、集積場所までの物資の運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙の運搬が困難な場合は、甲又は甲の指定する者が行うものとする。

2 甲は、当該場所に職員を派遣し、物資を確認の上、引き取るものとする。

（費用負担）

第7条 乙が提供した物資、運搬等の費用については、甲が負担するものとする。

2 前項の費用は、乙が物資の提供及び運搬を終了した後、乙の提出する納品書等に基づき、災害発生直前における適正価格を基準として、甲乙協議の上、決定するものとする。

（報告）

第8条 甲は、乙が保有する物資の在庫品目、数量等について、報告を求めることができる。

（その他必要な支援）

第9条 この協定に定める事項のほか、生活物資等について被災者への支援が必要な場合は、甲乙協議の上、決定する。

（支援体制の整備）

第10条 乙は、災害時等における円滑な協力を図るため、社内及び各店舗間との広域応援体制並びに情報連絡体制の整備に努めるものとする。

（有効期間）

第11条 本協定の有効期間（以下「協定期間」という。）は、平成26年3月31日までとする。ただし、協定期間が満了する1月前までに、甲乙いずれからも相手方に対し文書による終了の意思表示がないときは、協定期間満了の日の翌日から1年間延長するものとし、その後においても同様とする。

（協議）

第12条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた場合は、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、各自1通を保有する。

平成26年3月14日

甲 愛媛県大洲市大洲690番地の1
大洲市
市長

乙 愛媛県松山市美沢1丁目9番1号
ダイキ株式会社
代表取締役社長執行役員

○災害時における物資供給に関する協定書

大洲市（以下「甲」という。）と NPO 法人コメリ災害対策センター（以下「乙」という。）は、災害時における物資の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第 1 条 この協定は、地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、甲が乙と協力して、物資を迅速かつ円滑に被災地へ供給するために必要な事項を定めるものとする。

（協定事項の発効）

第 2 条 この協定に定める災害時の協力事項は、原則として甲が、災害対策本部を設置し、乙に対して要請を行ったときをもって発動する。

（供給等の協力要請）

第 3 条 甲は、災害時において物資を調達する必要があると認めるときは、乙に調達が可能で物資の供給を要請することができる。

（調達物資の範囲）

第 4 条 甲が、乙に供給を要請する物資の範囲は、次に掲げるもののうち、乙が調達可能な物資とする。

（1）別表に掲げる物資

（2）その他甲が指定する物資

（要請の方法）

第 5 条 第 3 条の要請は、調達する物資名、数量、規格、引渡場所等を記載した文書をもって行うものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、電話等で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

（物資の供給の協力）

第 6 条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、物資の優先供給に努めるものとする。

2 乙は、物資の供給を実施したときは、その供給の終了後速やかにその実施状況を報告書により甲に報告するものとする。

（引渡し等）

第 7 条 物資の引渡場所は、甲が指定するものとし、その指定地までの運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙が自ら運搬することができない場合は、甲が定める輸送手段により運搬するものとする。

2 甲は、乙が前項の規定により物資を運搬する車両を優先車両として通行できるよう配慮するものとする。

（費用の負担）

第 8 条 第 6 条の規定により、乙が供給した物資の代金及び乙が行った運搬等の経費は、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、災害発生直前における小売価格等を基準とし、甲と乙が協議の上速やかに決定する。

（費用の支払い）

第 9 条 物資の供給に要した費用は、乙の請求により、甲が支払うものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認し、速やかに費用を乙に支払うものとする。

（情報交換）

第 10 条 甲と乙は、平常時から相互の連絡体制及び物資の供給等についての情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

（協議）

第 11 条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、甲乙協議の上決定するものとする。

（有効期間）

第 12 条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定の成立を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上、各自 1 通を保有する。

平成 27 年 6 月 1 日

甲

愛媛県大洲市大洲 690 番地の 1
大洲市長

乙

新潟県新潟市南区清水 4 5 0 1 番地 1
NPO 法人 コメリ災害対策センター
理事長

○災害時における地図製品等の供給等に関する協定書

大洲市（以下「甲」という。）と株式会社ゼンリン（以下「乙」という。）とは、第1条第(1)号に定める災害時において、乙が、乙の地図製品等（第2条に定義される）を甲に供給すること等について、以下のとおり本協定を締結する。

第1条（目 的）

本協定は、以下各号の事項を目的とする。

- (1) 甲の区域内で災害対策基本法第2条第1号に定める災害が発生し、又はそのおそれがある場合において、甲が災害対策基本法第23条の2に基づく災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）を設置したときの、乙の地図製品等の供給及び利用等に関し必要な事項を定めること。
- (2) 甲乙間の平常時からの防災に関する情報交換を通じ、甲及び乙が連携して、防災・減災に寄与する地図の作成を検討・推進することにより、市民生活における防災力の向上に努めること。

第2条（定 義）

本協定において以下の用語はそれぞれ以下の意味を有するものとする。

- (1) 「住宅地図」とは、大洲市全域を収録した乙の住宅地図帳を意味するものとする。
- (2) 「広域図」とは、大洲市全域を収録した乙の広域地図を意味するものとする。
- (3) 「ZNET TOWN」とは、乙の住宅地図インターネット配信サービス「ZNET TOWN」を意味するものとする。
- (4) 「ID等」とは、ZNET TOWNを利用するための認証ID及びパスワードを意味するものとする。
- (5) 「地図製品等」とは、住宅地図、広域図及びZNET TOWNの総称を意味するものとする。

第3条（地図製品等の供給の要請等）

1. 乙は、甲が災害対策本部を設置したときは、甲からの要請に基づき、可能な範囲で地図製品等を供給するものとする。
2. 地図製品等の搬送にかかる費用は、乙が負担するものとする。
3. 甲は、地図製品等の供給を求めるときは、別途定める物資供給要請書（以下「要請書」という。）を乙に提出するものとする。但し、緊急を要する場合は、甲は、電話等により乙に対して要請できるものとし、事後、速やかに要請書を提出するものとする。
4. 乙は、地図製品等を供給するときは、甲に、別途定める物資供給報告書を提出するものとする。
5. 本条に基づく地図製品等の供給にかかる対価は、甲乙別途協議のうえ決定するものとする。

第4条（地図製品等の貸与及び保管）

1. 乙は、第3条第1項の規定に基づく地図製品等の供給とは別途、本協定締結後、甲乙別途定める時期、方法により乙が別途定める数量の住宅地図、広域図及びID等を甲に貸与するものとする。なお、当該貸与にかかる対価については無償とする。
2. 甲は、前項に基づき乙が貸与した住宅地図、広域図及びID等を甲の事務所内において、善良なる管理者の注意義務をもって保管・管理するものとする。なお、乙が、住宅地図及び広域図の最新版を発行したときは、乙は、甲が保管している旧版の住宅地図及び広域図について、甲から当該住宅地図及び広域図を引き取りかつ最新版と差し替えることができるものとする。
3. 乙は、必要に応じ、甲に対して事前に通知したうえで、甲による住宅地図の保管・管理状況を確認することができるものとする。

第5条（地図製品等の利用等）

1. 甲は、第1条第(1)号に基づき災害対策本部を設置したときは、災害応急対策及び災害復旧・復興にかかる資料として、第3条又は第4条に基づき乙から供給又は貸与された地図製品等につき、以下各号に定める利用を行うことができるものとする。
 - (1) 災害対策本部設置期間中の閲覧
 - (2) 災害対策本部設置期間中、甲乙間で別途協議のうえ定める期間及び条件の範囲内での複製
2. 甲は、前項に基づき住宅地図の利用を開始したときは、速やかに別途定める乙の報告先に報告

するものとする。また、当該住宅地図の利用を終了したときは、速やかに従前の保管場所にて保管・管理するものとする。

3. 甲は、第1項にかかわらず、災害時以外の平常時において、防災業務を目的として、甲の当該防災業務を統括する部署内において、広域図及び ZNET TOWN を利用することができるものとする。なお、甲は、本項に基づき広域図を複製利用する場合は、別途乙の許諾を得るものとし、ZNET TOWN を利用する場合は、本協定添付別紙の ZNET TOWN 利用約款に記載の条件に従うものとする。

第6条（情報交換）

甲及び乙は、平常時から防災に関する情報交換を行うとともに、相互の連携体制を整備し、災害時に備えるものとする。

第7条（有効期間）

本協定の有効期間は、本協定末尾記載の締結日から1年間とする。但し、当該有効期間満了の3ヶ月前までに当事者の一方から相手方に対し書面による別段の意思表示がない限り、本協定は更に1年間同一条件にて更新されるものとし、以後も同様とする。

第8条（協 議）

甲乙間で本協定の解釈その他につき疑義又は紛争が生じた場合には、両当事者は誠意をもって協議し解決に努めるものとする。

以上、本協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印のうえ各1通を保有する。

平成 27 年 7 月 22 日

甲) 愛媛県大洲市大洲 690-1
大洲市
市長

乙) 株式会社ゼンリン
四国エリア統括部
統括部長

【添付別紙】

ZNET TOWN 利用約款

第1条（定 義）

本約款で次の各号に掲げる用語は、それぞれ当該各号に定める意味で用いるものとします。

(1)「ID 等」

本サービスを利用するための認証 ID 及びパスワードをいいます。

(2)「アクセス権者」

対象機器を使用する甲の職員であり、かつ、ID 等を使って本システムにアクセスする者をいいます。

(3)「対象機器」

甲の庁内 LAN に接続された端末機器及び庁内業務での利用に限った端末機器をいいます。

(4)「本サービス」

乙がアクセス権者からの要求に応じて本システムから対象機器に対して本データを送信するサービスをいいます。

(5)「本システム」

本サービスを提供するための乙が第三者に管理・運用を委託する WWW サーバ、回線、周辺機器等の一連のシステムをいいます。

(6)「本データ」

本サービスにおいて乙から提供される住宅地図データ、道路地図データ、別記データ、一般種アイコン、その他各種データをいいます。

第2条（本約款の適用）

本約款は、本協定書の内容の一部を構成するものとし、本サービスを甲が利用することに関する一切に適用されるものとします。

第3条（本サービスの内容）

乙は、本サービスの内容を任意に、甲に事前通知することなく変更することができるものとします。

第4条（本サービスの中断・中止）

1. 乙は、本サービスの改善などの理由により、甲に対する事前の通知なく本サービス内容の変更、追加、削除を行うことができるものとします。
2. 乙は、乙の事情により本サービスを中止する場合は、甲に事前に通知するものとします。
3. 乙は、甲が本約款に違反したときは、事前の催告を要することなく、本サービスの提供を中止することができるものとします。

第5条（本データの使用許諾）

乙は、甲に対して、本データについて、以下の権利を非独占的に許諾します。

(1)対象機器上で閲覧すること。

(2)本サービスにおいて予め備えられた機能を用いて、対象機器に PDF 形式でダウンロードし、当該ダウンロードした対象機器に保存し、当該保存した本データを甲の防災業務内で使用すること。

(3)本サービスにおいて予め備えられた機能を用いて、前号所定の対象機器が設置された部署内における防災業務の目的において紙媒体に印刷出力すること（本号に基づき印刷出力した本データを以下「印刷地図」という。）。

第6条（甲の遵守事項）

甲は、以下の事項を遵守するものとします。

(1)アクセス権者に限り、乙に本データの送信を求めさせること。

(2)ID 等を、善良なる管理者の注意をもって保管・管理するものとし、第三者に使用又は利用させないこと。

(3)乙の指定する利用環境を確保・維持すること。

- (4) 本条第(1)号のために、アクセス権者の認証にあたり、その仕組み、システム等について現時点で取り得る技術的な対応等必要な措置を講ずること。
- (5) 本約款で明示的に許諾される場合を除き、本データの一部でも複製、加工、改変、出力、抽出、転記、送信その他の使用及び利用をしないこと。
- (6) 本約款で明示的に許諾される場合を除き、本データ（形態の如何を問わず、その全部又は一部の複製物、出力物、抽出物その他の利用物を含む。）の一部でも有償無償を問わず、又は譲渡・使用許諾、送信その他いかなる方法によっても第三者に使用させないこと。
- (7) 本データを印刷出力するにあたり以下の事項を遵守すること。但し、事前に乙の許諾を得た場合はこの限りではないものとします。
 - イ) 印刷地図を第5条第(3)号所定の目的以外の目的で使用又は利用しないこと。
 - ロ) 乙の指定する著作権表示等を印刷地図上に表示させること。
 - ハ) 印刷地図を製本、冊子、ファイリング等のまとめた形態又は印刷地図同士を貼り合わせた形態にして使用及び利用しないこと。
 - ニ) 印刷地図を第三者に配布しないこと。
 - ホ) 印刷地図のサイズはA3判以下とすること。
- (8) 本サービスの利用状況の記録（対象機器の台数、設置場所、アクセス権者の数等）を作成し、かつ、乙が要請した場合には、これを閲覧又はコピーさせること。

第7条（不保証及び免責）

- 1. 乙は、本サービス又は本データが完全性、正確性、非侵害等を有することを保証するものではないものとします。
- 2. 乙は、甲の本サービスの利用に伴い、甲又は第三者が被った損害について免責されるものとします。

第8条（権利の帰属）

本サービス及び本データに関する知的財産権は乙又は乙に権利を許諾した第三者に帰属するものとします。

第9条（その他）

甲は、乙の書面による事前の承諾なくして、本約款に基づく本サービスの利用権を他に譲渡し又は担保に供してはならないものとします。

以 上

○災害時における物資の供給及び避難住民の受け入れ等に関する協定書

大洲市（以下「甲」という。）と株式会社カタヤマ（以下「乙」という。）は、市内で地震、風水害、土砂災害等が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時等」という。）の物資の供給及び避難住民の受け入れ等の協力について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、災害時等に甲及び乙が相互に協力して、物資の安定供給及び避難住民の受け入れ等を行うことにより、市民生活の早期安定を図ることを目的とする。

（協力要請）

第2条 甲は、災害時等において物資を調達する必要があると認めるときは、乙に対して乙の保有する物資の供給について協力を要請することができる。

2 甲は、乙が店舗駐車場及び店舗を避難所として必要とするときは、乙に対して場所の提供及び避難住民の受け入れ等の協力を要請することができる。

3 甲は、避難者に対して、調達可能な必要物資の提供を要請することができる。

（協力実施）

第3条 乙は、前条の規定による甲からの要請を受けたときは、保有物資の優先供給及び避難住民の受け入れ等に対する協力を積極的に行うものとする。

（協力の範囲）

第4条 甲が乙に供給を要請する物資は、乙が保有する物資又は調達可能な物資とする。

2 甲が乙に要請する避難住民の受け入れ等は、乙が受け入れ等が可能な場合とする。

（要請手続）

第5条 協力要請は、「災害時等における協力要請書」（別記様式）により行うものとする。ただし、甲が緊急を要するときは、電話その他の連絡手段を用いて要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

（運搬及び引渡し）

第6条 物資の運搬は、甲と乙の指定する者が協力して行うものとする。

（費用負担）

第7条 乙が提供した物資、運搬等の費用については、甲が負担するものとする。

2 前項の費用は、乙の提出する納品書等に基づき、災害発生直前における適正価格を基準として、甲乙協議の上、決定するものとする。

（有効期間）

第8条 本協定の有効期間（以下「協定期間」という。）は、平成29年3月31日までとする。ただし、協定期間が満了する1月前までに、甲乙いずれからも相手方に対し文書による終了の意思表示がないときは、協定期間満了の日の翌日から1年間延長するものとし、その後においても同様とする。

（協議）

第9条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた場合は、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、各自1通を保有する。

平成28年3月1日

甲 愛媛県大洲市大洲690番地の1
大洲市長

乙 愛媛県大洲市平野町野田2616番地4
株式会社カタヤマ
取締役社長

株式会社カタヤマ 様

大洲市長

印

災害時等における協力要請書

災害時等における協力に関する大洲市と株式会社カタヤマとの協定に基づいて、次のとおり協力を要請します。

要請理由	
要請内容	【物資の供給】（品目・数の記載）
	【被災者の受け入れ】 ☐ 駐車場の開放 ☐ 店舗の開放
	【提供物資】（品目・数の記載）
要請期間	年 月 日 ～ 年 月 日
搬入方法	
事前連絡	年 月 日 時 分
備 考	

・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

災害時提供可能物資一覧

分 類	品 目
作業用品類	作業シート・荷造ロープ・荷造テープ・ナイロン紐・ビニール手袋・ゴム手袋・軍手・長靴・合羽・ホース・ホースリール・スコップ・鍬・鎌
日用品類	タオル・割り箸・紙食器・ガラス食器・陶食器・鍋・フライパン・調理器具・水筒・クーラーBOX・バケツ・ほうき・塵取り・モップ・トイレトペーパー・ティッシュペーパー・ナプキン・紙おむつ（大人用・子供用）・食器洗剤・ゴミ袋・水ポリ缶・ウォータージャグ
冷暖房器具類	石油ストーブ・カセットコンロストーブ・灯油缶・給油ポンプ・七輪・木炭・トーチバーナー
電気用品類	懐中電灯・LEDライト・ヘッドライト・カセットコンロ・カセットボンベ・乾電池・ラジオ・時計
衣類	パジャマ・スラックス・セーター・ジャージ・ジャンパー・下着・靴下・シャツ・作業ズボン・エプロン・靴・サンダル・バック・帽子・ベルト
寝具類	毛布・布団・枕
食料品類	飲料水・ジュース・お菓子・カップ麺
その他	テント・タープ・レジャーシート・レジャーテーブル・レジャーチェア・傘・キャリーカート・シルバーカー・おまる

※季節等により調達できない場合がある

○災害時における物資の供給及び避難住民の受け入れ等に関する協定書

大洲市（以下「市」という。）、株式会社アクトピア大洲（以下「アクトピア大洲」という。）、株式会社フジが運営するフジグラン大洲（以下「フジグラン大洲」という。）及び大洲警察署（以下「大洲署」という。）は、市内で地震、風水害、土砂災害等が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時等」という。）の避難住民の受け入れ等の協力について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、災害時等に相互に協力して、避難住民の受け入れ等を行うことにより、市民生活の早期安定を図ることを目的とする。

（協力要請）

第2条 市は、アクトピア大洲の立体駐車場及び店舗を避難所として必要とするときは、アクトピア大洲及びフジグラン大洲に対して場所の提供及び避難住民の受け入れ等の協力を要請することができる。

2 市は、アクトピア大洲及びフジグラン大洲に対して、避難住民に必要な物資の提供を可能な範囲において要請することができる。

3 大洲署は、災害対策のため大洲警察署災害対策連絡所を設置する必要があるときは、アクトピア大洲及びフジグラン大洲に対して場所、設備等の提供の協力を要請することができる。

（協力実施）

第3条 アクトピア大洲及びフジグラン大洲は、前条の規定による市及び大洲警察からの要請を受けたときは、避難住民の受け入れ等に対する協力を積極的に行うものとする。

（協力の範囲）

第4条 市がアクトピア大洲及びフジグラン大洲に供給を要請する物資は、アクトピア大洲及びフジグラン大洲が保有する物資又は調達可能な物資とする。

2 市がアクトピア大洲及びフジグラン大洲に要請する避難住民の受け入れ等は、アクトピア大洲及びフジグラン大洲の受け入れ等が可能な場合とする。

（要請手続）

第5条 協力要請は、「災害時等における協力要請書」（別記様式）により行うものとする。ただし、市及び大洲署が緊急を要するときは、電話その他の連絡手段を用いて要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

（費用負担）

第6条 アクトピア大洲及びフジグラン大洲が提供した物資等の費用については、市が負担するものとする。

2 前項の費用は、アクトピア大洲及びフジグラン大洲の提出する納品書等に基づき、災害発生直前における適正価格を基準として、市、アクトピア大洲及びフジグラン大洲が協議の上、決定するものとする。

（有効期間）

第7条 本協定の有効期間（以下「協定期間」という。）は、平成29年3月31日までとする。ただし、協定期間が満了する1月前までに、市、アクトピア大洲、フジグラン大洲及び大洲署のいずれからも相手方に対し文書による終了の意思表示がないときは、協定期間満了の日の翌日から1年間延長するものとし、その後においても同様とする。

（協議）

第8条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた場合は、その都度、市、アクトピア大洲、フジグラン大洲及び大洲署が協議して定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書4通を作成し、市、アクトピア大洲、株式会社フジ及び大洲署が記名押印の上、各自1通を保有する。

平成28年12月15日

愛媛県大洲市大洲690番地の1
大洲市長

愛媛県大洲市中村246番地1
株式会社アクトピア大洲 代表取締役

愛媛県松山市宮西一丁目2番1号
株式会社フジ 代表取締役社長

愛媛県大洲市東大洲1686番地1
大洲警察署長

様

印

災害時等における協力要請書

災害時等における協力に関する大洲市、株式会社アクトピア大洲、株式会社フジ及び大洲警察署との協定に基づいて、次のとおり協力を要請します。

要請理由	
要請内容	【物資の供給】（品目・数の記載）
	【被災者の受け入れ】 ☐ 駐車場の開放 ☐ 店舗の開放 【提供物資】（品目・数の記載） 【場所等の提供】 ☐ 駐車場 ☐ 店舗
要請期間	年 月 日 ～ 年 月 日
搬入方法	
事前連絡	年 月 日 時 分
備 考	

.....

災害時提供可能物資一覧

分 類	品 目
日用品類	タオル・割り箸・紙食器・ガラス食器・陶食器・鍋・フライパン・調理器具・水筒・バケツ・ほうき・塵取り・モップ・トイレットペーパー・ティッシュペーパー・ナプキン・紙おむつ（大人用・子供用）・食器洗剤・ゴミ袋・水ポリ缶・など店舗にある日用品
冷暖房器具類	石油ストーブ・灯油缶・給油ポンプ・扇風機など店舗にある冷暖房器具
電気用品類	懐中電灯・LEDライト・ヘッドライト・カセットコンロ・乾電池・ラジオ・時計など店舗にある電気用品
衣類	パジャマ・スラックス・セーター・ジャージ・ジャンパー・下着・靴下・シャツ・作業ズボン・エプロン・靴・サンダル・バック・帽子・ベルトなど店舗にある衣類
寝具類	毛布・布団・枕など店舗にある寝具
食料品類	飲料水・ジュース・お菓子・カップ麺など店舗にある食料品
その他	その他店舗にある提供可能な物品

※季節等により調達できない場合がある

○災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定

大洲市（以下「市」という。）と『※注 一覧表中の「法人名」の欄参照』（以下「(相手方法人)」という。）は、大規模な地震、風水害等の災害（以下「災害」という。）発生時において、避難所の生活に特別な配慮を要する者（以下「要配慮者等」という。）を受け入れるための福祉避難所の設置運営について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害発生時、(相手方法人)の運営する福祉施設内において、福祉避難所を設置し、要配慮者等が日常生活に支障なく避難生活を送ることができることを目的とする。

（定義）

第2条 この協定において要配慮者等とは、次に掲げる者をいう。

- (1) 身体障害者手帳の交付を受けている者
- (2) 療育手帳の交付を受けている者
- (3) 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者
- (4) 介護保険の要介護認定を受けている者
- (5) その他配慮を必要とする者

（指定する施設）

第3条 (相手方法人)が運営する施設のうち、福祉避難所として指定する施設は、次に掲げる施設とする。

- (1) 『※注 一覧表中の「施設名」の欄参照』

（福祉避難所の開設要請）

第4条 市は、災害が発生し、要配慮者等の避難のため福祉避難所を開設する必要がある場合は、(相手方法人)に対して福祉避難所の開設を要請するものとする。

- 2 市は、前項の規定により福祉避難所の開設を要請する場合は、事前に(相手方法人)に対し、文書で通知するものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

（福祉避難所の開設及び受入れ）

第5条 (相手方法人)は、市から前条第1項の規定による要請を受けた場合は、施設の被災状況及び職員の参集状況に応じて福祉避難所を開設するものとする。

- 2 市は、(相手方法人)が福祉避難所を開設した場合は、速やかに担当職員等を派遣するものとする。ただし、災害発生初期において、担当職員等を確保できない場合は、この限りではない。

（避難者の移送）

第6条 福祉避難所への要配慮者等の移送は、原則として当該要配慮者等の家族等の介護者又は支援者（以下「支援者等」という。）が行うものとする。ただし、支援者等による移送が困難な場合は、(相手方法人)は、市の依頼により、可能な範囲で移送に協力するものとする。

（物資の調達及び介助者の確保）

第7条 市は、要配慮者等に係る日常生活用品、食料、医薬品等の必要な物資の調達に努めるものとする。

- 2 市は、(相手方法人)が要配慮者等を適切に介護できるよう看護師、介護員、ボランティア等の介助者の確保に努めるものとする。

（費用負担）

第8条 市は、生活相談員等（国が定める基準以内のものに限る。）の配置に要する人件費、食費、機器等の借上費、消耗器材等の購入費その他福祉避難所の管理運営に係る費用を負担する。

- 2 前項に規定する費用の額は、災害救助法施行細則（昭和35年愛媛県規則第17号）の規定を基に、市及び(相手方法人)が協議の上決定する。

（開設期間）

第9条 福祉避難所の開設期間は、災害発生日より7日以内とする。ただし、災害規模や被災状況に応じ、市及び(相手方法人)が協議の上、開設期間を延長することができる。

（福祉避難所の閉鎖）

第10条 市は、災害対応等が収束した場合は、速やかに福祉避難所を閉鎖する。

（情報交換）

第11条 市及び(相手方法人)は、本協定に基づく福祉避難所の管理運営を円滑に実施するため、平時から情報を交換するとともに、必要に応じて協議を行うものとする。

(個人情報の保護)

第12条 (相手方法人) は、福祉避難所の管理運営にあたり知り得た要配慮者等又はその家族等の情報を漏らしてはならない。

(権利義務の譲渡等の制限)

第13条 (相手方法人) は、この協定により生ずる権利または義務を第三者に譲渡し、若しくは継承させ、又はその権利を担保に供してはならない。

(協定の締結期間)

第14条 この協定の締結期間は、平成31年3月31日までとする。ただし、市及び(相手方法人)双方に異議の申し立てがない場合は、更に1年間延長されるものとし、その後においても同様とする。

(疑義の解決)

第15条 この協定に定めのない事項及び疑義が生じた事項は、市及び(相手方法人)が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、市、(相手方法人)双方記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成30年7月5日

愛媛県大洲市大洲690番地の1
大洲市
市長

『※注 一覧表中の「法人所在地」の欄参照』

『※注 一覧表中の「法人名」の欄参照』

理事長

※注

No.	法人名	法人所在地	施設名
1	医療法人恕風会	愛媛県大洲市徳森1512番地1	介護老人保健施設ひまわり
2	医療法人恕風会	愛媛県大洲市徳森1512番地1	介護老人保健施設長浜ひまわり
3	社会福祉法人清祥会	愛媛県大洲市柴甲595番地1	小規模特別養護老人ホーム清祥会ひまわり
4	特定医療法人弘友会	愛媛県大洲市東大洲39番地	老人保健施設フレンド
5	社会福祉法人友愛会	愛媛県大洲市菅田町菅田丙495番地34	特別養護老人ホーム希望ヶ丘荘
6	社会福祉法人友愛会	愛媛県大洲市菅田町菅田丙495番地34	特別養護老人ホーム希望ヶ丘荘アネックス
7	社会福祉法人大洲育成園	愛媛県大洲市市木1215番地	障害者支援施設大洲育成園
8	社会福祉法人三善会	愛媛県大洲市春賀甲1688番地	障害者支援施設大洲ホーム
9	社会福祉法人愛生福祉会	高知県宿毛市平田町戸内1813番地1	特別養護老人ホーム札掛の里
10	特定非営利活動法人歩	愛媛県大洲市東大洲306番地	放課後デイサービスあゆむ

○大洲市地域活性化包括連携に関する協定書

大洲市（以下、「甲」という）と株式会社ファミリーマート（以下、「乙」という）は、相互に密接な連携と協力を行うことにより、市民や観光客のサービス向上、地域の活性化を図ることを目的として推進する事業（以下、「本事業」という）について、次のとおり協定を締結する。

（前提）

第1条 甲は、乙が展開するコンビニエンスストアファミリーマート店（以下、「ファミリーマート店」という。）は、乙の直営方式であるファミリーマート店（以下、「直営店」という。）と、フランチャイズ方式によるファミリーマート店（以下、「加盟店」という。）があり、加盟店は、乙と別途独立した経営主体である加盟店オーナーが経営していることを理解する。

2 甲は、大洲市内の直営店及び乙の推奨に応諾して次条に定める連携事項への参画に同意している加盟店（以下、これらのファミリーマート店を総称して、「対象店」という。）が、本事業に協力するものであることを確認する。

（連携事項）

第2条 甲と乙は、次の事項について連携し協力する。

- (1) 住民福祉やサービスの向上に関すること
- (2) 防災対策に関すること
- (3) 観光振興等に関すること

2 前項各号に定める連携事項を効果的に推進するため、甲と乙は定期的に協議を行うものとする。

3 具体的な連携事項の内容は、別表に定めるとおりとする。

（免責等）

第3条 乙および対象店は、前条に定める連携事項につき、自らの業務に支障のない範囲で協力するものとし、協力した結果等について、万が一問題等が発生してもその責任を一切負わないものとする。

（協定期間）

第4条 この協定の有効期間は、協定書締結の日から1年間とする。ただし、期間満了の1ヶ月前までに、甲乙いずれからも終了の申し入れがないときは、さらに1年間更新するものとし、その後の更新についても同様とする。

（協定の見直し）

第5条 甲又は乙のいずれかから、協定内容の変更を申し出たときは、その都度協議し、合意の上、必要な変更を行うものとする。

（協定の解約）

第6条 甲又は乙のいずれかが、この協定の解約を申し出る場合、解約予定日の1ヶ月前までに書面によって相手方に通知することにより、この協定を解約できるものとする。

（疑義の決定）

第7条 この協定に定めない事項又はこの協定の定める事項に関し、疑義等が生じた場合は、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成31年3月20日

甲 愛媛県大洲市大洲690番地の1
大 洲 市
市 長

乙 東京都港区芝浦三丁目1番21号
株式会社ファミリーマート
代表取締役社長

○簡易間仕切りシステム等の供給に関する協定書

大洲市（以下「甲」という。）と大和リース株式会社（以下「乙」という。）は、以下のとおり協定を締結する。

- （目的）
- 第1条 この協定は、災害が発生した場合の避難所用簡易間仕切りシステム（以下「簡易間仕切り」という。）の備蓄、保管、運搬に関し、必要な事項を定めるものとする。
- 2 簡易間仕切りとは、特定非営利活動法人ボランティア・アーキテクト・ネットワーク（代表理事 坂茂）の考案した技術、資材、ノウハウを使用したものとし、乙と使用承諾を約した協定に基づくものとする。
- （調達・保管及び数量）
- 第2条 乙は、簡易間仕切りの資材を調達し、又は製造し乙の施設に保管するものとする。
- 2 調達数量及び保管場所は、別途甲乙協議して決定する。
- （運搬・設置）
- 第3条 災害が発生した場合、甲は、設置場所及び該当数量を決定し乙に通知する。但し、第2条第2項に定める数量を限度とする。
- 2 乙は、できる限り速やかに甲が通知した場所に乙又は乙の委託した者が簡易間仕切りを運搬するものとする。但し、乙又は乙の委託する者が運搬できない場合、又は速やかに運搬できない場合は、甲又は甲が指定する者が運搬を行うことができるものとする。その場合、乙は運搬が可能となるよう梱包等の準備を行い円滑な運搬に協力するものとする。
- 3 簡易間仕切りの設置は、甲又は甲の指定した者が行うものとする。
- （費用等）
- 第4条 簡易間仕切りの保管及び運搬は、乙が行い、その費用を負担するものとする。
- 2 前項に定める費用の負担は、第2条に定める簡易間仕切りを対象とし、それ以外は、負担の責を負わない。
- （協力等）
- 第5条 甲は、甲が行う災害等に備えた訓練等において簡易間仕切りが必要であるときは、乙に対しその供給を要請できるものとする。
- （期間）
- 第6条 この協定の有効期間は、締結日から2年間とする。但し、有効期間満了の日の3カ月前までに更新の申し入れができるものとし、甲及び乙は協議して決定するものとする。
- （協議）
- 第7条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、甲乙が協議して決定するものとする。
- （反社会的勢力に関する表明）
- 第8条 甲及び乙は、この協定の締結時及び締結後において、自己が暴力団、暴力団関係企業その他反社会的勢力（以下「反社会的勢力」という。）ではないこと、反社会的勢力の支配又は影響を受けていないこと並びに自己の役員、従業員及び関係者等が反社会的勢力の構成員又はその関係者ではないことを表明し、保証する。
- 2 甲又は乙は、相手方が前項に違反した場合、相手方の有する期限の利益を喪失させ、また催告等の手続きを要せず直ちにこの協定を解除し、被った被害の賠償を請求することができる。
- 3 甲又は乙は、前項に基づく解除により相手方が被った被害につき、一切の義務及び責任を負わない。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和元年6月10日

甲 愛媛県大洲市大洲690番地の1
大洲市長

乙 大阪府大阪市中央区農人橋2丁目1番36号
大和リース株式会社
代表取締役社長

..... 別紙

簡易間仕切りシステム等の供給に関する協定第2条第2項に定める調達数量及び保管場所は、次のとおりとする。

調達数量	100セット
保管場所	香川県三豊市詫間町松崎2812 大和リース株式会社 四国デポ

○災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定

大洲市（以下「市」という。）と社会福祉法人大洲幸楽園（以下「大洲幸楽園」という。）は、大規模な地震、風水害等の災害（以下「災害」という。）発生時において、避難所の生活に特別な配慮を要する者（以下「要配慮者等」という。）を受け入れるための福祉避難所の設置運営について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害発生時、大洲幸楽園の運営する福祉施設内において、福祉避難所を設置し、要配慮者等が日常生活に支障なく避難生活を送ることができることを目的とする。

（定義）

第2条 この協定において要配慮者等とは、次に掲げる者をいう。

- (1) 身体障害者手帳の交付を受けている者
- (2) 療育手帳の交付を受けている者
- (3) 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者
- (4) 介護保険の要介護認定を受けている者
- (5) その他配慮を必要とする者

（指定する施設）

第3条 大洲幸楽園が運営する施設のうち、福祉避難所として指定する施設は、次に掲げる施設とする。

- (1) 救護施設 大洲幸楽園

（福祉避難所の開設要請）

第4条 市は、災害が発生し、要配慮者等の避難のため福祉避難所を開設する必要がある場合は、大洲幸楽園に対して福祉避難所の開設を要請するものとする。

- 2 市は、前項の規定により福祉避難所の開設を要請する場合は、事前に大洲幸楽園に対し、文書で通知するものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

（福祉避難所の開設及び受入れ）

第5条 大洲幸楽園は、市から前条第1項の規定による要請を受けた場合は、施設の被災状況及び職員の参集状況に応じて福祉避難所を開設するものとする。

- 2 市は、大洲幸楽園が福祉避難所を開設した場合は、速やかに担当職員等を派遣するものとする。ただし、災害発生初期において、担当職員等を確保できない場合は、この限りではない。

（避難者の移送）

第6条 福祉避難所への要配慮者等の移送は、原則として当該要配慮者等の家族等の介護者又は支援者（以下「支援者等」という。）が行うものとする。ただし、支援者等による移送が困難な場合は、大洲幸楽園は、市の依頼により、可能な範囲で移送に協力するものとする。

（物資の調達及び介助者の確保）

第7条 市は、要配慮者等に係る日常生活用品、食料、医薬品等の必要な物資の調達に努めるものとする。

- 2 市は、大洲幸楽園が要配慮者等を適切に介護できるよう看護師、介護員、ボランティア等の介助者の確保に努めるものとする。

（費用負担）

第8条 市は、生活相談員等（国が定める基準以内のものに限る。）の配置に要する人件費、食費、機器等の借上費、消耗器材等の購入費その他福祉避難所の管理運営に係る費用を負担する。

- 2 前項に規定する費用の額は、災害救助法施行細則（昭和35年愛媛県規則第17号）の規定を基に、市及び大洲幸楽園が協議の上決定する。

（開設期間）

第9条 福祉避難所の開設期間は、災害発生日より7日以内とする。ただし、災害規模や被災状況に応じ、市及び大洲幸楽園が協議の上、開設期間を延長することができる。

（福祉避難所の閉鎖）

第10条 市は、災害対応等が収束した場合は、速やかに福祉避難所を閉鎖する。

（情報交換）

第11条 市及び大洲幸楽園は、本協定に基づく福祉避難所の管理運営を円滑に実施するため、平時から情報を交換するとともに、必要に応じて協議を行うものとする。

(個人情報の保護)

第12条 大洲幸楽園は、福祉避難所の管理運営にあたり知り得た要配慮者等又はその家族等の情報を漏らしてはならない。

(権利義務の譲渡等の制限)

第13条 大洲幸楽園は、この協定により生ずる権利または義務を第三者に譲渡し、若しくは継承させ、又はその権利を担保に供してはならない。

(協定の締結期間)

第14条 この協定の締結期間は、令和3年3月31日までとする。ただし、市及び大洲幸楽園双方に異議の申し立てがない場合は、更に1年間延長されるものとし、その後においても同様とする。

(疑義の解決)

第15条 この協定に定めのない事項及び疑義が生じた事項は、市及び大洲幸楽園が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、市、大洲幸楽園双方記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和2年3月25日

愛媛県大洲市大洲690番地の1
大洲市
市長

愛媛県大洲市西大洲甲911番地1
社会福祉法人大洲幸楽園
理事長

○災害時における物資供給等の協力に関する協定書

大洲市(以下「甲」という。)と愛媛たいき農業協同組合(以下「乙」という。)は、地震、風水害、土砂災害等が発生し、又は発生するおそれがある場合(以下「災害時等」という。)における物資の供給及び運搬、物資集積場所の提供及び運営、避難場所の提供及び避難住民の受入れ等の協力について、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、災害時等において、甲及び乙が相互に協力して、物資の安定供給等を行うことにより、市民生活の早期安定を図ることを目的とする。

(協定事項の発動)

第2条 この協定に定める災害時等の協力事項は、原則として、甲が災害対策本部を設置し、乙に対して要請を行ったときをもって発動する。

(協力の内容)

第3条 甲は、災害時等において必要と認めるときは、乙に対し、次に掲げる事項について協力を要請することができる。

- (1) 乙にて調達可能な物資の供給に関すること。
- (2) 乙の保有する施設における救援物資等の一時保管、受入れ及び仕分けに関すること。
- (3) 前2号で仕分けした救援物資等の避難所等への配送に関すること。
- (4) 乙の保有する施設における避難住民の受入れに関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、甲及び乙が必要と認める事項に関すること。

(要請の方法)

第4条 前条の要請は、「要請書」(様式第1号)により行うものとする。ただし、甲は、要請書をもって要請する時間的な余裕がないときは、電話等で要請し、その後速やかに乙に要請書を交付するものとする。

(協力の範囲)

第5条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、物資の優先供給に努め、避難住民の受入れ等に対する協力を積極的に行うものとする。ただし、乙の業務復旧を優先する場合においては、この限りではない。

2 甲が乙に供給を要請する物資の範囲は、次に掲げるもののうち、乙が調達可能な物資とする。

- (1) 別表に掲げる物資
- (2) その他甲が指定する物資

3 救援物資等の受入れ及び仕分けは、乙の所有する車両を使用し、乙が行うものとする。

4 救援物資等の配送場所は、甲が指定するものとし、その指定地までの運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙が自ら運搬することができない場合は、甲が指示する輸送手段により運搬するものとする。

5 甲が乙に要請する避難住民の受入れ等は、乙の受入れ等が可能な場合とし、場所等については、乙が指定する。

(活動報告)

第6条 乙は、前条の活動を実施した場合は、速やかにその実施状況を活動報告書(様式第2号)により甲に報告するものとする。

(費用の負担等)

第7条 第3条に規定する協力要請事項を実施するために要した費用は、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、乙の提出する納品書等に基づき、災害発生直前における小売価格等を基準とし、甲及び乙が協議の上決定するものとする。

3 前項で決定した費用については、乙の請求により、甲が支払うものとする。

4 甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認し、速やかに費用を乙に支払うものとする。

(情報交換)

第8条 甲及び乙は、平常時から相互の連絡体制及び物資の供給等についての情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

(有効期間)

第9条 この協定の有効期間(以下「協定期間」という。)は、令和3年3月31日までとする。ただし、協定期間が満了する1月前までに、甲及び乙のいずれからも文書による終了の意思表示がないときは、協定期間満了の日の翌日から1年間延長するものとし、その後においても同様とする。

(この協定に定めなき事項)

第10条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた場合は、その都度、甲及び乙が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、各自１通を保有する。

令和３年２月９日

甲 愛媛県大洲市大洲６９０番地の１
大洲市
市 長

乙 愛媛県大洲市東大洲１９８番地
愛媛たいき農業協同組合
代表理事組合長

大洲市長 (印)

災害時における物資供給等の協力に関する協定書に基づいて、次のとおり協力を要請します。

要請理由	
要請内容	【物資の供給】（品目・数の記載） 【避難住民等の受入れ】 ☐ 駐車場の開放 ☐ 店舗の開放 ☐ 事業所の開放 【提供物資】（品目・数の記載） 【場所等の提供】 ☐ 駐車場 ☐ 店舗 ☐ 野菜総合集出荷場 【その他】 （ 要 請 ）内 容：)
要請期間	年 月 日 ～ 年 月 日
搬入方法	
事前連絡	年 月 日 時 分
備 考	

災害時提供可能物資一覽

分 類	品 目
作業用品類	作業シート・荷造ロープ・荷造テープ・ナイロン紐・ビニール手袋・ゴム手袋・軍手・長靴・合羽・ホース・ホースリール・スコップ・鍬・鎌 など店舗にある作業用品
食 料 品 類	飲料水・ジュース・乾麺 など店舗にある食料品
燃 料	ガソリン・軽油・灯油・燃料容器・給油ポンプ など店舗にある燃料及び燃料供給に必要な物品
資 機 材 類	フォークリフト・パレット など物資運搬等に必要な資機材
そ の 他	その他店舗にある提供可能な物品

– 218 –

年 月 日

大洲市長 様

愛媛たいき農業協同組合 代表理事組合長 ㊞

活 動 報 告 書

災害時における物資供給等の協力に関する協定書に基づき、以下のとおり活動しましたので報告します。

記

【1 提供物資】

(提供店舗等:)

提供日	品目	数量	提供先	備考
年 月 日				
年 月 日				

※提供店舗毎に記入。別紙可。

【2 救援物資等の一時保管、受入れ及び仕分け】

施設名	使用期間	使用した車両等	左記に係る協力人数
	年 月 日～ 年 月 日		人
	年 月 日～ 年 月 日		人

※別紙可。

【3 救援物資等の避難所等への配送】

実施日	配送先	左記に係る協力人数
年 月 日 時 分～ 時 分	⇒	人
年 月 日 時 分～ 時 分	⇒	人

※別紙可。

【4 避難住民の受入れ】

受入施設名	受入期間	受入人数
	年 月 日 時 分～ 年 月 日 時 分	人
	年 月 日 時 分～ 年 月 日 時 分	人

※別紙可。

○災害時における物資供給等の協力に関する協定書

大洲市(以下「甲」という。)と株式会社オズメッセ(以下「乙」という。)は、地震、風水害、土砂災害等が発生し、又は発生するおそれがある場合(以下「災害時等」という。)における物資の供給、避難場所の提供及び避難住民の受入れ等の協力について、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、災害時等において、甲及び乙が相互に協力して、物資の安定供給等を行うことにより、市民生活の早期安定を図ることを目的とする。

(協定事項の発動)

第2条 この協定に定める災害時等の協力事項は、原則として、甲が災害対策本部を設置し、乙に対して要請を行ったときをもって発動する。

(協力の内容)

第3条 甲は、災害時等において必要と認めるときは、乙に対し、次に掲げる事項について協力を要請することができる。

- (1) 乙にて調達可能な物資の供給に関すること。
- (2) 乙の保有する施設における避難住民の受入れに関すること。
- (3) 前各号に掲げるもののほか、甲及び乙が必要と認める事項に関すること。

(要請の方法)

第4条 前条の要請は、「要請書」(様式第1号)により行うものとする。ただし、甲は、要請書をもって要請する時間的な余裕がないときは、電話等で要請し、その後速やかに乙に要請書を交付するものとする。

(協力の範囲)

第5条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、物資の優先供給に努め、避難住民の受入れ等に対する協力を積極的に行うものとする。ただし、乙の業務復旧を優先する場合においては、この限りでない。

2 甲が乙に供給を要請する物資の範囲は、次に掲げるもののうち、乙が調達可能な物資とする。

- (1) 別表に掲げる物資
- (2) その他甲が指定する物資

3 甲が乙に要請する避難住民の受入れ等は、乙の受入れ等が可能な場合とし、場所等については、乙が指定する。

(活動報告)

第6条 乙は、前条の活動を実施した場合は、速やかにその実施状況を活動報告書(様式第2号)により甲に報告するものとする。

(費用の負担等)

第7条 第3条に規定する協力要請事項を実施するために要した費用は、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、乙の提出する納品書等に基づき、災害発生直前における小売価格等を基準とし、甲及び乙が協議の上決定するものとする。

3 前項で決定した費用については、乙の請求により、甲が支払うものとする。

4 甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認し、速やかに費用を乙に支払うものとする。

(情報交換)

第8条 甲及び乙は、平常時から相互の連絡体制及び物資の供給等についての情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

(有効期間)

第9条 この本協定の有効期間(以下「協定期間」という。)は、令和3年3月31日までとする。ただし、協定期間が満了する1月前までに、甲及び乙のいずれからも文書による終了の意思表示がないときは、協定期間満了の日の翌日から1年間延長するものとし、その後においても同様とする。

(この協定に定めなき事項)

第10条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた場合は、その都度、甲及び乙が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、各自1通を保有する。

令和3年2月9日

甲 愛媛県大洲市大洲690番地の1
大洲市
市長

乙 愛媛県大洲市東大洲1596番地
株式会社オズメッセ
代表取締役

様式第 1 号（第 4 条関係）

年 月 日

株式会社オズメッセ 代表取締役 様

大洲市長 ⑨

要 請 書

災害時における物資供給等の協力に関する協定書に基づいて、次のとおり協力を要請します。

要請理由	
要請内容	【物資の供給】（品目・数の記載） 【避難住民等の受入れ】 ☐ 駐車場の開放 ☐ 店舗の開放 【場所等の提供】 ☐ 駐車場 ☐ 店舗
要請期間	年 月 日 ～ 年 月 日
搬入方法	
事前連絡	年 月 日 時 分
備 考	

.....

別表

災害時提供可能物資一覧

分 類	品 目
作業用品類	作業シート・荷造ロープ・荷造テープ・ナイロン紐・ビニール手袋・ゴム手袋・軍手・長靴・合羽・ホース・ホースリール・スコップ・鍬・鎌 など店舗にある作業用品
日用品類	タオル・割り箸・紙食器・ガラス食器・陶食器・鍋・フライパン・調理器具・水筒・クーラーBOX・バケツ・ほうき・塵取り・モップ・トイレットペーパー・ティッシュペーパー・マスク・ナプキン・紙おむつ（大人用・子供用）・食器洗剤・ゴミ袋・水ポリ缶 など店舗にある日用品
冷暖房器具類	石油ストーブ・灯油缶・給油ポンプ・扇風機 など店舗にある冷暖房器具
電気用品類	懐中電灯・LEDライト・ヘッドライト・カセットコンロ・乾電池・ラジオ・時計 など店舗にある電気用品
衣 類	パジャマ・スラックス・セーター・ジャージ・ジャンパー・下着・靴下・シャツ・作業ズボン・エプロン・靴・サンダル・バック・帽子・ベルト など店舗にある衣類
寝 具 類	毛布・布団・枕 など店舗にある寝具
食 料 品 類	飲料水・ジュース・お菓子・カップ麺 など店舗にある食料品
そ の 他	その他店舗にある提供可能な物品

※季節等により調達できない場合がある

年 月 日

大洲市長 様

株式会社オズメッセ 代表取締役 ㊤

活 動 報 告 書

災害時における物資供給等の協力に関する協定書に基づき、以下のとおり活動しましたので報告します。

記

【1 提供物資】

（提供店舗等： ）

提供日	品目	数量	提供先	備考
年 月 日				
年 月 日				

※提供店舗毎に記入。別紙可。

【2 避難住民の受入れ】

受入施設名	受入期間	受入人数
	年 月 日 時 分～ 年 月 日 時 分	人
	年 月 日 時 分～ 年 月 日 時 分	人

※別紙可。

○災害時におけるレンタル機材の提供に関する協定書

大洲市（以下「甲」という。）と株式会社アクティオ（以下「乙」という。）は、災害時におけるレンタル機材の提供に関して、次の通り協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、大洲市内に地震、津波、風水害等の災害が発生若しくは発生する恐れのある場合（以下「災害時」という。）において、甲の要請に応じ、乙が保有する発電機、水中ポンプ、照明機器、その他のレンタル機材（以下「機材」という。）を提供することについて、必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第2条 甲は、災害時において機材を要すると判断したときは、乙に対し、機材提供要請書（様式第1号）により、機材の提供について要請することが出来る。ただし、緊急を要する時は、電話等による口頭又はその他の方法により要請することができるものとし、要請書は、後日提出するものとする。

（協力実施）

第3条 乙は、前条の規定による要請を受けた時は、機材の優先的な提供及び運搬による協力を可能な限り行うものとする。

2 乙は、前項の協力的に的確に対応するため、保有機材の供給可能な体制を保持するものとする。

（機材引き渡し）

第4条 機材の引き渡し場所は、甲乙協議のうえ決定するものとし、甲は、当該引き渡し場所に職員又は甲が指定する者を派遣し、機材を確認のうえ、引き渡しを受けるものとする。

2 乙は、甲から第2条に規定する要請を受け、機材の提供を実施したときは、機材提供報告書（様式第2号）を甲に提出するものとする。

（費用負担）

第5条 甲は、乙が提供した機材の対価及び乙が行った運搬に係る費用について負担するものとする。

2 機材の対価及び運搬にかかる費用は、災害時直前における適正な価格を基準とし、甲乙協議のうえ決定するものとする。

（連絡窓口）

第6条 この協定に関する連絡窓口は、甲においては、大洲市総務部危機管理課とし、乙においては、株式会社アクティオ四国支店大洲営業所とする。

2 甲及び乙は、緊急時の連絡体制、連絡方法等について協議し定めておくものとする。

（協議事項）

第7条 この協定の実施に関し必要な事項又はこの協定に定めのない事項については、その都度、甲乙が協議し定めるものとする。

（有効期間）

第8条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和4年3月31日までとする。ただし、甲乙いずれからも協定解消の申し出がない場合は、協定期間を1年間延長するものとし、以後この例によるものとする。

2 前項の解消の申し出は、30日前までに相手方に文書で申し出るものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、各自記名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

令和3年6月1日

甲 愛媛県大洲市大洲690番地の1
大洲市
市長

乙 香川県高松市田村町540番地
株式会社アクティオ 四国支店
支店長

様式第 1 号（第 2 条関係）

年 月 日

株式会社アクティオ 四国支店
支店長 様

大洲市長

機 材 提 供 要 請 書

「災害時におけるレンタル機材の提供に関する協定書」第 2 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり提供を要請します。

記

機材名称	数量	引渡し希望		受取者
		場所	日時	

年 月 日

大洲市長 様

株式会社アクティオ 四国支店
支店長

機 材 提 供 報 告 書

「災害時におけるレンタル機材の提供に関する協定書」第4条第2項の規定に基づき、下記のとおり履行内容を報告します。

記

機材名称	数量	引渡し		受取者
		場所	日時	

○災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定

大洲市（以下「市」という。）と社会福祉法人肱友会（以下「肱友会」という。）は、大規模な地震、風水害等の災害（以下「災害」という。）発生時において、避難所の生活に特別な配慮を要する者（以下「要配慮者等」という。）を受け入れるための福祉避難所の設置運営について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害発生時、肱友会の運営する福祉施設内において、福祉避難所を設置し、要配慮者等が日常生活に支障なく避難生活を送ることができることを目的とする。

（定義）

第2条 この協定において要配慮者等とは、次に掲げる者をいう。

- (1) 身体障害者手帳の交付を受けている者
- (2) 療育手帳の交付を受けている者
- (3) 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者
- (4) 介護保険の要介護認定を受けている者
- (5) その他配慮を必要とする者

（指定する施設）

第3条 肱友会が運営する施設のうち、福祉避難所として指定する施設は、次に掲げる施設とする。

- (1) 多機能型事業所あいわ苑

（福祉避難所の開設要請）

第4条 市は、災害が発生し、要配慮者等の避難のため福祉避難所を開設する必要がある場合は、肱友会に対して福祉避難所の開設を要請するものとする。

- 2 市は、前項の規定により福祉避難所の開設を要請する場合は、事前に肱友会に対し、文書で通知するものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

（福祉避難所の開設及び受入れ）

第5条 肱友会は、市から前条第1項の規定による要請を受けた場合は、施設の被災状況及び職員の参集状況に応じて福祉避難所を開設するものとする。

- 2 市は、肱友会が福祉避難所を開設した場合は、速やかに担当職員等を派遣するものとする。ただし、災害発生初期において、担当職員等を確保できない場合は、この限りではない。

（避難者の移送）

第6条 福祉避難所への要配慮者等の移送は、原則として当該要配慮者等の家族等の介護者又は支援者（以下「支援者等」という。）が行うものとする。ただし、支援者等による移送が困難な場合は、肱友会は、市の依頼により、可能な範囲で移送に協力するものとする。

（物資の調達及び介助者の確保）

第7条 市は、要配慮者等に係る日常生活用品、食料、医薬品等の必要な物資の調達に努めるものとする。

- 2 市は、肱友会が要配慮者等を適切に介護できるよう看護師、介護員、ボランティア等の介助者の確保に努めるものとする。

（費用負担）

第8条 市は、生活相談員等（国が定める基準以内のものに限る。）の配置に要する人件費、食費、機器等の借上費、消耗器材等の購入費その他福祉避難所の管理運営に係る費用を負担する。

- 2 前項に規定する費用の額は、災害救助法施行細則（昭和35年愛媛県規則第17号）の規定を基に、市及び肱友会が協議の上決定する。

（開設期間）

第9条 福祉避難所の開設期間は、災害発生日より7日以内とする。ただし、災害規模や被災状況に応じ、市及び肱友会が協議の上、開設期間を延長することができる。

（福祉避難所の閉鎖）

第10条 市は、災害対応等が収束した場合は、速やかに福祉避難所を閉鎖する。

（情報交換）

第11条 市及び肱友会は、本協定に基づく福祉避難所の管理運営を円滑に実施するため、平時から情報を交換するとともに、必要に応じて協議を行うものとする。

（個人情報保護）

第12条 肱友会は、福祉避難所の管理運営にあたり知り得た要配慮者等又はその家族等の情報を漏らしてはならない。

（権利義務の譲渡等の制限）

第13条 肱友会は、この協定により生ずる権利または義務を第三者に譲渡し、若しくは継承させ、又はその権利を担保に供してはならない。

（協定の締結期間）

第14条 この協定の締結期間は、令和6年3月31日までとする。ただし、市及び肱友会双方に異議の申し立てがない場合は、更に1年間延長されるものとし、その後においても同様とする。

（疑義の解決）

第15条 この協定に定めのない事項及び疑義が生じた事項は、市及び肱友会が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、市、肱友会双方記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和5年9月1日

愛媛県大洲市大洲690番地の1
大洲市
市長

愛媛県大洲市大洲660-1
社会福祉法人肱友会多機能型事業所あいわ苑
理事長

○その他協定

No.	協 定 名	締 結 団 体	締結年月日
1	大洲市と一般財団法人国際災害対策支援機構との包括連携協定書	大洲市、一般財団法人国際災害対策支援機構	令和5年8月4日
2	災害時における被災者の入浴支援に関する協定書	大洲市、大洲観光株式会社	令和5年12月1日
3	災害時における被災者の入浴支援に関する協定書	大洲市、ひじかわ開発株式会社	令和5年12月1日
4	大洲市と松山海上保安部との包括連携に関する協定書	大洲市、松山海上保安部	令和5年12月19日

○大洲市と一般財団法人国際災害対策支援機構との包括連携協定書

愛媛県大洲市（以下「甲」という。）と一般財団法人国際災害対策支援機構（以下「乙」という。）は、それぞれの特性を活かして、災害対策をはじめ地域創生と産業人材育成に向けて相互の連携を強化することについて、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲、乙が相互に緊密に連携することにより、それぞれの資源を有効に活用した協働による活動を推進し、地域の災害対策、地域創生と産業人材育成に資することを目的とする。（連携事項等）

第2条 甲、乙は、前条に規定する目的を達成するため、連携して次の各号に掲げる事項について取組むものとする（以下「本連携」という。）。

- (1) 甲の地域の防災・災害対策に関すること。
- (2) 甲の地域の人材育成や活性化に寄与すること。
- (3) 甲の事業および地域の活性化やイノベーションに寄与すること。
- (4) 乙の事業の活性化やイノベーションに寄与すること。

2 甲、乙は、前項各号に掲げる事項（以下「連携事項」という。）を効果的に実施するため、継続して協議を行うものとする。また、具体的な連携活動については、甲、乙合意の上、決定する。

3 本連携において発生した知的財産権その他の成果などについては、別途定める「連携活動における知的財産権に関する覚書」（以下「知財覚書等」という。）に従って取り扱うものとする。

4 乙は、連携事項の一部を、甲との協議により乙の関係会社を実施させることができる。その場合、当該関係会社を当事者に加える契約により、各当事者の責任範囲を定めるものとする。

（成果の公表）

第3条 本協定による成果は、公表できるものとする。公表の方法などについては、知財覚書等に従うものとする。なお、論文等により外部発表する場合には、当該論文の謝辞において、また学会発表での場合は概要集あるいは口頭発表時に、本協定の活動による成果であることを明示することとする。

（成果の帰属）

第4条 本協定による成果の帰属は、甲、乙協議の上、知財覚書等に沿って決定するものとする。

（守秘義務）

第5条 甲、乙は、本連携活動の内容の検討及び第2条第2項後段の合意に基づく本連携活動に際して知り得た相手方の公務遂行上又は経営上若しくは技術上の情報の一切を、当該相手方の書面による事前の承諾なしに、第三者に開示若しくは漏洩し、又は他の目的に利用してはならない。

2 甲、乙は、第2条第4項の規定により甲、乙の指定業者に連携事項を実施させるとは、当該指定業者に対して、前項により自らが負うのと同じ義務を遵守させるものとする。

（個人情報の取り扱い）

第6条 本連携上知り得た個人情報の取り扱いについては、個人情報の保護に関する法律に基づき適切に管理することとする。

（期間）

第7条 本協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、本協定の有効期間が満了する1か月前までに、甲、乙が書面により特段の申し出を行わないときは、有効期間が満了する日から1年間この協定は更新され、その後も同様とする。

（協定書の変更及び解除）

第8条 甲、乙が、本協定書の内容の変更又は本協定の解除を申し出たときは、甲、乙協議の上、両者の合意によりこれを行うものとする。

（疑義等の解決）

第9条 本協定に定めのない事項又は本協定に関して疑義が生じたときは、甲、乙協議の上、これを解決するものとする。

本協定の成立を証するため、本協定書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、それぞれ1通を保有する。

令和5年8月4日

甲： 愛媛県大洲市大洲690番地の1
大洲市長

乙： 東京都中央区銀座7丁目13番地6号サガミビル2階
一般財団法人国際災害対策支援機構
代表理事

○災害時における被災者の入浴支援に関する協定書

大洲市（以下「甲」という。）と大洲観光株式会社（以下「乙」という。）は、大規模災害時等において実施する被災者の入浴支援に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、大洲市において地震、火災、風水害等の災害が発生したことにより、大洲市災害対策本部を設置し、住民の避難所を開設した場合（以下「災害時」という。）に、避難等により入浴が困難な市民（以下「被災者」という。）の入浴支援に関し協力体制を確立し、被災者の生活衛生の確保を図ることを目的とする。

（協力要請）

第2条 甲は、災害時に支援を実施する必要があると認めたときは、乙に協力を要請することができる。

2 この協定による要請を行うときは、協力要請書（様式第1号）をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭により要請し、後日協力要請書を提出するものとする。

（協力の内容）

第3条 乙は、前条の規定による要請を受けたときは、次の各号に掲げる事項に関し、協力するものとする。

（1）被災者に対する一般浴場の提供

（2）被災者に対するタオルの提供及びバスタオルの貸出

（要請に基づく措置）

第4条 乙は、前条の規定による措置をとった場合は、受付票（様式第2号）を記載させるものとする。

（費用の負担）

第5条 甲は第3条の規定により乙が協力に要した次の各号に掲げる費用について負担するものとする。

（1）入浴料

（2）タオルの購入料及びバスタオルの貸出料

2 前項の費用については、災害時発生前の実費用とする。

（費用の請求）

第6条 費用の支弁時期については、甲乙協議の上決定し、乙は請求書（様式第3号）により甲に請求するものとする。

（費用の支払）

第7条 甲は、前条の規定による請求を受けたときは、内容を精査し、30日以内に支払うものとする。

（有効期間）

第8条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和6年3月31日までとする。ただし、有効期間満了日の1ヶ月前までに、甲乙いずれからも書面による協定解除の意思表示がないときは、有効期間満了日の翌日から1年間延長するものとし、その後においても同様とする。

（協議）

第9条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和5年12月1日

甲 愛媛県大洲市大洲690番地の1
大洲市
市長

乙 愛媛県大洲市野佐来879番地
大洲観光株式会社
代表取締役

様式第 1 号（第 2 条関係）

第 号
年 月 日

大洲観光株式会社
代表取締役 様

大洲市長 印

協力要請書

災害時における被災者の入浴支援に関する協定書第 2 条の規定に基づき、下記の支援について要請します。

記

要請年月日	年 月 日（ ） から 市が協力要請を解除する日 まで
要 請 内 容	(1) 被災者に対する一般浴場の提供 (2) 被災者に対するタオルの提供及びバスタオルの貸出
備 考	

様式第2号（第4条関係）

受付票

入浴日： 年 月 日

住所	氏名	年齢	入浴理由	タオル	バスタオル
			1・2	必要・不要	必要・不要
			1・2	必要・不要	必要・不要
			1・2	必要・不要	必要・不要
			1・2	必要・不要	必要・不要
			1・2	必要・不要	必要・不要
			1・2	必要・不要	必要・不要

入浴理由 1…避難所（車中）に避難しているため

2…避難していないが自宅風呂が使えないため

様式第2号（第4条関係）

受付票

入浴日： 年 月 日

住所	氏名	年齢	入浴理由	タオル	バスタオル
			1・2	必要・不要	必要・不要
			1・2	必要・不要	必要・不要
			1・2	必要・不要	必要・不要
			1・2	必要・不要	必要・不要
			1・2	必要・不要	必要・不要
			1・2	必要・不要	必要・不要

入浴理由 1…避難所（車中）に避難しているため

2…避難していないが自宅風呂が使えないため

年 月 日

大洲市長 様

愛媛県大洲市野佐来879番地
大洲観光株式会社
代表取締役

請 求 書

災害時における被災者の入浴支援に関する協定書第6条の規定により、下記のとおり請求します。

記

1 請 求 額 金 _____ 円

2 請求金額の内訳

期間： _____ 年 _____ 月 _____ 日から _____ 年 _____ 月 _____ 日分

区 分	単価（円）	利用者数（人）	金額（円）
大 人			
子 供			
タ オ ル			
バスタオル			

2 振込先口座

金融機関名	
預 金 種 別	普通 ・ 当座
口 座 番 号	
フ リ ガ ナ	
口座名義人	

○災害時における被災者の入浴支援に関する協定書

大洲市（以下「甲」という。）とひじかわ開発株式会社（以下「乙」という。）は、大規模災害時等において実施する被災者の入浴支援に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、大洲市において地震、火災、風水害等の災害が発生したことにより、大洲市災害対策本部を設置し、住民の避難所を開設した場合（以下「災害時」という。）に、避難等により入浴が困難な市民（以下「被災者」という。）の入浴支援に関し協力体制を確立し、被災者の生活衛生の確保を図ることを目的とする。

（協力要請）

第2条 甲は、災害時に支援を実施する必要があると認めたときは、乙に協力を要請することができる。

2 この協定による要請を行うときは、協力要請書（様式第1号）をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭により要請し、後日協力要請書を提出するものとする。

（協力の内容）

第3条 乙は、前条の規定による要請を受けたときは、次の各号に掲げる事項に関し、協力するものとする。

（1）被災者に対する一般浴場の提供

（2）被災者に対するタオルの提供及びバスタオルの貸出

（要請に基づく措置）

第4条 乙は、前条の規定による措置をとった場合は、受付票（様式第2号）を記載させるものとする。

（費用の負担）

第5条 甲は第3条の規定により乙が協力に要した次の各号に掲げる費用について負担するものとする。

（1）入浴料

（2）タオルの購入料及びバスタオルの貸出料

2 前項の費用については、災害時発生前の実費用とする。

（費用の請求）

第6条 費用の支弁時期については、甲乙協議の上決定し、乙は請求書（様式第3号）により甲に請求するものとする。

（費用の支払）

第7条 甲は、前条の規定による請求を受けたときは、内容を精査し、30日以内に支払うものとする。

（有効期間）

第8条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和6年3月31日までとする。ただし、有効期間満了日の1ヶ月前までに、甲乙いずれからも書面による協定解除の意思表示がないときは、有効期間満了日の翌日から1年間延長するものとし、その後においても同様とする。

（協議）

第9条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和5年12月1日

甲 愛媛県大洲市大洲690番地の1
大洲市
副市長

乙 愛媛県大洲市肱川町宇和川588番地1
ひじかわ開発株式会社
代表取締役

第 号
年 月 日

ひじかわ開発株式会社
代表取締役 様

大洲市副市長 ㊟

協力要請書

災害時における被災者の入浴支援に関する協定書第2条の規定に基づき、下記の支援について要請します。

記

要請年月日	年 月 日（ ） から 市が協力要請を解除する日 まで
要 請 内 容	(1) 被災者に対する一般浴場の提供 (2) 被災者に対するタオルの提供及びバスタオルの貸出
備 考	

様式第2号（第4条関係）

受付票

入浴日： 年 月 日

住所	氏名	年齢	入浴理由	タオル	バスタオル
			1・2	必要・不要	必要・不要
			1・2	必要・不要	必要・不要
			1・2	必要・不要	必要・不要
			1・2	必要・不要	必要・不要
			1・2	必要・不要	必要・不要
			1・2	必要・不要	必要・不要

入浴理由 1…避難所（車中）に避難しているため

2…避難していないが自宅風呂が使えないため

様式第2号（第4条関係）

受付票

入浴日： 年 月 日

住所	氏名	年齢	入浴理由	タオル	バスタオル
			1・2	必要・不要	必要・不要
			1・2	必要・不要	必要・不要
			1・2	必要・不要	必要・不要
			1・2	必要・不要	必要・不要
			1・2	必要・不要	必要・不要
			1・2	必要・不要	必要・不要

入浴理由 1…避難所（車中）に避難しているため

2…避難していないが自宅風呂が使えないため

年 月 日

大洲市副市長 様

愛媛県大洲市肱川町宇和川588番地1
ひじかわ開発株式会社
代表取締役

請 求 書

災害時における被災者の入浴支援に関する協定書第6条の規定により、下記のとおり請求します。

記

1 請 求 額 金 _____ 円

2 請求金額の内訳

期間： _____ 年 _____ 月 _____ 日から _____ 年 _____ 月 _____ 日分

区 分	単価（円）	利用者数（人）	金額（円）
大 人			
子 供			
タ オ ル			
バスタオル			

2 振込先口座

金融機関名	
預 金 種 別	普通 ・ 当座
口 座 番 号	
フ リ ガ ナ	
口座名義人	

○大洲市と松山海上保安部との包括連携に関する協定書

大洲市（以下「甲」という。）と、松山海上保安部（以下「乙」という。）とは、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条

本協定は、甲及び乙が相互に連携及び協力を図り、それぞれが持つ知識、技能、人材、情報等を有効に活用するとともに、SDGsの理念を取り入れ、防災教育の充実、地域の安全・安心の確保、環境保全の推進等の取組を通じて、本市の発展及び安全・安心な社会の構築に寄与することを目的とする。

（連携及び協力事項）

第2条

甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について、連携し協力するものとする。

- （1）防災教育や職業教育の充実に関する事項
 - （2）地域の安全・安心や防災力向上に関する事項
 - （3）環境保全や環境啓発活動に関する事項
 - （4）その他本協定の目的を達成するために必要な事項
- （取組内容及び実施方法）

第3条

前条に掲げる事項に係る具体的な取組内容、実施方法等については、その都度甲及び乙にて協議の上、決定する。

（有効期間）

第4条

本協定の有効期間は、本協定の締結日から1年とする。ただし、有効期間満了日の1か月前までに甲及び乙から書面による協定の終了の申し出がない場合は、本協定は1年間延長され、その後も同様とする。

（守秘事項）

第5条

甲及び乙は、既に公知となっている情報を除き、本協定に基づく連携において相手方より知り得た秘密事項については、本協定の有効期間中及び有効期間終了後を問わず、相手方の事前の書面による承認を得ずに第三者に開示又は提供してはならない。

（協議）

第6条

本協定に定めのない事項又は本協定に関して疑義が生じたときは、その都度、甲及び乙で協議の上決定する。

本協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲及び乙が署名の上、各1通を保有する。

令和5年12月19日

甲 愛媛県大洲市大洲690番地の1
大洲市長

乙 愛媛県松山市海岸通2426-5
松山海上保安部長

【医療・救護・避難】

○医療機関一覧

1 災害基幹拠点病院

名 称	所 在 地	電 話 番 号	病床数 (うち一般 又は療養)	助産施設 の有無	救護班数
県立中央病院	松山市春日町83	089-947-1111	8 2 7 (8 2 4)	有	2

2 災害拠点病院（八幡浜・大洲二次医療圏）

名 称	所 在 地	電 話 番 号	病床数 (うち一般 又は療養)	助産施設 の有無	救護班数
市立八幡浜総合病院	八幡浜市大平 1 番耕地 638番地	0894-22-3211	2 5 6 (2 5 4)	有	2

3 三次救急医療施設

名 称	所 在 地	電 話 番 号	病床数 (うち一般 又は療養)	助産施設 の有無	救護班数
県立新居浜病院	新居浜市本郷 3 - 1 - 1	0897-43-6161	2 0 8 (2 0 3)	有	2
県立中央病院	松山市春日町83	089-947-1111	8 2 7 (8 2 4)	有	2
市立宇和島病院	宇和島市御殿町 1 - 1	0895-25-1111	4 3 5 (4 2 6)	有	2
愛媛大学医学部附属病院	東温市志津川	089-964-5111	6 4 4 (6 0 2)	有	2

4 大洲市内病院

名 称	所 在 地	電 話 番 号	病床数 (うち一般 又は療養)	助産施設 の有無	救護班数
市立大洲病院	西大洲甲570	0893-24-2151	1 5 0 (1 4 2)	無	1
大洲市国民健康保険 河辺診療所	河辺町植松428	0893-39-2010	0 (0)	無	1
平成病院	柚木811- 1	0893-24-2138	2 5 6 (0)	無	1
大洲中央病院	東大洲 5	0893-24-4551	1 8 2 (1 8 2)	無	1
喜多医師会病院	東大洲1563- 1	0893-25-0535	1 1 9 (1 1 9)	無	1
大洲記念病院	徳森1512- 1	0893-25-2022	9 5 (9 5)	無	1
石村病院	長浜甲176	0893-52-0275	2 2 (2 2)	無	1

○大洲市内喜多医師会所属医療機関一覧

医療機関名	住 所	電話番号	F A X 番号
池 田 医 院	東大洲84－11	24－3100	24－6949
石 川 内 科	若宮483コスモポリタン中野 2 F	59－0340	59－0341
石 村 整 形 外 科 医 院	若宮955－ 1	23－5767	23－1018
井 関 ク リ ニ ッ ク	新谷町甲306	25－6212	25－6215
い ん な み 眼 科 神 経 内 科	田口380－ 1	24－0700	24－0710
浦 岡 医 院	大洲877	24－2024	24－2026
大 洲 中 央 病 院	東大洲 5	24－4551	23－5083
大久保内科クリニック	八多喜町甲211－ 1	26－1131	26－0237
大 野 内 科	大洲665－ 7	24－6800	24－6800
岡 本 耳 鼻 咽 喉 科 気 管 食 道 科 医 院	大洲18－ 1	24－3752	24－0860
おち内科クリニック	若宮985－ 1	59－0707	59－0708
大洲ななほしクリニック	東若宮16－ 2	25－7710	25－7708
か め お か 内 科	東大洲987－ 1	25－1819	57－6019
かわばた産婦人科	東大洲230－ 2	23－1103	23－1105
菊 原 医 院	八多喜町甲97－ 1	26－0103	26－0363
東 大 洲 城 戸 眼 科	東大洲149－ 2	24－1010	24－1011
久 保 内 科 循 環 器 科	新谷町甲18	25－0158	25－5232
こ じ ま 内 科	東大洲10－ 1	50－8881	50－8886
ご と う 小 児 科	東大洲74－ 2	23－0510	23－0610
澤 井 耳 鼻 咽 喉 科 気 管 食 道 科	中村432－ 2	24－2510	24－2510
平 成 病 院	柚木811－ 1	24－2138	24－2139
大 洲 記 念 病 院	徳森1512－ 1	25－2022	25－3923
神 南 診 療 所	新谷乙1186－ 1	25－7720	25－7721
末 光 眼 科	若宮888－ 1	24－1500	24－1551
てらおか内科クリニック	若宮497	24－3306	24－6028
東若宮中川脳神経外科 ク リ ニ ッ ク	東若宮 8－ 7	59－4750	59－4751
こころのクリニック 永 松 心 療 内 科	東大洲168-1	24－2424	24－2425
中村皮フ科クリニック	新谷町甲96松葉屋ビル 2 F	25－1112	25－6033
西 原 耳 鼻 咽 喉 科	東大洲140－ 1	23－3366	23－0166
平 田 胃 腸 科 肛 門 科	若宮672－ 5	24－1200	24－7997
べ っ く 医 院	平野町野田3220－ 1	59－0911	59－0900
三 瀬 医 院	八多喜町甲113	26－0003	26－0003
み や う ち 医 院	徳森2217－11	25－2333	25－2331
村 上 医 院	常磐町27	24－2346	24－2346

医療機関名	住 所	電話番号	F A X 番号
村 上 内 科 医 院	北只168	23－3500	23－3500
よしもとレディース ク リ ニ ッ ク	東若宮14－14	25－7780	25－7781
石 村 病 院	長浜甲176	52－0275	52－1229
清 水 医 院	長浜甲268	52－2883	52－2884
喜 多 医 師 会 病 院	東大洲1563－ 1	25－0535	25－0465
市 立 大 洲 病 院	西大洲甲570	24－2151	24－0036
大 洲 市 国 民 健 康 保 険 河 辺 診 療 所	河辺町植松428	39－2010	39－2836
大 洲 市 出 海 診 療 所	長浜町出海甲1282	53－0407	53－0407
大 洲 市 櫛 生 診 療 所	長浜町櫛生甲196－ 3	53－0101	53－0207
大 洲 喜 多 休 日 夜 間 急 患 セ ン タ ー	東大洲88－ 1	23－1156	23－1157
鹿 野 川 診 療 所	肱川町山鳥坂77	34－3107	34－3108
おおくぼこども ク リ ニ ッ ク	徳森2264－ 8	57－9366	57－9388
からまつ眼科クリニック	東大洲115－ 1	23－3320	23－3338

○大洲市指定緊急避難場所一覧表

(令和6年4月18日現在)

地 域 名	施設数	洪 水	崖崩れ 土石流 地滑り	高 潮	地 震	津 波	大規模 火 災	想 定 収 容 人 数
大洲地域	33	16	14	33	33	33	33	697,000
長浜地域	11	5	4	7	11	8	11	130,600
肱川地域	11	7	5	11	10	11	11	71,000
河辺地域	5	5	3	5	5	5	5	20,800
合 計	60	33	26	56	59	57	60	919,400

【大洲地域】

No.	施設・場所名	住 所	電 話 番 号	洪 水	崖崩れ 土石流 地滑り	高 潮	地 震	津 波	大規模 火 災	想定収 容人数
1	国立大洲青少年交 流の家グラウン ド・ふれあい広場	北只1086番地	24-5175	●	●	●	●	●	●	35,600
2	森林公園	北只	-	●	●	●	●	●	●	2,000
3	南久米ふれあい広 場	野佐来479番地	-	●	●	●	●	●	●	9,800
4	富士山公園	柚木	-	●	●	●	●	●	●	26,000
5	城山公園	大洲	-	●		●	●	●	●	14,000
6	大洲小学校運動場	大洲711番地	24-2532		●	●	●	●	●	13,200
7	県立大洲高等学校 運動場	大洲737番地	24-4115			●	●	●	●	36,600
8	大洲南中学校運動 場	大洲1005番地	24-2211			●	●	●	●	10,800
9	平野中学校運動場	平野町野田50番地	24-3309			●	●	●	●	11,600
10	八幡浜・大洲地区 運動公園	平野町野田乙1644番 地	23-5524	●	●	●	●	●	●	224,000
11	平野小学校運動場	平野町平地47番地	24-2326			●	●	●	●	7,800
12	久米小学校運動場	阿蔵甲636番地	24-2312		●	●	●	●	●	14,800
13	上須戒ふれあい広 場	上須戒甲1511番地	-	●		●	●	●	●	7,400
14	粟津小学校運動場	八多喜町甲1101番地	26-0140			●	●	●	●	10,200
15	大洲東中学校運動 場	八多喜町甲1225番地	26-0046	●		●	●	●	●	16,400
16	三善小学校運動場	春賀甲1888番地	26-0047		●	●	●	●	●	12,600
17	喜多小学校運動場	若宮332番地	24-4565		●	●	●	●	●	10,600
18	徳森児童公園	徳森	-			●	●	●	●	1,400
19	徳森公園	徳森2280番地2	-	●	●	●	●	●	●	44,000
20	平小学校運動場	徳森2600番地	25-3558	●		●	●	●	●	11,000
21	県立大洲農業高等 学校運動場	東大洲15番地	24-3101		●	●	●	●	●	19,600
22	大洲北中学校運動 場	東大洲69番地第1	24-2227			●	●	●	●	27,000

No.	施設・場所名	住 所	電 話 番 号	洪 水	崖崩れ 土石流 地滑り	高 潮	地 震	津 波	大規模 火 災	想定収 容人数
23	稲荷山公園	新谷	-	●	●	●	●	●	●	4,400
24	新谷小学校運動場	新谷甲190番地ノ2	25-0803			●	●	●	●	8,000
25	学校法人帝京科学 大学帝京第五高等 学校運動場	新谷甲233番地	25-0511			●	●	●	●	18,200
26	新谷中学校運動場	新谷甲260番地 1	25-0056			●	●	●	●	21,400
27	新谷公園	新谷町	-			●	●	●	●	3,600
28	柳沢ふれあい広場	柳沢甲753番地2	-	●		●	●	●	●	11,600
29	田処ふれあい広場	田処甲214番地第1	-	●		●	●	●	●	2,000
30	大洲家族旅行村	菅田町菅田及び菅田 町大竹	23-2384	●	●	●	●	●	●	28,000
31	肱東中学校運動場	菅田町菅田甲1790番 地	25-2910		●	●	●	●	●	16,800
32	菅田小学校運動場	菅田町菅田甲703番 地	25-2909	●		●	●	●	●	9,600
33	蔵川ふれあい広場	蔵川甲239番地	-	●		●	●	●	●	7,000
計 33施設				16	14	33	33	33	33	697,000

【長浜地域】

No.	施設・場所名	住 所	電 話 番 号	洪 水	崖崩れ 土石流 地滑り	高 潮	地 震	津 波	大規模 火 災	想定収 容人数
1	長浜中学校運動場	長浜甲1番地	52-0303				●		●	24,600
2	長浜スポーツセン ター（駐車場）	長浜甲19番地8	52-2712		●		●		●	4,400
3	長浜小学校運動場	長浜甲190番地	52-0073				●	●	●	9,800
4	県立長浜高等学校 運動場	長浜甲480番地1	52-1251		●		●		●	18,400
5	喜多灘ふれあい広 場	長浜町今坊甲1154番 地	-	●	●	●	●	●	●	18,600
6	戒川ふれあい広場	戒川乙903番地	-	●	●	●	●	●	●	8,400
7	白滝ふれあい広場	白滝甲557番地の2	-			●	●	●	●	14,600
8	大和ふれあい広場	長浜町下須戒甲669 番地の5	-			●	●	●	●	10,600
9	櫛生ふれあい広場	長浜町櫛生乙141番 地	-	●		●	●	●	●	8,800
10	出海ふれあい広場	長浜町出海乙4番地	-	●		●	●	●	●	6,600
11	豊茂ふれあい広場	豊茂甲532番地	-	●		●	●	●	●	5,800
計 11施設				5	4	7	11	8	11	130,600

【肱川地域】

No.	施設・場所名	住 所	電話番号	洪水	崖崩れ 土石流 地滑り	高潮	地震	津波	大規模 火 災	想定収 容人数
1	正山ふれあい広場	肱川町名荷谷1750番地	-	●	●	●	●	●	●	3,800
2	高砂運動場	肱川町宇和川3390番地	-			●	●	●	●	10,800
3	肱川地区複合公共施設（駐車場）	肱川町山鳥坂73番地	-		●	●	●	●	●	2,300
4	鹿野川園地	肱川町山鳥坂234番地	-	●	●	●	●	●	●	3,200
5	肱川中学校運動場	肱川町山鳥坂282番地	34-2003			●	●	●	●	7,500
6	肱川小学校運動場	肱川町山鳥坂527番地1	34-2160			●	●	●	●	7,000
7	大駄場ふれあい広場	肱川町予子林119番地	-	●	●	●	●	●	●	14,000
8	岩谷コミュニティセンター（敷地）	肱川町山鳥坂2592番地	34-2974	●		●	●	●	●	7,800
9	予子林ふれあい広場	肱川町予子林1957番地	-	●	●	●	●	●	●	9,200
10	中津集会所（敷地）	肱川町中津	-	●		●		●	●	600
11	大谷ふれあい広場	肱川町大谷2660番地	-	●		●	●	●	●	4,800
計 11施設				7	5	11	10	11	11	71,000

【河辺地域】

No.	施設・場所名	住 所	電 話 番 号	洪 水	崖崩れ 土石流 地滑り	高 潮	地 震	津 波	大規模 火 災	想定収 容人数
1	河辺小学校運動場	河辺町植松674番地	39-2016	●	●	●	●	●	●	3,600
2	河辺コミュニティセンター坂本分館（敷地）	河辺町横山2177番地1	39-2810	●	●	●	●	●	●	800
3	河辺ふれあい広場	河辺町河都375番地	-	●	●	●	●	●	●	12,200
4	河辺ふるさとの宿（駐車場）	河辺町三嶋134番地	39-2211	●		●	●	●	●	2,000
5	河辺コミュニティセンター北平分館（駐車場）	河辺町北平1203番地	39-2812	●		●	●	●	●	2,200
計 5施設				5	3	5	5	5	5	20,800

※想定収容人数の算定基準：1人当たり0.5㎡

○大洲市指定避難所（一般避難所）一覧表

（令和6年4月1日現在）

地 域 名	施 設 数	想定収容人数
大 洲 地 域	51施設	24,566
長 浜 地 域	24施設	7,807
肱 川 地 域	14施設	3,333
河 辺 地 域	7施設	1,480
合 計	97施設	37,186

【大洲地域】

No.	施 設 名	住 所	電 話 番 号	想定収容人数
1	南久米コミュニティセンター	北只58番地1	24-2208	140
2	国立大洲青少年交流の家	北只1086番地	24-5175	1,560
3	南久米体育館	野佐来479番地	-	540
4	大洲小学校	大洲711番地	24-2532	890
5	県立大洲高等学校	大洲737番地	24-4115	1,430
6	大洲市民会館	大洲891番地の1	24-4105	130
7	大洲南中学校	大洲1005番地	24-2211	700
8	平野中学校	平野町野田50番地	24-3309	480
9	大洲市体育センター	平野町野田乙1644番地	23-5524	300
10	平野コミュニティセンター	平野町平地25番地3	24-2431	150
11	平野小学校	平野町平地47番地	24-2326	480
12	平野コミュニティセンター平地上分館	平野町平地3655番地	-	51
13	久米コミュニティセンター	阿蔵甲466番地2	23-3527	140
14	久米小学校	阿蔵甲636番地	24-2312	620
15	上須戒コミュニティセンター	上須戒甲1277番地1	26-0146	100
16	上須戒体育館	上須戒甲1511番地	-	360
17	八多喜コミュニティセンター	八多喜町甲63番地2	26-0145	130
18	粟津小学校	八多喜町甲1101番地	26-0140	510
19	大洲東中学校	八多喜町甲1225番地	26-0046	550
20	三善コミュニティセンター	春賀甲950番地2	26-0120	90
21	三善小学校	春賀甲1888番地	26-0047	460
22	五郎コミュニティセンター	五郎甲2072番地	24-3563	85
23	喜多小学校	若宮332番地	24-4565	1,290
24	若宮コミュニティセンター	若宮351番地2	59-1256	80
25	田口コミュニティセンター	田口2240番地	57-6290	70
26	総合体育館	若宮625番地4	24-6255	1,000
27	防災センター	若宮1869番地の1	59-1451	110
28	肱北コミュニティセンター	中村618番地1	24-6302	230
29	徳森児童センター	徳森1809番地1	25-4735	100
30	平コミュニティセンター	徳森2280番地2	25-1131	150
31	平小学校	徳森2600番地	25-3558	630
32	県立大洲農業高等学校	東大洲15番地1	24-3101	1,230
33	大洲隣保館	東大洲53番地1	24-6100	150
34	大洲北中学校	東大洲69番地第1	24-2227	1,100

No.	施 設 名	住 所	電 話 番 号	想定収容人数
35	総合福祉センター	東大洲270番地1	23-0294	760
36	大洲福祉会館	新谷乙688番地1	25-0947	40
37	新谷コミュニティセンター	新谷乙1507番地3	25-0024	230
38	新谷小学校	新谷町甲190番地ノ2	25-0803	620
39	学校法人帝京科学大学帝京第五高等学校	新谷甲233番地	25-0511	3,200
40	新谷中学校	新谷甲260番地1	25-0056	600
41	新谷コミュニティセンター喜多山分館	喜多山乙281番地2	25-0196	70
42	柳沢コミュニティセンター	柳沢甲738番地1	25-2400	110
43	旧柳沢小学校	柳沢甲760番地	-	410
44	柳沢コミュニティセンター田処分館	田処甲213番地	25-1266	200
45	旧田処小学校	田処甲214番地第1	-	100
46	菅田小学校	菅田町菅田甲703番地	25-2909	730
47	菅田コミュニティセンター	菅田町菅田甲740番地	25-2901	230
48	肱東中学校	菅田町菅田甲1790番地	25-2910	630
49	大川コミュニティセンター	森山乙437番地7	27-0200	90
50	蔵川体育館	蔵川甲239番地	-	390
51	大川コミュニティセンター蔵川分館	蔵川甲2236番地2	27-0522	120
計 51施設				24,566

【長浜地域】

No.	施 設 名	住 所	電 話 番 号	想定収容人数
1	長浜中学校	長浜甲1番地	52-0303	820
2	長浜スポーツセンター	長浜甲19番地8	52-2712	790
3	長浜小学校	長浜甲190番地	52-0073	740
4	県立長浜高等学校	長浜甲480番地1	52-1251	877
5	長浜体育館	長浜甲489番地の1	-	110
6	長浜コミュニティセンター	長浜甲727番地2	52-1138	230
7	沖浦コミュニティセンター	長浜町沖浦丙2192番地3	52-0530	130
8	長浜高齢者コミュニティセンター	長浜町沖浦丙2192番地の3	-	90
9	今坊集会所	長浜町今坊甲341ノ2外地先	-	90
10	喜多灘体育館	長浜町今坊甲1154番地	-	410
11	今坊コミュニティセンター	長浜町今坊甲2054番地	52-0423	60
12	旧戒川小学校	戒川乙903番地	-	350
13	白滝コミュニティセンター	白滝甲31番地1	54-0301	210
14	旧白滝小学校	白滝甲557番地2	-	500
15	柴体育館	柴甲598番地5	-	380
16	白滝コミュニティセンター柴分館	柴甲868番地2	54-0696	100
17	大和コミュニティセンター	長浜町下須戒甲668番地1	52-2831	210
18	櫛生福祉センター（櫛生コミュニティセンター）	長浜町櫛生甲196番地3	53-0101	100
19	旧櫛生小学校	長浜町櫛生乙141番地	-	470
20	出海コミュニティセンター	長浜町出海甲1264番地1	53-0013	120
21	旧出海小学校	長浜町出海乙4番地	-	400
22	豊茂コミュニティセンター	豊茂甲532番地	57-0303	150
23	旧豊茂小学校	豊茂甲532番地	-	390
24	青島コミュニティセンター	長浜町青島139番地の2	52-2933	80
計 24施設				7,807

【肱川地域】

No.	施 設 名	住 所	電 話 番 号	想定収容人数
1	旧正山小学校	肱川町名荷谷1750番地	-	390
2	正山コミュニティセンター	肱川町名荷谷1884番地2	34-3116	60
3	肱川農業者トレーニングセンター	肱川町宇和川3386番地	-	330
4	肱川地区複合公共施設（肱川中央コミュニティセンター）	肱川町山鳥坂73番地	34-2307	120
5	肱川中学校	肱川町山鳥坂282番地	34-2003	460
6	肱川小学校	肱川町山鳥坂527番地1	34-2160	500
7	特別養護老人ホームかわかみ荘	肱川町山鳥坂2800番地	34-2655	280
8	岩谷コミュニティセンター	肱川町山鳥坂2592番地	34-2974	53
9	予子林コミュニティセンター	肱川町予子林1860番地	34-2203	40
10	旧予子林小学校	肱川町予子林1957番地	-	360
11	肱川風の博物館・歌麿館	肱川町予子林99番地1	34-2181	210
12	中津集会所	肱川町中津	-	70
13	旧大谷小学校	肱川町大谷2660番地	-	390
14	大谷コミュニティセンター	肱川町大谷2945番地1	34-2133	70
計 14施設				3,333

【河辺地域】

No.	施 設 名	住 所	電 話 番 号	想定収容人数
1	河辺コミュニティセンター	河辺町植松547番地1	39-2551	80
2	河辺小学校	河辺町植松674番地	39-2016	430
3	河辺コミュニティセンター坂本分館	河辺町横山2177番地1	39-2810	200
4	旧河辺中学校	河辺町河都375番地	-	430
5	河辺ふるさとの宿	河辺町三嶋134番地	39-2211	190
6	河辺コミュニティセンター大伍分館	河辺町三嶋1912番地	39-2540	40
7	河辺コミュニティセンター北平分館	河辺町北平1203番地	39-2812	110
計 7施設				1,480

※想定収容人数の算定基準：1人当たり2㎡

○大洲市指定避難所（福祉避難所）一覧表

（令和6年4月1日現在）

No.	施設名	住所	電話番号	想定収容人数
1	多機能型事務所あいわ苑	大洲660番地1	24-4417	34
2	特別養護老人ホームとみす寮	大洲810番地1	23-0210	16
3	特別養護老人ホーム札掛の里	野佐来479番地	23-4351	25
4	救護施設大洲幸楽園	西大洲甲911番地1	24-3075	13
5	障害者支援施設大洲ホーム	春賀甲1688番地	26-1216	27
6	介護老人保健施設ひまわり	徳森1508番地1	25-2713	15
7	大洲学園	市木1005番地1	25-2025	34
8	障害者支援施設大洲育成園	市木1215番地	25-5251	47
9	養護老人ホーム清和園	市木1218番地	25-5336	22
10	老人保健施設フレンド	東大洲39番地	23-5100	100
11	総合福祉センター	東大洲270番地1	23-0294	63
12	大洲愛育ホーム	東大洲270番地1	23-2347	46
13	放課後デイサービスあゆむ	東大洲306番地	50-8033	45
14	特別養護老人ホーム希望ヶ丘荘	菅田町菅田丙495番地34	25-3101	13
15	特別養護老人ホーム希望ヶ丘荘アネックス	菅田町菅田丙495番地34	25-3101	63
16	長浜保健センター	長浜甲576番地	52-3055	99
17	小規模特別養護老人ホーム清祥会ひまわり	柴甲595番地1	54-0500	17
18	養護老人ホームさくら苑	柴甲1402番地3	59-7010	43
19	介護老人保健施設長浜ひまわり	柴甲1422番地3	59-7220	15
20	肱川保健センター	肱川町山鳥坂72番地1	34-2340	32
21	河辺老人福祉センター	河辺町植松428番地	39-2222	46
計 21施設				815

※想定収容人数の算定基準：1人当たり4㎡

○浸水想定区域、土砂災害（特別）警戒区域、高潮浸水想定区域、津波災害警戒区域内にある要配慮者利用施設

(令和6年4月1日現在)

番号	施設名	住所	施設種別	対象			
				浸水 想定 区域	土砂 災害 警戒 区域	高潮 浸水 想定 区域	津波 災害 警戒 区域
1	亀の郷2番館	北只88番地28	小規模多機能型居宅介護	○	○		
2	南久米保育所	北只411番地	保育施設	○			
3	デイサービス四つ葉	北只489番地7	通所介護	○			
4	亀の郷	松尾465番地1	小規模多機能型居宅介護		○		
5	グループホーム楽生苑	松尾465番地1	認知症対応型共同生活介護		○		
6	住宅型有料老人ホーム楽楽	松尾465番地1	住宅型有料老人ホーム		○		
7	地域活動支援センターつなぐ	柚木1030番地5	地域活動支援センター	○			
8	グループホーム龍星	柚木587番地1	認知症対応型共同生活介護	○			
9	介護付き有料老人ホーム空海の里	柚木752番地1	介護付き有料老人ホーム、特定施設入所者生活介護	○			
10	平成病院	柚木811番地1	医療施設	○			
11	就労移行支援事業所ミライズMeRise!	柚木1030番地5	就労移行支援	○			
12	デイサービス大洲本町	大洲45番地1	認知症対応型通所介護	○			
13	大洲小学校	大洲711番地	小学校	○			
14	とみす寮	大洲810番地1	通所介護、短期入所生活介護、介護老人福祉施設	○			
15	大洲こども園	大洲810番地1	認定こども園	○			
16	大洲児童館	大洲830番地1	児童館	○			
17	大洲南中学校	大洲1005番地	中学校	○	○		
18	グループホームやすらぎの家	西大洲甲525番地	認知症対応型共同生活介護	○			
19	市立大洲病院	西大洲甲570番地	医療施設	○			
20	市立大洲病院院内保育所よつば	西大洲甲570番地	認可外保育施設	○			
21	救護施設大洲幸楽園	西大洲甲911番地1	救護施設	○	○		
22	平野中学校	平野町野田50番地	中学校	○	○		
23	グループホームあいわ	平野町野田2809番地7	共同生活援助		○		
24	平野幼稚園	平野町平地28番地	幼稚園	○	○		
25	平野小学校	平野町平地47番地	小学校	○	○		
26	グループホーム阿蔵の森	阿蔵甲1961番地4	認知症対応型共同生活介護	○	○		
27	デイサービス大樹の母里	阿蔵甲1961番地4	通所介護	○	○		
28	久米幼稚園	阿蔵甲579番地1	幼稚園	○			
29	久米小学校	阿蔵甲636番地	介護老人福祉施設入所者生活介護	○			
30	小規模特別養護老人ホームぎおん	八多喜町甲100番地	介護老人福祉施設入所者生活介護	○			
31	栗津小学校	八多喜町甲1101番地	小学校	○	○		
32	栗津保育所	八多喜町甲1253番地	保育施設	○			
33	大洲東中学校	八多喜町甲1225番地	中学校		○		
34	グループホームはるか	春賀甲1666番地1	認知症対応型共同生活介護	○	○		
35	大洲ホーム	春賀甲1688番地	日中一時支援		○		
36	障害者支援施設大洲ホーム	春賀甲1688番地	短期入所、生活介護、施設入所支援	○	○		
37	デイサービスセンター春賀	春賀甲1688番地	通所介護	○	○		
38	三善小学校	春賀甲1888番地	小学校	○			
39	認定こども園五郎保育園	五郎甲45番地1	認定こども園	○	○		
40	よしもとレディースクリニック	東若宮14番地14	医療施設	○			
41	喜多小学校	若宮332番地	保育施設	○			
42	こころ保育園	若宮483番地 コスモポリタン中野1F	保育施設	○			
43	あいわ苑	大洲660番地1	多機能型事業所	○	○		
44	大洲市社会福祉協議会デイサービスセンター若宮	若宮625番地4	通所介護	○			
45	喜多児童館	若宮625番地4	児童館	○			
46	チャイルドハウスバンビ大洲園	常磐町12番地3	認可外保育施設	○			

番号	施設名	住所	施設種別	対象			
				浸水 定区域	土砂 災害 警戒 区域	高潮 浸水 定区域	津波 災害 警戒 区域
47	チャレンジ・ラボアクトピア大洲	中村246番地1	生活介護	○			
48	Sa. おいでや (のぞみホーム)	中村257番地1	共同生活援助	○			
49	夢たまごホームライフ	中村318番地2	共同生活援助	○			
50	喜多保育所	中村462番地第2	保育施設	○			
51	サポート作業所	中村609番地	就労継続支援	○			
52	ケアプラスデイサービスセンター大洲	中村649番地1	通所介護	○			
53	デイサービスセンター香寿	中村853番地1	通所介護	○			
54	放課後デイサービスあゆむ2	徳森407番地1	放課後等デイサービス	○			
55	株式会社ゼロベース	徳森1335番地	就労継続支援	○			
56	グループホーム銀河	徳森1477番地1	認知症対応型共同生活介護	○			
57	シルバーレジデンスひまわり	徳森1505番地2	サービス付き高齢者向け住宅	○			
58	介護老人保健施設ひまわり	徳森1508番地1	介護老人保健施設、短期入所療養介護、通所リハビリテーション	○			
59	大洲記念病院	徳森1512番地1	医療施設	○			
60	医療法人恕風会 キッズテーションひまわり	徳森1512番地1	認可外保育施設	○			
61	グループホーム星城	徳森1790番地3	認知症対応型共同生活介護		○		
62	徳森児童センター	徳森1809番地の1	児童館	○	○		
63	認定こども園悠園	徳森2217番地51	認定こども園	○			
64	平小学校	徳森2600番地	小学校		○		
65	徳森保育所	徳森2632番地第32	保育施設	○			
66	大洲学園	市木1005番地1	生活介護、施設入所支援		○		
67	大洲育成園	市木1215番地	生活介護、施設入所支援、日中一時支援		○		
68	短期入所施設大洲育成園	市木1215番地	短期入所		○		
69	養護老人ホーム大洲市清和園	市木1218番地	養護老人ホーム		○		
70	認定こども園大洲プリスクール	田口甲386番地1	保育施設	○			
71	デイサービスセンターゆうゆう大洲	田口甲1895番地2	通所介護	○	○		
72	ゆうゆう大洲	田口甲1895番地2	短期入所生活介護	○	○		
73	大洲乳児保育所	田口甲2530番地1	保育施設	○	○		
74	大洲中央病院	東大洲5番地	医療施設	○			
75	ほくと	東大洲5番地	介護医療院	○			
76	介護老人保健施設フレンド	東大洲39番地	介護老人保健施設、短期入所療養介護、通所リハビリテーション	○			
77	大洲北中学校	東大洲69番地第1	中学校	○	○		
78	東大洲こども園	東大洲85番地1	認定こども園	○			
79	グループホームなないろ	大洲市東大洲104-1	共同生活援助	○			
80	放課後デイサービスあゆむ3	東大洲117番地		○			
81	かわばた産婦人科	東大洲230番地2	医療施設	○			
82	大洲愛育ホーム	東大洲270番地1	児童発達支援	○			
83	大洲市社会福祉協議会デイサービスセンター東大洲	東大洲270番地1		○			
84	大洲市総合福祉センター	東大洲270番地1	福祉センター	○			
85	地域活動支援センター東大洲	東大洲270番地1	地域活動支援センター	○			
86	あゆむ苑	東大洲306番地	日中一時支援	○			
87	放課後デイサービスあゆむ	東大洲306番地		○			
88	障害者生活介護事業所あゆむ苑	東大洲407番地		○			
89	夢たまごランチ	東大洲783番地2	就労継続支援	○			
90	デイサービスひかり	東大洲1339番地7	通所介護	○			
91	喜多医師会病院	東大洲1563番地1	医療施設	○			
92	喜多医師会病院院内保育室	東大洲1563番地1	保育施設	○			
93	サービス付き高齢者向け住宅ゆうゆう大洲	新谷185番地	サービス付き高齢者向け住宅	○			
94	複合型介護施設キネマ	新谷乙537番地1	通所介護、短期入所生活介護	○			
95	有料老人ホームキネマ	新谷乙537番地1	住宅型有料老人ホーム	○			

番号	施設名	住所	施設種別	対象			
				浸水 想定 区域	土砂 災害 警戒 区域	高潮 浸水 想定 区域	津波 災害 警戒 区域
96	グループホーム春のうらら	新谷乙917番地1	認知症対応型共同生活介護		○		
97	神南診療所	新谷乙1186番地1	医療施設	○			
98	新谷中学校	新谷甲260番地	中学校	○	○		
99	デイサービス新谷の家	新谷甲318番地	通所介護	○	○		
100	サービス付き高齢者向け住宅 サファイア	新谷甲43番地	サービス付き高齢者向け 住宅	○	○		
101	デイサービスセンター翠星	新谷甲43番地	認知症対応型共同生活介護	○	○		
102	愛媛帝京幼稚園	新谷甲2003番地1	認定こども園	○	○		
103	愛媛帝京幼稚園こあら保育室	新谷甲2003番地1	認可外保育施設	○	○		
104	新谷小学校	新谷町甲190番地の2	有料老人ホーム	○	○		
105	新谷保育所	新谷町甲259番地第1	保育施設	○	○		
106	グループホーム零月	新谷町甲261番地1	認知症対応型共同生活介護	○	○		
107	Sa. おいでや菅田	菅田町菅田甲550番地1	就労継続支援	○			
108	菅田小学校	菅田町菅田甲703番地	小学校		○		
109	グループリビング ファミール おおず	菅田町菅田甲1010番地37	就労移行支援・就労継続 支援B型	○			
110	肱東中学校	菅田町菅田甲1790番地	中学校	○			
111	菅田こども園	菅田町菅田甲1805番地3	認定こども園	○			
112	肱川こども園	肱川町宇和川65番地	認定こども園	○			
113	大洲市老人デイサービスセン ター肱流苑・生活支援ハウス	肱川町宇和川65番地1	通所介護	○			
114	労働者協同組合ワーカーズ コープ・センター事業団大洲 地域福祉事業所 みんと	肱川町宇和川2791番地1	就労移行支援・就労継続 支援B型	○	○		
115	肱川中学校	肱川町山鳥坂282番地1	中学校	○	○		
116	肱川小学校	肱川町山鳥坂527番地1	小学校	○	○		
117	かわかみ荘	肱川町山鳥坂2800番地	介護老人福祉施設、短期 入所生活介護		○		
118	デイサービス施設かわかみ荘	肱川町山鳥坂2800番地	通所介護		○		
119	長浜中学校	長浜甲1番地	中学校	○	○	○	○
120	石村病院	長浜甲176番地	医療施設、介護医療院、 短期入所療養介護、通所 リハビリテーション	○		○	
121	長浜小学校	長浜甲190番地	小学校	○		○	
122	長浜保育所	長浜甲466番地	保育施設	○		○	○
123	グループホーム春の風	長浜甲570番地	認知症対応型共同生活介護	○		○	○
124	白滝保育所	白滝甲192番地1	保育施設	○			
125	グループホーム白雲	白滝甲669番地4	認知症対応型共同生活介護		○		
126	清祥会ひまわり	柴甲595番地1	通所介護、短期入所生活 介護	○	○		
127	小規模特別養護老人ホーム清 祥会ひまわり	柴甲595番地1	介護老人福祉施設入所者 生活介護	○	○		
128	大洲市社会福祉協議会デイ サービスセンター長浜	柴甲1402番地3	通所介護	○			
129	養護老人ホームさくら苑	柴甲1402番地3	養護老人ホーム	○			
130	介護老人保健施設長浜ひまわ り	柴甲1422番地3	介護老人保健施設、短期 入所療養介護、通所リハ ビリテーション	○			
131	大和保育所	長浜町下須戒8番地2	保育施設	○			
132	グループホームやまと	長浜町下須戒13番地8	認知症対応型共同生活介護	○			
133	Sa. おいでや（おいでやホー ム）	長浜町下須戒321番地2	共同生活援助	○	○		
134	長浜幼稚園	長浜町下須戒甲493番地	幼稚園	○	○		
135	グループホームパートナーハ ウスたんぼぼ	長浜町出海乙4番地	認知症対応型共同生活介護		○		
136	デイサービスいずみ	長浜町出海乙4番地	通所介護		○		
合計				117	55	5	3

○救援物資集積場所一覧

1 大洲地区

施 設 名	所 在 地	電話番号
大洲市防災センター	若宮1869番地の1	0893-59-1451

2 長浜地区

施 設 名	所 在 地	電話番号
長浜体育館	長浜甲489番地の1	0893-52-1111
長浜ふれあい会館	長浜甲727番地の2	0893-52-1210

3 肱川地区

施 設 名	所 在 地	電話番号
肱川農業者トレーニングセンター	肱川町宇和川3386番地	0893-34-2307 (肱川コミュニティセンター)

4 河辺地区

施 設 名	所 在 地	電話番号
河辺基幹集落センター	河辺町植松547	0893-39-2111

○炊き出し可能施設一覧

1 大洲地区

施設名	所在地	電話番号	炊き出し可能能力
大洲市学校給食センター	富士119番地	25-5224	4300人 1回 3時間 (副食のみ)
久米コミュニティセンター	阿蔵甲466番地2	23-3527	63人 1回 1時間
肱北コミュニティセンター	中村618番地1	24-6302	77人 1回 1時間
五郎コミュニティセンター	五郎甲2072番地	24-3563	21人 1回 1時間
平コミュニティセンター	徳森2280番地2	25-1131	110人 1回 1時間
平野コミュニティセンター	平野町平地25番地3	24-2431	126人 1回 1時間
南久米コミュニティセンター	北只58番地1	24-2208	70人 1回 1時間
菅田コミュニティセンター	菅田町菅田甲740番地	25-2901	63人 1回 1時間
大川コミュニティセンター	森山乙437番地7	27-0200	42人 1回 1時間
大川コミュニティセンター蔵川分館	蔵川甲2236番地2	27-0522	49人 1回 1時間
柳沢コミュニティセンター	柳沢甲738番地1	25-2400	70人 1回 1時間
新谷コミュニティセンター	新谷乙1507番地3	25-0024	21人 1回 1時間
三善コミュニティセンター	春賀甲950番地2	26-0120	35人 1回 1時間
八多喜コミュニティセンター	八多喜町甲63番地2	26-0145	42人 1回 1時間
上須戒コミュニティセンター	上須戒甲1277番地1	26-0146	70人 1回 1時間
大洲保健センター	東大洲270番地1	23-0310	49人 1回 1時間
大洲隣保館	東大洲53番地1	24-6100	21人 1回 1時間
大洲福祉会館	新谷乙688番地1	25-0947	21人 1回 1時間
徳森児童センター	徳森1809番地の1	25-4735	35人 1回 1時間

2 長浜地区

施設名	所在地	電話番号	炊き出し可能能力
長浜中学校給食調理場	長浜甲1番地	52-0303	400人 1回 1時間
長浜コミュニティセンター	長浜甲727番地2	52-1138	140人 1回 1時間
沖浦コミュニティセンター	長浜町沖浦丙2192番地3	52-0530	170人 1回 1時間
今坊コミュニティセンター	長浜町今坊甲2054番地	52-0423	160人 1回 1時間
今坊友愛館	長浜町今坊甲521番地の11	52-1469	100人 1回 1時間
櫛生福祉センター(櫛生コミュニティセンター)	長浜町櫛生甲196番地3	53-0101	100人 1回 1時間
出海コミュニティセンター	長浜町出海甲1264番地1	53-0013	170人 1回 1時間
大和コミュニティセンター	長浜町下須戒甲668番地1	52-2831	15人 1回 40分 100人 1回 1時間
豊茂コミュニティセンター	豊茂甲532番地	57-0303	200人 1回 1時間
白滝コミュニティセンター	白滝甲31番地1	54-0301	180人 1回 1時間
長浜保健センター	長浜甲576番地	52-3055	21人 1回 1時間

3 肱川地区

施設名	所在地	電話番号	炊き出し可能能力
肱川中央コミュニティセンター	肱川町山鳥坂73番地	34-2307	77人 1回 1時間
正山コミュニティセンター	肱川町名荷谷1884番地2	34-3116	70人 1回 1時間
大谷コミュニティセンター	肱川町大谷2945番地1	34-2133	35人 1回 1時間
岩谷コミュニティセンター	肱川町山鳥坂2592番地	34-2974	70人 1回 1時間
予子林コミュニティセンター	肱川町予子林1860番地	34-2203	35人 1回 1時間
肱川高齢者生活福祉センター「肱流苑」	肱川町宇和川65番地1	34-3391	35人 1回 1時間
特別養護老人ホーム事務組合かわかみ荘	肱川町山鳥坂2800番地	34-2655	70人 1回 1時間

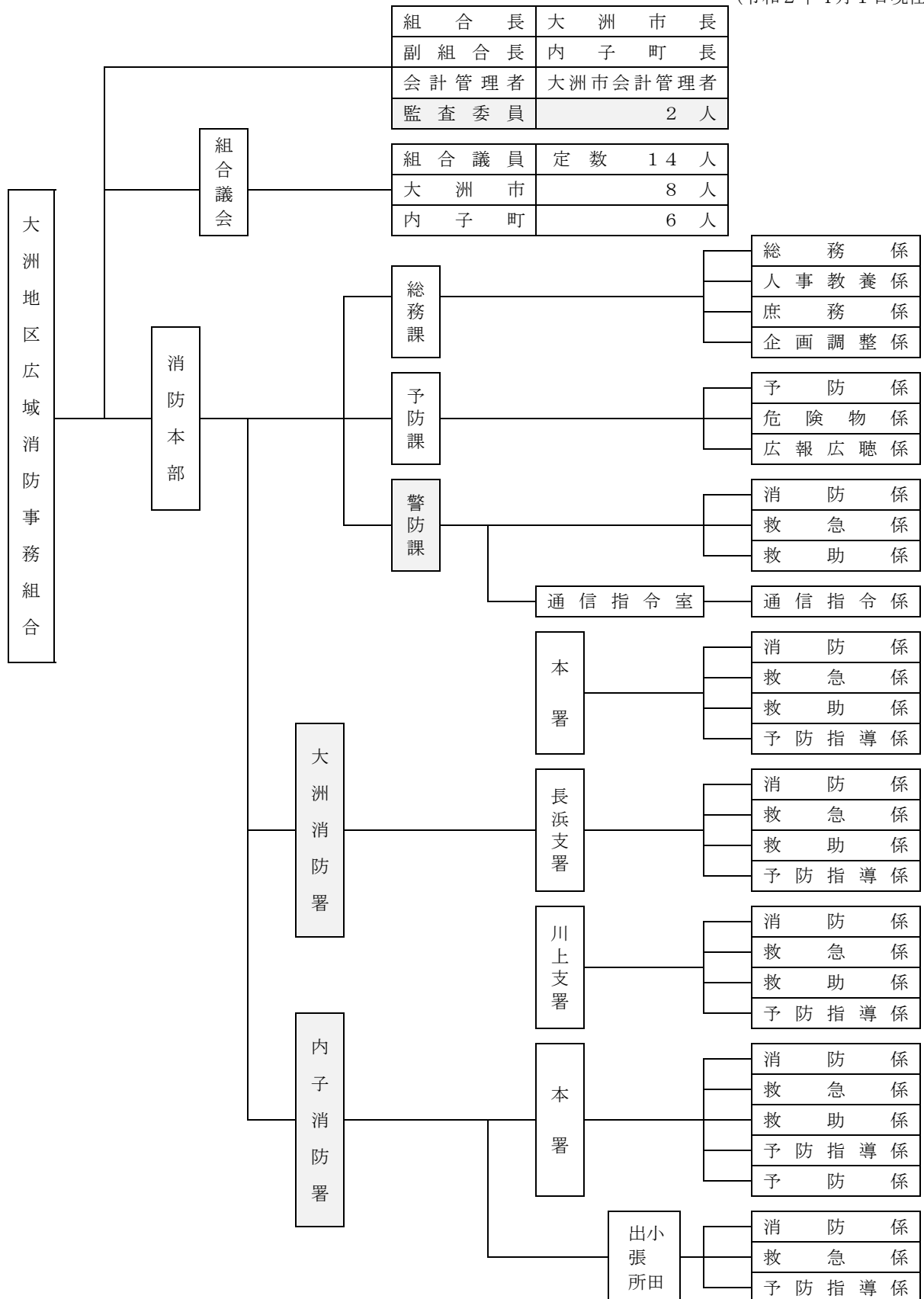
4 河辺地区

施設名	所在地	電話番号	炊き出し可能能力
河辺コミュニティセンター	河辺町植松547番地1	39-2111	100人 1回 1時間
河辺コミュニティセンター坂本分館	河辺町横山2177番地1	39-2810	40人 1回 1時間
河辺学校給食センター	河辺町河都375番地	39-2517	150人 1回 1時間
河辺ふるさとの宿	河辺町三嶋134番地	39-2211	240人 1回 1時間
河辺コミュニティセンター北平分館	河辺町北平1203番地	39-2812	80人 1回 1時間

【消防・水防】

○大洲地区広域消防事務組合の組織

(令和2年4月1日現在)



○大洲市消防団本部及び分団の名称・団員定数並びに担当区域

名 称	階級 定数									担当区域
	団長	副団長	分団長	副分団長	部長	班長	基本団員	機能別団員	計	
消 防 団 本 部	1	7							8	全域
肱 南 分 団			1	1	5	16	72	10	105	大洲・柚木・西大洲・阿蔵・高山
肱 北 分 団			1	1	6	12	75	5	100	中村・常磐町・若宮・五郎・東大洲・田口・市木・徳森・東若宮
平 野 分 団			1	1	3	13	47	8	73	平野町平地、平野町野田
南 久 米 分 団			1	1	6	12	35	15	70	北只・松尾・黒木・野佐来・稲積・梅川・長谷・横野・北裏
菅 田 分 団			1	1	5	13	64	15	99	菅田町菅田、菅田町宇津、菅田町大竹、富士、阿部
大 川 分 団			1	1	5	11	47	15	80	森山・蔵川・成能・宇和川
柳 沢 分 団			1	1	4	11	41	15	73	柳沢・藤縄・田処
新 谷 分 団			1	1	4	12	47	15	80	新谷町・新谷・喜多山・恋木・下新谷
三 善 分 団			1	1	3	7	32	10	54	春賀・東宇山・多田
栗 津 分 団			1	1	5	11	42	10	70	八多喜町・手成・米津
上 須 戒 分 団			1	1	3	10	37	15	67	上須戒
長 浜 分 団			1	1	5	17	51	15	90	長浜・仁久・黒田・沖浦・晴海・青島
喜 多 灘 分 団			1	1	2	6	18	10	38	今坊・拓海
大 和 分 団			1	1	3	10	48	10	73	下須戒・上老松・大越の一部・穂積・豊茂
白 滝 分 団			1	1	4	13	52	10	81	白滝・大越の一部・戒川・柴
櫛 生 分 団			1	1	2	6	30	15	55	櫛生・須沢
出 海 分 団			1	1	1	3	24	10	40	出海
中 央 分 団			1	1	2	7	47	12	70	山鳥坂、宇和川一部
正 山 分 団			1	1	2	5	41	3	53	宇和川の一部、名荷谷、中居谷
大 谷 分 団			1	1	2	5	30	10	49	大谷、西
予 子 林 分 団			1	1	1	4	18	10	35	予子林、中津
河 辺 分 団			1	1	4	8	46	20	80	旧河辺村全域
女 性 分 団			1	1	3	8	47	0	60	全域

○火薬類取扱所一覧

1 販売所

名 称	所 在 地	電話番号
(有)浜田銃砲火薬店	肱川町予子林1825	0893-34-2905

2 貯蔵所

名 称	所 在 地	電話番号
(有)浜田銃砲火薬店	肱川町予子林1825	0893-34-2905

○液化石油ガス施設一覧

事 業 所 名	所 在 地	貯蔵能力	電話番号
南予プロパン (株)	新谷乙514	20 T × 1	0893-25-2000
(有)平成ガス	新谷乙519- 1	2.9 T × 1	0893-25-2500
エネロ(株)大洲営業所	東大洲1041- 2	0.5 T × 2 10 T × 1 30 T × 1	0893-25-4567
矢野ガス(株)	長浜町上老松 6 - 1	15 T × 1	0893-52-0420
(有)肱南タクシー	北只42- 2	2.9 T × 1	0893-24-2010

○石油タンク等危険物所在地一覧

1 屋内貯蔵所

(令和4年4月1日現在)

管理者・代表者等の氏名	所 在 地	連絡先電話番号
愛媛たいき農業協同組合	蔵川甲265	27-0211
愛媛たいき農業協同組合	上須戒甲1142-2	26-0021
(株)アライ	平野町野田1596	24-3434
四国旅客鉄道(株)	中村宮の後221-2	24-4435
丸三産業(株)	徳森字渡り1349	25-5131
仙味エキス(株)	平野町野田乙816-1	24-6878
愛媛たいき農業協同組合	豊茂甲303-2	57-0324
長浜化成(株)	長浜町拓海3-19	52-1236
日泉ポリテック(株)	長浜町拓海3-12	52-0155
(株)ブルームクラシック	長浜町拓海6-31, 6-33	59-3052

2 屋外タンク貯蔵所

管理者・代表者等の氏名	所 在 地	連絡先電話番号
(株)愛亀	平野町野田乙873	23-2571
愛媛舗道(株)	菅田町大竹1187-1	24-2155
J A えひめアイパックス	春賀甲410	26-1556
J A えひめアイパックス	春賀甲410	26-1556
J A えひめアイパックス	春賀甲410	26-1556
(株)サンフーズ	菅田町菅田甲2522	25-4450
仙味エキス(株)	平野町野田779-2	24-6878
仙味エキス(株)	平野町野田779-2	24-6878
国立大洲青少年交流の家	北只1086	24-5175
長浜町漁業協同組合	長浜甲1028 先	53-0103
(合)岸本商店	長浜甲1030-89	52-0072
(株)西田興産	長浜町拓海3-22	52-3005
長浜町漁業協同組合	長浜町櫛生甲1527 先	53-0103
長浜化成(株)	長浜町拓海3-19	52-1236
予子林地区省エネルギーモデル温室	肱川町予子林737-1	34-2188
(有)肱川サントマトコーポ	肱川町大谷3750-3	34-3399

3 屋内タンク貯蔵所

管理者・代表者等の氏名	所 在 地	連絡先電話番号
医療法人静心会 平成病院	柚木811-1	24-2138
医療法人静心会 平成病院	柚木811-1	24-2138
国立大洲青少年交流の家	北只1086	24-5175

4 地下タンク貯蔵所

管理者・代表者等の氏名	所 在 地	連絡先電話番号
大洲市 (大洲市民会館)	大洲899-1	24-4105
栗津葉たばこ乾燥組合	手成甲68	26-0862
愛媛たいき農業協同組合	八多喜町字上清水甲145-1	26-0011
西日本電信電話(株) 愛媛支店	大洲691-1	45-9116
社会福祉法人友愛会 (希望ヶ丘荘)	菅田町菅田字上野丙459-34	25-3101
(株)Unipet Japan	菅田町菅田甲1977	25-3158
(株)キクノ	菅田町大竹乙879-3	24-1333
(株)積水化成成品西部	多田甲140	26-1111
くみあい商品工業(株)	春賀字梅ノ木甲553-1	26-1311
大洲市環境センター	八多喜町乙1263 他7筆	26-1615
老人福祉施設ひまわり	徳森字野田1512	25-2713
成長自動車(株)	東大洲1041-1	25-3123
法務合同庁舎	大洲845-3	24-2415
大洲市 (市立大洲病院)	西大洲字ヤスパ甲570	24-2151

管理者・代表者等の氏名	所 在 地	連絡先電話番号
アクトピア大洲	中村字宮の前 2 4 6 - 1 他26筆	24-1818
㈱嵯峨野	平野町野田甲 1 7 5 0 - 1	24-6811
㈱西田興産	新谷乙 5 2 - 1	25-0211
医療法人弘友会（フレンド）	東大洲 3 9	24-5101
愛媛たいき農業協同組合（オズの湯）	東大洲 1 5 8 1 - 1	25-3800
大洲市八尾雨水ポンプ場	阿蔵甲 1 5 8 5 - 1	24-1111
大洲市（大洲市総合福祉センター）	東大洲 2 7 0 - 1	23-0294
社会福祉法人 大洲育成園	市木 1 2 1 5	25-5251
大洲喜多衛生事務組合 清流園	米津乙 1 - 2	26-0200
大洲喜多特別養護老人ホーム事務組合 とみす寮	大洲 8 1 0 - 1	23-0210
四国地方建設局大洲工事事務所（防災ステーション）	若宮地先	59-1451
大洲市斎場 肱陵苑	西大洲 2 0 8 5 - 1	59-1581
大洲警察署長	東大洲 1 6 8 9 - 1	25-1111
西日本高速道路㈱四国支社愛媛高速道路事務所	長谷	24-1191
大洲河川国道事務所	中村 2 1 0	24-5185
丸三産業㈱	徳森 1 3 4 9	25-5131
大洲市（大洲市庁舎）	大洲 6 9 0 - 1	24-2111
丸三産業㈱	徳森 1 3 4 9	25-5131
南予地方局（大洲庁舎）	田口甲 4 2 5 - 1	24-5121
医療法人肱嵐会石村病院	長浜甲 1 7 6	52-0275
㈱セラリカ野田	長浜甲 1 0 2 4 - 9	52-1107
愛媛たいき農業協同組合	長浜町黒田甲 6 1 7 - 1	52-1366
医療法人恕風会	柴甲 1 4 2 2 - 3	59-7220
長浜町養護老人ホーム さくら苑	柴甲 1 4 0 2 - 3	59-7010
大谷地区葉タバコ乾燥施設組合	肱川町大谷 1 6 7 0	34-2085
肱川交流促進センター（鹿野川荘）	肱川町宇和川 5 8 8 - 1	34-2000
特別養護老人ホーム事務組合「かわかみ荘」	肱川町山鳥坂 2 8 0 0	34-2655
山鳥坂ダム工事事務所	肱川町予子林 6 - 4	34-2350
山鳥坂ダム工事事務所	肱川町山鳥坂 2 8 0	34-2350

5 簡易タンク貯蔵所

管理者・代表者等の氏名	所 在 地	連絡先電話番号
愛媛たいき農業協同組合	蔵川甲 2 6 5	27-0211
愛媛たいき農業協同組合	上須戒甲 1 1 4 2 - 2	26-0021
愛媛たいき農業協同組合	柳沢甲 7 4 8	25-3152
愛媛たいき農業協同組合	長浜町櫛生乙 2 2 2 - 2	53-0401
愛媛たいき農業協同組合	豊茂甲 3 0 3 - 2	57-0324
愛媛たいき農業協同組合	肱川町大谷 2 9 4 5	34-2518

6 移動タンク貯蔵所

管理者・代表者等の氏名	所 在 地	連絡先電話番号
㈲古森石油店	徳森字宮方 3 3 6 - 1	25-2111
㈲古森石油店	徳森字宮方 3 3 6 - 1	25-2111
谷本産業㈱	菅田町大竹甲 1 5 9 2	25-2093
愛媛たいき農業協同組合	若宮 8 8 3 - 1	24-4168
愛媛たいき農業協同組合	若宮 8 8 3 - 1	24-4168
愛媛たいき農業協同組合	八多喜町甲 1 4 5 番地 1	26-0011
松浦建設㈱	菅田町菅田甲 3 1 9 2	25-5210
有限会社八多浪クリーンセンター	上須戒甲 5 8 番地 1	26-0377
愛媛たいき農業協同組合	長浜町黒田甲 6 1 7 番地 1	52-1366
伊豫海運㈱	長浜町拓海 3 番地 2 5	52-3131
伊豫海運㈱	長浜町拓海 3 番地 2 5	52-3131
伊豫海運㈱	長浜町拓海 3 番地 2 5	52-3131
伊豫海運㈱	長浜町拓海 3 番地 2 5	52-3131
矢野ガス㈱	長浜町上老松 6 番地 1	52-0490
長浜町漁業協同組合	長浜甲 1 0 2 1 番地	52-1146
㈲櫛海運送	長浜町晴海 1 番 3	52-0052

管理者・代表者等の氏名	所 在 地	連絡先電話番号
(有)谷本石油店	肱川町宇和川 2 9 8 8 - 1	34-2252
(有)谷本石油店	肱川町宇和川 2 9 8 8 - 1	34-2252
株式会社ひじ建	肱川町山鳥坂 3 2 9	34-2111
(有)川上産業	肱川町宇和川 3 3 5 3	34-2529
(有)川上産業	肱川町宇和川 3 3 5 3	34-2529
河辺自動車(有) (休止)	河辺町植松 5 5 9 番地	39-2234

7 屋外貯蔵所

管理者・代表者等の氏名	所 在 地	連絡先電話番号
ダイドー化成(有)	肱川町名荷谷 9 0 3 番地 6	34-3097

8 給油取扱所

管理者・代表者等の氏名	所 在 地	連絡先電話番号
愛媛たいき農業協同組合サンライズ 5 6	若宮 9 5 8 - 1	24-4168
愛媛たいき農業協同組合川下給油所	八多喜町甲 1 4 1 - 1	26-0011
(有)古森石油	大洲 6 0 0 - 1	24-2161
(有)古森石油	徳森字宮方 3 3 6 - 1	25-2111
三原産業(株)Dr. Drive大洲東店	徳森 3 8 5	25-0047
三原産業(株)Dr. Drive大洲店	田口甲 2 6 - 1	24-4535
UNIVERSAL PETROLEUM 大洲SS	若宮 5 7 3	24-2158
UNIVERSAL PETROLEUM 菅田SS	菅田町菅田甲 1 9 7 7	25-3158
瀧野満幸 (瀧野石油)	平野町野田 3 3 6 9 - 1	24-4429
(有)瀧野商店	成能甲 5 1 3 - 2	27-0350
(有)竹田石油	新谷字田久保乙 1 8 1 3	25-0842
四国西濃運輸(株)	阿蔵字スナダ甲 9 9 0	24-4170
中央建設(株)	柚木 4 9 1 - 1	24-3556
(株)西田興産	徳森 2 4 8	25-0211
松浦建設(株)	菅田町菅田甲 3 1 9 2	25-5210
谷本産業(株)	菅田町大竹乙 1 0 4 2	25-2093
エヒメ生コン(株)	菅田町大竹甲 1 5 9 2	25-4498
(株)キクノ	菅田町大竹乙 8 7 9 - 3	24-1333
福山通運(株)大洲営業所	新谷字葉箱田乙 3 2 5 - 1	25-3700
城戸運送(有)	春賀 5 7 8 - 1	26-1016
(有)大森開発	徳森 2 2 9 2 - 4	25-3128
(有)合田運送	春賀甲 5 8 4 - 6	26-0811
(株)カワカミ	徳森字宮方 2 7 9 - 1・2 8 0 - 1	25-3434
城戸運送(有)	東大洲 1 8 1 6 - 1	25-0224
宇和島自動車(株)	平野町野田 3 3 6 1 - 1	24-2171
南予丸善(株)	北只 1 5 3 番地 1	24-3897
日本通運(株)西予支店	北只 1 5 0 3 番地 7 ~ 1 5	59-1800
(有)肱南タクシー	北只 1 5 0 3 - 1	24-2010
(株)みさき果樹園	平野町野田乙 8 8 8 - 1	
愛媛たいき農業協同組合	東大洲 1 5 8 9 - 1	25-5515
愛媛たいき農業協同組合長浜給油所	長浜町黒田甲 6 1 7 - 2	52-1366
(有)池内石油店	長浜甲 1 6 9 - 1	52-0448
神山運輸(株)	白滝甲 2 8 5	54-0625
長浜陸運(有)	長浜町晴海 2 - 7	52-1131
渡辺興業(株)	長浜町拓海 3 - 2 1	52-1143
(有)宏伸産業	長浜町拓海 1 - 2	52-0053
長浜町漁業協同組合	長浜町今坊甲 4 3 1 - 1 9 先	52-1975
長浜町漁業協同組合	長浜町櫛生甲 1 5 2 7 先	53-0103
長浜町漁業協同組合	長浜町沖浦字新畑丙 2 4 3 4 先	52-0041
伊豫海運(株)	長浜町拓海 3 - 2 5	52-3131
長浜町漁業協同組合	長浜甲 1 0 2 8 先	52-1146
長浜町漁業協同組合	長浜町出海乙 1 2 1 9 の 2	53-0305
(有)出海運送	長浜町晴海 1 - 1 1	52-0731
黒川木材工業(株)	長浜町拓海 3 - 8	52-1200

管理者・代表者等の氏名	所 在 地	連絡先電話番号
(合)岸本石油	長浜甲 6 7 0 - 1	52-0072
矢野ガス(株)	長浜町上老松 6 番地 1	52-0490
(有)谷本石油店	肱川町宇和川 2 7 8 6	34-2252
(株)ひじ建	肱川町山鳥坂 4 4 8 番地 2	34-2744
U & K 石油	肱川町宇和川 3 4 0 2 外 2 号	34-2166
(有)川上産業	肱川町宇和川 3 3 5 3	34-2529
河辺自動車有限会社 (河辺石油)	河辺町植松 5 5 4	39-2234

9 販売取扱所

管理者・代表者等の氏名	所 在 地	連絡先電話番号
(有)南予塗料販売	徳森 2 3 5 3 - 2 8	25-2426
愛媛塗料(有)	若宮 1 4 4 6 - 1 4	24-3351

10 移送取扱所

管理者・代表者等の氏名	所 在 地	連絡先電話番号
—	—	—

11 一般取扱所

管理者・代表者等の氏名	所 在 地	連絡先電話番号
(有)松村燃料店	大洲 6 4 4	24-2512
(有)古森石油店	徳森字宮方 3 3 6 - 1	25-2111
(株)愛亀	平野町野田乙 8 7 3	23-2571
愛媛舗道(株)	菅田町大竹甲 1 1 8 7 - 1	24-3916
愛媛たいき農業協同組合 川下基地	八多喜町字上清水甲 1 4 1 - 1	26-0011
(株)西田興産	新谷乙 5 2 - 1	25-0144
大洲河川国道事務所	中村 2 1 0	24-5185
(株)コメリ	西大洲字山辺 9 7 8 - 1	59-1350
D C M ダイキ(株)	東大洲 1 2 2 0 番地 6	25-5777
丸三産業(株)	徳森 1 3 4 9 番地	25-5131
丸三産業(株)	徳森 1 3 4 9 番地	25-5131
愛媛たいき農業協同組合 長浜基地	長浜町黒田甲 6 1 7 - 1	52-1366
(株)セラリカ野田	長浜甲 1 0 2 4 - 9	52-1107

○消防署・支署保有車両等一覧

(1) 車両

(令和5年4月1日現在)

区分	台数	車 種	車 名	排気量	装備等	年式
大洲消防署	15	水 槽 付 ポ ン プ 車	日 野	6,400cc	A-2 水2,000ℓ	平成28年
		ポ ン プ 車	三 菱	5,240cc	A-2	平成11年
		化 学 車	三 菱	8,200cc	A-2 水2,000ℓ	平成16年
		救 助 工 作 車	日 野	6,400cc		平成18年
		は し ご 車	日 野	20,780cc	40m	平成15年
		資 機 材 搬 送 車	日 野	4,000cc		平成23年
		指 揮 車	ト ヨ タ	2,690cc		令和5年
		オフロードバイク	ヤ マ ハ	249cc	2台	令和1年
		ソレックストレーラー				令和1年
		災 害 支 援 者	ニ ッ サ ン	1,990cc		令和3年
		広 報 車	ト ヨ タ	650cc		平成29年
		業 務 車	ニ ッ サ ン	1,190cc		平成30年
		高 規 格 救 急 車	ト ヨ タ	2,690cc		令和5年
		高 規 格 救 急 車	ト ヨ タ	2,693cc		平成30年
長浜支署	5	ポ ン プ 車	日 野	4,000cc	A-2 水800ℓ	平成28年
		災 害 支 援 者	ニ ッ サ ン	1,997cc		令和4年
		資 機 材 搬 送 車	ホ ン ダ	650cc		平成17年
		高 規 格 救 急 車	ト ヨ タ	2,690cc		平成31年
		ボ ー ト ト レ ー ラ ー				令和1年
川 署上 支	3	ポ ン プ 車	日 野	4,000cc	A-2 水800ℓ	平成31年
		広 報 車	ス ズ キ	650cc		平成31年
		高 規 格 救 急 車	ト ヨ タ	2,690cc		平成30年
合計	23					

(2) 小型ポンプ

区 分	種 別 名 称	年 式	性 能	
			排気量	ポンプ級別
長浜支署	シバウラ	令和3年	200cc	C-1

○救助用機器材一覧

(令和4年4月1日現在)

配 置		大 洲	長 浜	川 上	合 計	備 考
品 名		消防署	支 署	支 署		
一 般 救 助 用 器 具	か ぎ 付 は し ご	4	1	1	6	
	三 連 は し ご	4	1	1	6	
	金属折りたたみはしご又はワイヤはしご	1			1	
	空 気 式 救 助 マ ッ ト	1			1	
	救 命 索 発 射 銃	1			1	M-63型圧縮空気式
	サバイバースリング又は救助用縛帯	6	4	2	12	
	平 担 架				0	
重 量 物 排 除 用 器 具	油 圧 ジ ャ ッ キ	2			2	ポートパワー、ルーカス
	油 圧 ス プ レ ッ ダ ー	2			2	ホルマトロ社、ルーカス
	可 搬 式 ウ イ ン チ	1	1	1	3	チルホール
	ワ イ ヤ ロ ー プ	16	8	2	26	
	マンホール救助器具	1			1	

品 名		配 置	大 洲 消防署	長 浜 支 署	川 上 支 署	合 計	備 考
切断用器具	油 圧 切 断 機		2	1	2	5	
	エンジンカッター		3	1	2	6	
	ガ ス 溶 断 器		1			1	
	チェ ー ン ソ ー		3	1	2	6	
	鉄 線 カ ッ タ ー		9	2	2	13	クリッパー
破壊用器具	万 能 斧		8	3	1	12	
	ハ ン マ ー		2	2	1	5	
	携帯用コンクリート破壊器具		1			1	
検知・測定 用 器 具	可燃性ガス測定器		2	1	1	4	
	有毒ガス測定器		1	1		2	
	放射線測定器		※組合保有総数 20				
呼吸保護 用 器 具	空 気 呼 吸 器		18	5	4	27	カワサキ式、ドレーゲル
	空 気 ボ ン ベ		49	15	15	79	
隊員保護 用 器 具	耐 電 手 袋		9	2	2	13	
	安 全 帯		9	3	3	15	
	携 帯 警 報 器		15	5	4	24	
	防 毒 マ ス ク		55			55	
	陽圧式化学防護服		4			4	
	耐 熱 服		4			4	
	放射線防護服(個人用線量計含む)		※組合保有総数 360				
水 難 救 助 用 器 具	潜 水 器 具 一 式		3	2		5	
	流 水 救 助 器 具 一 式		6			6	
	救 命 胴 衣		40	23	10	73	
	救 命 浮 環		10	3	1	14	
	救 命 ボ ー ト		3	1		4	
	船 外 機		1	1		2	ヤマハ、スズキ
	水 上 オ ー ト バ イ		1			1	
山 岳 救 助 用 器 具	バスケット担架		2	2	1	5	
その他	投 光 器 一 式		8	1	2	11	
	携 帯 投 光 器		9	2	4	15	
	携 帯 拡 声 器		10	1	3	14	
	携 帯 無 線 機		43	14	10	67	
	応急処置用セット		2	1		3	
	その他携帯救助工具		1	1		2	

○消防団保有機械一覧

(令和5年4月1日現在)

種 別		ポ ン プ 車	小 型 ポ ン プ 積 載 車	小 型 ポ ン プ
市 町				
大 洲 市	大 洲 地 域	6	4 6	4 9
	長 浜 地 域	2	1 8	2 2
	肱川・河辺地域		9	2 3
	計	8	7 3	9 4

○消防力の整備指針と現有力

【大洲地区消防事務組合】

(令和5年4月1日現在)

区 分		基準台数 (台)	基準台数に対す る人員の基準数 (人)	現有力数 (非常用車両を含む) (台)	現有力人員数 (人)
指 揮 隊 員	指 揮 車	1	8	1	8 3
消 防 隊 員	消防ポンプ自動車	5	7 6	6	
	は し ご 自 動 車	1		1	
	化 学 消 防 車	1		1	
	特 殊 車 等	8		9	
救 急 隊 員	救 急 車	5	1 7	6	
救 助 隊 員	救 助 工 作 車	1	1 4	1	
小 計		2 2	1 1 5 ①	2 5	8 3 ⑦
通 信 員			8 ②		7 ⑧
予 防 要 員			2 1 ③		6 ⑨
	専 任 の 予 防 要 員		1 9 ④		5 ⑩
	警防要員をもって充てる人員数		2 ⑤		1 ⑪
総務事務等の執行のために必要な人員			1 5 ⑥		1 8 ⑫
小 計			4 2		3 0
合 計		2 2	1 5 7 ㉔	2 5	1 1 3 ㉕

※A=①+②+④+⑥、B=⑦+⑧+⑩+⑫

※再任用短時間勤務職員及びパートタイム会計年度職員を含む。

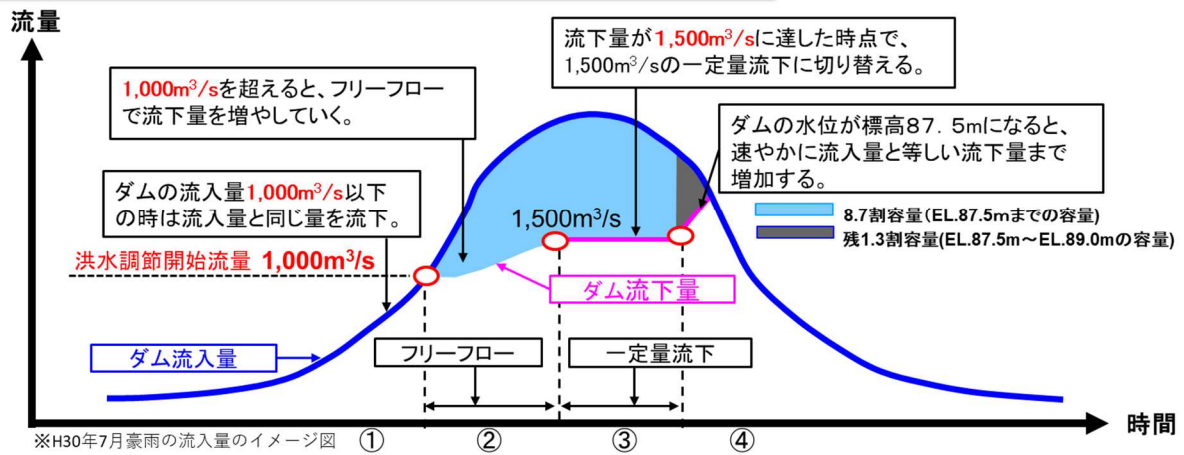
○公設消防水利一覧

(令和5年4月1日現在)

市 町 別 種 別				大 洲 市			
				大 洲		長 浜	
消 火 栓	管 径	300mm以上		62	5		
		250mm		36	5		
		200mm		53	20		
		150mm		114	38		1
		125mm		4			
		100mm		229	108	3	5
		75mm		305	102	13	8
	小 計		803	278	16	14	
防 火 水 槽	容 量	40m³以上	有 蓋	117	50	12	3
			無 蓋	14		1	
		20m³以上 40m³未満	有 蓋	115	71	22	61
			無 蓋	105	1	1	
	小 計		351	122	36	64	
	指 定 水 利		14	3		2	
合 計		1, 168	403	52	80		

○鹿野川ダムの洪水調節

操作規則が変わりました【令和6年6月1日】



【洪水調節図】

※フリーフロー：自然越流

※上図の操作は洪水調節容量2,390万m³を対象としています。

操作規則変更の概要

・**「鹿野川緊急治水対策により進めていた築堤工事や河道掘削等が進捗し、川の中を流れる流量が増えたことから、「鹿野川ダム」の操作ルールを変更します。**

①ダムへの流入量が1,000m³/sまでは、流入量と同量の流下を行います。

②**流入量が1,000m³/sを超え増加し続けているときは、1,500m³/sの水量を上限としてフリーフローで流下させます。**
※トンネル洪水吐きからの流下を1,000m³/sで固定し、ダム上部のクレストゲートを一定開度まで上げておく。

③流下量が1,500m³/sに達した時点で、**1,500m³/sの一定流下操作**を行います。

④ただし、貯水位が標高87.5mに達し、今後さらに洪水時最高水位89.0mを超えることが予測される場合は、流入量と等しくなるまで流下量を増加する操作「**異常洪水時防災操作(いわゆる緊急放流)**」を行う場合があります。
※異常洪水時防災操作(緊急放流)の最大流下量を低減できます。

異常洪水時防災操作(緊急放流)について

・異常洪水時防災操作(緊急放流)とは、大規模な洪水によりダムが満水になることが想定される場合、ダムに入る水量とダムから流下させる量を同じ水量に近づける操作です。

・異常洪水時防災操作(緊急放流)の可能性がある場合**約3時間前と約1時間前にアナウンスとサイレン吹鳴等**を行います。

・異常洪水時防災操作(緊急放流)を行うと鹿野川ダム下流では、川が氾濫し、また、既に氾濫している箇所は拡大する恐れがあります。

・異常洪水時防災操作(緊急放流)が開始される前に住民の皆様は**自治体等の指示に従い避難し安全を確保**して下さい。

出典：国土交通省四国地方整備局肱川ダム統合管理事務所鹿野川ダムホームページ

○水防危険箇所一覧

(八幡浜地方局大洲土木事務所)

河川名 海岸名	水防管理 団体名	水防区域		特に危険な箇所及び対策						関係区域			避難		備考
		左右岸	延長 (m)	左右岸	延長 (m)	危険な状態	水防対策工法	必要資材及び数量	担当消防団 及び人数	集落名	戸数 (戸)	人口 (人)	避難場所	収容能力 (人)	
清永川	大洲市	左右	508 508							下町上 元町1・2 新町下	172	359	八多喜コミュニティセンター 栗津小学校 大洲東中学校	1,190	橋15
肱川	〃	左右	1,300 500							藤の川 譲葉 森山本 萩野尾	74	154	大川コミュニティセンター 菅田小学校 肱東中学校 菅田コミュニティセンター 肱川農業者センター 肱川地区複合公共施設 (肱川中央コミュニティセンター) 肱川中学校 肱川小学校	3,090	
	河川	左右	(2) 1,808 (2) 1,008												
	計		(4) 2,816												

(注) () は箇所数

(国土交通省大洲河川国道事務所)

肱川水系 肱川 左岸

河川名	番号	市町村名 (水防管理団体)	重要箇所名	重要状況	評定	重点	延長 (m)	担 当 出張所	水防対策工法	県担当 土木事務所	備考
肱 川	1	大洲市 (大洲市消防団)	大洲市小浦	溢水	A		897	肱 川 出張所	情報提供	大洲土木 事務所	左 1/0+173 ～ 2/0+57
"	2	"	" 豊中	越水 堤体漏水 新堤防	B B 要		110	"	積土養工 情報提供	"	左 6/4+185 ～ 6/6+58 ※令和7年度まで新堤防
"	3	"	" 豊中	越水	B		953	"	情報提供	"	左 6/6+58 ～ 7/8+167
"	4	"	" 豊中	旧川跡 越水	要 B		100	"	情報提供	"	左 7/8+167 ～ 8/0+70
"	5	"	" 豊中	越水	B		601	"	情報提供	"	左 8/0+70 ～ 8/6+31
"	6	"	" 伊州子	越水 堤体漏水 基礎地盤漏水 新堤防	B B B 要		115	"	積土養工 情報提供	"	左 8/6+31 ～ 8/6+146 ※令和7年度まで新堤防
"	7	"	" 伊州子	越水 基礎地盤漏水	B B		104	"	積土養工	"	左 8/6+146 ～ 8/8
"	8	"	" 伊州子	越水 堤体漏水	B B		553	"	積土養工 シート張工、月 の輪工	"	左 8/8 ～ 9/2+105
"	9	"	" 伊州子	越水 堤体漏水 旧川跡	B B 要		130	"	積土養工 月の輪工 情報提供	"	左 9/2+105 ～ 9/2+150
"	10	"	" 八多浪	堤体漏水	B		10	"	シート張工 月の輪工	"	左 9/4+5 ～ 9/4+15
"	11	"	" 多田	越水	B		354	"	積土養工	"	左 10/6+52 ～ 10/8+189
"	12	"	" 峠	越水	B		372	"	積土養工	"	左 11/2+95 ～ 11/6+13
"	13	"	" 慶雲寺	越水	B		907	"	積土養工	"	左 12/4+121 ～ 13/6+143
"	14	"	" 五郎	旧川跡	要		255	"	情報提供	"	左 14/2+10 ～ 14/4+60
"	15	"	" 五郎	堤体漏水 基礎地盤漏水	B B		339	"	シート張工 月の輪工、釜段工	"	左 15/2+100 ～ 15/6
"	16	"	" 五郎	越水 堤体漏水 基礎地盤漏水	B B B		50	"	積土養工 シート張工 月の輪工、釜段工	"	左 15/6 ～ 15/6+50
"	17	"	" 五郎	越水 堤体漏水 基礎地盤漏水 旧川跡	B B B 要		50	"	積土養工 シート張工 月の輪工、釜段工 情報提供	"	左 15/6+50 ～ 15/6+100
"	18	"	" 五郎	越水 旧川跡	B 要		616	"	情報提供	"	左 15/6+100 16/2+130
"	19	"	" 只越	越水	B		40	"	積土養工	"	左 16/2+130 ～ 16/2+170
"	20	"	" 只越	越水 新堤防	B 要		1,584	"	情報提供	"	左 16/2+170 ～ 17/8 ※令和8年度まで新堤防
"	21	"	" 城地	越水 新堤防	B 要		118	"	情報提供	"	左 17/8+169 ～ 18/0 ※令和8年度まで新堤防
"	22	"	" 中島	堤体漏水	B		10	"	月の輪工	"	左 18/0+100 ～ 18/0+110
"	23	"	" 中島	基礎地盤漏水	B		142	"	釜段工	"	左 18/0+162 ～ 18/2+104
"	24	"	" 柚木	越水 新堤防	B 要		167	"	積土養工	"	左 19/6+25 ～ 19/6+192 ※令和8年度まで新堤防
					A	1	897				
					B	22	7,425				
					要	1	255				
					計	24	8,577				

肱川水系 肱川 右岸

河川名	番号	市町村名 (水防管理団体)	重要箇所名	重要状況	評定	重点	延長 (m)	担 当 出張所	水防対策工法	県担当 土木事務所	備考
"	25	"	" 大越 加世	越水 新堤防	B 要		1,563	肱 川 出張所	情報提供	大洲土木 事務所	右 3/6+106 ~ 5/2+60 ※令和 8 年度まで新堤防
"	26	"	" 加世 白滝	越水	B		801	"	積土囊工	"	右 5/2+60 ~ 6/0
"	27	"	" 白滝	越水 新堤防	B 要		119	"	情報提供	"	右 6/0 ~ 6/0+119 ※令和 7 年度まで新堤防
"	28	"	" 白滝 米津	越水	B		1,388	"	積土囊工	"	右 6/0+119 ~ 7/6
"	29	"	" 米津	越水 堤体漏水 新堤防	B B 要		258	"	積土囊工 情報提供	"	右 7/6 ~ 7/8+39 ※令和 7 年度まで新堤防
"	30	"	" 米津 八多喜	越水	B		370	"	積土囊工 シート張工	"	右 7/8+39 ~ 8/2
"	31	"	" 八多喜	越水 堤体漏水	B B		891	"	積土囊工 シート張工、月の輪工	"	右 8/2 ~ 9/4
"	32	"	" 八多喜	越水	B		133	"	積土囊工	"	右 9/4 ~ 9/4+133
"	33	"	" 八多喜 春賀	越水	B		338	"	積土囊工	"	右 9/8+184 ~ 10/2+56
"	34	"	" 春賀	越水 新堤防	B 要		218	"	情報提供	"	右 10/2+56 ~ 10/4+63 ※令和 7 年度まで新堤防
"	35	"	" 春賀	越水	B		301	"	積土囊工	"	右 10/4+63 ~ 10/6+161
"	36	"	" 春賀	越水 旧川跡	B 要		100	"	積土囊工 情報提供	"	右 10/6+161 ~ 10/8+80
"	37	"	" 春賀	越水	B		298	"	積土囊工	"	右 10/8+80 ~ 11/2+30
"	38	"	" 春賀	越水 旧川跡	B 要		1,067	"	積土囊工 情報提供	"	右 11/2+30 ~ 12/4
"	39	"	" 春賀	越水	B		197	"	積土囊工	"	右 12/4 ~ 12/6
"	40	"	" 五郎	越水	B		542	"	積土囊工	"	右 13/0+28 ~ 13/4+102
"	41	"	" 若宮	堤体漏水	B		1,374	"	シート張工 月の輪工	"	右 13/8 ~ 15/2
"	42	"	" 若宮 中村	越水 堤体漏水	B B		1,755	"	積土囊工 シート張工、月の輪工	"	右 15/2 ~ 17/0
"	43	"	" 中村	堤体漏水	B		354	"	シート張工 月の輪工	"	右 17/0 ~ 17/4
"	44	"	" 中村	堤体漏水 基礎地盤漏水	B B		170	"	シート張工、月の輪工 釜段工	"	右 17/4 ~ 17/6
"	45	"	" 中村	堤体漏水	B		52	"	シート張工 月の輪工	"	右 17/6 ~ 17/6+100
"	46	"	" 中村	堤体漏水 破堤跡	B 要		100	"	シート張工、月の輪工 情報提供	"	右 17/6+100 ~ 17/8
"	47	"	" 中村	堤体漏水	B		491	"	シート張工 月の輪工	"	右 17/8 ~ 18/4
"	48	"	" 如法寺	越水 新堤防	B 要		154	"	積土囊工	"	右 19/4+143 ~ 19/6+74 ※令和 8 年度まで新堤防
					A		0	0			
					B		24	13,034			
					要		0	0			
					計		24	13,034			

肱川水系 矢落川 左岸

河川名	番号	市町村名 (水防管理団体)	重要箇所名	重要状況	評定	重点	延長 (m)	担当 出張所	水防対策工法	県担当 土木事務所	備考
矢落川	49	大洲市 (大洲市消防団)	大洲市東大洲	堤体漏水 新堤防	B 要		587	肱川 出張所	積土嚢工 情報提供	大洲土木 事務所	左 0/0+163 ～ 0/6+150 ※令和7年度まで新堤防
"	50	"	" 徳森	旧川跡	要		50	"	情報提供	"	左 0/6+174 ～ 0/8
"	51	"	" 徳森	堤体漏水 基礎地盤漏水 旧川跡	B B 要		984	"	シート張工、月の輪工 情報提供	"	左 0/8 ～ 1/8
"	52	"	" 新谷	堤体漏水	B		606	"	シート張工 月の輪工	"	左 1/8 ～ 2/4
"	53	"	" 新谷	堤体漏水 旧川跡	B 要		388	"	シート張工、月の輪工 情報提供	"	左 2/4 ～ 2/8
"	54	"	" 新谷	堤体漏水	B		210	"	シート張工 月の輪工	"	左 2/8 ～ 3/0
"	55	"	" 新谷	越水	B		660	"	積土嚢工	"	左 3/6 ～ 4/2
					A	0	0				
					B	6	3,435				
					要	1	50				
					計	7	3,485				

肱川水系 矢落川 右岸

河川名	番号	市町村名 (水防管理団体)	重要箇所名	重要状況	評定	重点	延長 (m)	担当 出張所	水防対策工法	県担当 土木事務所	備考
矢落川	56	大洲市 (大洲市消防団)	大洲市新谷	新堤防	要		240	肱川 出張所	情報提供	大洲土木 事務所	右 0/0+46 ～ 0/2+103 ※令和8年度まで新堤防
"	57	"	" 新谷	堤体漏水	B		2,159	"	シート張工 月の輪工	"	右 0/6 ～ 2/8
"	58	"	" 新谷	水衝・洗掘	B		48	"	ブロック投入工 木流し工 シート張工	"	右 2/8+146 ～ 2/8+194
"	59	"	" 新谷	旧川跡	要		91	"	情報提供	"	右 3/0+100 ～ 3/2
"	60	"	" 新谷	越水	B		399	"	積土嚢工	"	右 3/2 ～ 3/6
"	61	"	" 新谷	越水 旧川跡	B 要		100	"	積土嚢工 情報提供	"	右 3/6 ～ 3/6+100
"	62	"	" 新谷	越水	B		88	"	積土嚢工	"	右 3/6+100 ～ 3/6+188
"	63	"	" 新谷	越水 堤体漏水 水衝・洗掘	B B B		40	"	積土嚢工 シート張工、月の輪工 ブロック投入工、木流し工	"	右 3/6+188 ～ 3/8+30
"	64	"	" 新谷	越水	A		388	"	積土嚢工	"	右 3/8+30 ～ 4/2
					A	1	388				
					B	6	2,834				
					要	2	331				
					計	9	3,553				

肱川水系 肱川 横断工作物

河川名	番号	市町村名 (水防管理団体)	重要箇所名	重要状況	評定	重点	延長 (m)	担 当 出張所	水防対策工法	県担当 土木事務所	備考
肱 川	65	大洲市 (大洲市消防団)	大洲市沖浦	長浜大橋 左岸陸閘	要		0	肱 川 出張所	現状把握 積土嚢工	大洲土木 事務所	左 0k4+50
"	66	"	" 大洲	土堀陸閘	要		0	"	現状把握 積土嚢工	"	左 18/6-90
"	67	"	" 大洲	本町陸閘	要		0	"	現状把握 積土嚢工	"	左 18/8+30
"	68	"	" 大洲	志保町陸閘	要		0	"	現状把握 積土嚢工	"	左 19/0+10
"	69	"	" 長浜	長浜右岸 坂路陸閘	要		0	"	現状把握 積土嚢工	"	右 0/2+110
"	70	"	" 長浜	長浜大橋 右岸陸閘	要		0	"	現状把握 積土嚢工	"	右 0/4+50
"	71	"	" 長浜	江湖陸閘	要		0	"	現状把握 積土嚢工	"	右 0/4+100
"	72	"	" 白滝	田淵陸閘	要		0	"	現状把握 積土嚢工	"	右 5/6-1.2
"	73	"	" 五郎	坂路陸閘	要		0	"	現状把握 積土嚢工	"	右 13/2-49
"	74	"	" 渡場	渡場陸閘	要		0	"	現状把握 積土嚢工	"	右 18/6+172
"	75	"	" 沖浦 長浜	長浜大橋	B		0	"	現状把握	"	左 0/4+123
"	76	"	" 八多浪 八多喜	祇園大橋	B		0	"	現状把握	"	左 9/2+95
"	77	"	" 峠 春賀	峠 橋	B		0	"	現状把握	"	左 11/2+95
"	78	"	" 慶雲寺 東大洲	畑の前橋	B		0	"	現状把握	"	左 13/8-17
"	79	"	" 五郎 若宮	五郎大橋	B		0	"	現状把握	"	左 16/4+125
"	80	"	" 阿蔵 中村	肱川橋梁	B		0	"	現状把握	"	左 17/8+75
矢落川	81	"	" 東大洲 五郎	生々橋	B		0	"	現状把握	"	左 0/0+85
"	82	"	" 東大洲 五郎	矢落川橋梁 (矢落川 橋梁陸閘)	A		0	"	現状把握	"	左 0/0+176
"	83	"	" 徳森 新谷	丁永橋	B		0	"	現状把握	"	左 0/8+14
"	84	"	" 新谷	松ヶ花橋	B		0	"	現状把握	"	左 1/2+121
"	85	"	" 新谷	大河内橋	B		0	"	現状把握	"	左 2/0+91
"	86	"	" 新谷	稲田橋	B		0	"	現状把握	"	左 2/8+105
"	87	"	" 新谷	新大橋	B		0	"	現状把握	"	左 3/2+12
"	88	"	" 新谷	高柳橋	A		0	"	現状把握	"	左 3/8+93
					A	2	0				
					B	12	0				
					要	10	0				
					計	24	0				

合計	A	4	1,285
	B	70	26,728
	要	14	636
	計	88	28,649

○土砂災害（特別）警戒区域一覧

(1) 急傾斜地の崩壊

番号	所在地	区域名・番号	警戒区域		特別警戒区域	
			指定年月日	告示番号	指定年月日	告示番号
1	河辺町北平	425-I-1480(1)	平成 18 年 12 月 26 日	愛媛県告示第 1807 号	平成 18 年 12 月 26 日	愛媛県告示第 1807 号
2	河辺町川崎	425-I-1497(1)	平成 18 年 12 月 26 日	愛媛県告示第 1807 号	平成 18 年 12 月 26 日	愛媛県告示第 1807 号
3	河辺町北平	425-I-2729(1)	平成 18 年 12 月 26 日	愛媛県告示第 1807 号	平成 18 年 12 月 26 日	愛媛県告示第 1807 号
4	河辺町北平	425-I-2730(1)	平成 18 年 12 月 26 日	愛媛県告示第 1807 号	平成 18 年 12 月 26 日	愛媛県告示第 1807 号
5	河辺町三嶋	425-I-1486(1)	平成 19 年 3 月 27 日	愛媛県告示第 544 号	平成 19 年 3 月 27 日	愛媛県告示第 544 号
6	河辺町河都	425-I-1491(1)	平成 19 年 3 月 27 日	愛媛県告示第 544 号	平成 19 年 3 月 27 日	愛媛県告示第 544 号
7	河辺町植松	425-I-2790(1)	平成 19 年 3 月 27 日	愛媛県告示第 544 号	平成 19 年 3 月 27 日	愛媛県告示第 544 号
8	上須戒町猿谷	207-I-1199(1)	平成 20 年 6 月 13 日	愛媛県告示第 954 号	平成 20 年 6 月 13 日	愛媛県告示第 954 号
9	上須戒町猿谷	207-I-1200(1)	平成 20 年 6 月 13 日	愛媛県告示第 954 号	平成 20 年 6 月 13 日	愛媛県告示第 954 号
10	長浜町今坊	421-I-1283(1)	平成 20 年 6 月 13 日	愛媛県告示第 954 号	平成 20 年 6 月 13 日	愛媛県告示第 954 号
11	柴	421-I-1302(1)	平成 20 年 6 月 13 日	愛媛県告示第 954 号	平成 20 年 6 月 13 日	愛媛県告示第 954 号
12	長浜町下須戒	421-I-1311(1)	平成 20 年 6 月 13 日	愛媛県告示第 954 号	平成 20 年 6 月 13 日	愛媛県告示第 954 号
13	長浜町上老松	421-I-1316(1)	平成 20 年 6 月 13 日	愛媛県告示第 954 号	平成 20 年 6 月 13 日	愛媛県告示第 954 号
14	長浜町仁久	421-I-1322(1)	平成 20 年 6 月 13 日	愛媛県告示第 954 号	平成 20 年 6 月 13 日	愛媛県告示第 954 号
15	長浜	421-I-1325(1)	平成 20 年 6 月 13 日	愛媛県告示第 954 号	平成 20 年 6 月 13 日	愛媛県告示第 954 号
16	長浜町出海	421-I-1336(1)	平成 20 年 6 月 13 日	愛媛県告示第 954 号	平成 20 年 6 月 13 日	愛媛県告示第 954 号
17	長浜町櫛生	421-I-1339(1)	平成 20 年 6 月 13 日	愛媛県告示第 954 号	平成 20 年 6 月 13 日	愛媛県告示第 954 号
18	長浜町櫛生	421-I-1341(1)	平成 20 年 6 月 13 日	愛媛県告示第 954 号	平成 20 年 6 月 13 日	愛媛県告示第 954 号
19	長浜町青島	421-I-1349(1)	平成 20 年 6 月 13 日	愛媛県告示第 954 号	平成 20 年 6 月 13 日	愛媛県告示第 954 号
20	白滝	421-I-2609(1)	平成 20 年 6 月 13 日	愛媛県告示第 954 号	平成 20 年 6 月 13 日	愛媛県告示第 954 号
21	長浜町櫛生	421-I-2611(1)	平成 20 年 6 月 13 日	愛媛県告示第 954 号	平成 20 年 6 月 13 日	愛媛県告示第 954 号
22	平野町野田富元	207-I-111(2)	平成 21 年 2 月 20 日	愛媛県告示第 226 号	平成 21 年 2 月 20 日	愛媛県告示第 226 号
23	市木平坂	207-I-1155(1)	平成 21 年 2 月 20 日	愛媛県告示第 226 号	平成 21 年 2 月 20 日	愛媛県告示第 226 号
24	平野町平地保子野	207-I-1182(1)	平成 21 年 2 月 20 日	愛媛県告示第 226 号	平成 21 年 2 月 20 日	愛媛県告示第 226 号
25	平野町平地矢の口	207-I-1184(1)	平成 21 年 2 月 20 日	愛媛県告示第 226 号	平成 21 年 2 月 20 日	愛媛県告示第 226 号
26	平野町野田チウガク	207-I-1187(1)	平成 21 年 2 月 20 日	愛媛県告示第 226 号	平成 21 年 2 月 20 日	愛媛県告示第 226 号
27	森山本村	207-I-1206(1)	平成 21 年 2 月 20 日	愛媛県告示第 226 号	平成 21 年 2 月 20 日	愛媛県告示第 226 号
28	蔵川小石	207-I-1208(1)	平成 21 年 2 月 20 日	愛媛県告示第 226 号	平成 21 年 2 月 20 日	愛媛県告示第 226 号
29	蔵川舟原	207-I-1209(1)	平成 21 年 2 月 20 日	愛媛県告示第 226 号	平成 21 年 2 月 20 日	愛媛県告示第 226 号
30	八多喜町元町	207-I-1264(1)	平成 21 年 2 月 20 日	愛媛県告示第 226 号	平成 21 年 2 月 20 日	愛媛県告示第 226 号
31	徳森小鳥越	207-I-1277(1)	平成 21 年 2 月 20 日	愛媛県告示第 226 号	平成 21 年 2 月 20 日	愛媛県告示第 226 号
32	城山	207-I-102(2)	平成 21 年 12 月 15 日	愛媛県告示第 1539 号	平成 21 年 12 月 15 日	愛媛県告示第 1539 号
33	西畦	207-I-103(2)	平成 22 年 3 月 5 日	愛媛県告示第 247 号	平成 22 年 3 月 5 日	愛媛県告示第 247 号
34	西大洲	207-I-106(2)	平成 22 年 3 月 5 日	愛媛県告示第 247 号	平成 22 年 3 月 5 日	愛媛県告示第 247 号
35	慶雲寺	207-I-107(2)	平成 22 年 3 月 5 日	愛媛県告示第 247 号	平成 22 年 3 月 5 日	愛媛県告示第 247 号
36	只越	207-I-112(2)	平成 22 年 3 月 5 日	愛媛県告示第 247 号	平成 22 年 3 月 5 日	愛媛県告示第 247 号
37	河内	207-I-1150(1)	平成 22 年 3 月 5 日	愛媛県告示第 247 号	平成 22 年 3 月 5 日	愛媛県告示第 247 号
38	三番池	207-I-1151(1)	平成 22 年 3 月 5 日	愛媛県告示第 247 号	平成 22 年 3 月 5 日	愛媛県告示第 247 号
39	四番池	207-I-1152(1)	平成 22 年 3 月 5 日	愛媛県告示第 247 号	平成 22 年 3 月 5 日	愛媛県告示第 247 号
40	西岡	207-I-1153(1)	平成 22 年 3 月 5 日	愛媛県告示第 247 号	平成 22 年 3 月 5 日	愛媛県告示第 247 号
41	田ノ口	207-I-1154(1)	平成 22 年 3 月 5 日	愛媛県告示第 247 号	平成 22 年 3 月 5 日	愛媛県告示第 247 号
42	如法寺	207-I-1156(1)	平成 22 年 3 月 5 日	愛媛県告示第 247 号	平成 22 年 3 月 5 日	愛媛県告示第 247 号
43	八尾	207-I-1168(1)	平成 22 年 3 月 5 日	愛媛県告示第 247 号	平成 22 年 3 月 5 日	愛媛県告示第 247 号
44	平野町野田	207-I-109(2)	平成 27 年 7 月 31 日	愛媛県告示第 985 号	平成 27 年 7 月 31 日	愛媛県告示第 985 号
45	平野町野田	207-I-110(2)	平成 27 年 7 月 31 日	愛媛県告示第 985 号	平成 27 年 7 月 31 日	愛媛県告示第 985 号
46	平野町野田	207-I-1197(1)	平成 27 年 7 月 31 日	愛媛県告示第 985 号	平成 27 年 7 月 31 日	愛媛県告示第 985 号
47	上須戒	207-I-1201(1)	平成 27 年 7 月 31 日	愛媛県告示第 985 号	平成 27 年 7 月 31 日	愛媛県告示第 985 号
48	菅田町宇津	207-I-1216(1)	平成 27 年 7 月 31 日	愛媛県告示第 985 号	平成 27 年 7 月 31 日	愛媛県告示第 985 号
49	長谷	207-I-1231(1)	平成 27 年 7 月 31 日	愛媛県告示第 985 号	平成 27 年 7 月 31 日	愛媛県告示第 985 号
50	柳沢	207-I-2787(1)	平成 27 年 7 月 31 日	愛媛県告示第 985 号	平成 27 年 7 月 31 日	愛媛県告示第 985 号
51	河辺町川崎	425-I-1487(1)	平成 27 年 7 月 31 日	愛媛県告示第 985 号	平成 27 年 7 月 31 日	愛媛県告示第 985 号
52	河辺町山鳥坂	425-I-1489(1)	平成 27 年 7 月 31 日	愛媛県告示第 985 号	平成 27 年 7 月 31 日	愛媛県告示第 985 号
53	五郎	207-I-108(2)	平成 29 年 9 月 12 日	愛媛県告示第 1019 号	平成 29 年 9 月 12 日	愛媛県告示第 1019 号
54	阿蔵	207-I-114(2)	平成 29 年 9 月 12 日	愛媛県告示第 1019 号	平成 29 年 9 月 12 日	愛媛県告示第 1019 号
55	菅田町菅田	207-I-198(2)	平成 29 年 9 月 12 日	愛媛県告示第 1019 号	平成 29 年 9 月 12 日	愛媛県告示第 1019 号
56	五郎	207-I-1135(1)	平成 29 年 9 月 12 日	愛媛県告示第 1019 号	平成 29 年 9 月 12 日	愛媛県告示第 1019 号
57	阿蔵	207-I-1173(1)	平成 29 年 9 月 12 日	愛媛県告示第 1019 号	平成 29 年 9 月 12 日	愛媛県告示第 1019 号
58	平野町平地	207-I-1180(1)	平成 29 年 9 月 12 日	愛媛県告示第 1019 号	平成 29 年 9 月 12 日	愛媛県告示第 1019 号
59	平野町野田	207-I-1192(1)	平成 29 年 9 月 12 日	愛媛県告示第 1019 号	平成 29 年 9 月 12 日	愛媛県告示第 1019 号
60	平野町平地	207-I-1193(1)	平成 29 年 9 月 12 日	愛媛県告示第 1019 号	平成 29 年 9 月 12 日	愛媛県告示第 1019 号
61	松尾	207-I-1198(1)	平成 29 年 9 月 12 日	愛媛県告示第 1019 号	平成 29 年 9 月 12 日	愛媛県告示第 1019 号
62	上須戒	207-I-1202(1)	平成 29 年 9 月 12 日	愛媛県告示第 1019 号	平成 29 年 9 月 12 日	愛媛県告示第 1019 号
63	五郎	207-I-1204(1)	平成 29 年 9 月 12 日	愛媛県告示第 1019 号	平成 29 年 9 月 12 日	愛媛県告示第 1019 号
64	蔵川	207-I-1210(1)	平成 29 年 9 月 12 日	愛媛県告示第 1019 号	平成 29 年 9 月 12 日	愛媛県告示第 1019 号
65	蔵川	207-I-1213(1)	平成 29 年 9 月 12 日	愛媛県告示第 1019 号	平成 29 年 9 月 12 日	愛媛県告示第 1019 号
66	菅田町宇津	207-I-1220(1)	平成 29 年 9 月 12 日	愛媛県告示第 1019 号	平成 29 年 9 月 12 日	愛媛県告示第 1019 号
67	菅田町宇津	207-I-1221(1)	平成 29 年 9 月 12 日	愛媛県告示第 1019 号	平成 29 年 9 月 12 日	愛媛県告示第 1019 号
68	黒木	207-I-1230(1)	平成 29 年 9 月 12 日	愛媛県告示第 1019 号	平成 29 年 9 月 12 日	愛媛県告示第 1019 号
69	長谷	207-I-1232(1)	平成 29 年 9 月 12 日	愛媛県告示第 1019 号	平成 29 年 9 月 12 日	愛媛県告示第 1019 号
70	柳沢	207-I-1233(1)	平成 29 年 9 月 12 日	愛媛県告示第 1019 号	平成 29 年 9 月 12 日	愛媛県告示第 1019 号
71	田処	207-I-1234(1)	平成 29 年 9 月 12 日	愛媛県告示第 1019 号	平成 29 年 9 月 12 日	愛媛県告示第 1019 号
72	田処	207-I-1235(1)	平成 29 年 9 月 12 日	愛媛県告示第 1019 号	平成 29 年 9 月 12 日	愛媛県告示第 1019 号
73	東宇山	207-I-1247(1)	平成 29 年 9 月 12 日	愛媛県告示第 1019 号	平成 29 年 9 月 12 日	愛媛県告示第 1019 号
74	春賀	207-I-1253(1)	平成 29 年 9 月 12 日	愛媛県告示第 1019 号	平成 29 年 9 月 12 日	愛媛県告示第 1019 号
75	多田	207-I-1256(1)	平成 29 年 9 月 12 日	愛媛県告示第 1019 号	平成 29 年 9 月 12 日	愛媛県告示第 1019 号
76	東宇山	207-I-1261(1)	平成 29 年 9 月 12 日	愛媛県告示第 1019 号	平成 29 年 9 月 12 日	愛媛県告示第 1019 号
77	手成	207-I-1268(1)	平成 29 年 9 月 12 日	愛媛県告示第 1019 号	平成 29 年 9 月 12 日	愛媛県告示第 1019 号
78	米津	207-I-1269(1)	平成 29 年 9 月 12 日	愛媛県告示第 1019 号	平成 29 年 9 月 12 日	愛媛県告示第 1019 号
79	八多喜町	207-I-1270(1)	平成 29 年 9 月 12 日	愛媛県告示第 1019 号	平成 29 年 9 月 12 日	愛媛県告示第 1019 号

[illegible]

[illegible]

番号	所在地	区域名・番号	警戒区域		特別警戒区域	
			指定年月日	告示番号	指定年月日	告示番号
10	東宇山	207-J-213	令和3年3月12日	愛媛県告示第251号	-	-
11	新谷	207-J-214	令和3年3月12日	愛媛県告示第251号	-	-
12	新谷	207-J-215	令和3年3月12日	愛媛県告示第251号	-	-
13	藤縄	207-J-216	令和3年3月12日	愛媛県告示第251号	-	-
14	恋木	207-J-217	令和3年3月12日	愛媛県告示第251号	-	-
15	柳沢	207-J-218	令和3年3月12日	愛媛県告示第251号	-	-
16	柳沢	207-J-219	令和3年3月12日	愛媛県告示第251号	-	-
17	田処	207-J-220	令和3年3月12日	愛媛県告示第251号	-	-
18	田処	207-J-221	令和3年3月12日	愛媛県告示第251号	-	-
19	田口	207-J-222	令和3年3月12日	愛媛県告示第251号	-	-
20	市木	207-J-223	令和3年3月12日	愛媛県告示第251号	-	-
21	菅田町	207-J-224	令和3年3月12日	愛媛県告示第251号	-	-
22	平野町	207-J-225	令和3年3月12日	愛媛県告示第251号	-	-
23	北裏	207-J-226	令和3年3月12日	愛媛県告示第251号	-	-
24	稲積	207-J-227	令和3年3月12日	愛媛県告示第251号	-	-
25	長谷	207-J-228	令和3年3月12日	愛媛県告示第251号	-	-
26	長谷	207-J-229	令和3年3月12日	愛媛県告示第251号	-	-
27	小宇根	207-J-230	令和3年3月12日	愛媛県告示第251号	-	-
28	梅川	207-J-231	令和3年3月12日	愛媛県告示第251号	-	-
29	長浜町今坊	421-J-187	令和3年3月12日	愛媛県告示第251号	-	-
30	長浜町今坊	421-J-188	令和3年3月12日	愛媛県告示第251号	-	-
31	長浜町今坊	421-J-189	令和3年3月12日	愛媛県告示第251号	-	-
32	長浜町今坊	421-J-190	令和3年3月12日	愛媛県告示第251号	-	-
33	長浜町黒田	421-J-191	令和3年3月12日	愛媛県告示第251号	-	-
34	長浜町須沢	421-J-192	令和3年3月12日	愛媛県告示第251号	-	-
35	長浜町櫛生	421-J-193	令和3年3月12日	愛媛県告示第251号	-	-
36	長浜町櫛生	421-J-194	令和3年3月12日	愛媛県告示第251号	-	-
37	長浜町櫛生	421-J-195	令和3年3月12日	愛媛県告示第251号	-	-
38	長浜町豊茂	421-J-196	令和3年3月12日	愛媛県告示第251号	-	-
39	柴	421-J-197	令和3年3月12日	愛媛県告示第251号	-	-
40	白滝	421-J-198	令和3年3月12日	愛媛県告示第251号	-	-
41	白滝	421-J-199	令和3年3月12日	愛媛県告示第251号	-	-
42	白滝	421-J-200	令和3年3月12日	愛媛県告示第251号	-	-
43	長浜町戒川	421-J-201	令和3年3月12日	愛媛県告示第251号	-	-
44	戒川	421-J-202	令和3年3月12日	愛媛県告示第251号	-	-
45	肱川町名荷谷	424-J-244	令和3年3月12日	愛媛県告示第251号	-	-
46	肱川町宇和川	424-J-245	令和3年3月12日	愛媛県告示第251号	-	-
47	肱川町山島坂	424-J-246	令和3年3月12日	愛媛県告示第251号	-	-
48	肱川町山島坂	424-J-247	令和3年3月12日	愛媛県告示第251号	-	-
49	肱川町宇和川	424-J-248	令和3年3月12日	愛媛県告示第251号	-	-
50	肱川町中居谷	424-J-512	令和3年3月12日	愛媛県告示第251号	-	-
51	河辺町横山	425-J-250	令和3年3月12日	愛媛県告示第251号	-	-
52	河辺町川崎	425-J-251	令和3年3月12日	愛媛県告示第251号	-	-
53	河辺町北平	425-J-252	令和3年3月12日	愛媛県告示第251号	-	-
54	河辺町三嶋	425-J-253	令和3年3月12日	愛媛県告示第251号	-	-
55	河辺町河都	425-J-1001	令和3年3月12日	愛媛県告示第251号	-	-
56	喜多山	207-NK-35	令和3年3月12日	愛媛県告示第251号	-	-
57	藤縄	207-NK-36	令和3年3月12日	愛媛県告示第251号	-	-
58	柳沢	207-NK-37	令和3年3月12日	愛媛県告示第251号	-	-
59	八多喜町・手成	207-NK-38	令和3年3月12日	愛媛県告示第251号	-	-
60	柳沢	207-NK-39	令和3年3月12日	愛媛県告示第251号	-	-
61	田処	207-NK-40	令和3年3月12日	愛媛県告示第251号	-	-
62	田処	207-NK-41	令和3年3月12日	愛媛県告示第251号	-	-
63	田処	207-NK-42	令和3年3月12日	愛媛県告示第251号	-	-
64	平野町平地	207-NK-43	令和3年3月12日	愛媛県告示第251号	-	-
65	上須戒	207-NK-44	令和3年3月12日	愛媛県告示第251号	-	-
66	上須戒	207-NK-45	令和3年3月12日	愛媛県告示第251号	-	-
67	上須戒	207-NK-46	令和3年3月12日	愛媛県告示第251号	-	-
68	手成・米津	207-NK-47	令和3年3月12日	愛媛県告示第251号	-	-
69	成能	207-NK-48	令和3年3月12日	愛媛県告示第251号	-	-
70	森山	207-NK-49	令和3年3月12日	愛媛県告示第251号	-	-
71	平野町野田	207-NK-50	令和3年3月12日	愛媛県告示第251号	-	-
72	平野町平地	207-NK-51	令和3年3月12日	愛媛県告示第251号	-	-
73	高山	207-NK-52	令和3年3月12日	愛媛県告示第251号	-	-
74	平野町平地	207-NK-53	令和3年3月12日	愛媛県告示第251号	-	-
75	田処	207-NK-54	令和3年3月12日	愛媛県告示第251号	-	-
76	東宇山・春賀	207-NS-8	令和3年3月12日	愛媛県告示第251号	-	-
77	手成	207-NS-58	令和3年3月12日	愛媛県告示第251号	-	-
78	上須戒	207-NS-73	令和3年3月12日	愛媛県告示第251号	-	-
79	柳沢	207-NS-133	令和3年3月12日	愛媛県告示第251号	-	-
80	蔵川	207-R-1	令和3年3月12日	愛媛県告示第251号	-	-
81	菅田町宇津	207-R-2	令和3年3月12日	愛媛県告示第251号	-	-
82	白滝	421-NK-220	令和3年3月12日	愛媛県告示第251号	-	-
83	柴	421-NK-221	令和3年3月12日	愛媛県告示第251号	-	-
84	白滝	421-NK-222	令和3年3月12日	愛媛県告示第251号	-	-
85	戒川	421-NK-223	令和3年3月12日	愛媛県告示第251号	-	-
86	長浜町今坊	421-NK-224	令和3年3月12日	愛媛県告示第251号	-	-
87	長浜町下須戒	421-NK-225	令和3年3月12日	愛媛県告示第251号	-	-
88	豊茂	421-NK-226	令和3年3月12日	愛媛県告示第251号	-	-
89	長浜町櫛生	421-NK-229	令和3年3月12日	愛媛県告示第251号	-	-
90	長浜町出海	421-NK-230	令和3年3月12日	愛媛県告示第251号	-	-
91	長浜町大越・戒川	421-NK-233	令和3年3月12日	愛媛県告示第251号	-	-
92	長浜町大越・長浜町上老松	421-NK-234	令和3年3月12日	愛媛県告示第251号	-	-
93	豊茂	421-NK-235	令和3年3月12日	愛媛県告示第251号	-	-

番号	所在地	区域名・番号	警戒区域		特別警戒区域	
			指定年月日	告示番号	指定年月日	告示番号
94	長浜町沖浦	421-NK-237	令和3年3月12日	愛媛県告示第251号	-	-
95	長浜町下須成	421-NK-238	令和3年3月12日	愛媛県告示第251号	-	-
96	長浜町上老松・長浜町大越	421-NK-240	令和3年3月12日	愛媛県告示第251号	-	-
97	長浜町穂積	421-NS-116	令和3年3月12日	愛媛県告示第251号	-	-
98	長浜町今坊	421-NS-146	令和3年3月12日	愛媛県告示第251号	-	-
99	肱川町中津	424-NK-261	令和3年3月12日	愛媛県告示第251号	-	-
100	肱川町山鳥坂	424-NK-262	令和3年3月12日	愛媛県告示第251号	-	-
101	肱川町山鳥坂	424-NK-263	令和3年3月12日	愛媛県告示第251号	-	-
102	肱川町宇和川	424-NK-264	令和3年3月12日	愛媛県告示第251号	-	-
103	肱川町宇和川	424-NK-265	令和3年3月12日	愛媛県告示第251号	-	-
104	肱川町名荷谷	424-NK-266	令和3年3月12日	愛媛県告示第251号	-	-
105	肱川町宇和川	424-NK-267	令和3年3月12日	愛媛県告示第251号	-	-
106	肱川町山鳥坂	424-NK-268	令和3年3月12日	愛媛県告示第251号	-	-
107	肱川町大谷	424-NK-269	令和3年3月12日	愛媛県告示第251号	-	-
108	肱川町山鳥坂	424-NS-66	令和3年3月12日	愛媛県告示第251号	-	-
109	河辺町河都	425-NK-270	令和3年3月12日	愛媛県告示第251号	-	-
110	河辺町川崎・河辺町川上	425-NK-271	令和3年3月12日	愛媛県告示第251号	-	-
111	河辺町三嶋	425-NK-272	令和3年3月12日	愛媛県告示第251号	-	-
112	河辺町植松	425-NK-273	令和3年3月12日	愛媛県告示第251号	-	-
113	河辺町植松	425-NK-275	令和3年3月12日	愛媛県告示第251号	-	-
114	河辺町三嶋	425-NK-277	令和3年3月12日	愛媛県告示第251号	-	-
115	河辺町植松	425-NS-59	令和3年3月12日	愛媛県告示第251号	-	-
116	河辺町植松	425-NS-68	令和3年3月12日	愛媛県告示第251号	-	-
117	河辺町山鳥坂	425-NS-145	令和3年3月12日	愛媛県告示第251号	-	-
118	平野町平地	207-2001	令和3年11月9日	愛媛県告示第1284号	-	-

【情 報】

○地震被害想定結果

(出典：平成25年12月 愛媛県地震被害想定調査)

各想定地震における市町別最大震度

市町名	南海トラフ巨大地震	安芸灘～伊予灘～豊後水道のプレート内地震		讃岐山脈南縁－石鎚山脈北縁東部の地震	石鎚山脈北縁の地震	石鎚山脈北縁西部－伊予灘の地震
	想定地震①	想定地震②	想定地震②'	想定地震③	想定地震④	想定地震⑤
松山市	7	6 強	6 弱	6 弱	5 強	6 強
今治市	6 強	6 弱	5 強	6 弱	6 弱	6 強
宇和島市	7	5 強	6 弱	4	3	5 強
八幡浜市	7	6 弱	6 強	4	4	6 弱
新居浜市	7	5 強	5 弱	7	7	6 強
西条市	7	6 弱	5 強	6 強	6 強	7
大洲市	7	6 弱	6 弱	4	4	6 強
伊予市	7	6 弱	5 強	5 弱	5 弱	6 強
四国中央市	7	5 弱	4	7	6 強	6 弱
西予市	7	6 弱	6 強	4	4	6 弱
東温市	6 強	5 強	5 強	5 強	5 弱	6 強
上島町	6 強	5 強	4	6 強	5 強	5 強
久万高原町	6 強	5 強	5 弱	5 強	5 強	6 弱
松前町	7	6 弱	6 弱	5 強	5 弱	6 強
砥部町	6 強	5 強	5 強	5 弱	5 弱	6 弱
内子町	6 強	5 強	5 強	4	4	6 弱
伊方町	7	6 弱	6 強	4	4	7
松野町	6 強	5 弱	5 弱	3	3	5 弱
鬼北町	7	5 弱	5 強	4	4	5 弱
愛南町	7	5 弱	6 弱	3	3	5 弱

被害想定総括表（1/6）

地震名			南海トラフ巨大地震 （基本ケース）	南海トラフ巨大地震 （陸側ケース）	南海トラフ巨大地震 （東側ケース）	南海トラフ巨大地震 （西側ケース）	安芸灘～伊予灘～豊後 水道のプレート内地震 （北側ケース1）	
想定シーン			人的被害：冬深夜 人的被害以外：冬18時	人的被害：冬深夜 人的被害以外：冬18時	人的被害：冬深夜 人的被害以外：冬18時	人的被害：冬深夜 人的被害以外：冬18時	人的被害：冬深夜 人的被害以外：冬18時	
風速			強風 （市町毎平均＋2σ）	強風 （市町毎平均＋2σ）	強風 （市町毎平均＋2σ）	強風 （市町毎平均＋2σ）	強風 （市町毎平均＋2σ）	
建物全壊棟数	建物総数		916,685棟	916,685棟	916,685棟	916,685棟	916,685棟	
	揺れ		12,469棟	107,554棟	6,161棟	13,210棟	466棟	
	液状化		7,595棟	10,642棟	7,615棟	7,634棟	5,339棟	
	土砂災害		392棟	662棟	360棟	409棟	170棟	
	津波		28,876棟	27,413棟	28,519棟	29,182棟	0棟	
	火災		10,789棟	97,357棟	8,694棟	11,116棟	53棟	
	合計		60,121棟	243,628棟	51,349棟	61,551棟	6,029棟	
屋外転倒・落下物	ブロック塀等		10,671箇所	33,868箇所	10,092箇所	11,072箇所	4,831箇所	
	自動販売機		106箇所	389箇所	117箇所	114箇所	54箇所	
	屋外落下物		12,527件	141,651件	4,526件	13,360件	235件	
死者数	建物倒壊		734人	6,210人	351人	788人	27人	
	屋内収容物移動等	うち42人	うち364人	うち28人	うち44人	うち11人		
	土砂災害		32人	53人	29人	33人	14人	
	津波		8,227人	8,184人	8,234人	8,225人	0人	
	火災		159人	1,585人	0人	119人	0人	
	ブロック塀の倒壊等		0人(冬18時 1人)	0人(冬18時 3人)	0人(冬18時 1人)	0人(冬18時 1人)	0人(冬18時 1人)	
	合計		9,152人	16,032人	8,615人	9,165人	41人	
負傷者数	建物倒壊		8,565人	46,048人	7,036人	8,708人	1,513人	
	屋内収容物移動等	うち861人	うち5,584人	うち656人	うち890人	うち306人		
	土砂災害		39人	66人	36人	41人	17人	
	津波		419人	412人	420人	419人	0人	
	火災		136人	944人	0人	111人	0人	
	ブロック塀の倒壊等		0人(冬18時 30人)	0人(冬18時111人)	0人(冬18時 31人)	0人(冬18時 31人)	0人(冬18時 23人)	
	合計		9,159人	47,470人	7,491人	9,279人	1,531人	
揺れによる要救助者数		自力脱出困難者数		1,820人	18,516人	961人	1,855人	138人
津波被害に伴う要救助者・捜索者		要救助者		718人	718人	718人	718人	0人
		要捜索者		8,646人	8,596人	8,654人	8,644人	0人
上水道断水人口	給水人口		1,320,513人	1,320,513人	1,320,513人	1,320,513人	1,320,513人	
	断水人口	直後	354,302人	1,081,300人	361,158人	315,612人	60,244人	
		1日後	341,466人	1,055,933人	347,744人	304,767人	55,417人	
		1週間後	266,859人	907,477人	265,500人	241,923人	30,657人	
		1ヶ月後	100,136人	392,624人	81,665人	101,601人	3,858人	
下水道支障人口	処理人口		770,090人	770,090人	770,090人	770,090人	770,090人	
	支障人口	直後	419,308人	558,695人	421,918人	423,567人	146,252人	
		1日後	319,670人	465,160人	320,767人	322,703人	123,439人	
		1週間後	124,264人	176,300人	124,509人	125,393人	44,605人	
		1ヶ月後	16,570人	16,781人	16,213人	16,650人	1,317人	
停電軒数	電灯軒数		806,261戸	806,261戸	806,261戸	806,261戸	806,261戸	
	停電軒数	直後	151,900戸	684,396戸	140,679戸	158,223戸	56,941戸	
		1日後	50,456戸	383,730戸	33,797戸	58,474戸	4,574戸	
		2日後	33,708戸	274,321戸	22,872戸	39,966戸	222戸	
		1週間後	20,688戸	40,516戸	20,153戸	21,416戸	0戸	
固定電話回線数	回線数		1,036,900回線	1,036,900回線	1,036,900回線	1,036,900回線	1,036,900回線	
	不通回線数	直後	170,182回線	865,819回線	163,287回線	177,786回線	74,287回線	
		1日後	120,550回線	785,706回線	93,512回線	112,577回線	30,122回線	
		1週間後	13,289回線	138,614回線	1,413回線	15,943回線	0回線	
		1ヶ月後	5,092回線	79,599回線	57回線	8,149回線	0回線	
ガス供給停止戸数 （都市ガス）	供給戸数		74,740戸	74,740戸	74,740戸	74,740戸	74,740戸	
	停止戸数	直後	14,022戸	71,677戸	16,814戸	16,091戸	11,290戸	
		1日後	12,402戸	70,057戸	15,194戸	14,471戸	9,670戸	
		1週間後	7,980戸	60,337戸	7,447戸	8,394戸	3,462戸	
		1ヶ月後	7,980戸	26,068戸	7,447戸	8,394戸	3,462戸	
ガス供給停止戸数 （L P ガス）	供給戸数		440,567戸	440,567戸	440,567戸	440,567戸	440,567戸	
	停止戸数	容器転倒	8,042戸	14,384戸	7,964戸	8,340戸	5,986戸	
		ガス漏洩	5,627戸	10,110戸	5,562戸	5,832戸	4,219戸	

被害想定総括表 (2/6)

地震名			安芸灘～伊予灘～豊後 水道のプレート内地震 （北側ケース2）	安芸灘～伊予灘～豊後 水道のプレート内地震 （南側ケース1）	安芸灘～伊予灘～豊後 水道のプレート内地震 （南側ケース2）	讃岐山脈南縁―石鎚山 脈北縁東部の地震 （ケース1）	讃岐山脈南縁―石鎚山 脈北縁東部の地震 （ケース2）
想定シーン			人的被害：冬深夜 人的被害以外：冬18時	人的被害：冬深夜 人的被害以外：冬18時	人的被害：冬深夜 人的被害以外：冬18時	人的被害：冬深夜 人的被害以外：冬18時	人的被害：冬深夜 人的被害以外：冬18時
風速			強風 （市町毎平均＋2σ）	強風 （市町毎平均＋2σ）	強風 （市町毎平均＋2σ）	強風 （市町毎平均＋2σ）	強風 （市町毎平均＋2σ）
建物全壊棟数	建物総数		916,685棟	916,685棟	916,685棟	916,685棟	916,685棟
	揺れ		335棟	88棟	49棟	22,292棟	28,851棟
	液状化		4,442棟	2,785棟	1,809棟	3,782棟	4,627棟
	土砂災害		172棟	197棟	162棟	40棟	50棟
	津波		0棟	0棟	0棟	0棟	0棟
	火災		44棟	27棟	16棟	23,798棟	23,682棟
	合計		4,994棟	3,096棟	2,036棟	49,911棟	57,210棟
屋外転倒・落下物	ブロック塀等		3,932箇所	1,715箇所	870箇所	6,917箇所	8,818箇所
	自動販売機		39箇所	5箇所	3箇所	71箇所	96箇所
	屋外落下物		173件	39件	20件	31,872件	44,635件
死者数	建物倒壊		19人	5人	3人	1,262人	1,618人
	屋内収容物移動等	うち8人	うち2人	うち1人	うち86人	うち113人	
	土砂災害		14人	16人	13人	3人	4人
	津波		0人	0人	0人	0人	0人
	火災		0人	0人	0人	687人	751人
	ブロック塀の倒壊等		0人(冬18時 1人)	0人(冬18時 0人)	0人(冬18時 0人)	0人(冬18時 1人)	0人(冬18時 1人)
	合計		33人	21人	16人	1,953人	2,374人
負傷者数	建物倒壊		1,126人	524人	361人	8,515人	10,939人
	屋内収容物移動等	うち253人	うち111人	うち50人	うち1,332人	うち1,765人	
	土砂災害		17人	20人	16人	4人	5人
	津波		0人	0人	0人	0人	0人
	火災		0人	0人	0人	331人	279人
	ブロック塀の倒壊等		0人(冬18時 19人)	0人(冬18時 6人)	0人(冬18時 2人)	0人(冬18時 28人)	0人(冬18時 34人)
	合計		1,143人	544人	378人	8,850人	11,223人
揺れによる要救助者数	自力脱出困難者数		97人	11人	6人	4,286人	5,513人
津波被害に伴う要救助者・捜索者	要救助者		0人	0人	0人	0人	0人
	要捜索者		0人	0人	0人	0人	0人
上水道断水人口	給水人口		1,320,513人	1,320,513人	1,320,513人	1,320,513人	1,320,513人
	断水人口	直後	42,807人	27,764人	17,331人	224,061人	275,668人
		1日後	40,811人	25,360人	15,856人	220,288人	269,256人
		1週間後	25,453人	13,281人	7,844人	197,465人	233,603人
		1ヶ月後	4,670人	920人	465人	89,805人	104,929人
下水道支障人口	処理人口		770,090人	770,090人	770,090人	770,090人	770,090人
	支障人口	直後	131,714人	90,035人	56,019人	113,145人	149,041人
		1日後	111,250人	75,882人	47,242人	95,629人	125,817人
		1週間後	40,132人	27,723人	17,076人	34,691人	45,350人
		1ヶ月後	1,144人	739人	530人	1,141人	1,257人
停電軒数	電灯軒数		806,261戸	806,261戸	806,261戸	806,261戸	806,261戸
	停電軒数	直後	41,622戸	7,933戸	4,447戸	86,887戸	119,501戸
		1日後	3,701戸	455戸	272戸	17,410戸	28,745戸
		2日後	348戸	0戸	0戸	6,944戸	12,701戸
		1週間後	0戸	0戸	0戸	63戸	188戸
固定電話回線数	回線数		1,036,900回線	1,036,900回線	1,036,900回線	1,036,900回線	1,036,900回線
	不通回線数	直後	55,146回線	9,989回線	5,791回線	126,215回線	162,408回線
		1日後	18,928回線	572回線	0回線	100,808回線	133,867回線
		1週間後	0回線	0回線	0回線	8,127回線	15,481回線
		1ヶ月後	0回線	0回線	0回線	0回線	4,550回線
ガス供給停止戸数 （都市ガス）	供給戸数		74,740戸	74,740戸	74,740戸	74,740戸	74,740戸
	停止戸数	直後	7,870戸	1,499戸	748戸	9,809戸	11,905戸
		1日後	6,250戸	1,089戸	538戸	8,189戸	10,285戸
		1週間後	2,714戸	1,089戸	538戸	641戸	1,220戸
		1ヶ月後	2,714戸	1,089戸	538戸	641戸	1,220戸
ガス供給停止戸数 （L Pガス）	供給戸数		440,567戸	440,567戸	440,567戸	440,567戸	440,567戸
	停止戸数	容器転倒	5,506戸	3,753戸	2,509戸	4,725戸	5,580戸
		ガス漏洩	3,897戸	2,685戸	1,805戸	3,343戸	3,946戸

被害想定総括表 (3/6)

地震名			石鎚山脈北縁の地震 (ケース 1)	石鎚山脈北縁の地震 (ケース 2)	石鎚山脈北縁西部一伊予灘の 地震 (ケース 1)	石鎚山脈北縁西部一伊予灘の 地震 (ケース 2)
想定シーン			人的被害：冬深夜 人的被害以外：冬18時	人的被害：冬深夜 人的被害以外：冬18時	人的被害：冬深夜 人的被害以外：冬18時	人的被害：冬深夜 人的被害以外：冬18時
風速			強風 (市町毎平均+2σ)	強風 (市町毎平均+2σ)	強風 (市町毎平均+2σ)	強風 (市町毎平均+2σ)
建物全壊棟数	建物総数		916,685棟	916,685棟	916,685棟	916,685棟
	揺れ		15,926棟	11,034棟	19,571棟	11,757棟
	液状化		3,295棟	3,402棟	6,573棟	5,740棟
	土砂災害		30棟	30棟	296棟	293棟
	津波		0棟	0棟	0棟	0棟
	火災		19,228棟	16,878棟	35,326棟	19,993棟
	合計		38,478棟	31,344棟	61,766棟	37,783棟
屋外転倒・落下物	ブロック塀等		6,189箇所	5,953箇所	15,923箇所	13,476箇所
	自動販売機		59箇所	68箇所	252箇所	231箇所
	屋外落下物		22,749件	12,533件	18,413件	9,452件
死者数	建物倒壊		930人	646人	1,139人	689人
	屋内収容物移動等	うち63人	うち43人	うち84人	うち62人	
	土砂災害		2人	3人	24人	24人
	津波		0人	0人	0人	0人
	火災		558人	202人	39人	0人
	ブロック塀の倒壊等		0人(冬18時 1人)	0人(冬18時 1人)	0人(冬18時 2人)	0人(冬18時 2人)
	合計		1,491人	850人	1,202人	713人
負傷者数	建物倒壊		6,429人	6,317人	15,686人	11,810人
	屋内収容物移動等	うち975人	うち701人	うち1,452人	うち1,109人	
	土砂災害		3人	3人	30人	30人
	津波		0人	0人	0人	0人
	火災		273人	166人	41人	0人
	ブロック塀の倒壊等		0人(冬18時 26人)	0人(冬18時 23人)	0人(冬18時 65人)	0人(冬18時 58人)
	合計		6,705人	6,486人	15,757人	11,840人
揺れによる要救助者数		自力脱出困難者数	3,136人	2,137人	3,943人	2,656人
津波被害に伴う要救助者・捜索者		要救助者	0人	0人	0人	0人
		要捜索者	0人	0人	0人	0人
上水道断水人口	給水人口		1,320,513人	1,320,513人	1,320,513人	1,320,513人
	断水人口	直後	160,680人	169,735人	485,120人	393,239人
		1日後	156,630人	164,993人	462,835人	372,063人
		1週間後	135,493人	138,134人	338,539人	257,985人
		1ヶ月後	64,789人	57,237人	82,885人	55,930人
下水道支障人口	処理人口		770,090人	770,090人	770,090人	770,090人
	支障人口	直後	106,646人	109,685人	232,531人	215,483人
		1日後	90,149人	92,383人	196,006人	181,712人
		1週間後	32,781人	33,614人	70,981人	65,550人
		1ヶ月後	985人	923人	1,587人	1,576人
停電軒数	電灯軒数		806,261戸	806,261戸	806,261戸	806,261戸
	停電軒数	直後	80,398戸	88,833戸	319,275戸	274,468戸
		1日後	21,174戸	18,422戸	56,590戸	48,445戸
		2日後	9,735戸	7,559戸	22,972戸	20,183戸
		1週間後	126戸	63戸	982戸	982戸
固定電話不通回線数	回線数		1,036,900回線	1,036,900回線	1,036,900回線	1,036,900回線
	不通回線数	直後	115,134回線	117,251回線	410,032回線	351,563回線
		1日後	92,530回線	91,059回線	347,219回線	288,299回線
		1週間後	13,275回線	8,767回線	6,665回線	6,112回線
		1ヶ月後	2,344回線	0回線	3,690回線	3,690回線
ガス供給停止戸数 (都市ガス)	供給戸数		74,740戸	74,740戸	74,740戸	74,740戸
	停止戸数	直後	9,400戸	9,967戸	47,860戸	44,236戸
		1日後	7,780戸	8,347戸	46,240戸	42,616戸
		1週間後	578戸	714戸	36,520戸	32,896戸
		1ヶ月後	578戸	714戸	9,917戸	9,622戸
ガス供給停止戸数 (L Pガス)	供給戸数		440,567戸	440,567戸	440,567戸	440,567戸
	停止戸数	容器転倒	4,052戸	4,039戸	9,037戸	8,272戸
		ガス漏洩	2,865戸	2,853戸	6,305戸	5,764戸

被害想定総括表（4/6）

地震名		南海トラフ巨大地震 （基本ケース）	南海トラフ巨大地震 （陸側ケース）	南海トラフ巨大地震 （東側ケース）	南海トラフ巨大地震 （西側ケース）	安芸灘～伊予灘～豊後水 道のプレート内地震 （北側ケース1）
想定シーン		人的被害：冬深夜 人的被害以外：冬18時	人的被害：冬深夜 人的被害以外：冬18時	人的被害：冬深夜 人的被害以外：冬18時	人的被害：冬深夜 人的被害以外：冬18時	人的被害：冬深夜 人的被害以外：冬18時
風速		強風 （市町毎平均＋2σ）	強風 （市町毎平均＋2σ）	強風 （市町毎平均＋2σ）	強風 （市町毎平均＋2σ）	強風 （市町毎平均＋2σ）
道路施設被害箇所数 （緊急輸送道路）	道路総延長	1,723km	1,723km	1,723km	1,723km	1,723km
	津波浸水域	35箇所	31箇所	35箇所	35箇所	0箇所
	津波浸水域外	111箇所	197箇所	107箇所	112箇所	48箇所
鉄道施設被害箇所数	線路総延長	323.8km	323.8km	323.8km	323.8km	323.8km
	津波浸水域	23箇所	5箇所	23箇所	30箇所	0箇所
	津波浸水域外	411箇所	747箇所	394箇所	407箇所	203箇所
港湾施設被害箇所数	総係留施設数	933箇所	933箇所	933箇所	933箇所	933箇所
	国際拠点港湾	—	—	—	—	—
	重要港湾	58箇所	306箇所	56箇所	41箇所	12箇所
漁港被害箇所数	地方港湾	38箇所	221箇所	27箇所	38箇所	5箇所
	総係留施設数	2,049箇所	2,049箇所	2,049箇所	2,049箇所	2,049箇所
	漁港（1種～4種）	377箇所	1,008箇所	263箇所	504箇所	15箇所
避難者数 （避難所内外）	1日後	265,106人	436,750人	259,889人	265,958人	10,493人
	1週間後	136,191人	466,888人	129,426人	130,153人	18,150人
	1ヶ月後	152,028人	558,902人	134,805人	152,504人	13,894人
帰宅困難者	帰宅困難者数	142,726人	142,726人	142,726人	142,726人	142,222人
	居住ゾーン外への外出者数	135,387人	135,387人	135,387人	135,387人	134,883人
物資不足量	食糧不足量	1,810,153食	3,970,992食	1,750,883食	1,787,444食	88,395食
	給水不足量	1,497,500ℓ	7,805,399ℓ	1,528,752ℓ	1,532,716ℓ	220,318ℓ
	毛布不足量	306,998枚	514,090枚	301,219枚	308,376枚	0枚
医療対応力不足数	入院	1,764人	13,702人	997人	1,838人	0人
	外来	2,700人	19,936人	1,670人	2,980人	0人
仮設住宅必要世帯数	自力再建困難者世帯数	11,973世帯	60,013世帯	10,542世帯	12,181世帯	1,861世帯
仮設トイレ不足量	1日後	582基	916基	572基	583基	7基
	1週間後	306基	917基	289基	294基	27基
	1ヶ月後	152基	559基	135基	152基	13基
災害廃棄物発生量	災害廃棄物	488.9万t	1,734.1万t	425.5万t	498.5万t	52.9万t
	津波堆積物	686.1万t	686.1万t	686.1万t	686.1万t	—
エレベータ内閉じ込め	閉じ込め者数	909人	894人	901人	896人	865人
	台数	1,913台	1,901台	1,907台	1,902台	1,816台
災害時要援護者 （避難所内）	1日後	40,055人	62,984人	39,186人	40,202人	1,342人
	1週間後	22,030人	62,704人	20,571人	21,409人	1,897人
	1ヶ月後	11,085人	38,476人	9,575人	11,192人	865人
人工造成地による建物被害	全壊棟数	6棟	97棟	5棟	5棟	1棟
文化財の被災可能性	揺れ	0施設	16施設	0施設	0施設	0施設
	火災	1施設	4施設	0施設	1施設	0施設
	津波	1施設	1施設	1施設	1施設	0施設
孤立の可能性がある集落	農業集落	14集落	242集落	1集落	41集落	0集落
	漁業集落	4集落	26集落	1集落	22集落	0集落
ため池被害	危険度ランクA	137箇所	657箇所	122箇所	147箇所	20箇所
	危険度ランクB	357箇所	982箇所	293箇所	392箇所	137箇所
	危険度ランクC	2,106箇所	961箇所	2,185箇所	2,061箇所	2,443箇所
漁業施設	漁船被害数	10,448隻	10,448隻	10,448隻	10,448隻	0隻
	漁場被害面積	68.4km ²	68.4km ²	68.4km ²	68.4km ²	0.0km ²
重要施設	使用可能	1,717施設	869施設	1,747施設	1,696施設	2,188施設
	一部制限	878施設	1,014施設	871施設	881施設	567施設
	支障有	312施設	1,024施設	289施設	330施設	152施設
農地被害	液状化被害面積	88.7km ²	172.6km ²	92.1km ²	95.9km ²	52.3km ²
	津波被害面積	36.6km ²	36.6km ²	36.6km ²	36.6km ²	—
経済被害額	直接被害額	5.79兆円	16.15兆円	5.42兆円	5.83兆円	1.14兆円
	建物	3.91兆円	11.13兆円	3.63兆円	3.93兆円	0.54兆円
	家庭用品等	0.88兆円	2.83兆円	0.81兆円	0.89兆円	0.15兆円
	ライフライン	0.43兆円	0.91兆円	0.43兆円	0.44兆円	0.30兆円
	交通施設	0.30兆円	0.58兆円	0.29兆円	0.29兆円	0.02兆円
	その他公共土木施設	0.17兆円	0.33兆円	0.17兆円	0.17兆円	0.12兆円
災害廃棄物処理		0.11兆円	0.38兆円	0.09兆円	0.11兆円	0.01兆円

被害想定総括表（5/6）

地震名		安芸灘～伊予灘～豊後 水道のプレート内地震 （北側ケース2）	安芸灘～伊予灘～豊後 水道のプレート内地震 （南側ケース1）	安芸灘～伊予灘～豊後 水道のプレート内地震 （南側ケース2）	讃岐山脈南縁―石鎚山 脈北縁東部の地震 （ケース1）	讃岐山脈南縁―石鎚山脈 北縁東部の地震 （ケース2）
想定シーン		人的被害：冬深夜 人的被害以外：冬18時	人的被害：冬深夜 人的被害以外：冬18時	人的被害：冬深夜 人的被害以外：冬18時	人的被害：冬深夜 人的被害以外：冬18時	人的被害：冬深夜 人的被害以外：冬18時
風速		強風 （市町毎平均＋2σ）	強風 （市町毎平均＋2σ）	強風 （市町毎平均＋2σ）	強風 （市町毎平均＋2σ）	強風 （市町毎平均＋2σ）
道路施設被害箇所数 （緊急輸送道路）	道路総延長	1,723km	1,723km	1,723km	1,723km	1,723km
	津波浸水域	0箇所	0箇所	0箇所	0箇所	0箇所
	津波浸水域外	44箇所	35箇所	25箇所	45箇所	56箇所
鉄道施設被害箇所数	線路総延長	323.8km	323.8km	323.8km	323.8km	323.8km
	津波浸水域	0箇所	0箇所	0箇所	0箇所	0箇所
	津波浸水域外	193箇所	125箇所	88箇所	171箇所	205箇所
港湾施設被害箇所数	総係留施設数	933箇所	933箇所	933箇所	933箇所	933箇所
	国際拠点港湾	—	—	—	—	—
	重要港湾	9箇所	1箇所	0箇所	137箇所	158箇所
漁港被害箇所数	地方港湾	4箇所	5箇所	4箇所	12箇所	14箇所
	総係留施設数	2,049箇所	2,049箇所	2,049箇所	2,049箇所	2,049箇所
	漁港（1種～4種）	13箇所	22箇所	17箇所	86箇所	100箇所
避難者数 （避難所内外）	1日後	8,596人	4,740人	3,004人	54,024人	63,502人
	1週間後	14,904人	8,238人	5,090人	93,894人	112,606人
	1ヶ月後	12,695人	5,616人	3,447人	115,985人	134,457人
帰宅困難者	帰宅困難者数	142,693人	135,288人	133,742人	121,278人	122,635人
	居住ゾーン外への外出者数	135,354人	127,949人	126,403人	113,939人	115,296人
物資不足量	食糧不足量	69,030食	28,347食	6,629食	587,567食	703,751食
	給水不足量	247,881ℓ	69,666ℓ	20,864ℓ	1,573,479ℓ	1,779,283ℓ
	毛布不足量	0枚	0枚	0枚	41,011枚	51,083枚
医療対応力不足数	入院	0人	0人	0人	2,541人	3,368人
	外来	0人	0人	0人	3,412人	4,300人
仮設住宅必要世帯数	自力再建困難者世帯数	1,569世帯	893世帯	520世帯	12,368世帯	14,167世帯
仮設トイレ不足量	1日後	5基	3基	2基	105基	120基
	1週間後	23基	10基	7基	155基	186基
	1ヶ月後	12基	5基	3基	115基	134基
災害廃棄物発生量	災害廃棄物	43.5万t	27.1万t	17.8万t	343.6万t	405.2万t
	津波堆積物	—	—	—	—	—
エレベータ内閉じ込め	閉じ込め者数	879人	841人	756人	750人	775人
	台数	1,853台	1,785台	1,533台	1,291台	1,338台
災害時要援護者 （避難所内）	1日後	1,088人	628人	410人	7,727人	8,936人
	1週間後	1,524人	951人	605人	10,917人	13,070人
	1ヶ月後	775人	380人	239人	8,139人	9,390人
人工造成地による建物被害	全壊棟数	0棟	0棟	0棟	23棟	37棟
文化財の被災可能性	揺れ	0施設	0施設	0施設	1施設	0施設
	火災	0施設	0施設	0施設	1施設	0施設
	津波	0施設	0施設	0施設	0施設	0施設
孤立の可能性がある集落	農業集落	0集落	0集落	0集落	2集落	2集落
	漁業集落	0集落	0集落	0集落	0集落	0集落
ため池被害	危険度ランクA	17箇所	28箇所	17箇所	55箇所	102箇所
	危険度ランクB	122箇所	33箇所	27箇所	63箇所	84箇所
	危険度ランクC	2,461箇所	2,539箇所	2,556箇所	2,482箇所	2,414箇所
漁業施設	漁船被害数	0隻	0隻	0隻	0隻	0隻
	漁場被害面積	0.0ka	0.0ka	0.0ka	0.0ka	0.0ka
重要施設	使用可能	2,343施設	2,608施設	2,727施設	2,527施設	2,388施設
	一部制限	452施設	240施設	153施設	236施設	321施設
	支障有	112施設	59施設	27施設	144施設	198施設
農地被害	液状化被害面積	35.8ka	16.4ka	8.7ka	35.1ka	45.3ka
	津波被害面積	—	—	—	—	—
経済被害額	直接被害額	0.95兆円	0.59兆円	0.38兆円	3.33兆円	3.94兆円
	建物	0.43兆円	0.26兆円	0.18兆円	2.25兆円	2.64兆円
	家庭用品等	0.12兆円	0.07兆円	0.05兆円	0.53兆円	0.63兆円
	ライフライン	0.27兆円	0.17兆円	0.10兆円	0.25兆円	0.32兆円
	交通施設	0.02兆円	0.01兆円	0.01兆円	0.10兆円	0.12兆円
	その他公共土木施設	0.10兆円	0.07兆円	0.04兆円	0.11兆円	0.14兆円
経済被害額	災害廃棄物処理	0.01兆円	0.01兆円	0.00兆円	0.08兆円	0.09兆円

被害想定総括表（6/6）

地震名		石鎚山脈北縁の地震 (ケース1)	石鎚山脈北縁の地震 (ケース2)	石鎚山脈北縁西部一伊予灘 の地震 (ケース1)	石鎚山脈北縁西部一伊予灘 の地震 (ケース2)
想定シーン		人的被害：冬深夜 人的被害以外：冬18時	人的被害：冬深夜 人的被害以外：冬18時	人的被害：冬深夜 人的被害以外：冬18時	人的被害：冬深夜 人的被害以外：冬18時
風速		強風 (市町毎平均+2σ)	強風 (市町毎平均+2σ)	強風 (市町毎平均+2σ)	強風 (市町毎平均+2σ)
道路施設被害箇所数 (緊急輸送道路)	道路総延長	1,723km	1,723km	1,723km	1,723km
	津波浸水域	0箇所	0箇所	0箇所	0箇所
	津波浸水域外	35箇所	36箇所	92箇所	85箇所
鉄道施設被害箇所数	線路総延長	323.8km	323.8km	323.8km	323.8km
	津波浸水域	0箇所	0箇所	0箇所	0箇所
	津波浸水域外	145箇所	144箇所	401箇所	371箇所
港湾施設被害箇所数	総係留施設数	933箇所	933箇所	933箇所	933箇所
	国際拠点港湾	—	—	—	—
	重要港湾	70箇所	60箇所	94箇所	76箇所
	地方港湾	1箇所	1箇所	65箇所	62箇所
漁港被害箇所数	総係留施設数	2,049箇所	2,049箇所	2,049箇所	2,049箇所
	漁港(1種～4種)	47箇所	41箇所	182箇所	187箇所
避難者数 (避難所内外)	1日後	42,642人	36,180人	77,155人	51,334人
	1週間後	69,538人	70,103人	165,917人	123,251人
	1ヶ月後	85,093人	79,976人	157,962人	107,387人
帰宅困難者	帰宅困難者数	122,635人	122,635人	142,222人	142,222人
	居住ゾーン外への外出者数	115,296人	115,296人	134,883人	134,883人
物資不足量	食糧不足量	448,626食	419,338食	978,700食	704,881食
	給水不足量	1,110,042ℓ	1,233,883ℓ	2,711,409ℓ	1,632,064ℓ
	毛布不足量	26,188枚	19,280枚	55,360枚	27,187枚
医療対応力不足数	入院	1,771人	1,320人	1,913人	920人
	外来	2,101人	2,036人	3,756人	2,305人
仮設住宅必要世帯数	自力再建困難者世帯数	9,815世帯	7,932世帯	16,835世帯	12,437世帯
仮設トイレ不足量	1日後	80基	63基	140基	81基
	1週間後	115基	116基	277基	205基
	1ヶ月後	85基	79基	158基	107基
災害廃棄物発生量	災害廃棄物	260.5万t	209.4万t	405.9万t	253.7万t
	津波堆積物	—	—	—	—
エレベータ内閉じ込め	閉じ込め者数	778人	782人	873人	870人
	台数	1,360台	1,362台	1,820台	1,824台
災害時要援護者 (避難所内)	1日後	6,167人	5,206人	10,028人	6,493人
	1週間後	8,334人	8,343人	18,156人	13,227人
	1ヶ月後	6,177人	5,773人	10,369人	6,874人
人工造成地による建物被害	全壊棟数	23棟	23棟	17棟	12棟
文化財の被災可能性	揺れ	0施設	0施設	0施設	1施設
	火災	0施設	0施設	0施設	0施設
	津波	0施設	0施設	0施設	0施設
孤立の可能性がある集落	農業集落	0集落	0集落	2集落	0集落
	漁業集落	0集落	0集落	0集落	0集落
ため池被害	危険度ランクA	34箇所	38箇所	175箇所	128箇所
	危険度ランクB	63箇所	70箇所	367箇所	321箇所
	危険度ランクC	2,503箇所	2,492箇所	2,058箇所	2,151箇所
漁業施設	漁船被害数	0隻	0隻	0隻	0隻
	漁場被害面積	0.0km ²	0.0km ²	0.0km ²	0.0km ²
重要施設	使用可能	2,582施設	2,564施設	1,777施設	1,923施設
	一部制限	206施設	229施設	667施設	628施設
	支障有	119施設	114施設	463施設	356施設
農地被害	液状化被害面積	34.8km ²	37.8km ²	85.9km ²	70.5km ²
	津波被害面積	—	—	—	—
経済被害額	直接被害額	2.52兆円	2.31兆円	5.02兆円	3.63兆円
	建物	1.69兆円	1.52兆円	3.18兆円	2.13兆円
	家庭用品等	0.41兆円	0.38兆円	0.87兆円	0.65兆円
	ライフライン	0.23兆円	0.24兆円	0.55兆円	0.50兆円
	交通施設	0.05兆円	0.04兆円	0.13兆円	0.12兆円
	その他公共土木施設	0.09兆円	0.09兆円	0.19兆円	0.17兆円
	災害廃棄物処理	0.06兆円	0.05兆円	0.09兆円	0.06兆円

○津波の想定結果

津波到達時間

市町名	最短津波到達時間（分）						
	±20cm	+1m※	+2m	+3m	+5m	+10m	最高津波水位
四国中央市	5	231	—	—	—	—	404
新居浜市	11	235	—	—	—	—	451
西条市	5	222	—	—	—	—	461
上島町	5	355	—	—	—	—	421
今治市	4	161	—	—	—	—	448
松山市	4	115	198	—	—	—	199
松前町	5	113	134	—	—	—	185
伊予市	4	25	126	—	—	—	181
大洲市	4	28	134	—	—	—	155
八幡浜市(伊予灘)	4	32	135	—	—	—	—
八幡浜市(宇和海)	5	51	56	59	66	—	72
伊方町	4	46	47	50	50	58	59
西予市	4	48	55	56	74	—	81
宇和島市	4	19	28	32	37	—	48
愛南町	4	14	18	19	23	30	35

※ +1m：津波水位から初期潮位を引いた波高が+1mになった時間
（+2m以上も同様）

最高津波水位及び浸水面積

市町名	代表地点名	地域海岸名	最高津波水位			浸水面積 (ha)
			(T. P. m)	うち朔望平均満潮位(m)	うち津波波高 (m)	
四国中央市	三島川之江港	燧灘	3.5	1.8	1.7	631
新居浜市	新居浜港	燧灘	3.3	1.9	1.5	955
西条市	東予港	燧灘	3.4	1.9	1.5	3,360
上島町	弓削港	燧灘島嶼部	2.8	1.9	0.9	136
今治市	波止浜港	燧灘	3.1	1.9	1.2	1,407
松山市	松山港	伊予灘	3.8	1.8	2.0	1,041
松前町	松前港	伊予灘	4.2	1.8	2.4	488
伊予市	伊予港	伊予灘	4.2	1.8	2.4	277
大洲市	長浜港	伊予灘	3.8	1.6	2.2	93
八幡浜市	八幡浜港	八幡浜・西予	9.0	1.0	8.0	477
伊方町	伊方港	伊方	8.4	1.0	7.4	321
西予市	三瓶港	八幡浜・西予	9.3	1.0	8.3	358
宇和島市	宇和島港	宇和島	6.5	1.1	5.4	1,662
愛南町	御荘港	愛南北	9.0	1.1	7.9	788

※ この津波浸水想定は、現在の知見を基に津波の浸水予測を行ったものであり、想定よりも大きな津波が襲来し、津波の水位が大きくなる可能性があります。

※ 「津波の水位」は、海岸線から沖合約30cm地点における津波の水位を標高で表示しています。

※ 気象庁が発表する津波の高さは平常潮位（津波がなかった場合の同じ時間の潮位）からの高さです。津波水位、津波波高とは異なります。

※ 標高は東京湾平均海面からの高さ（単位：T.P+m）として表示しています。

※ 浸水面積は、河川等部分を除いた陸域部の浸水新1cm以上。

○松山地方気象台が発表する特別警報・警報・注意報の種類及び発表基準

気象等に関する特別警報の発表基準

現象の種類	基 準	
大 雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合	
暴 風	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により	暴風が吹くと予想される場合
高 潮		高潮になると予想される場合
波 浪		高波になると予想される場合
暴 風 雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合	
大 雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合	

※ 発表にあたっては、降水量、積雪量、台風の中心気圧、最大風速などについて過去の災害事例に照らして算出した客観的な指標を設け、これらの実況および予想に基づいて判断をします。

警報・注意報発表基準一覧表

令和元年8月6日現在

現象の種類			基 準	
警 報	大雨	(浸水害)	表面雨量指数基準	11以上
		(土砂災害)	土壌雨量指数基準	118以上
	洪水		流域雨量指数基準	矢落川流域=14.4、久米川流域=10.9、嵩富川流域=11.9、河内川流域=4.1、和田川流域=6、深部川流域=4、都谷川流域=7.1、野田本川流域=7.5
			複合基準 ^{※1}	矢落川流域=(5、11.5)、久米川流域=(5、9.8)、都谷川流域=(5、6.2)
			指定河川洪水予報による基準	肱川〔大洲第二〕
	暴風	平均風速	陸上	20m/s以上
			伊予灘	25 m/s以上
	暴風雪	平均風速	陸上	20m/s以上 雪を伴う
			伊予灘	25 m/s以上 雪を伴う
	大雪	降雪の深さ	平地	12時間降雪の深さ10cm以上
			山地	12時間降雪の深さ30cm以上
	波浪	有義波高	4.0m以上	
	高潮	潮位	2.4m以上	

現象の種類			基 準	現象の種類	
注 意 報	大雨	(浸水害)	表面雨量指数基準	6以上	
		(土砂災害)	土壌雨量指数基準	87以上	
	洪水		流域雨量指数基準	矢落川流域=11.5、久米川流域=5.7、嵩富川流域=9.5、河内川流域=3.2、和田川流域=4.8、深部川流域=3.2、都谷川流域=5.6、野田本川流域=6	
			複合基準※1	矢落川流域=(5、9.9)、久米川流域=(5、4.6)、嵩富川流域=(5、9.5)、河内川流域=(5、3.2)、和田川流域=(5、3.7)、都谷川流域=(5、4.1)	
			指定河川洪水予報による基準	肱川〔大洲第二〕	
	強風	平均風速	陸上	12m/s以上	
			伊予灘	15 m/s以上	
	風雪	平均風速	陸上	12m/s以上 雪を伴う	
			伊予灘	15 m/s以上 雪を伴う	
	大雪	降雪の深さ	平地	12時間降雪の深さ5cm以上	
			山地	12時間降雪の深さ15cm以上	
	波浪	有義波高	2.0m以上		
	高潮	潮位	2.0m以上		
	雷	落雷等により被害が予想される場合			
	融雪				
	濃霧	視程	陸上	100m以下	
			伊予灘	500m以下	
	乾燥	最小湿度40%以下で実効湿度60%以下			
	なだれ	①積雪の深さ20cm以上あり降雪の深さ30cm以上 ②積雪の深さ50cm以上あり最高気温8℃以上又はかなりの降雨※2			
	低温	平地 最低気温-4℃以下 山地 最低気温-8℃以下			
	霜	3月20日以降の晩霜 最低気温3℃以下			
	着氷				
	着雪	24時間降雪の深さ：20cm以上 気温：-1℃~2℃			
記録的短時間大雨情報			1時間雨量	100mm以上	

※1 (表面雨量指数、流域雨量指数) の組み合わせによる基準値を表しています。

※2 気温は松山地方気象台の値

洪水の欄中、「〇〇川流域=14.4」は、「〇〇川流域の流域雨量指数=14.4以上」を意味します。

【参考】

土壌雨量指数：降雨による土砂災害リスクの高まりを示す指標で、土壌中にたまっている雨水の量を示す指数。

流域雨量指数：河川の上流域に降った雨による下流の対象地点の洪水害リスクの高まりを示す指標で、降った雨水が地表面や地中を通して時間をかけて河川に流れ出し、さらに河川に沿って流れ下る量を示す指数。

表面雨量指数：短時間強雨による浸水害リスクの高まりを示す指標で、降った雨が地表面にたまっている量を示す指数。

○高齢者等避難、避難指示及び緊急安全確保の発令基準について

避難勧告等の発令については、対象となる災害を①河川洪水、②土砂災害、③高潮災害、④地震災害、⑤津波災害、⑥原子力災害の６種類とし、次の基準を参考に、各種防災気象情報、現地情報等を収集し総合的に判断することとします。

【 ① 河 川 洪 水 】

ア．避難すべき区域

原則として河川浸水想定区域のうち、浸水深が５０cmを超えると予想されている範囲内とします。

イ．具体的な基準

この発令基準は、肱川の外水氾濫を基準に作成したものです。

住家等を対象とした高齢者等避難、避難指示及び緊急安全確保の発令基準は、肱川の水位等が次の表の数値を超え、なお上昇している場合に、地域の雨量情報等も考慮し、発令するものとします。

ただし、局地的な大雨、内水氾濫等により、発令基準を早める必要がある場合は、この限りではありません。

地区	基準地点	高齢者等避難	避難指示	緊急安全確保
肱川地区	鹿野川ダム 放流量	1,500m ³ /sの放流が予測されるとき	1,500m ³ /sの放流が開始され、その後緊急放流が予測されるとき	災害が発生又は切迫している場合
大川地区 菅田地区	大川 水位観測所	５．２m	６．４５m	
久米地区 柚木地区 只越地区 五郎地区 平地区 東大洲地区 松ヶ花地区 春賀地区 八多喜地区 伊州子地区 多田地区 白滝地区 豊中地区 大和地区 上老松地区 沖浦地区 長浜地区	大洲第二 水位観測所	５．４m	７．１m	
新谷地区	新谷 水位観測所	２．６５m	３．１５m	

※高齢者等避難は、それぞれの地区において浸水時期又は堤防越流開始時期よりも約２時間前に、避難指示は、それぞれの地区において浸水時期又は堤防越流開始時期又は、堤防決壊の危険性のあるH・W・Lに達する時期よりも約１時間前に発令することを前提に設定している。

※上記の基準にかかわらず、鹿野川ダムにおいて緊急放流が実施される等、水位の急な上昇が予想されるときは、避難指示を発令する。

【 ② 土 砂 災 害 】

ア．避難すべき区域

大洲市には、急傾斜地崩壊危険箇所、土石流危険渓流等危険箇所がほぼ全域に散在していることから、土砂災害警戒情報が発表された場合に愛媛県河川・砂防情報システム又は気象庁ホームページの危険度分布（土砂災害）により避難すべき地区の選定を行うこととします。

また、消防団員や職員等による危険箇所の巡回情報や市民等からの通報等の現地情報に基づき避難対象区域等を総合的に判断するものとします。

イ．具体的な基準

避難指示等は、土砂災害警戒情報の発表による基準又は、土砂災害危険箇所の巡視等による現地情報に基づき発令するものとします。

区分	高齢者等避難	避難指示	緊急安全確保
「大雨警報（土砂災害）」、「土砂災害警戒情報」及び「土砂災害危険度情報」による基準	大雨警報（土砂災害）が発表された場合、愛媛県河川・砂防情報システム又は気象庁ホームページの危険度分布（土砂災害）により、土砂災害の危険度が高まっている地区に発令	土砂災害警戒情報が発表された場合、愛媛県河川・砂防情報システム又は気象庁ホームページの危険度分布（土砂災害）により、土砂災害の危険度が高まっている地区に発令	災害が発生又は切迫している場合
現地情報等による基準	近隣で前兆現象の発見 ・湧水や地下水が濁る ・湧水や地下水の量の変化	近隣で前兆現象の発見 ・湧水や地下水の濁り ・溪流の水量の変化 ・溪流付近で斜面崩壊 ・斜面のはらみ ・擁壁、道路等にクラックの発生 ・近隣で土砂災害が発生 ・近隣で土砂移動現象 ・山鳴り、流木の流出、斜面の亀裂等	

※松山地方気象台から土砂災害警戒情報が発表された場合は、危険度の高まった地区を確認して、避難指示等の発令を行う。



【 ③ 高 潮 災 害 】

ア. 避難すべき区域

原則として高潮浸水想定区域の範囲内とします。

イ. 具体的な基準

避難指示等は、以下の基準を参考に今後の気象予測や沿岸部の巡視等からの報告を含めて総合的に判断して発令するものとします。

地区	高齢者等避難	避難指示	緊急安全確保
長 浜 地 区 今 坊 地 区 沖 浦 地 区 須 沢 ・ 櫛 生 地 区 出 海 地 区 青 島 地 区	・ 高潮注意報の発表において警報に切り替える可能性が高い旨に言及された場合 ・ 高潮注意報が発表されている状況において、台風情報で、台風の暴風域が市域にかかると予想されている、又は、台風が市域に接近することが見込まれる場合 ・ 高齢者等避難の発令が必要となるような強い雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通貨することが予想される場合 ・ 「伊勢湾台風」級の台風が接近し、上陸24時間前に、特別警報発表の可能性がある旨、府県気象情報や気象庁の記者会見等により周知された場合	・ 高潮警報又は高潮特別警報が発表された場合 ・ 避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通貨することが予想される場合（高潮注意報が発表され、当該注意報において、夜間から翌日早朝までに警報に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合など）	災害が発生又は切迫している場合

※上記種類の発令基準のいずれか1つに該当する場合に、発令対象となる。

※避難指示等の解除は、当該地域の高潮警報等が解除された段階を基本とする。

【 ④ 地 震 災 害 】

ア. 避難すべき区域

火災が発生し、広範囲に延焼するおそれがある地域や山・崖崩れの危険が予想される地域とします。

イ. 具体的な基準

区 分	避難指示	緊急安全確保
基 準	・ 災害が発生するおそれがあり、市民の生命及び身体を保護する必要があるとき	・ 災害の発生となる事象が避難指示の段階より悪化し、災害の発生が確実に予想されるに至ったとき ・ 突然、災害発生の諸現象が現れたとき（避難指示の処置を経ず、直ちに緊急安全確保の処置を行う）

【 ⑤ 津 波 災 害 】

ア．避難すべき区域

原則として津波災害警戒区域の範囲内とします。

イ．具体的な基準

区 分	避難指示
基 準	・津波警報・大津波警報の発表 ・津波注意報が発表され、被害が発生するおそれがある場合 ・震度 4 以上程度の地震の揺れを感じたが、情報伝達系統の異常等により「津波注意報」、「津波警報」が伝達されない場合 ・強い揺れを感じたとき又は弱い地震であっても長時間のゆっくりとした揺れを感じて避難の必要を認める場合若しくは、津波警報等を覚知した場合、速やかに的確な避難指示を行う（津波警報等に応じて自動的に避難指示を発令する場合においても、市民等の円滑な避難や安全確保の観点から、津波の規模と避難指示の対象となる地域を市民等に伝達する）。

【 ⑥ 原 子 力 災 害 】

ア．避難すべき区域

以下のいずれかに該当し、県災害対策本部長等から避難措置の指示があった場合に、市災害対策本部長は、あらかじめ定める避難計画に基づいて市民等に避難措置の指示を行う。

- ・県災害対策本部長が、原子力発電所からの事故の情報、緊急時モニタリング結果及び大気中放射性物質拡散計算結果等の分析内容から、国の指導・助言又は指示に基づき決定する「防護対策区域」（市民の防護対策及び防護対策を講ずべき地域）。
- ・防護対策区域が決定された場合に、市災害対策本部長が必要に応じて設定する「警戒区域」。

イ．避難及び一時移転に関する具体的な基準

避難及び一時移転の措置は、原子力災害重点区域の位置づけに合わせて、以下のとおり講じる。

【避難等の内容】

区 分	避難及び一時移転の内容
U P Z	・緊急時モニタリングを行い、数時間以内を目途にO I L 1 を超える区域を特定し、避難を実施する。 ・その後も継続的に緊急時モニタリングを行い、1 日以内を目途にO I L 2 を超える区域を特定し一時移転を実施する。
U P Z 外	・U P Z における対応と同様、O I L 1 及びO I L 2 を超える区域を特定し避難や、一時移転を実施する。

※O I L：避難や一時移転の防護措置を実施する判断のための空間放射線率や環境試料中の放射性物質濃度等の基準。

< O I L と防護措置について >

	基準の種類	基準の概要	初期設定値 ^{※1}	防護措置の概要
緊急防護措置	O I L 1	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、市民等を数時間内に避難や屋内退避等させるための基準	500 μ Sv/h (地上 1m で計測した場合の空間放射線量率 ^{※2})	数時間内を目途に区域を特定し、避難等を実施。(移動が困難な者の一時屋内退避を含む。)

	基準の種類	基準の概要	初期設定値 ^{※1}	防護措置の概要
早期防護措置	O I L 2	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、地域生産物 ^{※3} の摂取を制限するとともに、市民等を1週間程度内に一時移転させるための基準	20 μ Sv/h (地上1mで計測した場合の空間放射線量率 ^{※2})	1日内を目途に区域を特定し、地域生産物の摂取を制限するとともに1週間程度内に一時移転を実施。

※1 「初期設定値」とは緊急事態当初に用いる OIL の値であり、地上沈着した放射性核種組成が明確になった時点で必要な場合には OIL の初期設定値は改定される。

※2 本値は地上 1m で計測した場合の空間放射線量率である。実際の適用にあたっては、空間放射線量率計測機器の設置場所における線量率と地上 1m での線量率との差異を考慮して、判断基準の値を補正する必要がある。

※3 「地域生産物」とは、放出された放射性物質により直接汚染される野外で生産された食品であって、数週間以内に消費されるもの（例えば野菜、該当地域の牧草を食べた牛の乳）をいう。

ウ．飲料水・飲食物の摂取制限に関する具体的な基準

具体的な飲料水・飲食物の摂取制限の措置は、空間放射線量率等に基づき、以下のとおり講じる。

< O I L と防護措置について >

基準の種類	基準の概要	初期設定値		
飲食物に係るスクリーニング基準	飲食物中の放射性核種濃度測定を実施すべき地域の特定	0.5 μ Sv/h ^{※1} (地上1mで計測した場合の空間放射線量率 ^{※2})		
O I L 6	飲食物の摂取制限	核種 ^{※3}	飲料水、牛乳・乳製品	野菜類、穀類、肉、卵、魚、その他
		放射性ヨウ素	300 Bq/kg	2,000 Bq/kg ^{※4}
		放射性セシウム	200 Bq/kg	500 Bq/kg
		プルトニウム及び超ウラン元素のアルファ核種	1 Bq/kg	10 Bq/kg
		ウラン	20 Bq/kg	100 Bq/kg

※1 実効性を考慮して、計測場所の自然放射線のバックグラウンドによる寄与も含めた値とする。

※2 本値は地上 1m で計測した場合の空間放射線量率である。実際の適用にあたっては、空間放射線量率計測機器の設置場所における線量率と地上 1m での線量率との差異を考慮して、判断基準の値を補正する必要がある。

※3 その他の核種の設定の必要性も含めて今後検討する。その際、IAEAのGSG-2におけるOILを参考として数値を設定する。

※4 根菜、芋類を除く野菜類が対象。

○地震・津波に関する情報の解説

1 地震関係

(1)地震情報等とその内容

情報の種類	発表基準	内 容
震度速報	・震度 3 以上	地震発生約 1 分半後に、震度 3 以上を観測した地域名（全国を188地域に区分）と地震の揺れの発現時刻を速報
震源に関する情報	・震度 3 以上 （大津波警報、津波警報または津波注意報を発表した場合は発表しない）	「津波の心配がない」または「若干の海面変動がある かもしれないが被害の心配はない」旨を付加して、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。
震源・震度に関する情報	・震度 1 以上 ・津波警報または津波注意または若干の海面変動が予想された時 ・緊急地震速報（警報）を発表時	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度 1 以上を観測した地点と観測した震度を発表。それに加えて、震度 3 以上を観測した地域名と市町村毎の観測した震度を発表。 震度 5 弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表
長周期地震動に関する観測情報	・震度 1 以上を観測した地震のうち、長周期地震動階級 1 以上を観測した場合	地域ごとの震度の最大値・長周期地震動階級の最大値のほか、個別の観測点毎に、長周期地震動階級や長周期地震動の周期別階級等を発表。（地震発生から10分後程度で1回発表）
遠地地震に関する情報	・マグニチュード7.0以上 ・都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合（国外で発生した大規模噴覚知した場合にも発表することがある。）	国外で発生した地震について、地震の発生時刻、発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を概ね30分以内に発表 日本や国外への津波の影響に関しても記述して発表
その他の情報	・顕著な地震の震源要素を更新した場合 や地震が多発した場合など	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度 1 以上を観測した地震回数情報等を発表
推計震度分布図	・震度 5 弱以上	観測した各地の震度データをもとに、250m四方ごとに推計した震度（震度 4 以上）が図情報として発表

(2)緊急地震速報

緊急地震速報は、地震の発生直後に震源に近い地震計でとらえた観測データを解析して、震源や地震の規模（マグニチュード）を直ちに推定し、各地での主要動の到達時刻や震度を推定し、可能な限り素早く、強い揺れが来ることをお知らせする情報である。このため、震源付近では強い揺れの到達に間に合わない。

緊急地震速報には、テレビやラジオ、携帯電話等で入手できる緊急地震速報（警報）と受信端末等を利用して個々の利用者のニーズに合わせて利用できる緊急地震速報（予報）の 2 種類がある。

なお、緊急地震速報（警報）のうち震度 6 弱以上の揺れを予想した場合は特別警報に位置付けられる。

緊急地震速報（警報）の発表条件、発表内容、区域名称

緊急地震速報（警報）	発表条件	地震波が 2 点以上の地震観測点で観測され、最大震度が 5 弱以上または最大長周期地震動階級が 3 以上と予想された場合
	発表内容	・地震の発生時刻、発生場所（震源）の推定値、地震発生場所の震央地名 ・強い揺れ（震度 5 弱以上または長周期地震動階級 3 以上）が予想される地域及び震度 4 が予想される地域名（全国を約200地域に分割）
区域の名称		府県予報区：愛媛、区域：愛媛県東予・愛媛県中予・愛媛県南予、市町村名：（南予）宇和島市、八幡浜市、大洲市、西予市、内子町、伊方町、松野町、愛媛鬼北町、愛南町

緊急地震速報（予報）の発表条件、発表内容

緊急地震速報 (予報)	発表条件	いずれかの地震観測点において、P波またはS波の振幅が100ガル以上となった場合 地震計で観測された地震波を解析した結果、マグニチュードが3.5以上、または最大予測震度が3以上、長周期地震動階級が1以上である場合
	発表内容	- 地震の発生時刻、地震の発生場所（震源）の推定値 - 地震の規模（マグニチュード）の推定値 - 予測される最大震度が震度3以下のときは、 ー予測される揺れの大きさの最大（最大予測震度） - 予測される最大震度が震度4以上または長周期地震動階級1以上のときは、 地域名に加えて ー震度4以上または長周期地震動階級1以上と予測される地域の揺れの大きさの予測値（予測震度、予測長周期地震動階級） ーその地域への大きな揺れ（主要動）の到達時刻の予測値（主要動到達予測時刻）

※緊急地震速報（予報）は、地震を検知してから数秒～1分程度の間に数回(5～10 回程度)発表される。第1報は迅速性を優先し、その後提供する情報の精度は徐々に高くなり、ほぼ精度が安定したと考えられる時点で最終報を発表する。

2 津波関係

(1)大津波警報、津波警報、津波注意報

気象庁は、地震が発生した時には地震の規模や位置をすぐに推定し、これらをもとに沿岸で予想される高さを求め、津波による災害の発生が予想される場合には、地震が発生してから約3分を目標に大津波警報、津波警報または津波注意報を発表する。

なお、大津波警報については、津波特別警報（以下これらを「津波警報等」という。）に位置づけられる。

津波警報等とともに発表する予想される津波の高さは、通常は5段階の数値で発表する。ただし、地震の規模（マグニチュード）が8を超えるような巨大地震は地震の規模を数分内に精度よく推定することが困難であることから、推定した地震の規模が過小に見積もられているおそれがある場合は、予想される津波の高さを定性的表現で発表する。予想される津波の高さを定性的表現で発表した場合は、地震発生からおよそ15分程度で求められる地震規模（モーメントマグニチュード）をもとに、予想される津波の高さを数値で示した更新報を発表する。

津波警報等の種類と発表される津波の高さ等

種類	発表基準	発表される津波の高さ		津波警報等を見聞きした場合にとるべき行動
		数値での発表 (津波の高さ予想の区分)	巨大地震の 場合の発表	
大 津 波 警 報	予想される津波の最大波の高さが高いところで3mを超える場合	10m超 (10m< 予想される津波の最大波の高さ)	巨大	陸域に津波が及び浸水するおそれがあるため、沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビル等、安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。
		10m (5m< 予想される津波の最大波の高さ≤10m)		
		5m (3m< 予想される津波の最大波の高さ≤5m)		
津 波 警 報	予想される津波の最大波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合	3m (1m< 予想される津波の最大波の高さ≤3m)	高い	陸域では避難の必要はない。海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れる。海水浴や磯釣りは危険なので行わない。注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近付いたりしない。
津 波 注 意 報	予想される津波の最大波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合	1m (0.2m≤ 予想される津波の最大波の高さ≤1m)	(表記なし)	

※「津波の高さ」とは、津波によって潮位が高くなった時点における潮位と、その時点で津波がなかったとした場合の潮位との差であって、津波によって潮位が上昇した高さをいう。

(2)津波警報等の留意事項等

・沿岸に近い海域で大きな地震が発生した場合、津波警報等の発表が津波の襲来に間に合わない場合がある。

・津波警報等は、最新の地震・津波データの解析結果に基づき、内容を更新する場合がある。・津波による災害のおそれなくなつたと認められる場合、津波警報等の解除を行う。このうち、津波の観測状況等により、津波がさらに高くなる可能性は小さいと判断した場合には、津波の高さが津波注意報の発表基準未満となる前に、海面変動が継続することや留意事項を付して解除を行う場合がある。

(3)津波情報

津波警報等を発表した場合には、津波の到達予想時刻や予想される津波の高さを津波情報で発表する。

津波情報の種類と発表内容

	情報の種類	発表内容
津波情報	津波到達予想時刻・想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さを5段階の数値（メートル単位）または2種類の定性的表現で発表
	各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻や津波の到達予想時刻を発表
	津波観測に関する情報	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表 ^{※1}
	沖合の津波観測に関する情報	沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表 ^{※2}
	津波に関するその他の情報	津波に関するその他必要な事項を発表

※1 津波観測に関する情報の発表内容について

- ・沿岸部で観測された津波の第1波の到達時刻と押し引き、及びその時点までにおける最大波の観測時刻と高さが発表する。
- ・最大波の観測値については、観測された津波の高さが低い段階で数値を発表することにより避難を鈍らせるおそれがあるため、当該津波予報区において大津波警報または津波警報が発表中であり観測された津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

※2 沖合の津波観測に関する情報の発表内容について

- ・沖合で観測された津波の第一波の観測時刻と押し引き、その時点における最大波の観測時刻と高さが観測点ごとに発表する。また、これらの沖合の観測値から推定される沿岸での推定値（第一波の推定到達時刻、最大波の推定到達時刻と推定高さ）が津波予報区単位で発表する。
- ・最大波の観測値及び推定値については、観測された津波の高さや推定される津波の高さが低い段階で数値を発表することにより避難を鈍らせるおそれがあるため、当該津波予報区において大津波警報または津波警報が発表中の沿岸で推定される津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」（沖合での観測値）または「推定中」（沿岸での推定値）の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。
- ・ただし、沿岸からの距離が 100km を超えるような沖合の観測点では、予報区との対応付けが困難となるため、沿岸での推定値は発表しない。また、観測値についても、より沿岸に近く予報区との対応付けができていない他の観測点で観測値や推定値が数値で発表されるまでは「観測中」と発表する。

最大波の観測地の発表内容

発表中の津波警報等	発表基準	発表内容
大津波警報	観測された津波の高さ > 1m	数値で発表
	観測された津波の高さ ≤ 1m	「観測中」と発表
津波警報	観測された津波の高さ ≥ 0.2m	数値で発表
	観測された津波の高さ < 0.2m	「観測中」と発表
津波注意報	（すべて数値で発表）	数値で発表（津波の高さがごく小さい場合は「微弱」と表現）

最大波の観測値及び推定値の発表内容（沿岸から100km程度以内にある沖合の観測点）

発表中の津波警報等	発表基準	発表内容
大津波警報	沿岸で推定される津波の高さ > 3m	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
	沿岸で推定される津波の高さ ≤ 3m	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値は「推定中」と発表
津波警報	沿岸で推定される津波の高さ > 1m	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
	沿岸で推定される津波の高さ ≤ 1m	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値は「推定中」と発表
津波注意報	（すべて数値で発表）	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表

(4)津波情報の留意事項等

①津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報

・津波到達予想時刻は、津波予報区のなかで最も早く津波が到達する時刻である。同じ予報区のなかでも場所によっては、この時刻よりも数十分、場合によっては1時間以上遅れて津波が襲ってくることもある。

・津波の高さは、一般的に地形の影響等のため場所によって大きく異なることから、局所的に予想される津波の高さより高くなる場合がある。

②各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報

・津波と満潮が重なると、潮位の高い状態に津波が重なり、被害がより大きくなる場合がある。

③津波観測に関する情報

・津波による潮位変化（第一波の到達）が観測されてから最大波が観測されるまでに数時間以上かかることがある。

・場所によっては、検潮所で観測した津波の高さよりも更に大きな津波が到達しているおそれがある。

④沖合の津波観測に関する情報

・津波の高さは、沖合での観測値に比べ、沿岸ではさらに高くなる。

・津波は非常に早く伝わり、「沖合の津波観測に関する情報」が発表されてから沿岸に津波が到達するまで5分かからない場合もある。また、地震の発生場所によっては、情報の発表が津波の到達に間に合わない場合もある。

(5)津波予報

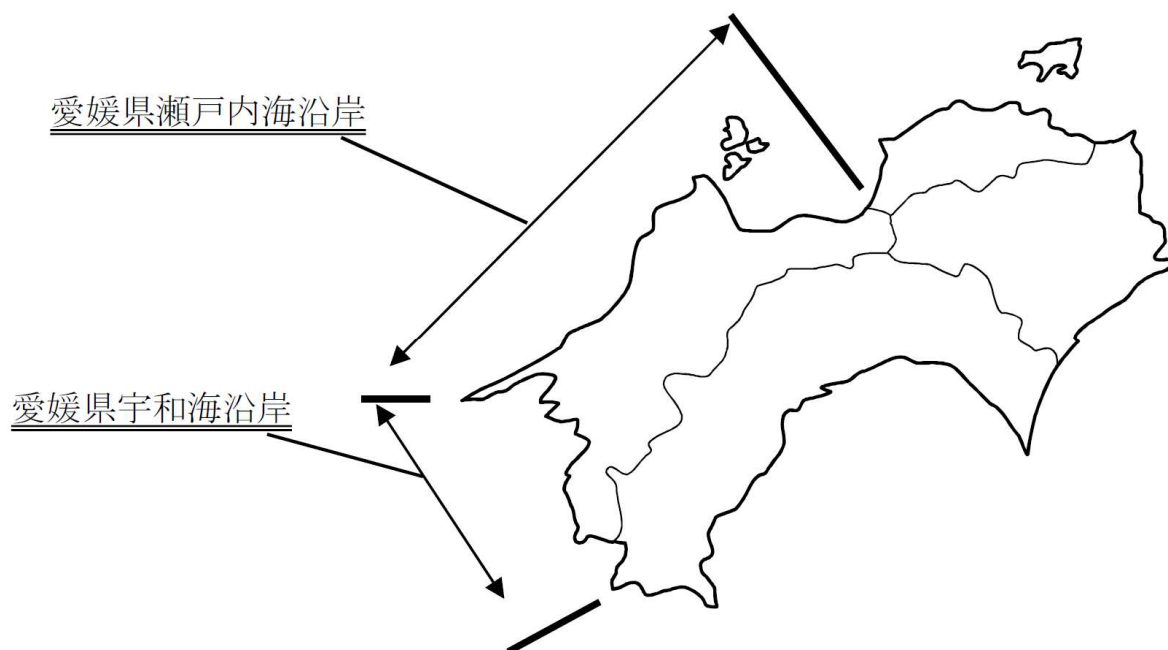
地震発生後、津波による災害が起こるおそれがない場合には、以下の内容を津波予報で発表する。

津波予報の発表基準と発表内容

津波予報が発表される場合	内 容
津波が予想されないとき (地震情報に含めて発表)	津波の心配なしの旨を発表
0.2m未満の海面変動が予想されたとき(津波に関するその他の情報に含めて発表)	高いところでも0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨発表
津波注意報解除後も海面変動が継続するとき(津波に関するその他の情報に含めて発表)	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っの作業や釣り、海水浴等に際しては十分な留意が必要である旨発表

(6)津波予報区

全国の海岸線を66の区域に分け、都道府県単位もしくはさらに細かい地域で発表する。これを津波予報区といい、愛媛県では次の図に示す津波予報区は「愛媛県瀬戸内海沿岸」と「愛媛県宇和海沿岸」で発表する。



○サイレン表

信 号 別	種 別	余いん防止付 サイレン信号	その他の信号
火 災 信 号	近火信号 消防屯所から約800m以内 のとき	約3秒 ●—●— ●— 約2秒（短声連点）	
	出場信号 署所団出場区域内	約5秒 ●— ●—●—	
	応援信号 署所団特命応援出場のとき	約6秒	
山 林 火 災 信 号	出場信号 署所団出場区域内	約10秒 ●— ●— 約2秒	
	応援信号 署所団特命応援出場のとき	同 上	
火 災 警 報 信 号	火災警報発令信号	約30秒 ●— ●— 約6秒	掲示板 火災警報発令中 吹流し  形状及び大きさは適宜
	火災警報解除信号	約10秒 約1分 ●— ●—●— 約3秒	（口頭伝達） 掲示板の撤去 吹き流し及び旗の降下
演 習 信 号 集 招	演習招集信号	約15秒 ●— ●— 約6秒	
備 考	1 火災警報発令信号及び火災警報解除信号はそれぞれ1種又は2種以上を併用することができる。 2 信号継続時間は、適宜とする。 3 消防職員又は、消防団員の非常招集を行うときは、近火信号を用いることができる。		

○水防サイレン信号表及び広報文

サイレン信号		水位 (大洲第2)	予想される浸水の様子
第1信号	約5秒 約5秒 約5秒 ○ー休止ー○ー休止ー○ 約15秒 約15秒	3.8m	肱川の水位が「氾濫注意水位」を越えて引き続き上昇しています。
第2信号	約5秒 約5秒 約5秒 ○ー休止ー○ー休止ー○ 約6秒 約6秒	5.4m	低い土地にお住まいの方は、浸水するおそれがあります。
第3信号	約10秒 約10秒 約10秒 ○ー休止ー○ー休止ー○ 約5秒 約5秒	7.1m	広い範囲において浸水するおそれがあります。
第4信号	約1分 約1分 約1分 ○ー休止ー○ー休止ー○ 5秒 5秒	8.5m	肱川の堤防が決壊するおそれがあります。

サイレン 信号	広 報 文
第1信号	大洲市災害対策本部からお知らせします。 肱川橋の水位が、3.8メートルの「氾濫注意水位」に達しましたので、只今から第1水防信号を吹鳴します。 低い土地にお住まいの方は、十分に注意してください。 (繰り返し)
第2信号	大洲市災害対策本部からお知らせします。 肱川橋の水位が、5.4メートルの「避難判断水位」に達しましたので、只今から第2水防信号を吹鳴します。 低い土地にお住まいの方は、浸水するおそれがありますので、早めに避難をしましょう。 (繰り返し)
第3信号	大洲市災害対策本部からお知らせします。 肱川橋の水位が、7.1メートルの「氾濫危険水位」に達しましたので、只今から第3水防信号を吹鳴します。 広い範囲において浸水するおそれがありますので、速やかに避難しましょう。 (繰り返し)
第4信号	大洲市災害対策本部からお知らせします。 肱川橋の水位が、8.5メートルに達しましたので、只今から第4水防信号を吹鳴します。 堤防が決壊するおそれがありますので、まだ避難されていない方は、直ちに近くの安全な場所へ避難してください。 (繰り返し)

○地震発生時広報文例

大洲市災害対策本部からお知らせします。

____ 日 ____ 時 ____ 分に、大洲市で

☐震度 5 弱 ☐震度 5 強 ☐震度 6 弱 ☐震度 6 強 ☐震度 7

の揺れが観測されました。

☐ この地震による津波の心配はありません。

☐ 津波注意報が発表されましたので、長浜沿岸に近づかないでください。

余震が来ることが予想されますので、家具の転倒、家屋の倒壊、土砂崩れなどに注意してください。

危険を感じる場合は、早めに広いところへ避難してください。

避難所の開設状況は、別にお知らせします。

繰り返し、大洲市災害対策本部からお知らせします。○○○○○○○

以上で終わります。防災大洲市役所からでした。

火災延焼時の避難準備の周知文

大洲市災害対策本部からお知らせします。

避難の準備をして下さい。

○○地区の火災は、△△方向へ燃え広がっています。

付近の皆さんは、警察官や消防団員の指示に従って安全な場所に避難して下さい。

お年寄りや子供さん、体の不自由な人などに声をかけてみんなで助け合って避難して下さい。

くりかえし、大洲市災害対策本部からお知らせします。○○○○○○○

以上で終わります。防災大洲市役所からでした。

○土砂災害の前兆現象

種類	前 兆 現 象	説 明
土 石 流	近くで山崩れ、土石流が発生している	周辺の斜面や溪流は地形・地質や降水量がほぼ同じである場合がほとんどであり、近隣で崩壊や土石流が発生している場合は、隣接する溪流でも土石流の発生する可能性が高い。
	立木の裂ける音や大きな岩の流れる音が聞こえる	溪流の上流部で土石流が発生したために、大きな岩がぶつかる音や立木の折れる音などが下流まで聞こえる現象。
	溪流の流水が急激に濁りだしたり、流木などが混ざっている	溪流の上流部で土石流が発生し、土砂や倒木が溪流に流入、その後、流下してきたときに認められる現象。土石流発生につながる可能性が高い。
	降雨が続いているにもかかわらず、溪流の水位が急激に減少し始める	溪流の上部で崩壊が発生し、河道を埋塞して天然ダムが形成され、溪流の水が貯留されたために認められる現象。天然ダム決壊により土石流が発生する可能性が高い。
	異様な山鳴りがする	溪流沿いの斜面内部の地下水の上昇による圧力の増加等に伴い、斜面内部の結合力が低下し、斜面全体が岩塊として変異（移動）して山鳴りが生じる現象。崩壊が起こり土石流発生につながる可能性が高い。
	異様なおい（土臭い、ものの焼けるにおい、酸っぱいにおい、木のにおい等）がする	溪流の上流で崩壊等がすでに発生し、大きな岩同士がぶつかり合うときのおいや崩壊土砂による土のにおい、崩壊に伴って発生した流木のにおいなどが考えられる。
	溪流付近の斜面が崩れだしたり、落石などが発生している	溪流沿いの斜面が崩れやすくなっている。大規模な崩壊が発生した場合、土石流発生の引き金となる。
	溪流の水位が降雨量の減少にもかかわらず低下しない	溪流に新たな、または過度の地下水の供給が生じているときに認められる現象。土石流発生の引き金となる。
が け 崩 れ	斜面に亀裂ができる	斜面内部の地下水位の上昇による圧力の増加等に伴い、斜面内部の結合力が低下し、斜面の弱い部分に沿って変異（亀裂）が生じる現象。崩壊に至る可能性が高い。
	小石が斜面からぱらぱらと落ち出す	斜面内部の地下水位の上昇による圧力の増加等に伴い、斜面内部の結合力が低下し、斜面の表層部の比較的弱い箇所から落石が生じる現象。崩壊に至る可能性が高い。
	斜面から異常な音、山鳴り、地鳴りが聞こえる	斜面内部の地下水位の上昇による圧力の増加等に伴い、斜面内部の結合力が低下し、斜面全体が岩塊として変異（移動）するとともに異常な音が発生する現象。崩壊に至る可能性が高い。
	斜面にはらみがみられる	斜面内部の地下水位の上昇による圧力の増加等に伴い、斜面内部の結合力が低下し、斜面に変異が生じる現象。崩壊に至る可能性が高い。
	普段澄んでいる湧き水が濁ってきた、水の吹き出しがみられる	地盤内部に新たな水道の形成または地下水量の増加による侵食量の増大のために認められる現象。斜面内部の空洞が拡大し、不安定化する。
	湧き水の急激な増加、あるいは減少・枯渇が認められる	

種類	前 兆 現 象	説 明
地すべり	地鳴りがする	地すべりブロック（土塊）の急激な移動により、地鳴りが発生する現象。
	家鳴りがする	地すべりブロック（土塊）の急激な移動により、地盤の変形や移動ブロックの境界付近で変位が生じ、建物等の家鳴りが発生する現象。
	根の切れる音が聞こえる	地すべりブロック（土塊）の急激な移動により、すべり面沿いやブロック境界付近の木の根が切断され、その音が聞こえる現象。
	地面が振動する	地すべりブロック（土塊）の急激な移動により、地面の振動が発生する現象。
	木の枝先の擦れ合う音が聞こえる（風のないとき）	地すべりブロック（土塊）の急激な移動により、ブロック上の木々が擦れる現象。
	亀裂や段差の発生・拡大	地すべりブロック（土塊）の移動により、その周辺部で亀裂や段差が発生・拡大する現象。
	地表面の凹凸の発生	地すべりブロック（土塊）の移動により、その周辺部で凹凸が発生する現象。
	擁壁のクラックや押し出し	地すべりブロック（土塊）の移動により、その末端部で擁壁の押し出しやクラックが発生する現象。
	舗装道路やトンネルのクラック	地すべりブロック（土塊）の移動により、移動ブロックの境界付近を通過している道路やトンネルにクラックが発生する現象。
	電線の弛みや引っ張り	地すべりブロック（土塊）の移動により、移動ブロックと外部との間に変位が生じ、その地域に設置されている電柱間で電線の弛みや引っ張りが認められる現象。
	建物等の変形（戸の締まりが悪くなる。壁に隙間ができる）	地すべりブロック（土塊）の移動により、地盤の変形や移動ブロックの境界付近で変位が生じ、建物等の変形が発生する現象。
	橋などに異常を生じる	地すべりブロック（土塊）の移動により、移動ブロックの境界にある橋梁に変位を生じる現象。
	落石や小崩壊の発生	地すべり末端付近の斜面で、地すべりの急激な変動のため落石や小崩壊が発生する現象。
	地下水の急激な変化（枯渇や急増）	地盤内部に新たな水道の形成または地下水量の増加による侵食量の増大のために認められる現象。斜面内部の空洞が拡大し、不安定化する。
	地下水の濁り	
	湧水の流量の変化（枯渇や急増）	
	湧水の濁りの発生	
	新しい湧水の発生	地すべりブロック内部の地下水位が急激に増加したため認められる現象。地すべり内部の水圧が上昇し、地すべりブロックを滑らそうとする力（滑動力）が増大する。

○震度階級表

震度階級	人の体感・行動	屋内の状況	屋外の状況	木造建物 (住宅)の状況	鉄筋コンクリート 造建物の状況	地盤・斜面等の状況
0	人は揺れを感じないが、地震計には記録される。					
1	屋内で静かにしている人の中には揺れをわずかに感じる人がいる。					
2	屋内で静かにしている人の大半が揺れを感じる。眠っている人の中には目を覚ます人もいる	電灯などのつり下げ物が、わずかに揺れる。				
3	屋内にいる人のほとんどが、揺れを感じる。歩いている人の中には揺れを感じる人もいる。眠っている人の大半が目覚めます。	棚にある食器類が音を立てることがある。	電線が少し揺れる。			
4	ほとんどの人が驚く。歩いている人のほとんどが揺れを感じる。眠っている人のほとんどが目覚めます。	電灯などのつり下げ物は大きく揺れ、棚にある食器類は音を立てる。座りの悪い置物が、倒れることがある。	電線が大きく揺れる。自動車を運転していて、揺れに気付く人がいる。			
5弱	大半の人が恐怖を覚え、物につかまりたいと感じる。	電灯などのつり下げ物は激しく揺れ、棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。座りの悪い置物の大半が倒れる。固定していない家具が移動することがあり、不安定なものは倒れることがある。	まれに窓ガラスが割れて落ちることがある。電柱が揺れるのがわかる。道路に被害が生じることがある。	耐震性の低い住宅では、壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。		亀裂や液状化、落石やがけ崩れが発生することがある。
5強	大半の人が、物につかまらなさと歩くことが難しいなど、行動に支障を感じる。	棚にある食器類や書棚の本で、落ちるものが増える。固定していない家具が倒れることがある	窓ガラスが割れて落ちることがある。補強されていないブロック塀が崩れることがある。据付けが不十分な自動販売機が倒れることがある。自動車の運転が困難となり、停止する車もある。	耐震性の低い住宅では、壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。	耐震性の低い建物では、壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。	
6弱	立っていることが困難になる。	固定していない垂い家具の大半が移動し、倒れるものもある。ドアが開かなくなることがある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下することがある。	耐震性の低い住宅では、壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。壁などに大きなひび割れ・亀裂が入ることがある。瓦が落下したり、建物が傾いたりすることがある。倒れるものもある。 耐震性の高い住宅では、壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。	耐震性の低い建物では、壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。 耐震性の高い建物では、壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。	地割れ、がけ崩れや地滑りが発生することがある。

震度 階級	人の体感・行動	屋内の状況	屋外の状況	木造建物 (住宅)の状況	鉄筋コンクリート 造建物の状況	地盤・斜面等の状況
6 強	立っていることができず、はわないと動くことができない。揺れにほんろうされ、動くこともできず、飛ばされることもある。	固定していない家具のほとんどが移動し倒れるものが増える。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物が多くなる。補強されていないブロック塀のほとんどが崩れる。	耐震性の低い住宅では、壁などに大きなひび割れ・亀裂が入るものが増える。傾くものや倒れるものが増える。 耐震性の高い住宅では、壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。	耐震性の低い建物では、壁、梁（はり）、柱などの部材に、斜めやX状のひび割れ・亀裂がみられることがある。1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものがある。 耐震性の高い建物では、壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。	
7		固定していない家具のほとんどが移動したり倒れたりし、飛ぶこともある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物がさらに多くなる。補強されているブロック塀も破損するものがある。	耐震性の低い住宅では、傾くものや倒れるものがさらに多くなる。 耐震性の高い住宅では、壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。まれに傾くことがある。	耐震性の低い建物では、壁、梁（はり）、柱などの部材に、斜めやX状のひび割れ・亀裂が多くなる。1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものが増える。 耐震性の高い建物では、壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂がさらに多くなる。1階あるいは中間階が変形し、まれに傾くものがある。	大きな地割れが生じることがある。また、がけ崩れが多発し、大規模な地滑りや山体の崩壊が発生することがある。

【通 信】

○大洲市防災行政無線等施設

1 防災行政無線（固定系）

（１）親局

（令和５年１月１日現在）

名 称	位 置
ぼうさいおおずしやくしょ	大洲市大洲690番地の1

（２）中継局

名 称	位 置
ぼうさいおおずしかまのくぼちゅうけいきょく	大洲市長浜町上老松1300番地
ぼうさいおおずしかなんざんちゅうけいきょく	大洲市菅田町宇津字1番地2
ぼうさいおおずしかわべちゅうけいきょく	大洲市河辺町植松219番地

（３）再送信子局

名 称	位 置
ぼうさいおおずしなかみねさいそうしんこきょく	大洲市長浜町櫛生乙654番地3
ぼうさいおおずしとみすやまさいそうしんこきょく	大洲市柚木942番地
ぼうさいおおずしうばじんじゃさいそうしんこきょく	大洲市長浜町今坊乙501番地2
ぼうさいおおずしいずみしょうさいそうしんこきょく	大洲市長浜町出海乙4番地
ぼうさいおおずしおおくぼさいそうしんこきょく	大洲市長浜町穂積甲1275番地
ぼうさいおおずしもりやまとみたにしゅうかいしよさいそうしんこきょく	大洲市森山甲1600番地3
ぼうさいおおずしたどころありくぼちくしゅうかいしよさいそうしんこきょく	大洲市田処甲1134番地1
ぼうさいおおずしかみすがいまつくぼしゅうかいしよさいそうしんこきょく	大洲市上須戒乙1081番地15
ぼうさいおおずしひろつねさいそうしんこきょく	大洲市肱川町大谷2468番地
ぼうさいおおずしかのがわこうえんさいそうしんこきょく	大洲市肱川町山鳥坂235番地2
ぼうさいおおずししもさがやさいそうしんこきょく	大洲市肱川町山鳥坂5455番地
ぼうさいおおずしかわかみさいそうしんこきょく	大洲市河辺町川上459番地1
ぼうさいおおずしょうのやまさいそうしんこきょく	大洲市河辺町北平3002番地

（４）子局

ア 屋外拡声子局

地 区	アンサーバック機能あり	アンサーバック機能なし
大洲・長浜	1 0 0	1 8 4
肱川・河辺	7	1 0 7

イ 戸別受信機

地 区	戸 数
大洲・長浜	4 5 0
肱川・河辺	1, 2 7 7

2 有線放送（三善地区）

設備内容	箇所数	備 考
親 局	1	放送施設アンプ他
スピーカー	5 0 個	

○消防用無線通信設備状況一覧

(令和5年4月1日現在)

署・支署別 区 分	大洲消防署	長 浜 支 署	川 上 支 署	合計
基 地 局	1	1		2
固 定 局	2			2
移 動 局	5 5	1 8	1 3	8 6
車 載 用	1 1	4	3	1 8
卓 上 用	1	1	1	3
携 帯 用	1 2	4	3	1 9
可 搬 式	1			1
署 活 系	2 8	9	6	4 3
防災相互波専用	2			2
合 計	5 8	1 9	1 3	9 0

○非常通信に利用できる市内無線局一覧

機 関 名	所 在 地	電話番号
南予地方局大洲土木事務所	大洲市田口甲425－1	0893－24－5121
大洲市役所	大洲市大洲690－1	0893－24－2111
大洲市役所長浜支所	大洲市長浜甲480－3	0893－52－1111
大洲市役所肱川支所	大洲市肱川町山鳥坂74	0893－34－2311
大洲市役所河辺支所	大洲市河辺町植松548	0893－39－2111
大洲警察署	大洲市東大洲1686－1	0893－25－1111
大洲地区広域消防事務組合消防本部	大洲市大洲1034－4	0893－24－0119
大洲消防署長浜支署	大洲市長浜甲461－1	0893－52－0119
大洲消防署川上支署	大洲市肱川町字和川2992－1	0893－34－2851
四国地方整備局大洲河川国道事務所	大洲市中村210	0893－24－5185
四国地方整備局肱川出張所	大洲市新谷980－1	0893－25－4649
四国地方整備局大洲国道出張所	大洲市北只164	0893－24－3253
四国電力(株)送配電カンパニー宇和島支社大洲事業所	大洲市若宮535－2	0893－24－2135
四国電力(株)大洲変電所	大洲市春賀1168	0893－26－0744
鹿野川ダム管理支所	大洲市肱川町山鳥坂280	0893－34－2350
肱川発電所	大洲市肱川町字和川597	0893－34－2301

○災害時優先電話一覧

【大洲地区】

NO	設 置 場 所	住 所	電話番号
1	大洲市役所（総務課FAX）	大洲690番地の1	24－2228
2	大洲市役所（水道課）	大洲690番地の1	24－3753
3	大洲小学校	大洲711番地	24－2532
4	大洲南中学校	大洲1005番地	24－2211
5	久米コミュニティセンター	阿蔵甲466番地2	23－3527
6	久米小学校	阿蔵甲636番地	24－2312
7	喜多小学校	若宮332番地	24－4565
8	大洲北中学校	東大洲69番地第1	24－2227
9	平コミュニティセンター	徳森2280番地2	25－1131

N0	設 置 場 所	住 所	電話番号
10	平小学校	徳森2600番地	25-3558
11	平野コミュニティセンター	平野町平地25番地 3	24-2431
12	平野小学校	平野町平地47番地	24-2326
13	平野中学校	平野町野田50番地	24-3309
14	南久米コミュニティセンター	北只58番地 1	24-2208
15	菅田コミュニティセンター	菅田町菅田甲740番地	25-2901
16	菅田小学校	菅田町菅田甲703番地	25-2909
17	肱東中学校	菅田町菅田甲1790番地	25-2910
18	大川コミュニティセンター	森山乙437番地 7	27-0200
19	柳沢コミュニティセンター	柳沢甲738番地 1	25-2400
20	新谷コミュニティセンター	新谷乙1507番地 3	25-0024
21	新谷小学校	新谷町甲190番地ノ 2	25-0803
22	新谷中学校	新谷町甲260番地 1	25-0056
23	三善コミュニティセンター	春賀甲950番地 2	26-0120
24	三善小学校	春賀甲1888番地	26-0047
25	八多喜コミュニティセンター	八多喜町甲63番地 2	26-0145
26	栗津小学校	八多喜町甲1101番地	26-0140
27	大洲東中学校	八多喜町甲1225番地	26-0046
28	上須戒コミュニティセンター	上須戒甲1277番地 1	26-0146

【長浜地区】

N0	設 置 場 所	住 所	電話番号
1	大洲市役所長浜支所	長浜甲480番地 3	52-1114
2	大洲市役所長浜支所	長浜甲480番地 3	52-1115
3	大洲市役所長浜支所（震度計）	長浜甲480番地 3	59-3020
4	長浜中学校	長浜甲 1 番地	52-0303
5	長浜小学校	長浜甲190番地	52-0073
6	櫛生福祉センター（櫛生コミュニティセンター）	長浜町櫛生甲196番地 3	53-0101
7	出海コミュニティセンター	長浜町出海甲1264番地 1	53-0013
8	大和コミュニティセンター	長浜町下須戒甲668番地 1	52-2831
9	白滝コミュニティセンター	白滝甲31番地 1	54-0301
10	青島コミュニティセンター	長浜町青島	52-2933

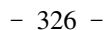
【肱川地区】

N0	設 置 場 所	住 所	電話番号
1	大洲市役所肱川支所	肱川町山鳥坂74番地	34-2311
2	大洲市役所肱川支所（FAX）	肱川町山鳥坂74番地	34-2454
3	大洲市役所肱川支所（地震計）	肱川町山鳥坂74番地	59-8009
4	肱川小学校	肱川町山鳥坂527番地 1	34-2160
5	肱川中学校	肱川町山鳥坂282番地	34-2003
6	正山コミュニティセンター	肱川町名荷谷1884番地 2	34-3116
7	岩谷コミュニティセンター	肱川町山鳥坂2592番地	34-2974
8	肱川風の博物館・歌麿館	肱川町予子林99番地 1	34-2181

【河辺地区】

N0	設 置 場 所	住 所	電話番号
1	大洲市役所河辺支所	河辺町植松548番地	39-2113
2	河辺小学校	河辺町植松674番地	39-2016

6-1 愛媛県防災通信システム(地上系・衛星系)回線構成図 (防災危機管理課)



【輸 送】

○飛行場外臨時離着陸場及びヘリポート候補地一覧

名 称	所 在 地	駐機数	位 置 (緯 度)	(経 度)
大洲小学校運動場	大洲711番地	1	N 33度30分14秒	E 132度32分40秒
大洲南中学校運動場	大洲1005番地	1	N 33度30分08秒	E 132度32分45秒
大洲高等学校第 1 運動場	大洲	2	N 33度30分08秒	E 132度32分27秒
大洲高等学校第 2 運動場	大洲	1	N 33度30分09秒	E 132度32分32秒
富士校運動場	柚木如法寺	1	N 33度30分06秒	E 132度33分17秒
久米小学校運動場	阿蔵甲636番地	1	N 33度30分28秒	E 132度31分40秒
緑地公園グラウンド	中村(鉄橋下・上流)	4	N 33度30分48秒	E 132度32分30秒
中村多目的グラウンド	中村(鉄橋下・下流)	6	N 33度30分57秒	E 132度32分29秒
喜多小学校運動場	若宮332番地	1	N 33度31分07秒	E 132度33分04秒
国土交通省グラウンド及び河川敷	若宮(五郎大橋下)	5	N 33度31分21秒	E 132度32分46秒
防災センター	若宮1869番地の1	1	N 33度31分43秒	E 132度33分45秒
大洲農業高等学校運動場	東大洲15番地	1	N 33度30分51秒	E 132度33分11秒
大洲北中学校運動場	東大洲69番地第 1	1	N 33度30分40秒	E 132度33分23秒
肱川左岸河川敷	五郎	1	N 33度31分32秒	E 132度33分43秒
平小学校運動場	徳森2600番地	1	N 33度31分06秒	E 132度35分02秒
平野小学校運動場	平野町平地47番地	1	N 33度29分39秒	E 132度31分08秒
八幡浜・大洲地区運動公園陸上競技場	平野町野田乙1644番地	4	N 33度29分10秒	E 132度31分13秒
国立大洲青少年交流の家グラウンド	北只1086番地	2	N 33度29分32秒	E 132度32分19秒
南久米ふれあい広場	野佐来479番地	2	N 33度27分54秒	E 132度32分51秒
菅田小学校運動場	菅田町菅田甲703番地	1	N 33度30分26秒	E 132度35分41秒
肱東中学校運動場	菅田町菅田甲1790番地	1	N 33度30分28秒	E 132度35分19秒
蔵川ふれあい広場	蔵川甲239番地	1	N 33度27分36秒	E 132度36分54秒
柳沢ふれあい広場	柳沢甲753番地 2	1	N 33度34分46秒	E 132度35分57秒
田処ふれあい広場	田処甲214番地第 1	1	N 33度35分58秒	E 132度35分15秒
新谷小学校運動場	新谷町甲190番地ノ 2	1	N 33度32分06秒	E 132度36分02秒
帝京第五高等学校運動場	新谷甲233番地	2	N 33度31分54秒	E 132度36分23秒
新谷中学校運動場	新谷甲260番地 1	1	N 33度32分02秒	E 132度36分17秒
三善小学校運動場	春賀甲1888番地	1	N 33度33分04秒	E 132度33分30秒
栗津小学校運動場	八多喜町1101番地	1	N 33度33分39秒	E 132度32分40秒
大洲東中学校運動場	八多喜町甲1225番地	1	N 33度33分41秒	E 132度32分55秒
上須戒ふれあい広場	上須戒甲1511番地	1	N 33度32分00秒	E 132度30分22秒
明玄ふれあい広場	上須戒丙576番地1	1	N 33度32分33秒	E 132度30分25秒
長浜中学校運動場	長浜甲 1 番地	1	N 33度36分24秒	E 132度29分02秒
長浜小学校運動場	長浜甲190番地	1	N 33度36分30秒	E 132度29分06秒
長浜高等学校運動場	長浜甲480番地 1	1	N 33度36分39秒	E 132度28分54秒

名 称	所 在 地	駐機数	位 置 (緯 度)	(経 度)
拓海工業団地空き地	長浜町拓海	3	N33度37分25秒	E 132度30分40秒
沖浦公園	長浜町沖浦	1	N33度36分35秒	E 132度28分36秒
喜多漁港	長浜町今坊	1	N33度38分04秒	E 132度31分28秒
櫛生ふれあい広場	長浜町櫛生乙141番地	1	N33度34分20秒	E 132度26分52秒
出海ふれあい広場	長浜町出海乙4番地	1	N33度33分26秒	E 132度26分02秒
豊茂ふれあい広場	豊茂甲532番地	1	N33度33分43秒	E 132度28分10秒
大和ふれあい広場	長浜町下須戒甲669番地の5	1	N33度35分33秒	E 132度29分40秒
白滝ふれあい広場	白滝甲557番地の2	1	N33度34分49秒	E 132度31分28秒
喜多灘ふれあい広場	長浜町今坊甲1154番地	1	N33度37分45秒	E 132度31分14秒
肱川右岸河川敷	白滝	2	N33度34分24秒	E 132度31分35秒
戒川ふれあい広場	戒川乙903番地	1	N33度35分40秒	E 132度32分03秒
青島キャンプ場	長浜町青島	1	N33度28分18秒	E 132度40分56秒
高砂運動場	肱川町宇和川3390番地	2	N33度28分10秒	E 132度41分04秒
肱川小学校運動場	肱川町山鳥坂527番地1	1	N33度27分20秒	E 132度41分01秒
肱川中学校運動場	肱川町山鳥坂282番地	1	N33度27分15秒	E 132度40分54秒
正山ふれあい広場	肱川町名荷谷1750番地	1	N33度29分20秒	E 132度41分08秒
大谷ふれあい広場	肱川町大谷2660番地	1	N33度26分04秒	E 132度39分46秒
風の博物館・歌麿館	肱川町予子林99番地1	1	N33度26分36秒	E 132度41分45秒
大駄場ふれあい広場	肱川町予子林119番地	1	N33度26分46秒	E 132度41分41秒
予子林ふれあい広場	肱川町予子林1957番地	1	N33度25分55秒	E 132度42分32秒
河辺小学校運動場	河辺町植松674番地	1	N33度29分30秒	E 132度44分35秒
河辺農業構造改善センター	河辺町横山2177番地	1	N33度30分08秒	E 132度44分52秒
河辺ふれあい広場	河辺町河都375番地	1	N33度29分51秒	E 132度45分23秒
ふるさと公園空き地	河辺町三嶋	1	N33度29分36秒	E 132度46分27秒
河辺地域活性化センター	河辺町北平1203番地	1	N33度30分39秒	E 132度47分42秒

○公用車車種別所有一覧

(令和6年5月1日現在)

所管		普通・ 小型乗 用自動車	普通・ 小型貨 物自動車	軽乗用 自動車	軽貨物 自動車	自家用 乗合	特殊 自動車	ふん尿 自動車	原付	合計
本庁		26	21	31	53	31	6	0	1	169
総 務 部	財政契約課(集中管理車)	6	5	5	4					20
	財政契約課(市バス、市長車、副市長車、管財)	3			1	2				6
	総務課				1					1
	危機管理課	3								3
	税務課			1	1					2
	人権啓発課		1							1
総合政策部	企画情報課				1					1
	地域振興課	5	2				1			8
市民福祉部	環境センター			1	1		1			3
	社会福祉課		2	1	2					5
	子育て支援課				1	4				5
	高齢福祉課			7	2					9
	老人福祉センター					1				1
	健康増進課		1	3	2					6
	こども家庭センター			1	3					4
	清和園	1		1	1					3
	さくら苑	1					1			2
環境商工部	商工産業課		1		1					2
	観光まちづくり課			1	3					4
	環境生活課		1		2					3
農林水産部	農林振興課	1		1	4					6
	農山漁村整備課	1	1	2	2					6
建 設 部	建設課	1	4		4		1			10
	都市整備課				3					3
	治水課				2					2
	上下水道課		2	1	5		1		1	10
教育委員会	教育総務課				2	24				27
	図書館				1					1
	スポーツ振興課		1		1		1			3
	文化振興課				1					1
	八幡浜大洲地区広域市町村圏組合				1					1
	大洲給食センター			1						1
行政委員会等	農業委員会				1					1
	議会事務局	1								1
	大洲病院	2		5						7
長浜支所		1	1	4	7	1	0	0	0	14
長浜支所			1	2	7	1				11
危機管理課(長浜)		1								1
高齢福祉課(長浜)				2						2
肱川支所		1	1	4	5	0	1	0	0	12
肱川支所		1	1	2	5		1			10
高齢福祉課(肱川)				2						2
河辺支所		1	3	2	3	0	1	0	0	10
河辺支所		1	3	2	3		1			10
合計		29	26	41	68	32	8	0	1	205

※支所施設については、所管課で計上。

※消防車両 114台 (消防常備 32台 大洲非常備 53台 長浜非常備 20台 肱川非常備 5台 河辺非常備 4台)

○市内運送業者一覧（愛媛県トラック協会会員）

（令和２年４月１日現在）

事業者名	連絡先	電話番号	FAX番号
(株)愛電	大洲市松尾1129－１	0893－24－7559	0893－24－0970
(有)明日香運送	大洲市平野町野田464－１	0893－59－1116	0893－59－1117
(有)大平産業	大洲市平野町野田3402－１	0893－24－4002	0893－24－4002
(有)大森開発	大洲市徳森2292－４	0893－25－3128	0893－25－3428
城戸運送(有)	大洲市東大洲1818－１	0893－25－0224	0893－25－2340
久保田運送(有)	大洲市成能甲190－２	0893－27－0661	0893－27－0023
(有)合田運送	大洲市春賀甲584－６	0893－26－0881	0893－26－0882
(有)五郎陸運	大洲市徳森1514	0893－25－0324	0893－25－2997
新成商事(有)	大洲市新谷乙1182－２	0893－25－3150	0893－25－4360
谷本運輸(株)	大洲市菅田町大竹乙1042	0893－25－2093	0893－24－4297
中央建設(株)	大洲市柚木491－１	0893－24－3556	0893－24－5613
富士運輸(有)	大洲市菅田町菅田甲3035－１	0893－25－2729	0893－25－0786
南予名鉄急配(株)	大洲市徳森字渡り1339－１	0893－25－5511	0893－25－5514
(有)松本運輸	大洲市北只397－１	0893－23－5575	0893－23－3045
(有)出海運送	大洲市長浜町晴海１－11	0893－52－0731	0893－52－0731
伊豫海運(株)	大洲市長浜町拓海３－25	0893－52－3131	0893－52－0051
(有)キクソウ	大洲市森山本村甲696－1	0893－27－0630	0893－27－0630
(有)櫛海運送	大洲市長浜甲1024－８	0893－52－0052	0893－52－3089
長浜陸運(有)	大洲市長浜町拓海３－26	0893－52－1131	0893－52－3074
渡辺興業(株)	大洲市長浜町拓海３－21	0893－52－1143	0893－52－3031
川上建設(有)	大洲市肱川町名荷谷2221	0893－34－2101	0893－34－2105
肱川運輸(有)	大洲市肱川町名荷谷2300	0893－34－2566	0893－34－2566
(株)ひじ建	大洲市肱川町山鳥坂346	0893－34－2111	0893－34－2113
(株)エフコーポレーション	大洲市松尾１－８	0893－59－4272	0893－59－4273
大洲川岡運送(有)	大洲市中村713	0893－24－5165	0893－24－5180
(株)フジ物流	大洲市平野町野田乙888－１	0893－23－0381	0893－23－0380
丸共運送(株)	大洲市柚木字久保807－１	0893－24－2112	0893－24－2114
(株)琇栄	大洲市菅田町菅田甲764－１	0893－57－6027	0893－57－6028
(株)フジ運送	大洲市平野町野田乙888－１		
(有)八商運輸	大洲市春賀甲584－６	0893－26－0785	

○市内タクシー業者一覧（愛媛県ハイヤー・タクシー協会会員）

事業者名	所在地	電話番号	車両数
(有)大洲タクシー	大洲市北只1503－１	0893－24－3261	１５
(有)安全タクシー	大洲市東大洲992番地	0893－25－1122	１５
(有)肱南タクシー	大洲市北只1503－１	0893－24－2010	１５
(有)新谷タクシー	大洲市新谷甲102番地２	0893－25－0828	１
鹿野川タクシー	大洲市肱川町山鳥坂71	0893－34－2619	１
(有)徳恵タクシー	大洲市長浜甲621－２	0893－52－1238	４

○緊急輸送道路一覧

1 一次緊急輸送道路

管理区分	路 線 名	区 間
西日本高速	四国横断自動車道	西予市境～大洲北只 I C
西日本高速	四国縦貫自動車道	内子町境～大洲 I C
国	一般国道56号	内子町境～西予市境
県	一般国道197号	西予市境～八幡浜市境
県	一般国道378号	伊予市境～大洲市長浜町長浜
県	主要地方道大洲長浜線	大洲市若宮～大洲市長浜町長浜
県	主要地方道肱川公園線	大洲市肱川町宇和川～大洲市肱川町山鳥坂
県	主要地方道小田河辺大洲線	大洲市河辺町植松～大洲市肱川町山鳥坂
県	主要地方道長浜中村線	大洲市若宮～大洲市若宮
		大洲市中村～大洲市中村
県	一般県道伊予大洲停車場線	大洲市若宮～大洲市若宮
市	市道若宮慶雲寺線	大洲市若宮～大洲市若宮
市	市道鹿野川橋新町線	大洲市肱川町山鳥坂～大洲市肱川町山鳥坂
市	市道大洲停車場南線	大洲市中村～大洲市中村
市	市道離宮線	大洲市中村～大洲市中村
市	市道北只線	大洲市北只～大洲市北只
市	市道中村堤防線	大洲市中村～大洲市中村
市	市道運動公園線	大洲市平野町野田～大洲市平野町野田
市	市道北只団地1号線	大洲市北只～大洲市北只

2 二次緊急輸送道路

管理区分	路 線 名	区 間
県	一般国道378号	大洲市長浜町長浜～八幡浜市境
県	一般国道441号	大洲市大洲～西予市境
県	主要地方道小田河辺大洲線	大洲市河辺町植松～大洲市河辺町植松
県	主要地方道内子河辺野村線	内子町境～大洲市河辺町植松
県	一般県道鳥首五十崎線	大洲市成能～内子町境
県	主要地方道長浜中村線	大洲市長浜町沖浦～大洲市若宮

【備蓄・資機材】

○備蓄物資保有状況一覧

1 食料

(令和6年3月1日現在)

品 名	数 量
乾燥米飯	3, 8 4 8 食
缶入り保存パン	3, 8 4 8 食
缶入り乾パン	3, 7 8 4 食
缶入りビスケット	3, 8 4 8 食
飲料水 (5 0 0 mℓ)	1 5, 0 8 0 本
飲料水 (2 ℓ)	3, 7 7 0 本

2 生活用品

品 名	数 量
毛布	9 3 2 枚
毛布代替品(ブランケット等)	5 9 0 枚
簡易トイレ	2 5 1 基
小児用おむつ	1, 5 5 2 枚
大人用おむつ	4 8 5 枚
生理用品	5, 7 8 5 セット

3 医薬品

品 名	数 量
救急箱	1 5 セット

4 給水器具

品 名	数 量
非常用飲料水袋 (6 リットル用)	1, 1 3 0 個

5 管理場所

場 所	所 在 地	面 積
防災センター倉庫	大洲市若宮1869-1	約 7 2 m ²
		約 3 2 m ²
長浜支所倉庫	大洲市長浜甲480-3	約 1 8 m ²
肱川支所倉庫	大洲市肱川町山鳥坂74	約 3 0 m ²
河辺支所倉庫	大洲市河辺町植松548	約 4 m ²

※H26年度から食糧備蓄を分散配備(各地区コミュニティセンター等管理)

○給水用資機材の現況

(令和3年度末現在)

種 別	容 量 (ℓ)	保 有 数	所 管
給水タンク (アルミ)	1, 0 0 0	1	上下水道課
給水タンク (ポリ)	1, 2 0 0	2	上下水道課
給水タンク (ポリ)	6	6, 7 0 0	上下水道課
給水タンク (ポリ)	1 0	9 0	上下水道課
給水車	1. 3 t 車	1	上下水道課
給水車	1. 6 t 車	1	上下水道課
給水タンク (ポリ)	5 0 0	2	上下水道課
給水タンク (ポリ)	3 0 0	4	上下水道課

○水防資器材保有数一覧

(令和6年3月1日現在)

倉庫名 資材名	防災センター 水防倉庫	大洲 水防倉庫	平野 水防倉庫	南久米 水防倉庫	菅田 水防倉庫	大川 水防倉庫	蔵川 水防倉庫	柳沢 水防倉庫	新谷 水防倉庫	三善 水防倉庫	八多喜 水防倉庫	上須戒 水防倉庫	長浜 水防倉庫	肱川 水防倉庫	河辺水防倉庫				計
															植松	坂本	大伍	北平	
トレリット	9,100	2,000	2,000	2,000	2,000	500	500	1,000	2,000	2,000	2,000	1,000	2,400		250	200	200	250	29,400
網・P T ロープ(個)	20	7	8	8	8	5	4	8	8	8	8	8	6		1	1	2	1	111
トラロープ	68	1																	69
焼番線(kg)	170	90	90	90	90	25	25	50	90	90	90	50			10	10	10	10	990
釘(kg)	30	25	3	3	3	2	2	3	3	3	3	3							83
杭木 1.0m		206	50	50					50	50	50								456
杭木 1.5m		386	100	100					100	100	100								886
鉄杭 1.5m	360	140	140	140	140	60	30	90	140	140	140	90			20	19	20	20	1,689
鷺口		4	4	4	4				4	4	4				16	16	17	16	93
スコップ	79	15	15	15	15	12	3	15	15	15	15	15	18		6	5	6	6	270
鋤	16	3	4	3	3	2	1	3	3	3	5	3	5		1	1	1	1	58
掛矢	49	20	6	5	5	3	2	5	5	5	5	5	6		1	1	1	1	125
斧	32	3	3	3	3	2	1	3	3	3	3	3	17		2	2	2	2	87
鎌	40	8	8	8	8	6	2	8	8	8	8	8	25		2	2	2	2	153
鶴嘴	15	5	5	5	5	4	1	5	5	5	5	5	15		2	2	2	2	88
山鋸	14	5	5	5	5	4	1	5	5	5	5	5	15						79
鋤簾	28	39	10	10	10	8	2	10	10	10	10	10	12		2	2	2	2	177
雁爪	50	8	8	8	8	5	3	8	8	8	8	8	10		5	5	5	5	160
鉋	8																		8
パール	20																		20
ベンチ	60	2	2	2	2	1	1	2	2	2	2	2	5		2	1	1	1	90
クリッパー	7	5	5	5	5	4	1	5	5	5	5	5	2		1	1	1	1	63
ハンマー (金槌含む)	30	7	7	7	7	5	2	7	7	7	7	7	5		1	1	1	1	109
手箕	74	15	15	15	15	12	3	15	15	15	15	15	10						234
笊籠			16	16	16				16	16	16								96
担棒		25	8	8	8				8	8	8								73
防水シート	72	10	10	10	10	5	5	10	10	10	10	10	15		2	2	2	2	195
一輪車	5	2	2	2	2	2		2	2	2	2	2			1	1	1	1	29
木材		132																	132
照明灯	7												3		2	2	2	2	18
懐中電灯			5	5	5	3	2	5	5	5	5	5	5		5	8	5	9	77
発電機	5												3		1	1	1	1	12
シノ	16	5	5	5	5	3	2	5	5	5	5	5	2		1	1	1	1	72
チェンソー													1		1	1	1	1	5
水中ポンプ	1																		1
救命胴衣													6		5	5	5	5	26
安全帯	24																		24
投光器三脚	6												1						7
電器コード 30m、50m	11																		11
セフティコーン	12																		12
コーンバー	8																		8

○水防要覧

(令和4年4月1日現在)

管轄		区分	対象河川名	水防倉庫棟数	樋門・陸閘・ 樋管数	水位観測所数	消防団員数 (条例定数)
大 洲 市		大 洲	肱 川・矢落川 久米川・嵩富川 野田川・伴造川	1 1 棟 (内県水防倉庫 兼用 1 棟)	4 4 門	2 1 箇所	1, 6 0 3 人
		長 浜	肱 川 大 和 川 滝 川	1 棟	9 門	7 箇所	
		肱 川	肱 川 河 辺 川	1 棟 (消防詰所兼用)	1 門	2 箇所	
		河 辺	木 菱 川 河 辺 川	4 棟 (消防詰所兼用)		1 箇所	

○消毒用器材一覧

種 類	数 量	保 管 場 所
肩掛噴霧器	1 0 0	防災センター (防災倉庫)
動力噴霧器	5	防災センター (防災倉庫)
タンク	3 2	防災センター

【保健・衛生】

○ごみ・し尿処理施設一覧

1 ごみ処理施設

名 称	所 在 地	電話番号	年間処理量 (t/年度)	処理能力 (t/日)	焼却対象 廃棄物
大洲市環境センター	大洲市八多喜町乙1263	0893-26-1615	13,335	90	可燃ごみ 直 搬搬入ごみ

2 不燃物埋立地

名 称	所 在 地	電話番号	埋立容量 (m ³ /年度)	処理対象 廃棄物	埋立場所
大洲市不燃物埋立地	大洲市長谷30	0893-24-7053	40	鉄くず・ガラ スくず・陶器 くず	山間

3 し尿処理施設

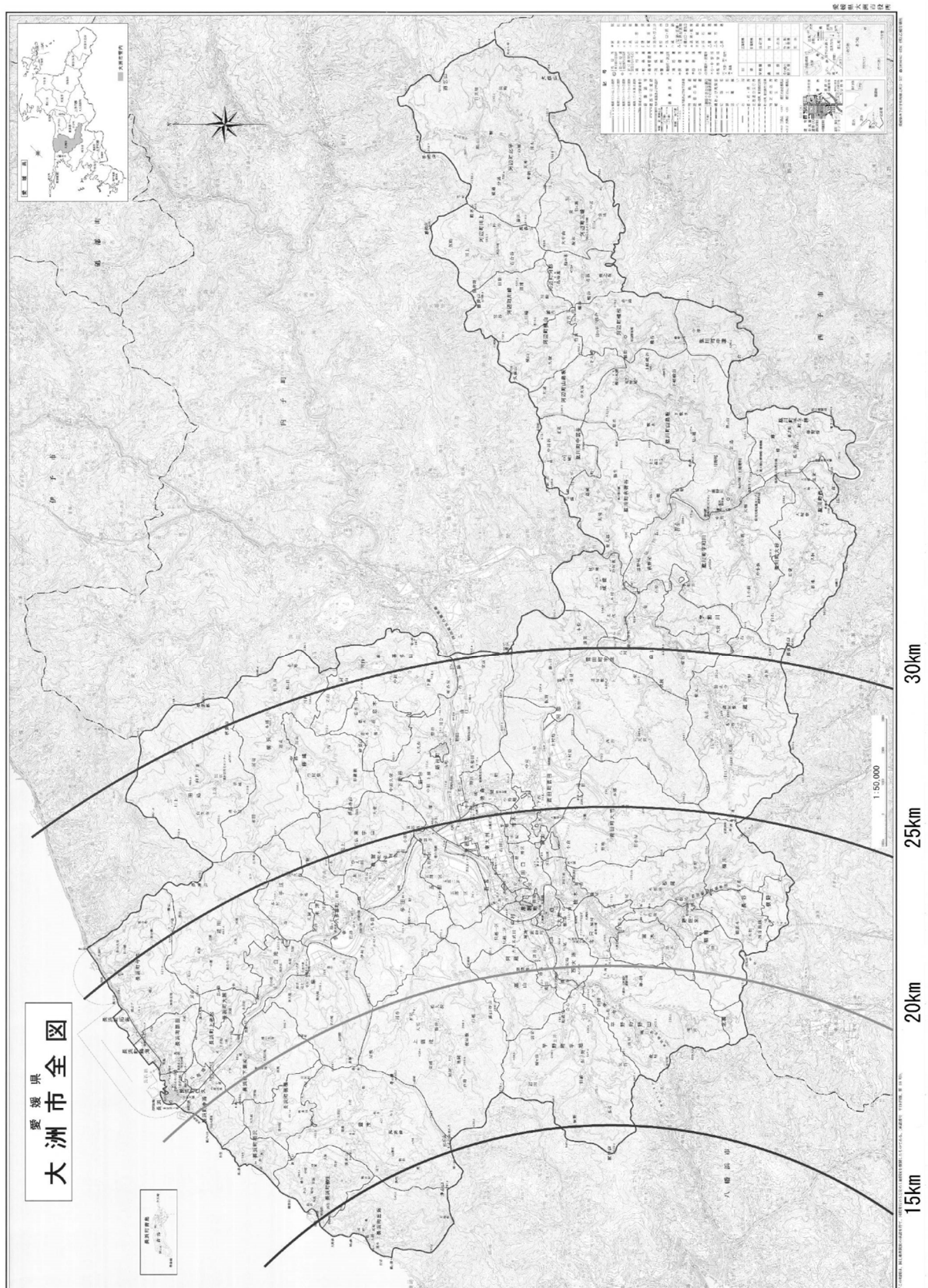
名 称	所 在 地	電話番号	年間処理量		処理能力 (kl/日)
			し尿 (kl/年度)	浄化槽汚泥 (kl/年度)	
大洲・喜多衛生事務組合 し尿処理施設清流園	大洲市米津乙1-2	0893-26-0200	5,939	10,880	100

○火葬場の状況

名 称	所 在 地	電話番号	処理能力
大洲市肱陵苑	大洲市西大洲甲2085-1	0893-59-1581	4基 1体/2時間
大洲市長浜火葬場	大洲市長浜町沖浦丙1413-2	0893-52-1529	2基 1体/3時間
大洲市肱川浄苑	大洲市肱川町山鳥坂567	0893-34-2083	2基 1体/2時間
大洲市河辺静霊苑	大洲市河辺町植松1943	0893-39-2837	1基 1体/2時間

【原子力災害関係】

○原子力発電所から大洲市の距離



○原子力発電所からの距離別人口・世帯数

(令和5年4月1日現在)

距 離	該 当 地 域	集 落 数	世 帯 数	人 口	年 齢 別 の 分 布 状 況														
					新 生 児	1 ヶ 月 以 上 3 歳 未 満	3 歳 以 上 7 歳 未 満	7 歳 以 上 13 歳 未 満	13 歳 以 上 16 歳 未 満	16 歳 以 上 20 歳 未 満	20 歳 以 上 30 歳 未 満	30 歳 以 上 40 歳 未 満	40 歳 以 上 50 歳 未 満	50 歳 以 上 60 歳 未 満	60 歳 以 上 70 歳 未 満	70 歳 以 上 80 最 未 満	80 歳 以 上	内 災 害 時 要 援 護 者	
10～ 15km	長浜	17	378	717	0	4	12	29	14	12	31	47	49	82	132	143	162	61	
	大洲	3	35	64	0	1	1	0	0	0	2	0	2	9	13	12	24	0	
	小計	20	413	781	0	5	13	29	14	12	33	47	51	91	145	155	186	61	
15～ 20km	長浜	39	841	1,645	0	7	23	72	45	55	70	92	174	175	296	346	290	107	
	大洲	57	1,831	3,667	1	52	86	151	90	94	232	313	401	474	633	649	491	192	
	小計	96	2,672	5,312	1	59	109	223	135	149	302	405	575	649	929	995	781	299	
20～ 25km	長浜	90	1,739	3,345	0	19	39	129	48	79	164	233	293	398	557	680	706	231	
	大洲	173	9,468	19,581	6	365	616	1,064	554	739	1,535	1,821	2,597	2,552	2,655	2,761	2,316	825	
	小計	263	11,207	22,926	6	384	655	1,193	602	818	1,699	2,054	2,890	2,950	3,212	3,441	3,022	1,056	
25～ 30km	大洲	93	4,061	8,675	1	144	254	443	258	300	670	821	1,051	1,103	1,301	1,320	1,009	339	
合計		472	18,353	37,694	8	592	1,031	1,888	1,009	1,279	2,704	3,327	4,567	4,793	5,587	5,911	4,998	1,755	

○避難場所及び屋内退避に適するコンクリート建物等

(1) 教育・保育施設（大洲地域）

名 称	所在地	発電所からの距離		面積 m ²	収容能力 人	生徒数等 人	教職員数 人	給食施設の有無	連絡電話	コンクリート建物	備考
		方位	距離 km								
大洲小学校	大洲711番地	東	21	1,780	890	258	29	○	24-2532	○	
喜多小学校	若宮332番地	東	22	2,580	1,290	541	36	○	24-4565	○	
平小学校	徳森2600番地	東	25	1,340	670	230	26	○	25-3558	○	
久米小学校	阿蔵甲636番地	東	20	1,240	620	140	14	○	24-2312	○	
平野小学校	平野町平地47番地	東	19	960	480	84	15	○	24-2326	○	
南久米体育館	野佐来479番地	東南東	21	1,080	540			○	—	○	
菅田小学校	菅田町菅田甲703番地	東	26	1,460	730	187	21	○	25-2909	○	
大成体育館	森山甲726番地ノ1	東	30	820	410			○	—	○	
新谷小学校	新谷町甲190番地ノ2	東	27	1,240	620	224	18	○	25-0803	×	
三善小学校	春賀甲1888番地	東北東	23	920	460	34	7	○	26-0047	○	
粟津小学校	八多喜町甲1101番地	東北東	22	1,020	510	70	11	○	26-0140	○	
上須戒体育館	上須戒甲1511番地	東北東	18	720	360			○	—	○	
大洲南中学校	大洲1005番地	東	21	1,400	700	209	23	○	24-2211	○	
大洲北中学校	東大洲69番地第1	東	22	2,200	1,100	415	39	○	24-2227	○	
平野中学校	平野町野田50番地	東	19	960	480	36	15	○	24-3309	○	
肱東中学校	菅田町菅田甲1790番地	東	25	1,260	630	90	14	○	25-2910	○	
新谷中学校	新谷甲260番地1	東	27	1,200	600	85	16	○	25-0056	○	
大洲東中学校	八多喜町甲1225番地	東北東	23	1,100	550	49	16	○	26-0046	○	
帝京富士中学校	大洲市柚木947番地	東	22						24-6335		
大洲高等学校	大洲737番地	東	22	2,860	1,430	579	55	○	24-4115	○	
大洲農業高等学校	東大洲15番	東	22	2,460	1,230				24-3101	○	
帝京富士高等学校	大洲市柚木947番地	東	22						24-6335		
帝京第五高等学校	新谷甲233番地	東	27	6,400	3,200				25-0511	○	
大洲保育所	大洲810番地1	東	21	690	345	106	18	○	24-2919	×	
喜多保育所	中村462番地第2	東	21	520	260	73	16	○	24-2749	×	
菅田保育所	菅田町菅田甲1805番地3	東	25	640	320	90	16	○	25-5163	×	
新谷保育所	新谷町甲259番地第1	東	27	700	350	86	14	○	25-0600	○	
粟津保育所	八多喜町甲1253番地	東北東	23	450	225	42	10	○	26-0220	×	
南久米保育所	北只411番地	東	21	310	155	36	7	○	24-3754	○	
肱南保育所	大洲830番地1	東	22	400	200	38	8	○	24-3104	×	
東大洲こども園	東大洲85番地第1	東	22	1,070	535	106	24	○	24-3188	×	
徳森保育所	徳森2632番地第32	東	25	700	350	95	17	○	25-4020	○	
認定こども園五郎保育園	五郎甲45番地1	東	22	450	225	83	24	○	23-4478	○	
認定こども園悠園	徳森2217番地51	東	25	510	255	75	23	○	25-3936	○	
大洲乳児保育所	田口甲2530番地1	東	22	520	260	61	23	○	24-4418	×	
大洲幼稚園	大洲715番地	東	22	399	75	33	6	○	24-3565	○	
久米幼稚園	阿蔵甲579番地1	東	20	383	75	4	2	○	23-2796	○	
平野幼稚園	平野町平地28番地	東	19	383	75	8	4	○	23-2889	○	
認定こども園愛媛帝京幼稚園	新谷甲2003番地1	東	27	930	465	184	26	○	25-0602		
計				44,055	21,670	3,772	538				

(2) 公共施設（大洲地域）

名 称	所在地	発電所からの距離		面積 ㎡	収容能力 人	生徒数等 人	教職員数 人	給食施設の有無	連絡電話	コンクリート建物	備考
		方位	距離 km								
大洲市民会館	大洲891番地の1	東	21	260	130			○	24-4105	○	
防災センター	若宮1869番地の1	東	23	220	110			○	59-1451	○	
総合福祉センター	東大洲270番地1	東	22	1,520	760			○	23-0294	○	
大洲隣保館	東大洲53番地1	東	22	300	150			○	24-6100	○	
徳森児童センター	徳森1809番地の1	東	25	200	100			○	25-4735	○	
大川コミュニティセンター蔵川分館	蔵川甲2236番地2	東	27	240	120			○	27-0522	○	
柳沢コミュニティセンター田処分館	田処甲213番地	東北東	28	400	200			○	25-1266	○	
久米コミュニティセンター	阿蔵甲466番地2	東	20	280	140			○	23-3527	○	
肱北コミュニティセンター	中村618番地1	東	21	460	230			○	24-6302	○	
総合体育館	若宮625番地4	東	22	2,000	1,000			×	24-6255	○	
平コミュニティセンター	徳森2280番地2	東	25	300	150			○	25-1131	○	
平野コミュニティセンター	平野町平地25番地3	東	19	300	150			○	24-2431	○	
体育センター	平野町野田乙1644番地	東	19	600	300			×	23-5524	○	
南久米コミュニティセンター	北只58番地1	東	21	280	140			○	24-2208	○	
菅田コミュニティセンター	菅田町菅田甲740番地	東	26	460	230			○	25-2901	○	
大川コミュニティセンター	森山乙437番地7	東	30	180	90			○	27-0200	○	
大成体育館	森山甲726番地ノ1	東	30	820	410			○	—	○	
蔵川体育館	蔵川甲239番地	東	28	780	390			○	—	○	
柳沢コミュニティセンター	柳沢甲738番地	東北東	28	220	110			○	25-2400	○	
旧柳沢小学校	柳沢甲760番地	東北東	28	820	410			○	—	○	
旧田処小学校	田処甲216番地	東北東	28	200	100			○	—	○	
新谷コミュニティセンター	新谷乙1507番地3	東	27	460	230			○	25-0024	○	
三善コミュニティセンター	春賀甲950番地2	東北東	23	180	90			○	26-0120	○	
八多喜コミュニティセンター	八多喜町甲63番地2	東北東	22	260	130			○	26-0145	○	
上須戒コミュニティセンター	上須戒甲1277番地1	東北東	18	200	100			○	26-0146	○	
国立大洲青少年交流の家	北只1086番地	東	20	3,120	1,560			○	24-5175	○	
計				15,740	7,870						

(3) 教育・保育施設（長浜地域）

名 称	所在地	発電所からの距離		面積 ㎡	収容能力 人	生徒数等 人	教職員数 人	給食施設の有無	連絡電話	コンクリート建物	備考
		方位	距離 km								
旧白滝小学校	白滝甲557番地ノ2	北東	22	1,000	500			○	—	○	
長浜小学校	長浜甲190番地	北東	20	1,480	740	224	21	○	52-0073	○	
長浜中学校	長浜甲1番地	北東	20	1,640	820	107	16	○	52-0303	○	
長浜高等学校	長浜甲480番地1	東北東	21	1,754	877	444	222	○	52-1251	○	
白滝保育所	白滝甲192番地1	東北東	22	540	270	18	5	○	54-0203	○	
大和保育所	長浜町下須戒8番地2	東北東	20	450	225	46	13	○	59-3755	×	
長浜保育所	長浜甲466番地	北東	20	420	210	41	8	○	52-0453	×	
長浜幼稚園	長浜町下須戒甲493番地	東北東	20	410	205	14	4	○	52-0018	×	
計				7,694	3,847	450	67				

(4) 公共施設（長浜地域）

名 称	所在地	発電所からの距離		面積 ㎡	収容能力 人	生徒数等 人	教職員数 人	給食施設の有無	連絡電話	コンクリート建物	備考
		方位	距離 km								
長浜体育館	長浜甲489番地の1	北東	20	220	110			○	52-1111	○	
長浜コミュニティセンター	長浜甲727番地2	北東	20	460	230			○	52-1210	×	
長浜スポーツセンター	長浜甲19番地8	北東	20	1,580	790			×	52-2712	○	
長浜保健センター	長浜甲576番地	北東	20	198	99			○	52-3055	○	
沖浦コミュニティセンター	長浜町沖浦丙2192番地3	北東	20	260	130			○	52-0530	○	
長浜高齢者コミュニティセンター	長浜町沖浦丙2192番地の3	北東	20	180	90			×	52-2892	○	
今坊コミュニティセンター	長浜町今坊甲2054番地	北東	25	120	60			○	52-0423	×	
旧喜多灘小学校	長浜町今坊甲1154番地	北東	24	820	410			×	—	○	
櫛生福祉センター(櫛生コミュニティセンター)	長浜町櫛生甲196番地3	北東	15	200	100			○	53-0101	○	
旧櫛生小学校	長浜町櫛生乙141番地	北東	15	940	470			×	—	○	
出海コミュニティセンター	長浜町出海甲1264番地1	北東	13	720	360			○	53-0013	○	
旧出海小学校	長浜町出海乙4番地	北東	13	800	400			×	—	○	
大和コミュニティセンター	長浜町下須戒甲668番地1	東北東	20	420	210			○	52-2831	○	
豊茂コミュニティセンター	豊茂甲532番地	東北東	16	300	150			○	57-0303	○	
旧豊茂小学校	豊茂甲532番地	東北東	16	780	390			×	—	○	
白滝コミュニティセンター	白滝甲31番地1	東北東	22	420	210			○	54-0301	○	
白滝コミュニティセンター柴分館	柴甲868番地2	東北東	21	200	100			○	54-0696	○	
柴体育館	柴甲598番地5	東北東	21	760	380			×	—	○	
旧戒川小学校	戒川乙903番地	東北東	23	700	350			×	—	○	
計				9,998	4,999						

○港湾等整備状況

(1) 長浜港

発電所からの距離(km)	港湾名	所在地	理 管	連絡先電話番号	港湾施設名	接岸可能トン数	水深(m)	岸壁等の長さ(m)	備 考
22.2km	長浜港	大洲市 沖浦～今坊	愛媛県	南予地方局 大洲土木事務所 (0893)24-5121 大洲市長浜支所 (0893)52-1111	正面岸壁	2,000DW/T	-5.0	90	
					側面岸壁	2,000DW/T	-5.0	76	
					東岸壁(A)	3,000DW/T	-5.0	143	
					東岸壁(B)	3,000DW/T	-5.0	140	
					東岸壁(C)	3,000DW/T	-5.0	70	
					中央棧橋	※529DW/T	-4.5	93	客船接岸可能
					中央棧橋	1,000G/T	-5.0	45	フェリー接岸可能
					晴海岸壁	2,000DW/T	-5.5	90	
					拓海第1岸壁	5,000DW/T	-7.5	130	
					拓海第2岸壁	5,000DW/T	-7.5	130	
					長浜岸壁	5,000DW/T	-7.5	170	
					各物揚げ場	※11DW/T	-2.5～-3.5	1,385	小型船専用

※重量トンに換算（貨物船 1G/T=0.529DW/T）

(2) その他の漁港

発電所からの 距離(km)	漁港名	所在地	連絡先 電話番号	接岸可能トン数 (総トン数、GT)	水 深 (m)	岸壁等の 長さ(m)
25.9km	喜多漁港	今坊	南予地方局 八幡浜支局 水産課 (0894)22-4111 大洲市長浜支所 (0893)52-1111	3 t 未満	-2.0	196
				5 t 未満	-2.5	70
21.0km	肱川口漁港	長浜		3 t 未満	-1.5	70
20.3km	沖浦漁港	沖浦		5 t 未満	-2.5	144
17.6km	須沢漁港	須沢		—	—	—
14.0km	出海漁港	出海		3 t 未満	-2.0	102
				5 t 未満	-2.5	15
32.0km	青島漁港	青島		5 t 未満	-2.5	40
15.5km	櫛生漁港	櫛生		5 t 未満	-4.0	195
			5 t 未満	-2.5	106	

○輸送交通手段

(1) 陸上

	バ ス		マイクロバス		ワンボックス等		合 計	
	台 数	搬送可能人員	台 数	搬送可能人員	台 数	搬送可能人員	台 数	搬送可能人員
	台	人	台	人	台	人	台	人
大洲市	4	135	21	481	(2) 8	(2) 59	(2) 33	(2) 675
大洲消防					1	7	1	7
合 計	4	135	21	481	(2) 9	(2) 66	(2) 34	(2) 682

(注)

バス : 乗車定員30人以上

マイクロバス : 乗車定員11人～30人

ワンボックス等 : 乗車定員10人以下

搬送可能人員 : 乗車定員－1名(運転手)

台数欄のうち、() 書きは、福祉車両(車椅子の昇降装置等を備えた車両)

搬送可能人員のうち、() 書きは、車イス、ストレッチャーの搬送可能人員

(2) 海上

漁業協同組合関係

(令和4年12月31日現在)

船舶の所属	所在地	電話連絡	船 舶 数				
			～ 0.9t	1 ～ 2.9t	3 ～ 4.9t	5 ～ 9t	計
長浜町漁業協同組合	大洲市長浜甲1015番地57	0893-52-1146	11	44	46	2	103
合計			11	44	48	2	103

運輸支局関係

(令和5年1月1日現在)

船舶の所属	所在地	電話連絡	船 舶 数								乗船 可能 人数
			1 ～ 3t	3 ～ 5t	5 ～ 10t	10 ～ 20t	20 ～ 30t	30 ～ 50t	50t ～	計	
青島海運(株)	大洲市長浜	0893-52-2700				1				1	34

【地区防災計画】

○地区防災計画一覧

地区防災計画名称	掲載年月日
三 善 地 区 防 災 計 画	平成 2 9 年 3 月 2 4 日
肱 北 地 区 防 災 計 画	平成 2 9 年 3 月 2 4 日
今 坊 地 区 防 災 計 画	平成 2 9 年 3 月 2 4 日
南 久 米 地 区 防 災 計 画	平成 3 1 年 3 月 2 9 日
長 浜 自 治 地 区 防 災 計 画	平成 3 1 年 3 月 2 9 日
白 滝 地 区 防 災 計 画	平成 3 1 年 3 月 2 9 日
上 須 戒 地 区 防 災 計 画	令和 元 年 5 月 2 2 日
坂 本 地 区 防 災 計 画	令和 元 年 5 月 2 2 日
北 平 地 区 防 災 計 画	令和 元 年 5 月 2 2 日
久 米 地 区 防 災 計 画	令和 2 年 2 月 2 7 日
平 地 区 防 災 計 画	令和 2 年 2 月 2 7 日
出 海 地 区 防 災 計 画	令和 2 年 2 月 2 7 日
肱 川 中 央 地 区 防 災 計 画	令和 2 年 2 月 2 7 日
正 山 地 区 防 災 計 画	令和 2 年 3 月 2 7 日
岩 谷 地 区 防 災 計 画	令和 2 年 3 月 2 7 日
大 谷 地 区 防 災 計 画	令和 2 年 3 月 2 7 日
予 子 林 地 区 防 災 計 画	令和 2 年 3 月 2 7 日
田 口 地 区 防 災 計 画	令和 3 年 1 月 2 5 日
新 谷 地 区 防 災 計 画	令和 3 年 1 月 2 5 日
櫛 生 ・ 須 沢 地 区 防 災 計 画	令和 3 年 1 月 2 5 日
豊 茂 地 区 防 災 計 画	令和 3 年 1 月 2 5 日
植 松 地 区 防 災 計 画	令和 3 年 1 月 2 5 日
大 伍 地 区 防 災 計 画	令和 3 年 1 月 2 5 日
大 川 地 区 防 災 計 画	令和 3 年 3 月 5 日
大 和 地 区 防 災 計 画	令和 3 年 3 月 5 日
八 多 喜 区 防 災 計 画	令和 5 年 3 月 2 2 日
柳 沢 地 区 防 災 計 画	令和 5 年 3 月 2 2 日
菅 田 地 区 防 災 計 画	令和 5 年 3 月 2 2 日
肱 南 地 区 防 災 計 画	令和 5 年 3 月 2 2 日

※計画は別掲載

【様 式】

＜報告書関係＞

○災害発生報告

市（町村）

受信時刻 月 日 時 分

発 信 者

受 信 者

1	災害発生の日時	年 月 日 時 分				
2	災害発生場所					
3	災害発生原因					
4	(1) 状 況					
	(2) 死 傷 者	氏 名	年 齢	職 業	住 所	備 考
5	(3) 被 害 家 屋	世 帯 主	年 齢	職 業	所 在 地	被 害 状 況
5	(1) 主な措置					
	(2) 避 難 状 況	地 区 名	世 帯 数	人 員	避 難 先	命令、勧告、自主の別、その他
(3) 消防機関の活動状況						
	ア 出動人員 消防職員_____名、消防団員_____名、 計_____名 イ 主な活動内容（使用した機材を含む。）					

○中間報告・最終報告（共用）

発信機関				区 分			被害	区 分			被害		
報 告 第 報				11	(1)流出、埋没	ha		34 公 立 文 教 施 設		千円			
番号（ 月 日 時現在）					田	(2)冠 水	ha		35 農 林 水 産 業 施 設		千円		
報告者名						12	(1)流出、埋没	ha		36 公 共 土 木 施 設		千円	
受領者名					畑		(2)冠 水	ha		37 その他の公共施設		千円	
区 分			被害	13 文 教 施 設			箇所		38 小 計		千円		
人 的 被害	1 死 者		人	そ の 他	14 病 院			箇所		39 公共施設被害市町村数		団体	
	2 行方不明者		人		15 道 路			箇所		そ の 他	40 農 産 被 害		千円
	3 負傷者	(1)重傷	人		16 橋 り よ う			箇所			41 林 産 被 害		千円
		(2)軽傷	人		17 河 川			箇所			42 畜 産 被 害		千円
4 全 壊		棟			18 港 湾			箇所			43 水 産 被 害		千円
		世帯			19 砂 防			箇所		44 商 工 被 害		千円	
		人			20 清 掃 施 設			箇所					
5 半 壊		棟			21 崖 く ず れ			箇所					
		世帯			22 鉄 道 不 通			箇所		45 そ の 他		千円	
		人			23 被 害 船 舶 隻				46 被 害 総 額		千円		
6 一 部 破 損		棟		24 水 道 戸				人 的 被 害 者 の 住 所 氏 名					
		世帯		25 電 話 回線									
		人		26 電 気 戸									
7 床 上 浸 水		棟		27 ガ ス 戸									
		世帯		28 ブロック塀等			箇所						
8 床 下 浸 水		棟						今 後 の 見 と お し					
		世帯		29	り 災 世 帯 数	世帯		消 防 機 関 の 活 動 状 況					
		人		30	り 災 者 数	人							
9 公 共 建 物		棟		火 災 発 生	31 建 物	件							
		10 そ の 他			棟		32 危 険 物					件	
					33 そ の 他	件							

災 害 名							
発 生 年 月 日							
発 生 場 所							
災害の概要							
47 大洲市災害対策本部の設置状況							
48 災害救助法の適用状況							
避難状況							
応 急 措 置 及 び 救 助 活 動 の 状 況							
出動状況	49 消 防 団	人	51 警 察 官	人	53 自 衛 隊	人	
	50 消 防 吏 員	人	52 その他の応援者	人	計	人	
文教施設・公共建物の名称、被害程度				不 通 道 路 橋 り ょ う 名			

○人的・建物被害発生報告書

年 月 日 時現在

市町名：

被害区分			被害	備考
人的被害	死者		人	
	行方不明者		人	
	負傷者	重傷	人	
		軽傷	人	
		小計	人	
住家被害	全壊	棟数	棟	
		世帯	世帯	
		人員	人	
	半壊	棟数	棟	
		世帯	世帯	
		人員	人	
	一部破損	棟数	棟	
		世帯	世帯	
		人員	人	
	床上浸水	棟数	棟	
		世帯	世帯	
		人員	人	
	床下浸水	棟数	棟	
		世帯	世帯	
		人員	人	
非住家	公共建物	全壊	棟	
		半壊	棟	
	その他 (倉庫等)	全壊	棟	
		半壊	棟	

※備考欄の記載について

1. 人的被害については、被害の概要を記入してください。
2. 住家被害については、地区毎の被害状況を記入してください。

○被害状況内訳表

区 分				符号	被 害 量	被害額（千円）	備 考	
一 般 被 害	人 的 被 害	死 者		1	人			
		行 方 不 明		2	人			
		負 傷 者	重 傷	3	人			
			軽 傷	4	人			
			小 計	5	人			
	住 家 被 害	全 壊	棟 数	6	棟			
			世 帯	7	世帯			
			人 員	8	人			
		半 壊	棟 数	9	棟			
			世 帯	10	世帯			
			人 員	11	人			
		一部破損	棟 数	12	棟			
			世 帯	13	世帯			
			人 員	14	人			
		床上浸水	棟 数	15	棟			
			世 帯	16	世帯			
			人 員	17	人			
		床下浸水	棟 数	18	棟			
			世 帯	19	世帯			
			人 員	20	人			
		非住	全 壊 及 び 半 壊		21	棟		
		罹災世帯	罹 災 世 帯		22	世帯		
			罹 災 者		23	人		
	害	県 有 施 設	他の項目 に掲げる ものを除く	庁 舎 等	24	棟		
				そ の 他 の 行 政 財 産	25	世帯		
				普 通 財 産	26	人		
				県 立 大 学	27	箇所		
				そ の 他	28	箇所		
				小 計	29	箇所		
				市町村有施設	他の項目 に掲げる ものを除く	庁 舎 等	30	箇所
		そ の 他 の 行 政 財 産	31			箇所		
		普 通 財 産	32			箇所		
		そ の 他	33			箇所		
		小 計	34			箇所		
		計			35	箇所		

区 分		符号	被 害 量	被害額（千円）	備 考
厚 生 関 係 被 害	社 会 福 祉 施 設	生 活 保 護 施 設	36	箇所	
		身 障 更 生 保 護 施 設	37	箇所	
		老 人 福 祉 施 設	38	箇所	
		児 童 福 祉 施 設	39	箇所	
		婦 人 保 護 施 設	40	箇所	
		そ の 他	41	箇所	
		小 計	42	箇所	
	医 療 施 設	感染症指定医療機関病棟	43	棟	
		感染症指定医療機関病舎	44	棟	
		公 的 病 院	45	箇所	
		私 的 病 院	46	箇所	
		そ の 他	47	箇所	
		小 計	48		
	環 境 衛 生 施 設	水 道 施 設	49	箇所	
		下 水 道 施 設	50	箇所	
		清 掃 施 設	51	箇所	
		そ の 他	52	箇所	
		小 計	53	箇所	
	計		54		
	中 小 企 業	建物（住宅部分を除く）	55	棟	
		機 械 設 備	56	箇所	
		商品、原材料、仕掛品	57	箇所	
		そ の 他	58	箇所	
		小 計	59		
	工 業 関 係	建 物	60	箇所	
		機 械 設 備	61	箇所	
		商品、原材料、仕掛品	62	箇所	
		そ の 他	63	箇所	
		小 計	64	箇所	
	観 光 施 設	ホ テ ル ・ 旅 館	65	箇所	
		観 光 施 設	66	箇所	
		そ の 他	67	箇所	
		小 計	68	箇所	
	計		69		

区 分				符号	被 害 量	被害額（千円）	備 考	
農 林 関 係 被 害	施 設 関 係	共 同 利 用 施 設	畜 産 関 係	70	箇所			
			蚕 糸 関 係	71	箇所			
			園 芸 関 係	72	箇所			
			入 植 関 係	73	箇所			
			そ の 他	74	箇所			
			小 計	75	箇所			
		非 共 同 利 用 施 設	畜 産 関 係	76	箇所			
			蚕 糸 関 係	77	箇所			
			園 芸 関 係	78	箇所			
			入 植 関 係	79	箇所			
			そ の 他	80	箇所			
			小 計	81	箇所			
		関 係	牧 野 地		82	ha		
			牧 野 施 設		83			
			果樹、桑樹、茶樹の樹体被害		84	ha		
	地 方 公 共 団 体 等 の 施 設		畜 産 関 係	85	箇所			
			蚕 糸 関 係	86	箇所			
			園 芸 関 係	87	箇所			
		入 植 関 係	88	箇所				
		そ の 他	89	箇所				
	小 計		90	箇所				
計			91					
農 畜 産 物 等	農 畜 産 物 関 係	水 陸 稲	92	ha t				
		麦 類	93	ha t				
		野 菜	94	ha t				
		果 樹	95	ha t				
		園 芸 作 物	96	ha t				
		茶	97	ha t				
		桑	98	ha t				
		飼 料 作 物	99	ha t				
		そ の 他	100	ha t				
		小 計	101	ha t				

区 分				符号	被 害 量	被害額（千円）	備 考
農 林 関 係 被 害 地	農 畜 産 物 等	家 畜 等	家 畜	102			
			畜 産 物	103			
			繭	104			
			そ の 他	105			
			小 計	106			
		貯 蔵 物 ・ 加 工 品		107			
		計		108			
	水 産 関 係	漁 業 船 具 共 同 利 用 施 設 非 共 同 利 用 施 設 養 殖 施 設 養 殖 物 漁 協（連 合 会）在 庫 物 そ の 他	漁 業	109	箇所		
			漁 船	110	隻		
			船 具	111	件		
			共 同 利 用 施 設	112	箇所		
			非 共 同 利 用 施 設	113	箇所		
			養 殖 施 設	114	箇所		
			養 殖 物	115	箇所		
			漁 協（連 合 会）在 庫 物	116			
			そ の 他	117			
		計		118			
	耕 地 関 係	農 田	流 出 埋 没	119	ha		
			冠 水	120	ha		
			小 計	121	ha		
		地 畑	流 出 埋 没	122	ha		
			冠 水	123	ha		
			小 計	124	ha		
		農 畜 産 物 関 係	た め 池	125	箇所		
			頭 首 工	126	箇所		
			水 路	127	箇所		
			堤 と う	128	箇所		
			道 路	129	箇所		
			橋 り よ う	130	箇所		
			揚 水 機	131	箇所		
			そ の 他	132	箇所		
			小 計	133	箇所		
		計		134			

区 分			符号	被 害 量	被害額（千円）	備 考
農 林 関 係 被 害	林 業 関 係 業	山 地 崩 壊		135	ha	
		林 道	道 路	136	箇所	
			橋 架	137	箇所	
			小 計	138	m ²	
		林 産 業	木 材	139	m ²	
			立 木	140	ha	
			木 炭	141	kg	
			薪	142	kg	
			そ の 他	143		
			小 計	144		
		一 般 林 道 施 設		145	箇所	
		木 炭 施 設		146	箇所	
		そ の 他		147		
		計		148		
		合 計		149		
土 木 関 係 被 害	国 庫 負 担 工 事	県 工 事	河 川	150	箇所	
			砂 防	151	箇所	
			道 路	152	箇所	
			橋 り よ う	153	箇所	
			港 湾	154	箇所	
			漁 港	155	箇所	
			小 計	156	箇所	
	市 町 村 工 事	単 独 工 事	河 川	157	箇所	
			砂 防	158	箇所	
			道 路	159	箇所	
			橋 り よ う	160	箇所	
			港 湾	161	箇所	
			漁 港	162	箇所	
			小 計	163	箇所	
	単 独 工 事	県 工 事	河 川	164	箇所	
			砂 防	165	箇所	
			道 路	166	箇所	

区 分				符号	被 害 量	被害額（千円）	備 考
土木関係	単 独 工 事	県 工 事	橋 り よ う	167	箇所		
			港 湾	168	箇所		
			漁 港	169	箇所		
			小 計	170	箇所		
	一 般 都 市 施 設			171	箇所		
	そ の 他			172	箇所		
	計			173	箇所		
文教関係 被害	学 校 関 係		幼 稚 園	174	件		
			小 学 校	175	校		
			中 学 校	176	校		
			高 等 学 校	177	校		
			そ の 他 の 学 校	178	校		
			小 計	179			
	社会 教育 施設 関 係		コミュニティセンター	180	箇所		
			そ の 他	181	箇所		
			小 計	182	箇所		
	文 化 財 関 係		国 宝	183	件		
			重 文	184	件		
			県 指 定 文 化 財	185	件		
			史 跡 名 勝	186	箇所		
			天 然 記 念 物	187	箇所		
			小 計	188			
			計	189			
総 合 計				190			

○被害認定基準等

罹災証明書関係：住家の被害の程度と被害認定基準等（内閣府）

被害の程度	認 定 基 準
全 壊 (全焼・全流失)	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、又は住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする。
大 規 模 半 壊	居住する住家が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なものである。具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の50%以上70%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が40%以上50%未満のものとする。
半 壊 (半 焼)	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもの、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の20%以上50%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上40%未満のものとする。
準 半 壊	住家が半壊又は半焼に準ずる程度の損害を受けたもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の10%以上20%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が10%以上20%未満のものとする。
準半壊に至らない (一部損壊)	準半壊に至らない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のもの、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の10%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が10%未満のものとする。ただし、ガラスが数枚破損した程度の小さなものは除く。

災害報告関係：災害報告記入要領（消防庁）

人的被害		
死 者		当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの又は死体は確認できないが死亡したことが確実な者
行 方 不 明 者		当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのある者
負傷者	重傷者	当該災害により負傷し、医師の治療を受け又は受ける必要のある者のうち、1月以上の治療を要する見込みの者
	軽傷者	当該災害により負傷し、医師の治療を受け又は受ける必要のある者のうち、1月未満で治療できる見込みの者
住家被害		
住 家		現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
世 帯		生計を一にしている実際の生活単位をいうが、同一家屋内の親子夫婦であっても生活の実態が別々であれば当然2世帯となる。また、主として学生等を宿泊させている寄宿舎、下宿その他これに類する施設に宿泊するもので、共同生活を営んでいるものについては原則としてその宿泊者等を1世帯として取扱う。
全 壊 (全 焼・全 流 失)		住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、又は住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする。
半 壊 (半 焼)		住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的損害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。
一 部 破 損		全壊及び半壊に至らない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のものとする。ただし、ガラスが数枚破損した程度の小さなものは除く。
床 上 浸 水		浸水がその住家の床上に達した程度のもの、具体的には床上に達したとき、浸水が量をこえた程度のもをいう。又は全壊あるいは半壊には該当しないが、土砂、竹木等の堆積により一時的に居住することができないものをいう。
床 下 浸 水		床上浸水にいたらない程度に浸水したものをいう。
非住家被害		
非 住 家		住家以外の建物で、この報告中、他の被害箇所項目に属さないものとする。これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。
公 共 建 物		例えば、役場庁舎、公民館、公立保育所等の公用又は公共の用に供する建物とする。
そ の 他		公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。
非 住 家 被 害		全壊又は半壊の被害を受けたもの

田畑被害		
流 失 ・ 埋 没	冠 水	耕土が流失し、又は砂利等の堆積のため、耕作が不能となったもの
冠 水		植付作物の先端が見えなくなる程度に水に浸かったもの
その他被害		
道 路 決 壊		高速自動車道、一般国道、県及び市町村道（道路法第2条第1項に規定する道路。以下同じ。）の一部が損壊し、車両の通行が不能となった程度の被害をいう。ただし、橋りょうを除いたものとする。
橋 り ょ う 流 失		市町村道以上の道路に架設した橋が一部又は全部流失、一般の渡橋が不能となった程度の被害をいう。
河 川 決 壊		河川法にいう1級河川及び2級河川（河川法の適用若しくは準用される河川）の堤防、あるいはため池、かんがい用水路の堤防が決壊し、復旧工事を要する程度の被害をいう。
鉄 道 不 通		汽車、電車等の運行が不能となった程度の被害とする。
被 害 船 舶		ろ、かいのみをもって運行する舟以外の船で、船体が没し、航行不能になったもの、及び流失し所在が不明になったもの、並びに修理しなければ航行できない程度の被害を受けたものとする。
電 話		災害により通話不能になった電話の回線数とする。
電 気		災害により停電した戸数のうち最も多く停電した時点における戸数とする。
水 道		上水道又は簡易水道で断水している戸数のうち最も多く断水した時点における戸数とする。
ガ ス		一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっている戸数のうち最も多く供給停止となった時点における戸数とする。
ブ ロ ッ ク 塀		倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数とする。
被害世帯数		
罹 災 世 帯		災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け通常の生活を維持できなくなった世帯とする。
罹 災 者		り災世帯の構成員とする。
火災発生		
火 災		地震又は火山噴火の場合のみとすること。
建 物		土地に定着する工作物のうち屋根及び柱若しくは壁を有するもの、観覧のための工作物又は地下若しくは高架の工作物に設けた事務所、店舗、倉庫その他これらに類する施設をいい、貯蔵そうその他これに類する施設を除く。
危 険 物		消防法第11条に起因する市町村長等が許可した製造所等
そ の 他		建物及び危険物以外のもの
その他用語の解説		
学 校		幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校における教育の用に供する施設とする。
港 湾 施 設		港湾法第2条第5項に規定する水域施設、外郭施設、係留施設又は港湾の利用及び管理上重要な臨港交通施設で復旧工事を要する程度の被害をいう。
砂 防 施 設		砂防法第1条の規定による砂防施設、同法第3条の規定によって同法が準用される砂防のための施設又は同法第3条の2の規定によって同法が準用される天然の河岸で復旧工事を要する程度の被害をいう。
清 掃 施 設		ごみ処理及びし尿処理施設とする。
公 立 文 教 施 設		公立の文教施設とする。
農 林 水 産 業 施 設		農林水産施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律による補助対象となる施設をいい、具体的には、農地、農業用施設、林業用施設、漁港施設及び共同利用施設とする。
公 共 土 木 施 設		公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には、河川、海岸、砂防施設、林地荒廃防止施設、道路、港湾及び漁港とする。
そ の 他 の 公 共 施 設		公立文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外の公共施設をいい、例えば、庁舎、公民館、児童館、都市施設等の公用又は公共の用に供する施設とする。
農 産 被 害		農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えば、ビニールハウス、農作物等の被害とする。
林 産 被 害		農林水産業施設以外の林産被害をいい、例えば、立木、苗木等の被害とする。
畜 産 被 害		農林水産業施設以外の畜産被害をいい、例えば、家畜、畜舎等の被害とする。
水 産 被 害		農林水産業施設以外の水産被害をいい、例えば、のり、漁具、漁船等の被害とする。
商 工 被 害		建物以外の商工被害で、例えば、工業原材料、商品、生産機械器具等の被害とする。

- (注) 1 住家被害戸数については「独立して家庭生活を営むことができるように建築された建物又は完全に区画された建物の一部」を戸の単位として算定するものとする。
- 2 損壊とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。
- 3 主要な構成要素とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。

○人・住家被害速報

[illegible]

○被災状況調査表（兼台帳）

被 災 場 所										番 地								
会社、寮、アパート、等名																		
※ 被 災 者 調 査 表															備 考			
	氏 名	満年令	続柄	性別	職業	学校別	学年	死亡者	負傷者	体格	靴のサイズ							
1		主	男 女		小 中				重 軽	大中小	cm							
2			男 女		小 中				重 軽	大中小								
3			男 女		小 中				重 軽	大中小								
4			男 女		小 中				重 軽	大中小								
5			男 女		小 中				重 軽	大中小								
6			男 女		小 中				重 軽	大中小								
7			男 女		小 中				重 軽	大中小								
8			男 女		小 中				重 軽	大中小								
被 災 家 屋 調 査 表					※ 調 査 員 意 見					備考（本欄に記入した人は文末にサインすること）								
主 家	全 壊、焼	%	自家 借家	間借	自地 借地	避難所 収容	要 否	日間	名									
	半 壊、焼	%	自家 借家	間借	自地 借地	炊 出	要 否	日間	名									
	流 失	%	自家 借家	間借	自地 借地	生 業 資 金 貸 付	要 否											
	浸 水	床上、床下	日数	日	応 急 仮 設 住 宅	要 否												
非 主 家	全 壊、焼	%	※機械設備			住 宅 の 応 急 修 理	要 否											
	半 壊、焼	%	大破 中破 小破			生 活 程 度	上 中 下 生保											
	流 失	%				家 財	滅失、流失、消失、キ損1 / 以上											
	浸 水	床上、床下	日数	日	そ の 他													
被災年月日 年 月 日					年 月 日 午前 午後 時調査					調査担当員 課 ㊦								
					再 年 月 日 午前 午後 時調査					調査担当員 課 ㊦								

住 全 半								
No. _____ 行政区名								
世帯主 _____ 方								
氏 名								
被災証明書番号								
五十音								
家族数								
中学生								
小学生								
応 急 救 助 の 状 況 (台 帳)								
避難所	炊出し等	医 療	助 産	学用品	埋 葬	死体処理	救 出	
応 急 仮 設 住 宅								
住宅の応急修理								
生 業 資 金								
寝 具、被 服	1	2	3	4	5	6	7	
日 用 品	1	2	3	4	5	6	7	
義 援 金	1	2	3	4	5	6	7	
義 援 物 資	1	2	3	4	5	6	7	
	1	2	3	4	5	6	7	
	1	2	3	4	5	6	7	
調査協力員 ㊦								
調査協力員 ㊦								
非 全 半								

※

家屋所在見取図					敷地の別（自敷地、借敷地）					N	記入上の注意
											（1）坪数は延坪数を記入する （2）借家は、家主の家屋の見取図の中に入れない （3）借家の場合は所有者の住所氏名を記入 住所 氏名 （4）自敷地、借敷地別の該当を○印とする

※

浸水状況		家屋被害状況										
日数	床上下	住家	NO.	屋根 (30)	柱 (20)	壁 (30)	床 (10)	建具 (10)	計 (a)	延坪数 (b)	被害坪数 (a) × (b)	総合判定
日	上下			被害率								=0. $\frac{B}{A}$
日	上下			被害率								
日	上下			被害率								
日	上下			被害率								
日	上下		計						A	B		
日	上下	非住家							%			=0. $\frac{D}{C}$
日	上下								%			
日	上下								%			
日	上下								%			
日	上下			計					C		D	

MEMO

- 認定基準
- 全壊（焼）流失とは損壊（焼）若しくは流失した部分の床面積がその住家の延面積の七割以上に達した場合又は七割に達しないがその住家の残存部分に補修を加えても再び住家として使用できない程度のもの。
 - 半壊（焼）とは、住家の損壊（焼）した部分の床面積がその住家の延面積の二割以上七割に達しない場合、その残存部分に補修を加えることによって再び住家として使用できる程度のものを云う。
 - 床上浸水はその住家の床上以上に浸水したものを云う。但し、同一の家屋で被害の程度が半壊以上に達している場合は半壊又は全壊として取り扱う。
 - 床下浸水とは建物の床上以上に達しない浸水程度のものを云う。但し、同一の家屋で被害の程度が床上浸水以上に達している場合は床上浸水半壊又は全壊として取り扱う。
 - 死者とは死体を確認した者又は死体を確認することができないが確実であると推定せられる者。
 - 調査表の世帯構成人員調中、体格の大、中、小とは年令に比して大きいか又は小さいかを記入すること。

- 注意
- ◎ 住家とは現実にその建物の居住のために使用しているものを云う。必ずしも一棟の建物に限らない。例えば、炊事場、浴場又は便所が別棟であったり離座敷が別棟である様な場合でもこれら生活に必要な部分の家屋は住家とする。
尚社会通念上住家と称せられる程度のものであることを要しない。例えば、一般に非住家として取扱われている土蔵、小屋等であっても現実に住家として人が居住しているときは住家として入れるべきである。
 - ◎ 世帯とは生計を一つにしている実際の生活単位を云う。従って、同一家屋内の親子夫婦であっても生活の実態が別々であれば当然二世帯である。寄宿舎、下宿これらに類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいるものについては一世帯として取扱う。
 - ◎ ※印のある欄は現地で調査員が該当事項を記入する。

○水防情報

水 防 情 報 ()

[illegible]

水 防 情 報 ()

[illegible]

○災害救助法適用報告

被 害 状 況 調 (年 月 現在)

被害の状況			市町名	
人 的 被 害	死		者	
	行		方 不 明	
	負 傷	重	傷	
		軽	傷	
		小	計	
	計			
住 家 の 被 害	棟 数	全壊、全焼及び流失		
		半壊及び半焼		
		一部破損		
		床上浸水		
		床下浸水		
	世帯 数 及 び 人 員	全壊、全焼 及び流失	世帯	
			人員	
		半壊及び 半焼	世帯	
			人員	
		一部破損	世帯	
			人員	
		床上浸水	世帯	
			人員	
		床下浸水	世帯	
			人員	
		災 害 発 生 年 月 日		

(注) 棟(むね)とは一つの建築物をいうものであること。

なお、主屋に主屋よりも延べ面積の小さい附属建築物が付着している場合は1棟とし、渡り廊下の場合等、二つ以上の主屋に付着しているものは切半して、それぞれを主屋の附属物とみなすものであること。

また、決定報告書には、り災者調を添付すること。

○避難状況報告書

年 月 日 時現在

市町名：

避難 区分	地区名 (避難場所)	発令日時 (自主避難の場合 避難開始日時)	発 令		避 難		帰 宅		解除日時 (自主避難の場合 全員帰宅日時)	避難継続		備考
			世帯	人数	世帯	人数	世帯	人数		世帯	人数	
		日							日			
		日							日			
		日							日			
		日							日			
		日							日			
		日							日			
		日							日			
		日							日			
		日							日			
		日							日			
		日							日			
		日							日			
合 計		避難指示										
		避難勧告										
		自主避難	—	—								

(注) 避難区分には「指示」・「勧告」・「自主」の区分を御記入ください。

(注) 自主避難の場合は発令の世帯・人数の記入は不要です。

避難状況報告書（１）

記入者

[illegible]

○道路通行制限報告（市道関係）

年 月 日 時現在

市町名：

	路線名	被害地区	制限期間	制限区分	制限理由	制限解除	備 考
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
11							
12							

- ・制限期間は、制限開始日時だけを御記入いただいても結構です。
- ・制限区分には、全面通行止・部分通行止・片側通行規制・何トン車以上通行止などの区分を御記入ください。
- ・制限理由には「路肩崩壊」など制限することとなった原因を御記入ください。
- ・通行制限が解除された場合は「制限解除」欄に「解除」と御記入ください。
- ・当報告書に記載が必要な通行制限については、今回の災害での通行制限によるものだけです。
(通常の道路工事や過去に発生した災害による通行制限については記載不要です。)

○参集者名簿

職員の安否確認及び出動状況等調査表

[illegible]

(注) 1 総務班は、あらかじめ、所属順（又は所属ごと）に全職員名簿を記載し用意しておく。

(注) 2 本勤務地への参集者は、①、②、③、⑥を記入し、総務班は、他事務所へ参集した職員からの連絡を受けたときに②、④、⑤欄を記入する。

< 応援要請関係 >

○放送要請様式

受信者

(所属)

(氏名)

発信者

(所属)

(氏名)

件 名 「災害対策基本法57条・第61条の3に基づく放送要請について」

年 月 日 時 災害対策本部 発第 号

1 要請理由

- (1) 避難勧告、警報等の周知徹底を図るため
- (2) 災害時の混乱を防止するため
- (3) その他 ()

2 放送事項

- (1) 送出メディア
G・R 1・FM
- (2) 放送事項

3 その他

貴局におかれましては、放送日時等について、速やかに下記までご連絡ください。

連絡先

○災害派遣要請書

		年	月	日
災害派遣要請者あて				
		発信者名		
自衛隊の災害派遣要請依頼について				
災害を防除するため、下記のとおり自衛隊の派遣要請を依頼します。				
記				
1 災害の情况及び派遣要請を依頼する理由				
2 派遣を希望する期間				
3 派遣を希望する区域及び活動内容				
4 その他参考となるべき事項				
(1) 連絡場所				
(2) 連絡責任者				
(3) 気象状況等				
(4) その他				

○救急患者空輸要請書

		年	月	日
災害派遣要請者あて				
		発信者名		
自衛隊航空機の派遣要請依頼について				
救急患者空輸のため、下記のとおり自衛隊航空機の派遣を要請します。				
記				
1 派遣要請の理由				
2 派遣を要する日時				
3 派遣を要する場所及び輸送場所				
4 空輸を必要とする救急患者				
氏名	血液型	生年月日		
5 同乗者（医師、親族）				
氏名	血液型	生年月日		
〃	〃	〃		
6 その他				
医療機材、特記事項等				

○撤収要請書

		年	月	日
災害派遣要請者あて				
発信者名				
自衛隊の撤収要請依頼について				
自衛隊の災害派遣を受けましたが、災害の復旧も概ね終了しましたから、下記のとおり撤収要請を依頼します。				
記				
1	撤収要請依頼日時			
	年	月	日	
2	派遣要請依頼日時			
	年	月	日	
3	撤収作業場所			
4	撤収作業内容			

○救急患者空輸撤収要請書

		年	月	日
災害派遣要請者あて				
発信者名				
自衛隊航空機の撤収要請依頼について				
	年	月	日	時
(	分要請した航空機等の出動については、目的地			
)	)へ空輸できましたので、下記のとおり撤収要請を依頼			
します。				
記				
1	撤収要請依頼日時			
	年	月	日	

＜証明書関係＞

○緊急通行車両等確認証明申請書

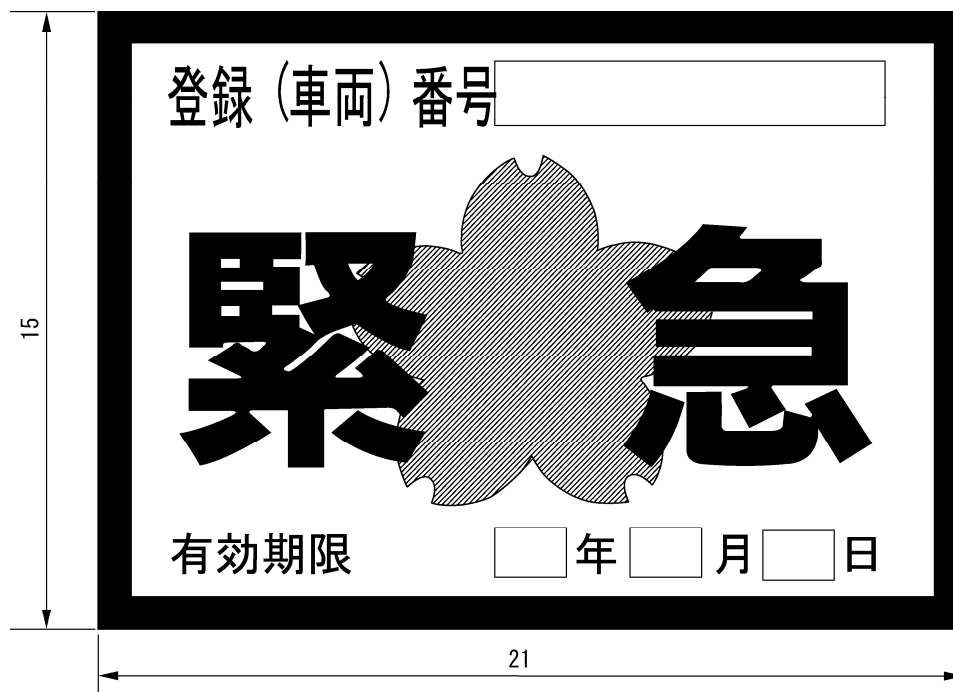
緊急通行車両等確認証明申請書 愛媛県公安委員会 殿 年 月 日 申請者住所 (電話番号) 氏名 印			
番 号 標 に 表 示 さ れ て い る 番 号			
車両の用途（緊急 輸送を行う車両に あつては、輸送人 員又は品名）			
使用者	住 所	() 局 番	
	氏 名		
通 行 日 時			
通 行 経 路		出 発 地	通 行 目 的
備 考			

○緊急通行車両確認証明書

第 号		年 月 日	
緊急通行車両確認証明書			
		知 事	印
		公安委員会	印
番 号 標 に 表 示 さ れ て い る 番 号			
車両の用途（緊急輸送を 行う車両にあつては、輸 送人員又は品名）			
使用者	住 所	() 局 番	
	氏 名		
通 行 日 時			
通 行 経 路	出 発 地	通 行 目 的	
備 考			

注 用紙の大きさは、日本工業規格A 5とする。

○緊急通行車両の標章



- 備考 1 色彩は、記号を黄色、縁及び「緊急」の文字を赤色、「登録（車両）番号」、「有効期限」、「年」、「月」及び「日」の文字を黒色、登録（車両）番号並びに年、月及び日を表示する部分を白色、地を銀色とする。
- 2 記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。
- 3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。

○罹災証明書等

証明番号

罹 災 証 明 書

世帯主住所						
世帯主氏名						
世帯構成員	氏名	続柄	年齢	氏名	続柄	年齢

罹災原因	年 月 日の による

被災住家※の 所在地	
住家※の被害 の 程度	
浸水等区分	

※住家とは、現実に居住（世帯が生活の本拠として日常的に使用していることをいう。）のために使用している建物のこと。（被災者生活再建支援金や災害救助法による住宅の応急修理等の対象となる住家）

備 考	

上記のとおり、相違ないことを証明します。

年 月 日

大洲市長

印

非 住 家 用

証明番号

罹 災 証 明 書

申請者住所	
申請者氏名	

罹災原因	年 月 日の による

罹災物件 所在地	
罹災物件の 種類	
申請者と 罹災物件の関 係	
建物の被害の 程度	
浸水等区分	
備 考	

上記のとおり、罹災したことを証明します。

年 月 日

大洲市長



証明番号	

罹 災 届 出 証 明 書

申請者住所	
申請者氏名	

罹災原因	年 月 日の による

罹災物件の 所在地	
罹災物件の 種別	
罹災内容	
備 考	

上記のとおり、罹災届出がなされたことを証明します。

年 月 日

大洲市長



＜救助・医療・避難関係＞

○行方不明者届出受付簿

[illegible]

○行方不明者届出台帳

受付番号		受付日		受付時間		受付者	
行 方 不 明 者							
氏 名		性別	住 所				
よみかた			大洲市				
年 月 日生			TEL () -				
状 況						備 考	
届 出 者							
氏 名		住 所				続柄	
よみかた							
		TEL () -					
安 否 等							
決 裁 欄						回答日	回答者
_____部長	_____班長	事項責任者	受 付 者				

○医療券（助産券）

医 療	注 意 事 項
NO 券	
助 産	1 この券を使用できるのは、市の委託を受けた医療助産の機関のみです。
住所	
氏名	2 国民健康保険、健康保険又は共済組合等の加入者でもこの券のみ使用してください。
年 月 日生	費用金額は、市から医療機関に支払います。
有効期間	3 医療の範囲は、次のとおりです。
年 月 日から	(1) 診療
年 月 日まで	(2) 薬剤又は治療材料の支給
大洲市長 印	(3) 処置手術その他の治療及び施術
	(4) 病院又は診療所への収容
	(5) 看護
	4 助産の範囲は、次のとおりです。
	(1) 分娩の介助
	(2) 分娩前後の処置
	(3) 脱脂綿、ガーゼ、その他の衛生材料の支給

○被災者安否問い合わせ受付簿

[illegible]

○被災者安否問い合わせ台帳

受付番号		受付日		受付時間		受付者	
安 否 不 明 者							
氏 名		性別	住 所				
よみかた			大洲市				
年 月 日生			TEL () —				
状 況						備 考	
安 否 問 い 合 わ せ 者							
氏 名		住 所				続柄	
よみかた							
		TEL () —					
安 否 等							
決 裁 欄						回答日	回答者
_____部長	_____班長	事項責任者	受 付 者				

< 災害救助法関係 >

○避難所物品受払簿

No _____

避難所名									
品 目		大分類		中分類			小分類		
年月日	依頼	受 入 先	払 出 先	受	払	残	記 入 者	備 考 (調査票No.)	
合 計			受 入		払 出		残 高		
(月 日 現在)									

※ この用紙は、避難所で保管しておく。
 ※ 様式10-1「救援物資 ニーズ調査票」により物資を依頼した場合は、「依頼」の欄に依頼数を記入し、備考欄に「調査票No.」を記入する。

○避難状況・救護所開設状況

(第 報)

報 告 の 時 限		日 時 分現在		発 信 時 刻		時 分	
発 信 機 関				発 信 機 関			
発 信 者 名				発 信 者 名			
内 容							
避 難 状 況	避 難 先	地 区 名	避難の勧告、指示の 種 類 別 及 び 日 時	世帯数	人数	屋内 屋外 の別	今後の見通し
			(勧告、指示、自主) 日 時 分	世帯	人	屋内 屋外	
			(勧告、指示、自主) 日 時 分			屋内 屋外	
			(勧告、指示、自主) 日 時 分			屋内 屋外	
			(勧告、指示、自主) 日 時 分			屋内 屋外	
			(勧告、指示、自主) 日 時 分			屋内 屋外	
救 護 所 開 設 状 況	救 護 所 名	設 置 場 所	収 容 人 数		実 施 機 関		
			重 傷	軽 傷			

○応急仮設住宅台帳

大洲市

応 急 仮 設 住 宅 番 号	世 帯 主 名 氏	家族 数	所在地	構造 区分	面積	敷地 区分	着工 月日	竣工 月日	入居 月日	実支 出額	備考
		人									
計	世帯										

○救助の種目別物資受払状況

大洲市

救 助 の 種 目 別	年 月 日	品 名	単 位 呼 称	摘 要	受 払	残	備 考

注) 「救助の種目別欄」には、避難所用、炊出しその他による食品給与用、給水用機械器具燃料浄水用薬品・資材用、被服・寝具その他生活必需品用、医薬品衛生材料用、被災者救出用機械器具・燃料用、事務用燃料・消耗品用などを記入し、区分する。

○炊き出し給与状況

大洲市

[illegible]

○飲料水の供給簿

大洲市

[illegible]

○物資の給与状況

大洲市

住 家 被 害 程 度 区 分	世 帯 主 氏 名	基礎とな った世帯 構 成 人 員	給 与 月 日	物資給与の品名						実支 出 額	備 考
				布団	毛布						
		人	月 日							円	
	全壊	世帯									
	半壊	世帯									

災害救助物資として上記のとおり給与したことに相違ありません。

年 月 日

給与責任者

所属職氏名

印

○救護班活動状況

○ ○ 救護班

班長：医 師 氏 名 印

月 日	活動した 市町村名	診 療 状 況		死 体 検 案 数	活 動 に 伴 い 故 障 、 破 損 し た 器 具 ・ 機 材 の 修 繕 費	備 考
		患者数	措 置 の 概 要			
		人		人	円	
計						

○病院診療所医療実施状況

大洲市

診療 機関	療 名	患 氏 者 名	診療期間	診 療 区 分		診療報酬配点数		金 額	備 考
				入 院	通 院	入 院	通 院		
			月 日			点	点	円	
計	機関	人							

○助産台帳

大洲市

分 氏	娩 者 名	分 日	娩 時	助産機関名	分 期	娩 間	金 額	備 考
					月 日 ～ 月 日			
					月 日 ～ 月 日			
					月 日 ～ 月 日			
					月 日 ～ 月 日			
					月 日 ～ 月 日			
					月 日 ～ 月 日			
					月 日 ～ 月 日			
					月 日 ～ 月 日			
					月 日 ～ 月 日			
					月 日 ～ 月 日			
					月 日 ～ 月 日			
					月 日 ～ 月 日			

○被災者救出状況記録簿

大洲市

[illegible]

○住宅応急修理記録簿

大洲市

世帯主氏名		修理箇所概要	完了月日	実支出額	備考
計	世帯				

○学用品の給与状況

大洲市

[illegible]

○埋葬台帳

大洲市

[illegible]

○死体搜索状況記録簿

大洲市

[illegible]

○死体処理台帳

大洲市

処 理 年月日	死体発見 の日時及 び場 所	死亡者 氏 名	遺 族		洗淨等の処理費			死 体 の 一 時 保 存 費	検案料	実支出額
			氏 名	続柄	品 名	数 量	金 額			
計		人								

○障害物の除去状況

大洲市

住家被害程度 区分		氏 名	除 去 に 要 し た 期 間	実 支 出 額	除去に要すべき状態の概要	備 考
			月 日 ～ 月 日			
			月 日 ～ 月 日			
			月 日 ～ 月 日			
			月 日 ～ 月 日			
			月 日 ～ 月 日			
			月 日 ～ 月 日			
			月 日 ～ 月 日			
			月 日 ～ 月 日			
			月 日 ～ 月 日			
			月 日 ～ 月 日			
			月 日 ～ 月 日			
			月 日 ～ 月 日			
			月 日 ～ 月 日			
			月 日 ～ 月 日			
計	半壊・焼	世帯				
	床上浸水	世帯				

○輸送記録簿

大洲市

[illegible]

○賃金職員等雇上台帳

[illegible]

【図 表】

○ I T V設備等位置図

